



暮らしの中に

総務省

# 地域力創造に関する施策説明会 【2日目】資料

令和7年1月

# ローカル10,000 プロジェクト等について

総務省自治行政局地域政策課

# ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）

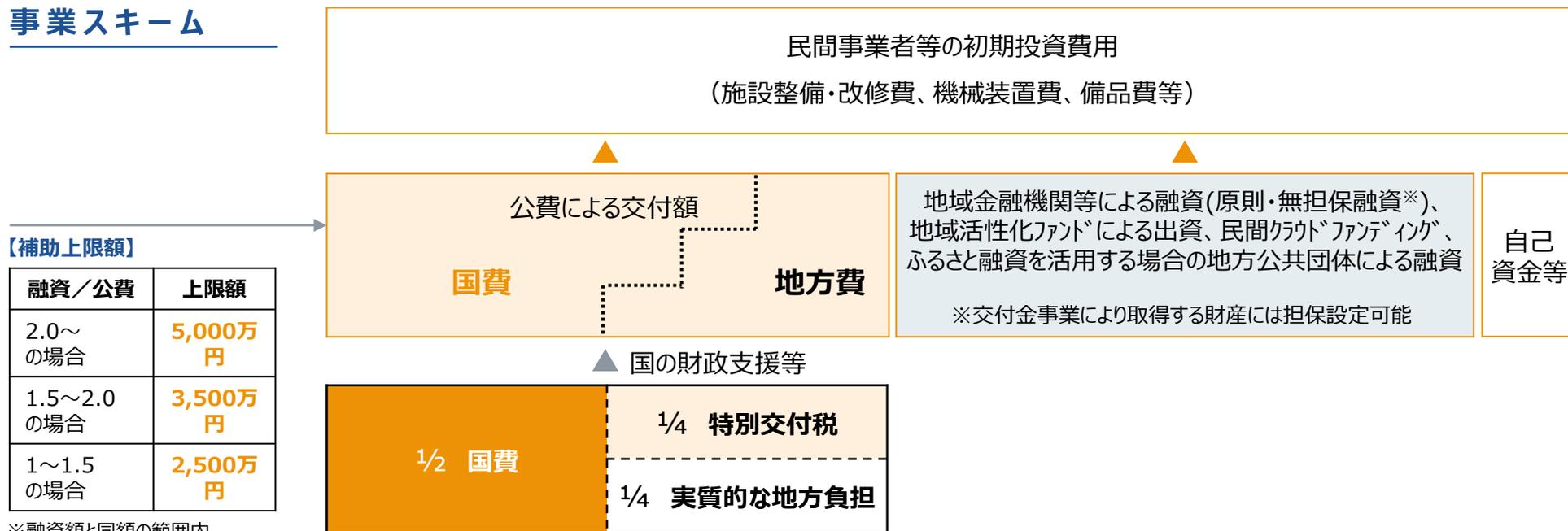
R7年度当初予算額（案）：地域経済循環創造事業交付金 6.2億円  
 R6補正予算額 地域経済循環創造事業交付金 等 21.1億円  
 R6当初予算額 地域経済循環創造事業交付金 6.0億円の内数

産官学労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援

- ① 地域密着型（地域資源の活用） ② 地域課題への対応（公共的な課題の解決）
  - ③ 地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング ④ 新規性（新規事業） ⑤ モデル性
- の要件について、有識者（総務省）の審査を経て該当すると認められた事業が対象

※事業は年度内完了が原則

## 事業スキーム



- 【補助率】**
- ・原則、自治体負担の1/2
  - ・条件不利地域
    - 財政力0.25以上 2/3
    - 財政力0.25未満 3/4
  - ・デジタル技術活用 3/4
  - ・脱炭素 3/4
  - ・女性・若者活躍 3/4



- 自治体の事業を支援
- 施設整備・改修費、備品費も対象
- 補助上限額は最大5,000万円（大規模事業対応可）
- 補助率は条件不利地域の場合 2/3～3/4
- 特別交付税措置（措置率0.5）により実質的な地方負担を大幅に軽減
- 毎月、交付申請可能

# ローカル10,000プロジェクト 事例

## 岩手県久慈市

ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した  
菌床しいたけ栽培による地域経済循環創出事業



## 島根県松江市

歴史文化の港町・美保関の  
古民家を活用した宿泊施設とレトロな  
BAR整備事業



## 山梨県都留市

富士の麓の小さな城下町都留市  
織物業再興×ふるさと納税活用プロ  
ジェクト



## 徳島県美馬市

うだつの町並み周辺古民家等活用支  
援事業



## 長野県佐久市

循環型醸造事業  
~Ferment Base~



## 鹿児島県長島町

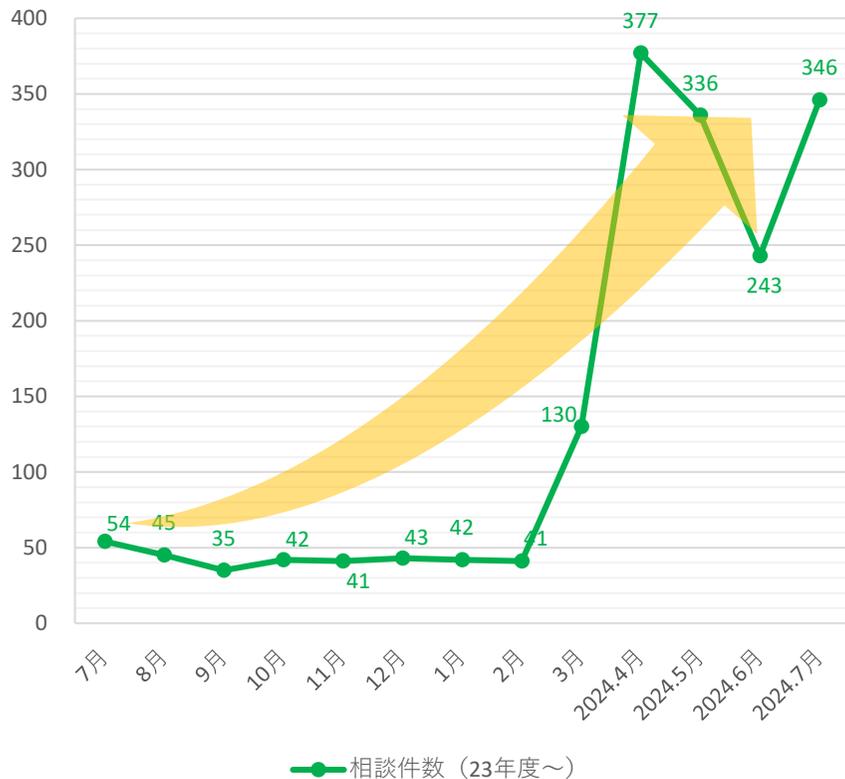
ぶりと茶どころ  
鹿児島活性化事業



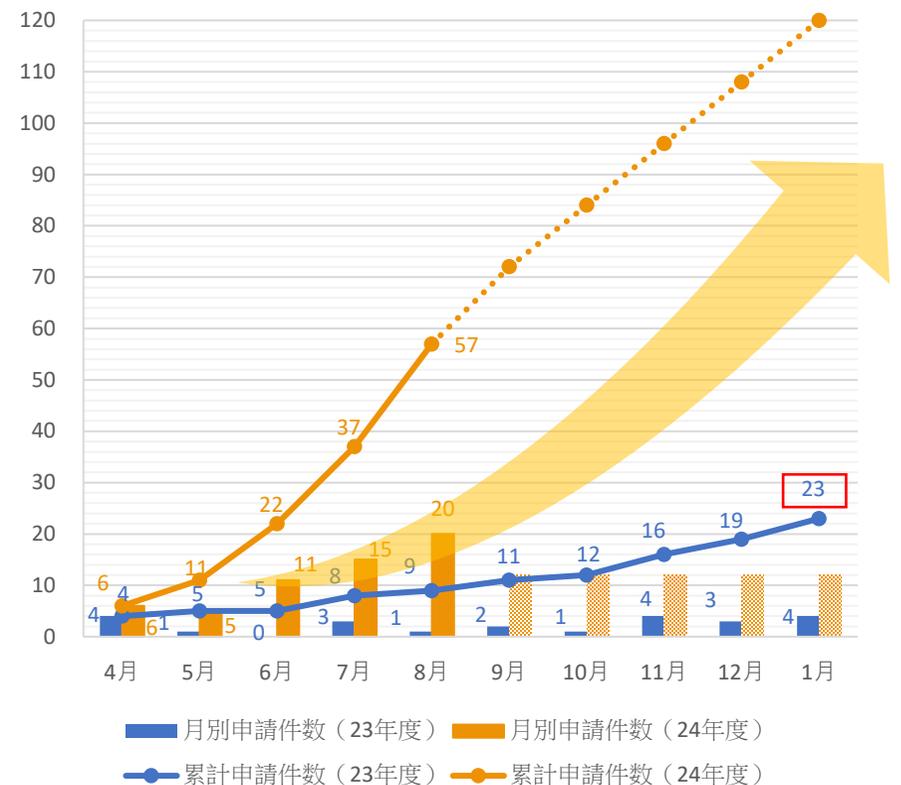
# ローカル10,000プロジェクトの予算額の増額について

- スタートアップ育成5か年計画の取組等による新規事業創出への経営者のマインド改善や物価高騰の影響でプロジェクトによる支援ニーズは高まっている
- このような中、**自治体・金融機関向けの広報からエンドユーザーとなる事業者向けの広報を強化することで大幅に案件の掘り起こしが実現**
- 相談・申請件数は大幅に増加し、**8月申請時点で令和6年度当初予算分及び令和5年度予算繰越分は執行の見通し**
- **相談・申請件数を踏まえ、地域課題の解決につながる新規事業の事業化を加速させるため、予算額を増額**

月次相談件数 年度間比較



月次申請件数数 年度間比較



# ローカル10,000プロジェクトR6補正予算事業の制度改正点について

項目	内容
①重点支援項目に「地域の女性や若者の活躍に関連する事業」を追加	<p>【重点支援項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業：国費3/4</li> <li>・脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業：国費3/4</li> <li>・地域の女性や若者の活躍に関連する事業：国費3/4（新規）</li> </ul> <p>○「地域の女性や若者の活躍に関連する事業」を新たに重点支援項目として追加。</p> <p>【想定される事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て中の女性をターゲットとしたデジタル人材としてのスキルアップと就労斡旋を行う事業</li> <li>・企業向けの仕事と育児の両立コンサルティング事業</li> <li>・起業志向の若者を受け入れて創業をサポートする事業</li> <li>・若者の交流拠点の運営、若者のニーズを踏まえたサービスの提供を行う事業</li> </ul>
②実施期間を最大2年まで拡大	<p>○交付金事業の実施期間はこれまで1年（単年度）としていたところ、実施期間を交付決定を受けようとする年度を含めて最大2年まで拡大。</p> <p>※ただし、交付決定は単年度ごとに行う。</p>
③「やむを得ない事情」について事前着手可能	<p>○「やむを得ない事情」により交付決定前に事業着手（工事発注など）が必要な場合は、交付決定前着手届を提出することで交付決定前の事業着手を可能とする。</p> <p>【やむを得ない事情として想定される事由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改修対象の建物について競合他者がいるため、交付決定前に早期に購入しなければ事業が実施できなくなる場合</li> <li>・導入する機械装置等が海外からの輸入品で納品までに相当の期間を要するため、年度内に完了するためには交付決定前に発注する必要がある場合</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
④リースを活用する場合の弾力的運用	<p>○対象経費の一部をリース資機材で調達する場合、交付金事業者と地域のリース会社が共同申請を行い事業に取り組むときは、そのリース額を地域金融機関からの融資相当額とみなす。</p> <p>※ただし、地域金融機関等の融資等は必須（全額リースによる調達は不可）。</p>

# ローカル10,000における「生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業」の事例

事業者：株式会社 井上寅雄農園  
(代表取締役：井上 隆太郎氏)

市町村：長野県佐久市

公費による交付額：14,000千円

融資額：14,000千円

事業概要：

先進的なヨーロッパの最新鋭の設備とICTの使用により、佐久市から農業のDXを体現する。

(R3採択)

新規雇用人数：5名 (R6.3月時点)



観光業の活性化に寄与するため、新たにいちご狩り事業を行うハウス設備を導入。最新鋭のリフト式ハウス設備の取り入れ、温度管理・灌水・日照時間の管理など、イチゴの生育過程においてデジタル技術を全面的に活用し、24時間体制で環境制御を行うことで、効率的に生産を行い、生産性を劇的に向上させる。

また、効率的に農業経営を行うため、先に自社で開発した、全国のプロ農家から指導が受けられる農業スキルシェアサービス「アグティー」の改修を行い、農業者との意見交換や技術の提供等を行って、農業技術の継承や後継者の育成等に努める。

事業者：有限会社 越戸きのご園  
(代表取締役：越戸翔氏)

市町村：岩手県久慈市

公費による交付額：40,000千円

融資額：57,505千円

事業概要：

ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した菌床しいたけ栽培により「菌床しいたけ」の一大産地化を目指す。

(H27採択)

新規雇用人数：17名 (R6.3月時点)



ICTを活用したハウス内温度、湿度、CO2濃度等の監視制御システム及び低コスト高断熱ハウスを導入し、全国に例のない菌床しいたけ栽培技術を確立するとともに、地域生産者への普及、しいたけの一大産地化を図る。

久慈地域の木材の残材等を活用した木質バイオマスエネルギーによる熱供給を受けることにより、化石燃料価格の変動に左右されない安定した経営と環境負荷の低減、エネルギーの地産地消による地域経済循環システム構築の実現を図る。

# ローカル10,000における「脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業」の事例

事業者：Brewing Farmers&Company 合同会社  
(代表社員：鈴木 健之助氏)

市町村：長野県佐久市

公費による交付額：4,333千円

融資額：4,334千円

事業概要：

工場跡をリフォームし、エネルギー源の確保から原材料まで全てを自然素材で賄う世界初の持続可能な製法の「どぶろく」製造を行う。

(R2採択)

新規雇用人数：1名 (R6.3月時点)



若者の人口流出、少子高齢化、地域産業の衰退、耕作放棄地の増加、森林の荒廃等の地域課題のため、工場跡を再活用し、新たに地域循環型の醸造(どぶろく・麴製造)を行う。

薪ボイラーも整備し、エネルギー源としては地元産の間伐材を活用する。山林保全から水源維持、豊かな土壌に繋げ、良質な米の生産へと環境循環の仕組みを作る。

また、空き店舗を活用して、どぶろくの提供場及びコミュニティスペースとして農家レストランを開業することで、雇用の創出と経済波及効果を生み出す。

事業者：農業生産法人 もがみグリーンファーム (株)  
(代表取締役：大場 利秋 氏)

市町村：山形県最上町

公費による交付額：8,000千円

融資額：29,300千円

事業概要：

未利用バイオマス (木質燃料用ペレット、もみ殻固形燃料)を活用した新たなビジネスにより地域の経済循環を創出する。(H26採択)



木質燃料用ペレットやもみ殻固形燃料の製造プラントを整備し、地域暖房の燃料として供給する。

高齢化などから森林の整備が進まなく荒廃が進む地域において、木質燃料ペレットの製造に伴い、山林の整備が促進され、さらに整備費用に還元されることが期待される。

また、山村地域の大きな課題である高齢化に伴う離農・耕作放棄地が増加する地域において、もみ殻の廃棄物処理からバイオマスエネルギー利用は大きな課題解決の一助となる。

## ローカル10,000における「女性活躍・若者活躍に資する事業」の事例

事業者：有限会社A・S・S  
(代表取締役：坂上直寛氏)  
市町村：鹿児島県出水市

公費による交付額：14,000千円

融資額：14,000千円

事業概要：

子育て中の女性向けのWEBライティングの  
スキルアップと業務斡旋  
(R4採択)

新規雇用人数：13名 (R6.3月時点)



人口流出や子育て世代の就労問題等の解決や魅力的な仕事と女性活躍に向けた環境を創出するため、地域商店街中心に位置する金融機関の店舗跡を活用して、コワーキングスペースとともに事業所内保育施設を整備。

テレワークでWEBライティングの仕事に従事しスキルアップを行うなど、育児中でも仕事をしながら無理のない働き方と、多様な保育サービスを提供することで人口流出の抑制に繋げるとともに、商店街関係者と様々連携することで商店街の活性化・賑わいの創出も図る。

事業者：インストラクション株式会社  
(代表取締役：加藤武氏)  
市町村：新潟県長岡市

公費による交付額：10,000千円

融資額：11,000千円

事業概要：

企業向けの仕事と育児の両立コンサルティング、  
地場産品を活用した食物アレルギー児向けの対応食品の販売 (H27採択)

新規雇用人数：7名 (R6.3月時点)



待機児童問題の解決と未満児を持つ働く女性や働きたい女性の雇用の場を創出するため、「プレスクール事業」と「チューボー事業」を実施。

プレスクール事業では育児と仕事を両立させるためのコンサルティングを行い、チューボー事業では地元食材を活用しつつも食物アレルギー品目を使用しないアレルギー対応食に特化した地産地消惣菜店を整備することで、育児と仕事の両立サポートや企業内保育所設置の経済負担の軽減、雇用の創出を図る。

事業者：株式会社ベリーネ  
(代表取締役社長：先野徹史氏)  
市町村：島根県浜田市

公費による交付額：7,000千円

融資額：7,000千円

事業概要：Iターン出身者の洋菓子職人を受け入れ、  
カフェ内を改装して洋菓子部門を開設  
(R4採択)

新規雇用人数：2名 (R6.3月時点)



ベリーネの業績向上と地元地域の貢献につなげるため、カフェ内の遊休区画を改装して洋菓子部門を開設。

独立志向のパティシエ（洋菓子職人）を過疎地域で受け入れて開業をサポートするとともに、ベリーネの農産物を活用して6次産業化に取り組むことで、高付加価値化を図っている。カフェと洋菓子部門との相乗効果を期待し、お客様に満足していただける観光農園として地域活性化に貢献している。

# ローカル10,000と関係補助金の比較①

政策名	ローカル10,000 (国庫補助事業)	ローカル10,000 (地方単独事業)	ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金		小規模事業者持続化補助金
目的	地方公共団体が地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による新規事業を支援することにより地域経済循環を創造	ローカル10,000に準ずる地方単独事業の創業等に要する経費について特別交付税措置を講じ、地域資源を活用した全国各地での創業等を拡大	中小企業等が行う、革新的な新製品・新サービスの開発等に必要設備投資等を支援することで生産性を向上		小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を推進
予算	R6当初 6.0億円 R7当初(案) 6.2億円	-	R6年度補正 3,400億円の内数		R6年度補正 3,400億円の内数
補助率	1/2	0.5(措置率)	製品・サービス高付加価値化枠 中小企業 1/2 小規模・再生 2/3	グローバル枠 中小企業 1/2 小規模 2/3	2/3～3/4
国・地方負担割合	原則 国1/2 地方1/2 【条件不利地域】 財政力0.25以上 国2/3 地1/3 財政力0.25未満 国3/4 地1/4 【重点支援事業】 脱炭素、女性・若者活躍 デジタル技術 国3/4 地方1/4	-	<特例>最低賃金引上げ特例 2/3(小規模・再生は除く)		国10/10
上限額	2,500万円(融資/公費 1～1.5) 3,500万円(融資/公費 1.5～2.0) 5,000万円(融資額/公費 2.0～)	1,500万円(融資/公費 1～) 800万円(融資/公費 0.5～1.0) 200万円(融資/公費 ～0.5)	5人以下 750万円(850万円) 6～20人 1,000万円(1,250万円) 21～50人 1,500万円(2,500万円) 51人以上 2,500万円(3,500万円)	3,000万円(3,100～4,000万円)	50万円～250万円 ※インボイス特例に該当する場合は上記の上限額に50万円上乗せ ※賃金引上げ特例に該当する場合は上記の上限額に150万円上乗せ
対象経費	施設整備費、機械装置費、備品費	施設整備費、機械装置費、備品費、広告宣伝費、商品開発費等	機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費	機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	機械装置費、新商品開発費、広報費等
要件	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④モデル性 ⑤地域金融機関等による融資	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④融資又は民間クラウドファンディング等 ⑤地方自治体において有識者の審査又は商工会議所等の確認	以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行。 ①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等(従業員21名以上の場合のみ) ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。		①事業者自らが事業計画書を策定し、商工会・商工会議所の伴走支援を受けながら取り組むもの
件数	R4 15件 R5 23件	-	42,592件(第1～18回公募)		218,502件(過去実績)

# ローカル10,000と関係補助金の比較②

政策名	ローカル10,000 (国庫補助事業)	ローカル10,000 (地方単独事業)	事業再構築補助金		
目的	地方公共団体が地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による新規事業を支援することにより地域経済循環を創造	ローカル10,000に準ずる地方単独事業の創業等に要する経費について特別交付税措置を講じ、地域資源を活用した全国各地での創業等を拡大	新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰、地域プライチェーン維持・強化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援		
予算額	R6当初 6.0億円 R7当初 (案) 6.2億円	-	R2 3次補正：1兆1,485億円 R3補正：6,123億円 R4予備費：1,000億円 R4 2次補正：5,800億円 R5補正：1,000億円 (同基金の省力化補助金)		
補助率	1/2	0.5 (措置率)	成長分野進出枠		コロナ回復加速化枠
			通常類型	GX進出類型	最低賃金類型
			中小企業1/2 (※2/3) 中堅企業1/3 (※1/2) ※短期間に大規模賃上げを行う場合	中小企業1/2 (※2/3) 中堅企業1/3 (※1/2) ※短期間に大規模賃上げを行う場合	中小企業3/4 (※2/3) 中堅企業2/3 (※1/2) ※コロナ借換保証等で歳央債務を借り換えていない場合
国・地方負担割合	原則 国1/2 地方1/2 【条件不利地域】 財政力0.25以上 国2/3 地1/3 財政力0.25未満 国3/4 地1/4 【重点支援事業】 脱炭素、女性・若者活躍 デジタル技術 国3/4 地方1/4	-	国10/10		
上限額	2,500万円 (融資/公費 1~1.5) 3,500万円 (融資/公費 1.5~2.0) 5,000万円 (融資額/公費 2.0~)	1,500万円 (融資/公費 1~) 800万円 (融資/公費 0/5~1.0) 200万円 (融資/公費 ~0.5)	20人以下：1,500万円 (2,000万円) 21~50人：3,000万円 (4,000万円) 51~100人：4,000万円 (5,000万円) 101以上：6,000万円 (7,000万円) ※人数は従業員規模、かつ内は短期的に大幅賃上げを行う場合の上限額	【中小企業】 20人以下：3,000万円 (4,000万円) 21~50人：5,000万円 (6,000万円) 51人~100人：7,000万円 (8,000万円) 101人以上：8,000万円 (1億円) 【中堅企業】 従業員規模に関わらず1億円 (1.5億円) ※同左	5人以下：500万円 6~20人：1,000万円 21人以上：1,500万円
対象経費	施設整備費、機械装置費、備品費	施設整備費、機械装置費、備品費、広告宣伝費、商品開発費等	建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、外注費・専門家経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、廃業費 ※廃業費は成長分野促進枠 (通常類型) のみ		
要件	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④モデル性 ⑤地域金融機関等による融資	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④融資又は民間クラウドファンディング等 ⑤地方自治体において有識者の審査又は商工会議所等の確認	【基本要件】 ①事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること ②事業計画について金融機関等や認定経営革新等支援機関の確認を受けること ③補助事業終了後3~5年で付加価値額の年平均成長率3~5%以上増加 (※事業類型により異なる。) 、又は従業員一人当たり付加価値額の年平均3~5%以上の達成 (※) ・ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者 ・国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者		
件数	R4 15件 R5 23件	-	応募件数184,170件 (第1~12回公募) 採択件数 80,692件 (第1~12回公募)		

# ローカル10,000と関係補助金の比較③

政策名	ローカル10,000 (国庫補助事業)	ローカル10,000 (地方単独事業)	農山漁村振興交付金 地域資源活用価値創出対策 (地域資源活用価値創出整備事業)			
			定住促進・交流対 策型	産業支援型	農泊推進型 (※①or②のどちらか) ①市町村・中核法人実施型 ②農家民泊経営者等実施型	農福連携型
目的	地方公共団体が地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による新規事業を支援することにより地域経済循環を創造	ローカル10,000に準ずる地方単独事業の創業等に要する経費について特別交付税措置を講じ、地域資源を活用した全国各地での創業等を拡大	農山漁村の多様な地域資源を活用し、付加価値を創出する施設整備を支援します。			
予算額	R6当初 6.0億円 R7当初 (案) 6.2億円	-	令和7年度予算額〇(P) (8,389) 百万円の内数			
補助率	1/2	0.5 (措置率)	1/2	3/10(通常) 1/2 (中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」や農山漁村発イノベーションに係る市町村戦略に基づき行う場合、障害者等の雇用を行う場合)	1/2	
国・地方負担	原則 国1/2 地方1/2 【条件不利地域】 財政力0.25以上 国2/3 地1/3 財政力0.25未満 国3/4 地1/4 【重点支援事業】 脱炭素、女性・若者活躍 デジタル技術 国3/4 地方1/4	-	1/2の補助については全額国費負担	3/10 (通常)・1/2の補助については全額国費負担	1/2の補助については全額国費負担	
上限額	2,500万円 (融資/公費 1~1.5) 3,500万円 (融資/公費 1.5~2.0) 5,000万円 (融資額/公費 2.0~)	1,500万円 (融資/公費 1~) 800万円 (融資/公費 0.5~1.0) 200万円 (融資/公費 ~0.5)	4億円(税込) 建築物であれば延べ床面積1㎡当たり29万円(事業費ベース・税込)	原則1億円 (IoT等の取組において取組先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準に対応する場合、上限額は2億円)	①原則2,500万円 ただし、古民家等の遊休施設を活用した施設整備で一定の要件を満たす場合は上限5,000万円 市町村所有の廃校等の遊休施設を活用した大規模宿泊施設整備で一定の要件を満たす場合は上限1億円 ②1地域あたり5,000万円かつ1経営者あたり1,000万円 ※地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合は、上限額の加算有	簡易整備の場合は上限200万円 高度経営の場合は上限1,000万円 経営支援の場合は上限2,500万円 介護・機能維持の場合は上限400万円
対象経費	施設整備費、機械装置費、備品費	施設整備費、機械装置費、備品費、広告宣伝費、商品開発費等	農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備費	農林水産物加工・販売施設等の整備費	①古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農山漁家レストランの整備費 ②農家民泊経営者等が営む宿泊施設の改修に要する経費	障害者等が作業に携わる生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる付帯施設等の整備
要件	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④モデル性 ⑤地域金融機関等による融資	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④融資又は民間クラウドファンディング等 ⑤地方自治体において有識者の審査又は商工会議所等の確認	・地方公共団体が計画主体となり、農山漁村活性化法に基づく活性化計画を作成すること ・市町村区域（用途地域も含む）以外であること ・農林地の占める割合がおおむね80%以上の地域または農山漁業者数の割合がおおむね5%以上の地域であること（漁港と一体的に発展した地域も可）等	・事業実施主体は、農山漁業者団体、中小企業者とし、次のいずれかの認定を必要とする ①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定 ②農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定 ③都道府県又は市町村が策定する戦略に基づく事業計画の認定 ・制度資金等の融資又は出賃を活用すること ・多様な事業者とネットワーク構築すること	①市町村以外を事業実施主体とする場合にあっては、事業実施主体となる団体等が農泊実施の中心的な役割を担っていること。 ②農泊実施のための地域協議会及び中心的な役割を担う人が設立済みであり、事業実施区域内で宿泊、食事及び体験の提供を行う体制が整っていること。 ・連携体の構成員である農家民泊経営者等は、本事業完了後の翌年度未までに旅館業法の許可を取得していること。 ③・宿泊施設を避難所等として活用する場合は、中山間地域等を含む地域における取組であること。 (共通) ・オンライン予約に対応する 等	・農山漁分野の作業に携わる、障害者、生活困窮者（就労に向けた支援計画策定者）、高齢者（要介護認定者）を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること。 等

# ローカル10,000プロジェクト 都道府県別交付決定事業数

R6年11月1日時点

	都道府県	団体内訳							件数				採択団体	都道府県	団体内訳							件数											
		道①	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市			市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市							
1	北海道	道①	芦別市	江別市④	三笠市	網走市	石狩市	新冠町	1	29	30	24	25	滋賀県	県①	米原市	高島市	長浜市③	東近江市②	近江八幡市	彦根市②	1	15	16	12								
		函館市	夕張市	仁木町	根室市	南幌町	中標津町	真狩村							竜王町	粟東市	愛荘町	甲賀市	多賀町														
		足寄町	美唄市②	中川町	上士幌町	中頓別町	帯広市	積丹町②							福知山市③	南丹市	京丹後市⑧	舞鶴市	亀岡市														
2	青森県	青森市	中泊町	八戸市②	五所川原市	深浦町	六ヶ所村		7	7	6	27	大阪府	大東市	能勢町	田尻町					3	3	3	3									
		久慈市②	西和賀町③	岩手町	大船渡市③	軽米町	陸前高田市	花巻市②																									
3	岩手県	久慈市②	西和賀町③	岩手町	大船渡市③	軽米町	陸前高田市	花巻市②	16	16	9	28	兵庫県	県⑨	豊岡市⑬	養父市⑨	南あわじ市②	たつの市	宍粟市	多可町②	9	52	61	18									
		紫波町②	遠野市											淡路市③	香美町②	丹波市③	市川町	朝来市④	佐用町	神戸市②													
4	宮城県	気仙沼市	登米市	蔵王町				3	3	3	29	奈良県	県④	宇陀市④	斑鳩町②	明日香村②	三郷町④	安堵町	天理市②	4	23	27	12										
5	秋田県	県⑪	大館市③	にかほ市	男鹿市	秋田市	羽後町	八郎潟町	11	8	19	7	30	和歌山県	県①	有田市	太地町	湯浅町	日高川町	広川町	1	5	6	6									
6	山形県	金山町	最上町②	戸沢村②	尾花沢市②	小国町②	上山市②	南陽市	17	17	12	31	鳥取県	県①	若桜町	湯梨浜町	境港市	智頭町			1	4	5	5									
		大石田町	寒河江市	遊佐町	山形市	長井市																											
7	福島県	喜多方市②	会津若松市	白河市	新地町	玉川村			6	6	5	32	島根県	出雲市②	益田市	江津市③	海士町③	奥出雲町②	安来市	飯南町		18	18	11									
8	茨城県	笠間市②	桜川市	つくば市					4	4	3	33	岡山県	倉敷市④	美作市	新見市③	真庭市	矢掛町	吉備中央町	浅口市					15	15	8						
9	栃木県	県②	茂木町						2	1	3	2	34	広島県	神石高原町	呉市③	尾道市	竹原市	世羅町			7	7	5									
10	群馬県	桐生市	榛東村	下仁田町③	みなかみ町				6	6	4	35	山口県	萩市	下関市	周南市							3	3	3								
11	埼玉県	東松山市	秩父市②	三芳町	川越市	行田市			6	6	5	36	徳島県	県⑭	阿南市②	神山町	那賀町	美馬市②			14	6	20	5									
12	千葉県	大多喜町	御宿町	香取市	市原市②	白子町	旭市	匝瑳市	8	8	7	37	香川県	県①	土庄町	まんのう町	三豊市	高松市	小豆島町⑦	東かがわ市	1	12	13	7									
13	東京都	町田市②							2	2	1	38	愛媛県	県①	今治市⑤	宇和島市③	松山市①	西条市	新居浜市③	久万高原町	1	15	16	7									
14	神奈川県	県①	小田原市③	座間市					1	4	5	3	39	高知県	県①	高知市	四万十市						1	2	3	3							
15	新潟県	三条市	五泉市	津南町	長岡市④	阿賀野市②	佐渡市④	見附市	17	17	9	40	福岡県	北九州市②	築上町	行橋市	みやま市	糸島市	芦屋町	柳川市②		13	13	10									
		妙高市	南魚沼市①																														
16	富山県	魚津市	南砺市②	射水市					4	4	3	41	佐賀県	江北町	佐賀市	鹿島市	太良町	白石町			5	5	5										
17	石川県	輪島市②	能登町						3	3	2	42	長崎県	壱岐市④	島原市②	対馬市	新上五島町	長崎市②	大村市			11	11	6									
18	福井県	県③	鯖江市	敦賀市②	小浜市	坂井市	勝山市	美浜町	3	10	13	8	43	熊本県	県④	八代市②	玉名市	上天草市①	菊池市	合志市②	相良村	4	15	19	13								
		若狭町③																															
19	山梨県	南アルプス市	北杜市	笛吹市	都留市	大月市	小菅村		6	6	6	44	大分県	県①	宇佐市							1	1	2	2								
20	長野県	県②	上田市	長和町	長野市②	下條村	東御市	佐久市⑥	2	16	18	10	45	宮崎県	県⑤	小林市②	宮崎市						5	3	8	3							
		小諸市②	松川村	白馬村																													
21	岐阜県	県①	山県市③	多治見市②	関市②	白川村	郡上市	下呂市	1	20	21	15	46	鹿児島県	鹿屋市③	垂水市	湧水町	徳之島町	志布志市③	大崎町	指宿市	16	16	11									
		羽島市	可児市	飛騨市	揖斐川町	各務原市②	本巣市	高山市②							長島町②	出水市	さつま町	指宿市															
22	静岡県	静岡市②	浜松市						3	3	2	47	沖縄県	南城市②	那覇市	本部町	うるま市	竹富町				6	6	5									
		恵那市																															
23	愛知県	岡崎市②	美浜町	大治町	西尾市	設楽町	田原市		7	7	6	24	三重県	鳥羽市	多気町②	いなべ市																	
24	三重県	鳥羽市	多気町②	いなべ市					4	4	3		計									64	471	535	320								

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）

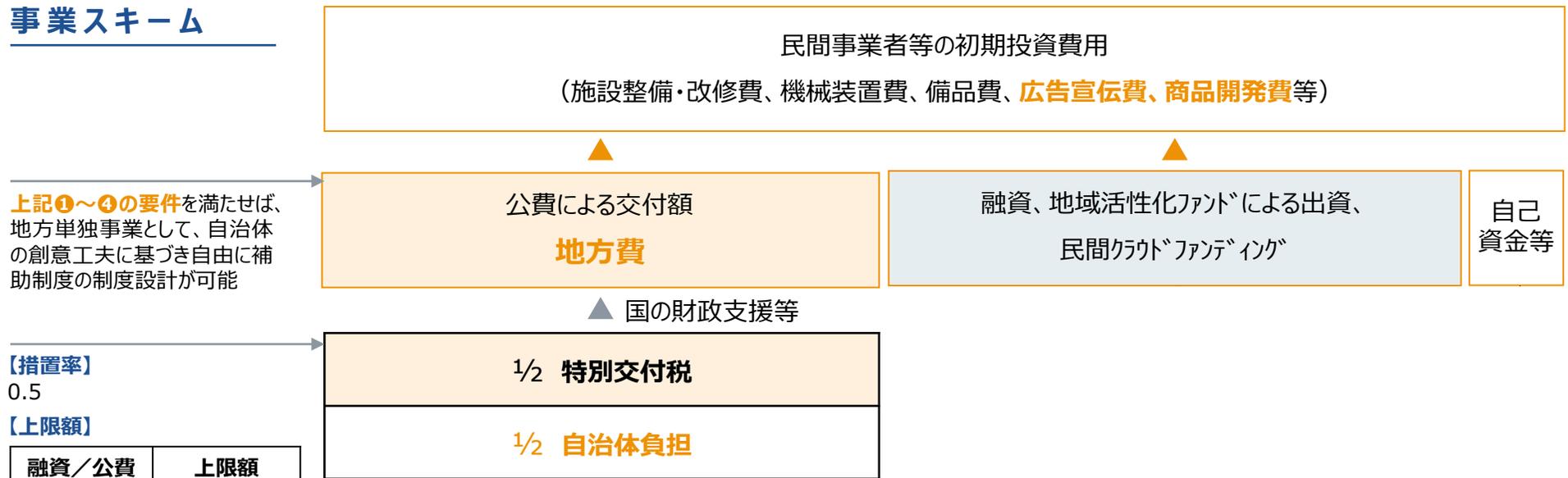
ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）に準ずる市町村の地方単独事業に対する特別交付税措置を創設

- ①地域密着型（地域資源の活用）
- ②地域課題への対応（公共的な課題の解決）
- ③融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング
- ④新規性（新規事業）

の要件について、市町村において外部有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業が対象

※特別交付税の算定に当たって、上記を確認できる補助要綱等を提出

## 事業スキーム



【措置率】  
0.5

【上限額】

融資／公費	上限額
1～ の場合	1,500万円
0.5～1.0 の場合	800万円
～0.5 の場合	200万円

※融資額と同額未満の場合  
についても対象



- 市町村の地方単独事業を支援
- 国庫補助事業と異なり、先行事例の横展開等を推進するため、モデル性は問わない。
- 国庫補助事業と異なり、融資額が小さい場合、交付額が小さい場合、担保付融資の場合、ソフト経費（広告宣伝費、商品開発費）が中心となる場合も柔軟に活用可能。
- 国の有識者の審査不要。市町村の有識者の審査又は商工会議所の確認を経ることで柔軟に活用可能。

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の活用事例①：岐阜県山県市

## 【具体的内容①】

### 自治体名

- 岐阜県山県市

### 自治体・金融機関の支援内容

- 交付額：2,000千円（市予算額）
- 融資等：1,484千円
- 初期投資内容：施設整備費、機械装置費 など

### 審査の方法

- 山県市単独地域経済循環創造事業費補助金審査会設置要綱に基づき設置した審査会で審査。

#### <自治体の声>

・単独事業は国庫補助事業と比較してモデル性の要件が省かれていること、融資額や交付額が小さい場合でも活用できることなどから、地域課題の解決や地域活性化に活用できる幅が広がると捉え、市単独の補助金要綱を策定した。

#### <事業者の声>

・市の廃校を活用した農家レストランが施設の老朽化により廃校での営業ができなくなり、新たな拠点で他の滞在拠点施設と連携した事業を計画し市に相談したところ、ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の案内があった。

### 事業名

- 山県市北山地区の観光周遊促進プロジェクト

### 取組内容

- 過疎化・高齢化が進む市北部地域において、地元住民が提供する郷土料理が人気の農家レストランを移転し、周辺施設との連携、新たな情報発信拠点としての強化を目指す。

## 【具体的内容②】

### 自治体名

- 北海道本別町

### 自治体・金融機関の支援内容

- 交付額：12,000千円
- 融資等：12,000千円
- 初期投資内容：施設整備費

### 審査の方法

- 要綱の第6条で「町長が認める団体の審査」もしくは「商工会が確認」となっており、今回は関連するSDGs・脱炭素推進協議会（審査員は商工会、建設会社、大学などにより構成）で審査。

### 事業名

- 本別町地域経済循環創造事業

### 取組内容

- コワーキングスペースを整備し、地域内外企業・自治体と連携して、地域商品のブランディング、空き店舗のサブリース事業を行うことで、地域内の社会課題を経済的取組によって解決できる事業モデルを構築する。

#### <自治体の声>

・国の補助事業の活用が困難になったため、地方単独事業に移行することとした。町で要綱等のルールを定めることによりスピード感を持って進められていることがメリットであると感じている。

#### <事業者の声>

・今回立ち上げる会社の前に、コンサルティング事業で本別町役場や民間事業者と関わってきた。  
・本別町に訪れるたび、様々な人と交流するうちに町に思い入れを持つようになったのがきっかけである。  
・また、この制度の最大利点は町に認められる事業となることであると感じている。さらに制度上、金融機関の融資審査を通過している事業として認知を受けることがさらなる強みとなり、その点がメリットだと感じている。

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の活用事例③：群馬県南牧村

## 【具体的内容③】

### 自治体名

- 群馬県南牧村

### 自治体・金融機関の支援内容

- 交付額：15,000千円
- 融資等：18,000千円
- 初期投資内容：施設整備費、機械装置費

### 審査の方法

- 役場の複数の部署と複数の金融機関にお声がけし、協議を行った。正式な審査はこれからとなるが、村の商工会には創業支援にあたりアドバイスや意見書のような形で確認をいただく予定。

### 事業名

- 有害鳥獣処理加工支援事業

### 取組内容

- 有害鳥獣による農林産物被害の軽減を図るため、捕獲した有害鳥獣を地域資源として有効利用することを促進し、「南牧ジビエ」のブランド化を目指したジビエ商品の開発や販売等の事業を起業する事業者に対し、初期投資費用を支援する。

#### <自治体の声>

- ・南牧村では新規事業者からの相談を受け、村としても推進したい事業であったことから令和5年度より支援を検討していた。
- ・そのような中で群馬県よりローカル10,000プロジェクト（国庫補助）の活用についてご教授いただき、今年度中の事業開始に向けて具体的な協議を勧めていたところ、国の補助事業の活用が困難になったため代替えとなる支援施策を検討した結果、今回の地方単独事業の実施を行う事となった。
- ・国庫補助事業の補正対応及び次年度を待つことも考えたが、施設等の整備の期間も考えると事業の確実な実施が難しくなることや完全な新規事業者であったため実施予定者の生活を担保する観点からも早期な着手が望ましいのと判断で地方単独事業を活用することとなった。
- ・村の負担は大幅に増加するが、国庫事業については採択されるかも不確定なのに対し、地方単独事業であれば国庫補助の要件に沿う形で実施することで特別交付税の対象とすることが可能であり、確実な実施の見込みが立てられることも要因となった。

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の要綱例①：岐阜県山県

## 山県市単独地域経済循環創造事業補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者等に対し、その事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、山県市単独地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、山県市補助金等交付規則（平成15年山県市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （補助対象者）

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の全てに該当する民間事業者等（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 市内に事業所を有し、又は設けようとする民間事業者等であること。
- (2) 市が実施する同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 山県市暴力団排除条例（平成24年山県市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しない者又は暴力団等と密接な関係を有していないこと。

### （事業内容）

第3条 次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために補助対象者が、初期投資を行う事業（以下「補助事業」という。）に対し、補助金を交付する。

- (1) 地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- (2) 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- (3) 補助対象者にとってこれまでの取組とは異なる新たな事業であること。
- (4) 補助対象経費のうち、補助金及び自己資金を除いた額（以下「融資額等」という。）については、次のいずれかの方法で資金調達をすること。

- ア 地域金融機関等による融資
- イ 地域活性化ファンドによる出資
- ウ 民間クラウドファンディングによる寄附

### （補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、補助対象者が第8条に規定する交付決定の日以降から第

### （審査会）

第7条 市長は、補助事業の審査に当たって、審査会を設置する。

- 2 審査会は、必要に応じて申請した団体に説明を求めることができる。
- 3 前項に係る内容については、非公開とする。
- 4 審査会は、補助事業を審査し、その結果を市長に報告するものとする。
- 5 第1項に規定する審査会の設置について必要な事項は、市長が別に定める。

審査等

①地域密着型  
（地域資源の活用）

②地域課題への対応  
（公共的な課題の解決）

④新規性（新規事業）

③融資等

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の要綱例②：北海道本別町

## 本別町地域経済循環創造事業補助金交付要綱

本別町告示第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者等に対し、その事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、本別町地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省委託」という。）及び団体等に対する補助金等の適正化に関する規則（昭和61年本別町規則第7号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、町内に会社を登記する新規性の高い地域課題への対応を行う民間事業者（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、施設整備・改修費、機械装置費、備品費、広告宣伝費、商品開発費、調査研究費、事業構築費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金額は、交付対象経費から融資額及び補助対象事業を行う者の自己資金等の合計額を除いた額を対象に、1事業あたり次に掲げる額を超えないものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

(1) 融資額等が補助金額と同額以上の額の場合 1,500万円

(2) 融資額等が補助金額の0.5倍以上同額未満の額の場合 800万円

(3) 融資額等が補助金額の0.5倍未満の額の場合 200万円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、本別町地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 実施計画書

(2) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を町長が認める団体の審査もしくは本別町商工会が確認し、補助金の交付を認めたときは、本別町地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

審査等

①地域密着型  
(地域資源の活用)

②地域課題への対応  
(公共的な課題の解決)

④新規性（新規事業）

③融資等

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の要綱例③：群馬県南牧

## 南牧村創業等促進事業補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、南牧村でローカル10,000プロジェクト事業又は当該事業に準ずる村の単独事業を活用し創業等をしようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、南牧村補助金等に関する規則（昭和53年南牧村規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 創業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第28項第1号及び第2号に規定する行為をいう。
- (2) 第二創業 第8条に規定する補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一年度内に先代から事業（会社を含む。）を引き継いだ者又は引き継ぐ予定の者が、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うことをいう。
- (3) 創業等 創業又は第二創業をいう。
- (4) 会社創業等 産業競争力強化法第2条第28項第2号に規定する創業又は会社を引き継ぐ第二創業をいう。
- (5) 事業所 個人事業者にあつては事業の用に供する事務所等、会社にあつては商業・法人登記簿謄本において本店として登記されている事務所をいう。
- (6) 地域資源 本村の特産物として相当程度認識されている農林水産物及び鉱工業製品並びにこれらの生産に係る技術並びに文化財、自然の風景地その他観光資源をいう。
- (7) 地域の強み 本村における産業特性、地理的特性、人材・教育、地域の協力体制などをいう。
- (8) 創業支援等事業者 産業競争力強化法第127条第1項の規定により本村が作成する創業支援等事業計画において、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催等を実施する者とされている者をいう。

### （補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」と

いう。）は、次の各号の要件を満たす事業とする。

- (1) 継続性が十分見込める事業であること。
  - (2) 本村の地域資源や地域の強みを活かした事業であること。
  - (3) 本村の地域課題の解決に繋がる事業であること。
  - (4) 地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング等の資金を活用する事業であること。
  - (5) 本村において新規性のある事業であること。
  - (6) 雇用を創出する事業であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 公序良俗に反する事業
  - (2) 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業など）
  - (3) 他の者が行っていた事業を単に継承して行う事業
  - (4) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に規定する住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業
  - (5) 事業の開始及び継続に対し、本村において他に補助金等の支援制度がある事業
  - (6) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、村長が適切でない判断する事業
- （補助対象者）
- 第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付を受けようとする年度の3月末日までに本村を事業所の所在地として創業等をする者で、次の各号に掲げる要件を全て備えている者とし、補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。
- (1) 本村に住所を有する者であること。
  - (2) 会社創業等の場合にあつては、当該会社の代表取締役若しくは代表社員又はこれらに就く予定の者であること。
  - (3) 創業の経験がなく、又は申請時点で他の事業の経営をしていないこと。
  - (4) 第7条第1号の事業計画書の作成に当たり、創業支援等事業者の指導及び確認を受けていること。

①地域密着型  
（地域資源の活用）

②地域課題への対応  
（公共的な課題の解決）

③融資等

④新規性（新規事業）

審査等

## (参考) ローカル10,000プロジェクト (地方単独事業Q&A)

質問	回答
事業の必須要件は何か。	<p>ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)に準ずる市町村の地方単独事業が対象となり、以下の4つが必須要件です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域密着型(地域資源の活用)</li> <li>②地域課題への対応(公共的な課題の解決につながる事業であること)</li> <li>③融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディングによる資金の活用</li> <li>④新規性(新規事業であること)</li> </ul>
対象経費は何か。	<p>ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)と同様の施設整備費、機械装置費、備品費、地域の大学と連携する場合の調査研究費に加え、以下の経費(ただし、上限は1事業あたり合計200万円。)も対象となります。</p>
	<p>&lt;事業の立ち上げ段階&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活用する地域資源の商品化可能性調査に係る経費(調査費、委託費)</li> <li>・地域内外での需要動向調査に係る経費(調査費、委託費)</li> <li>・収支計画書及び初期投資計画書のシミュレーション経費に係る経費(調査費、委託費)</li> <li>・実施計画書の作成に係る経費(旅費、郵送費、会議費、委託費、印刷費)</li> <li>・実施する事業の広告宣伝及び商品開発に係る経費(広告宣伝費、調査費、委託費)</li> </ul>
	<p>&lt;事業立ち上げ後のフォローアップ段階に係る経費&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業立ち上げ後に実施する事業の分析や再構築等、フォローアップに係る経費(旅費、謝金、会議費、調査費、委託費)</li> </ul>
対象事業費について下限額はあるか。	<p>下限額はありません。</p>
審査はどのように行われるのか。	<p>市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められるものとなります。</p>
ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)との違いは何か。	<p>先行事例の横展開等を推進するため、モデル性は問いません。また、公費に対して融資等の額が小さい場合、交付額が小さい場合、担保付融資の場合、ソフト経費(広告宣伝費、商品開発費)が中心となる場合も活用可能です。</p>
市町村で新たに要綱を作る必要があるか。	<p>特別交付税措置の対象となるには、市町村における要綱に4つの要件が読み取れるように明記してもらう必要があります。新しく要綱を作るほか、既存の要綱を活用して4つの要件が読み取れるように明記してもらうことも構いません。</p>

# ローカルスタートアップ支援制度 [企画・立ち上げ等各段階での財政措置]

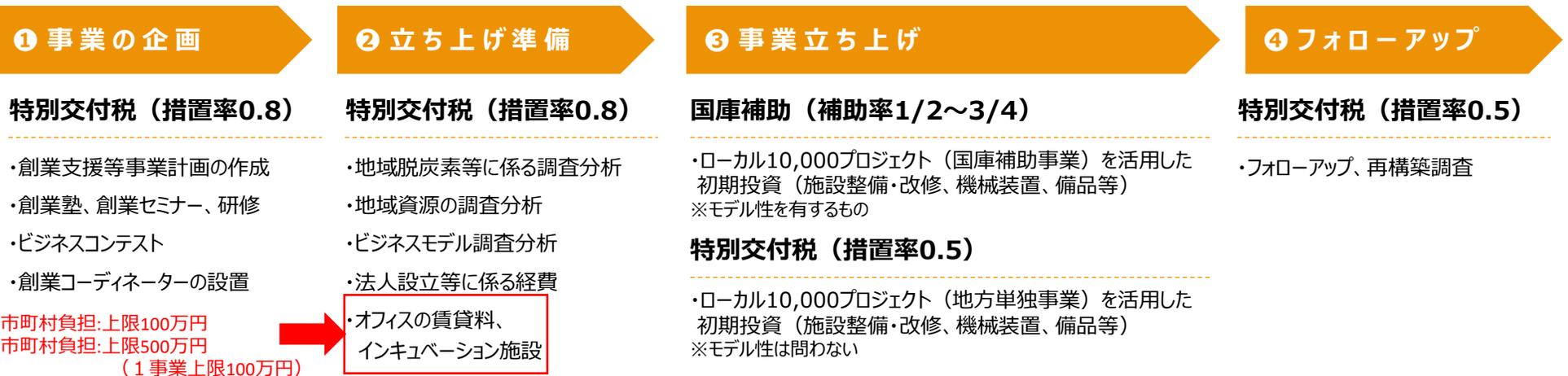
「ローカルスタートアップ」とは、**地域の人材・資源・資金を活用した地域課題の解決に資する創業・新規事業**

政策促進のための対策

地域の人材・資源・資金による経済循環（地域経済循環）を促進するため、大幅に拡大していくことが重要と考え、令和5年度から、ローカルスタートアップに関する施策を充実し、「ローカルスタートアップ支援制度」としてパッケージ化

## 地方自治体が施策を実施するための財政措置を充実

### ローカルスタートアップ支援制度



### ローカルスタートアップ支援制度を活用するには、「創業支援等事業計画」の策定が必要

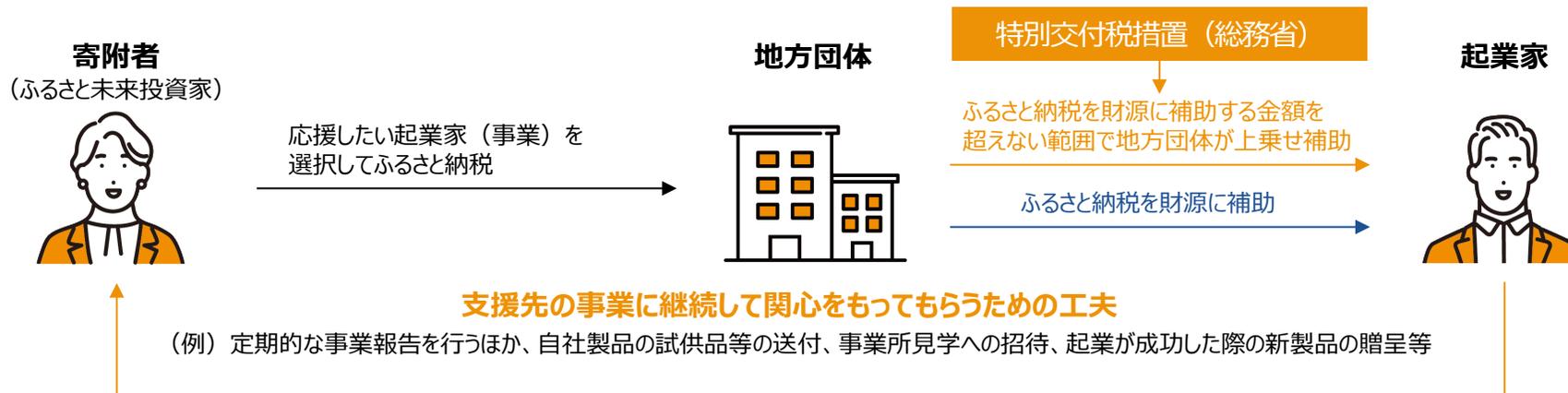
- 産業競争力強化法に基づき、市区町村・支援機関（商工会議所、金融機関等）が連携して創業支援 ※認定件数1,491市町村（R5.12.25）
- 地域の創意工夫に基づき、相談窓口、創業セミナー、インキュベーション施設、初期投資支援等を実施
- 継続的な個別相談、創業セミナー等（特定創業支援等事業）を受けた創業者には、登録免許税、日本政策金融公庫融資、補助金等の優遇措置

# ふるさと起業家支援プロジェクト

- **地方団体による地域の起業支援を促すとともに**、ふるさと納税の仕組みを活用して地域の外から資金を調達することによって、**地域経済の好循環の拡大を図る。**
- ふるさと納税を活用する事業の内容を具体的に明示して、ふるさと納税を募集することを通じて、**寄附文化の醸成を図る。**

## 【概要】

- ・ 地方団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家に対し、事業に共感する方からふるさと納税を募り、補助を行う。
- ・ 起業家は、寄附者を「ふるさと未来投資家」として位置付け、定期的な事業報告を行う等、支援先の事業に継続して関心をもってもらうための工夫を行う。
- ・ 総務省は、起業家の事業立ち上げの初期投資に要する経費について、地方団体がふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲で行う補助等に対して**特別交付税措置(措置率0.5、上限2,500万円/事業)**により支援。



# ふるさと起業家支援プロジェクトの参考事例（令和5年度）

単位：千円

団体名	事業の概要	公費支援額	ふるさと納税を財源に補助する金額	
			ふるさと納税を財源に補助する金額	自治体による起業家への上乗せ補助の金額
徳島県	徳島県の特産物を使ったクラフトビールを高品質なまま全国の方々に楽しんでもらうための缶充填機の導入費用を支援。	5,000	2,500	2,500
徳島県	宿泊施設の少ない佐那河内村で改装されていない蔵2棟を宿泊施設として、庭の棚田をドッグランにしてペットと泊まれる魅力ある施設に改装するための経費を支援。	3,600	1,800	1,800
佐賀県	限界集落化する唐津市巖木町平之地区における地区住民が運営してきた管理釣り場を引継ぎ、観光交流の拠点として再生する事業を支援。	2,248	1,948	300
佐賀県	佐賀の名産である清酒の未利用廃棄物である酒粕を活用した赤酢を開発、酒蔵との協働で赤酢の産地化を目指す地域振興プロジェクトを支援。	950	650	300
山口県長門市	俵山地区の過疎・高齢化に対応するため、地元産品を利用した飲食店を開業し、地域資源から経済を生み、移住・関係人口の創出。	3,652	2,808	844

# ふるさと融資制度について（地域総合整備資金貸付事業）

2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度の温室効果ガス46%削減（2013年度比）という目標に向け、地方公共団体における地域脱炭素の取組を加速化していくため、以下のとおりふるさと融資制度の特例対象事業を追加する。

## 令和7年度における拡充

（令和7年4月に地域総合整備資金貸付要綱を改正する予定）

- ふるさと融資においては、特例として融資比率等※1の引上げを行っている。

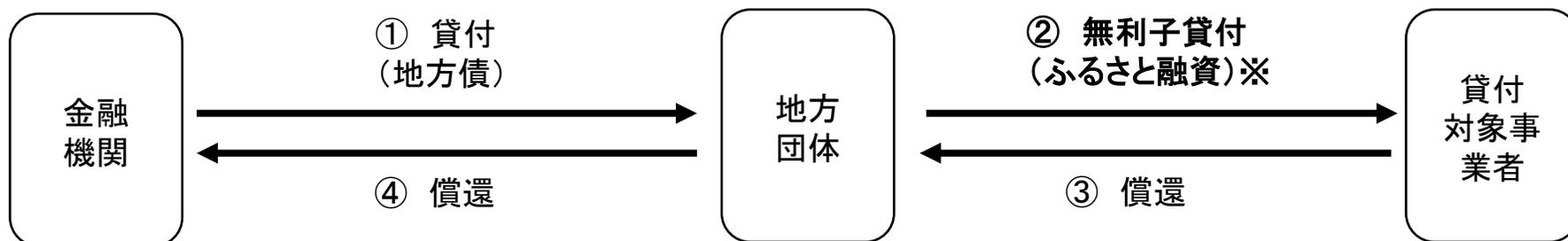
※1 融資比率は、通常50%のところ、過疎地域（みなし過疎地域含む）、離島地域、特別豪雪地帯、定住自立圏、連携中枢都市圏、東日本大震災被災地域（岩手県、宮城県、福島県に限定）において実施される事業や、地域脱炭素化促進事業、（株）脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業については60%に引上げ。

- 令和7年度より、新たに「地域脱炭素推進交付金事業※2」の対象事業について、融資比率等の引上げの対象に追加することとする。

※2 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日 環政計発第2203301号 制定）第3条第2項に定める脱炭素先行地域づくり事業、同条第3項に定める重点対策加速化事業、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金）交付要綱（令和6年2月13日 環地域事発第2402131号 制定）第3条第2項に定める民間裨益型自営線マイクログリッド等事業

## （参考）ふるさと融資制度の概要

地方公共団体が、民間金融機関等と共同し、地域振興に資する民間事業活動を支援するために、設備投資に係る無利子資金の貸付を行う制度



※ 利子負担、民間金融機関による連帯保証料への助成額の75%について、特別交付税措置

# 地域の社会課題解決事業について

中小企業庁経営支援部創業・新事業促進室

# 地域の社会課題解決事業について

中小企業庁

創業・新事業促進室

## 本日のお話

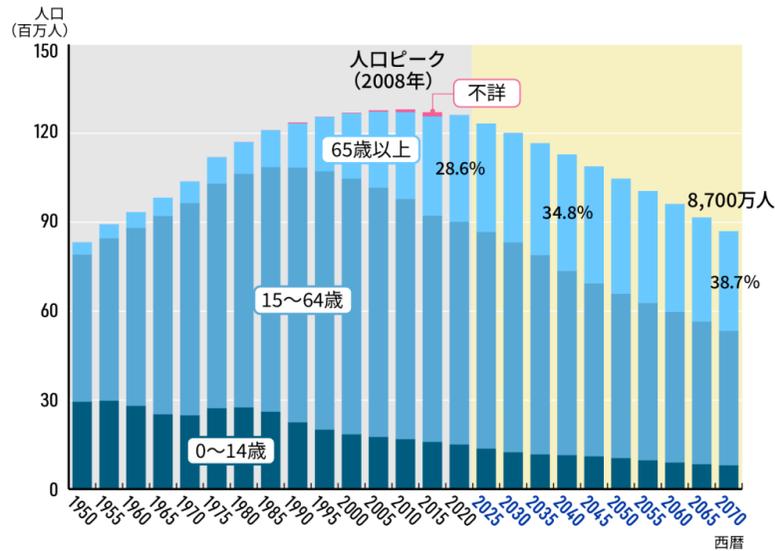
1. ローカル・ゼブラ企業の創出・育成について
2. 地域の創業促進について

# 1.ローカル・ゼブラ企業の創出・育成について

# 背景～少子高齢化・人口減少

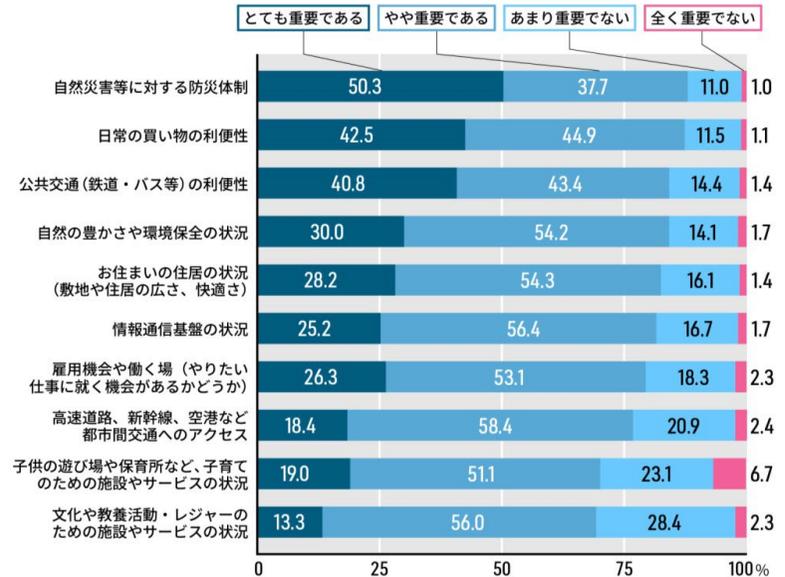
- 活力ある日本社会を維持するため、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、都市部への人口の集中を緩めるべく、それぞれの地域で仕事と生活の調和が図ることができる住みよい環境を確保する必要がある。
- 地域住民にとって必要不可欠なサービスを持続可能なものとし、十分な所得を得られる「良質な雇用」が地方で生まれる、豊かな暮らしにつながる地域の包摂的な成長を実現していくことは、日本全体の経済・社会の持続的発展という観点からも重要である。

### 総人口の推移と推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（令和5年推計）

### 暮らしや生活環境の重要度

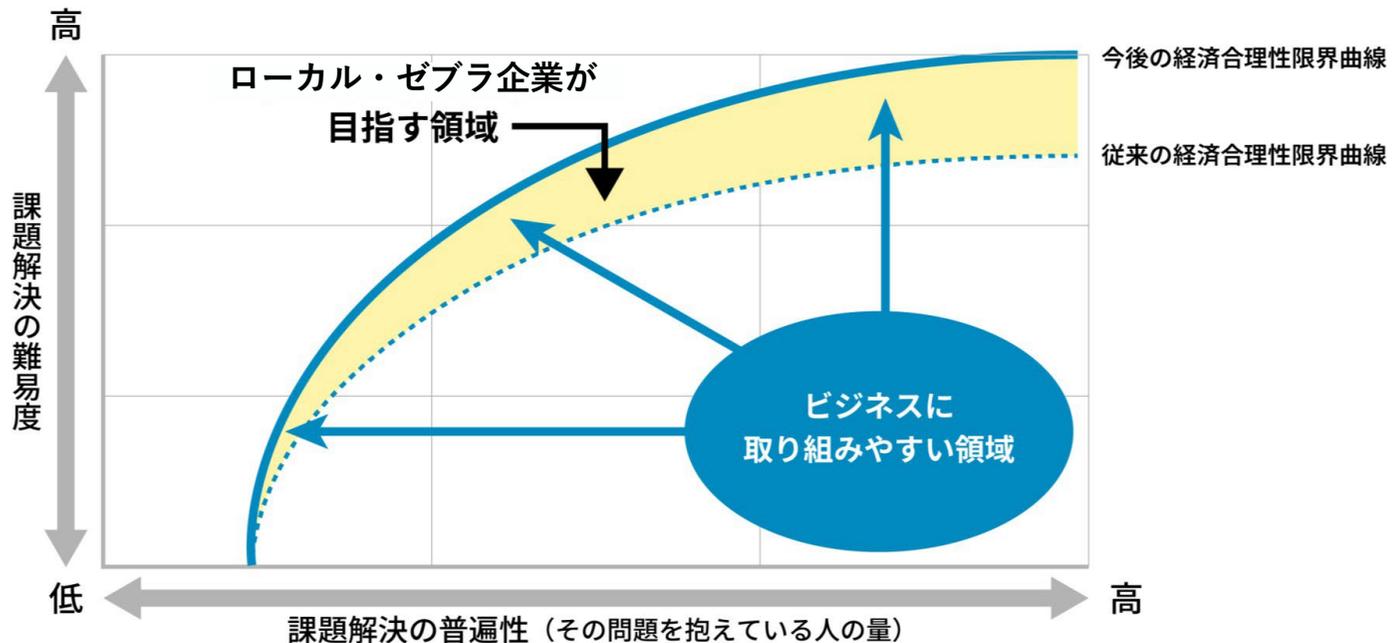


資料：国土交通省「国民意識調査」

出典：国土交通省 令和5年度版 国土交通白書 P6

## 背景～技術の普及

- ビッグデータの整備、5Gの普及、自動化、AI等の技術の実装が進むことで、データに基づく精度の高い需要予測・効果的なマーケティング、デジタル技術を活用した市場拡大、自動化・省人化等が可能になった。
- また、テレワークの定着による地方移住推進、SNS等による共感マーケティングにより関係人口が増加。
- これにより、これまで市場化することが難しかった領域や地方公共団体が担っていた領域であっても、ビジネスの手法で取り組むことが可能となりつつある。



出典：山口周「ビジネスの未来」（プレジデント社） 伊藤大貴、伊佐治幸泰、柳野憲克「ソーシャルX」（日経BP）の図を中小企業庁にて再編加工

# 背景～ゼブラ企業への注目とインパクト投融資

- **ゼブラ企業**は、2017年に4人のアメリカの女性社会起業家が提唱した概念である。時価総額を重視するユニコーン企業と対比させて、**社会課題解決と経済成長の両立を目指す企業を、白黒模様、群れで行動するゼブラ（シマウマ）にたとえて命名された**。近年、日本でも注目を集めており、**その特性に応じたインパクト投融資が行われて潜在力を発揮することで、地域課題の解決につながる可能性がある**。
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（2023年閣議決定）では、「地域の中小企業から、地域の社会課題解決の担い手となる企業（ゼブラ企業）を創出し、インパクト投融資を呼び込むため、ソーシャルビジネスを支援する地域の関係者を中心としたエコシステムを構築する」こととされている。

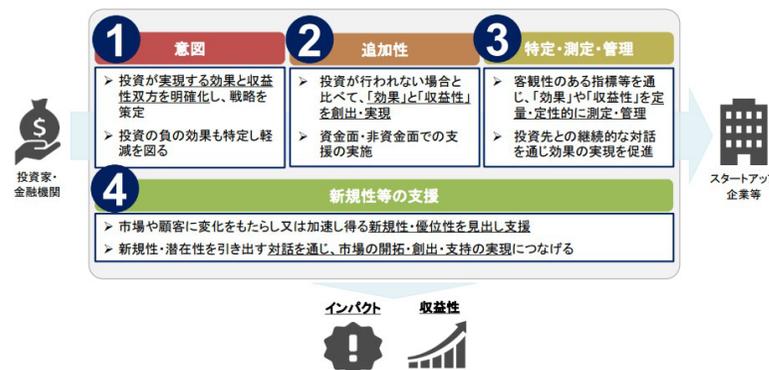
## ゼブラ企業の特徴

- 1 事業成長を通じてより良い社会をつくることを目的としている
- 2 時間、クリエイティブ、コミュニティなど、多様な力を組み合わせる必要がある
- 3 長期的で包摂的な経営姿勢である
- 4 ビジョンが共有され、行動と一貫している

出典：Tokyo Zebras Unite / Zebras and Company

## インパクト投資

一定の「投資収益」確保を図りつつ、  
「社会・環境的効果（インパクト）」の実現を  
企図する投資



出典：金融庁

## 参考：政府としての位置づけ

### 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（抄）（2024年6月閣議決定）

#### 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

#### 2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化

##### （2）中堅・中小企業の稼ぐ力

地域の社会課題解決の担い手となるゼブラ企業の創出やインパクト投融資の拡大のため、「地域課題解決事業推進に向けた基本指針」を踏まえ、先行事例の実証支援等を行い、事業モデルの整理、支援手法や社会的インパクトの評価手法の確立に取り組む。

### 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（抄）（2024年6月閣議決定）

#### Ⅷ. . 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

##### 1. インパクトスタートアップに対する総合的な支援策

##### ①関係者間の連携強化のための枠組み（コンソーシアム）を通じたネットワーク形成

インパクトスタートアップ、NPO、既存企業の関連部門、投資家等から成るインパクトコンソーシアムにおいて実務家の知見の共有・発信等を行い、インパクト投資の推進の観点から、i) 国際団体等と連携したインパクト指標・データの整備、ii) 非上場・上場を含む多様な投資手法に係る実務知見の発信、iii) 実証実験等も活用したゼブラ企業（地域の社会課題解決の担い手となる企業）等に対する地域でのインパクト投資の推進、iv) インパクトスタートアップと自治体等の官民連携の促進等の具体的な施策に取り組んでいく。

また、新たな市場創出や社会・事業の変革に向けた企業経営を一層促進すべく、インパクト評価の活用を促すよう、企業価値の向上・創造につながる企業戦略の在り方について、議論を進める。

##### ④インパクトスタートアップに関する地方自治体とのマッチング

地域における社会課題解決エコシステムの構築に向けて、実証を通じたゼブラ企業支援の検討や、スタートアップと自治体の連携促進、デジタル田園都市国家構想交付金の活用、地域経済循環の創出、インパクト投資の促進に取り組む。

# ローカル・ゼブラ企業とは

- ローカル・ゼブラ企業とは、事業を通じて地域課題解決を図り、社会的インパクト（社会に対する良い変化）を創出しながら、収益を確保する企業。
- 2024年3月に策定した「[地域課題解決事業推進に向けた基本指針](#)」は、ビジネスの手法で地域課題の解決にポジティブに取り組むローカル・ゼブラ企業や地域課題解決事業の重要性と、多様な関係者との協業を実現し、必要な資金や人材を確保するための考え方や、社会的インパクトの可視化の重要性をまとめている。
- 社会的インパクトに着目したインパクト投融資が広がりつつある中、ローカル・ゼブラ企業の事業性・成長性を見出し、インパクト投融資等を通じて持続的な成長を遂げていくエコシステムが各地で構築されていくことを目指す。

## ローカル・ゼブラ企業の特徴

事業を通じて地域課題解決を図り、収益性を確保・継続

新たな価値創造や技術の活用等による革新的なビジネスを構築

事業意図の明確化

## ローカル・ゼブラ企業が事業を進める上でのポイント

金融

- 創業、事業の持続的成長のための戦略的な資金調達

人材

- 企業のフェーズに合わせた適切な人材の確保等

事業の可視化

- 事業を可視化し、関係者からの信用を獲得し、参加しやすい環境を整える

意思決定プロセス

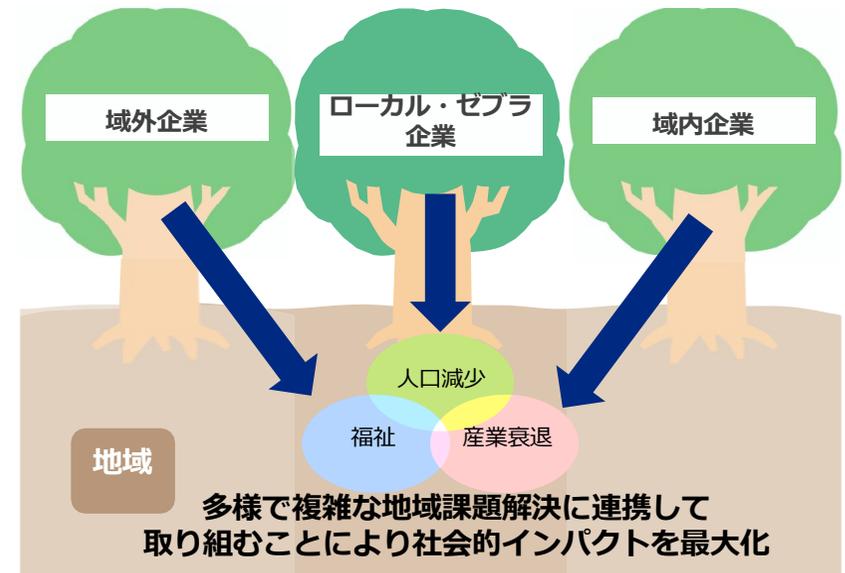
- 意図する事業に応じた意思決定体制の構築や資本構成の検討

社会的インパクトの可視化

- ビジョンと測定可能なインパクトの設定及びその測定

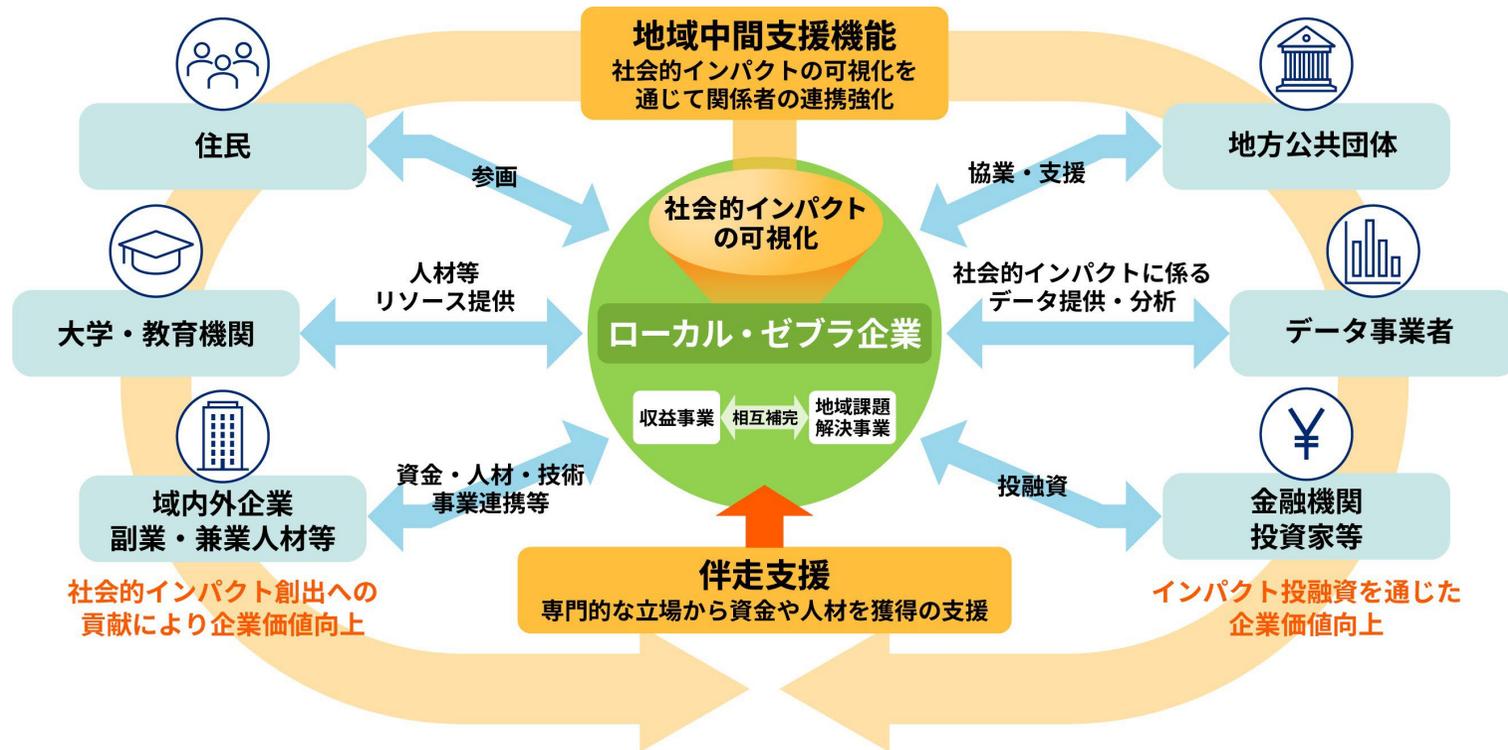
## 地域課題解決事業のイメージ

多様な主体の協業による事業



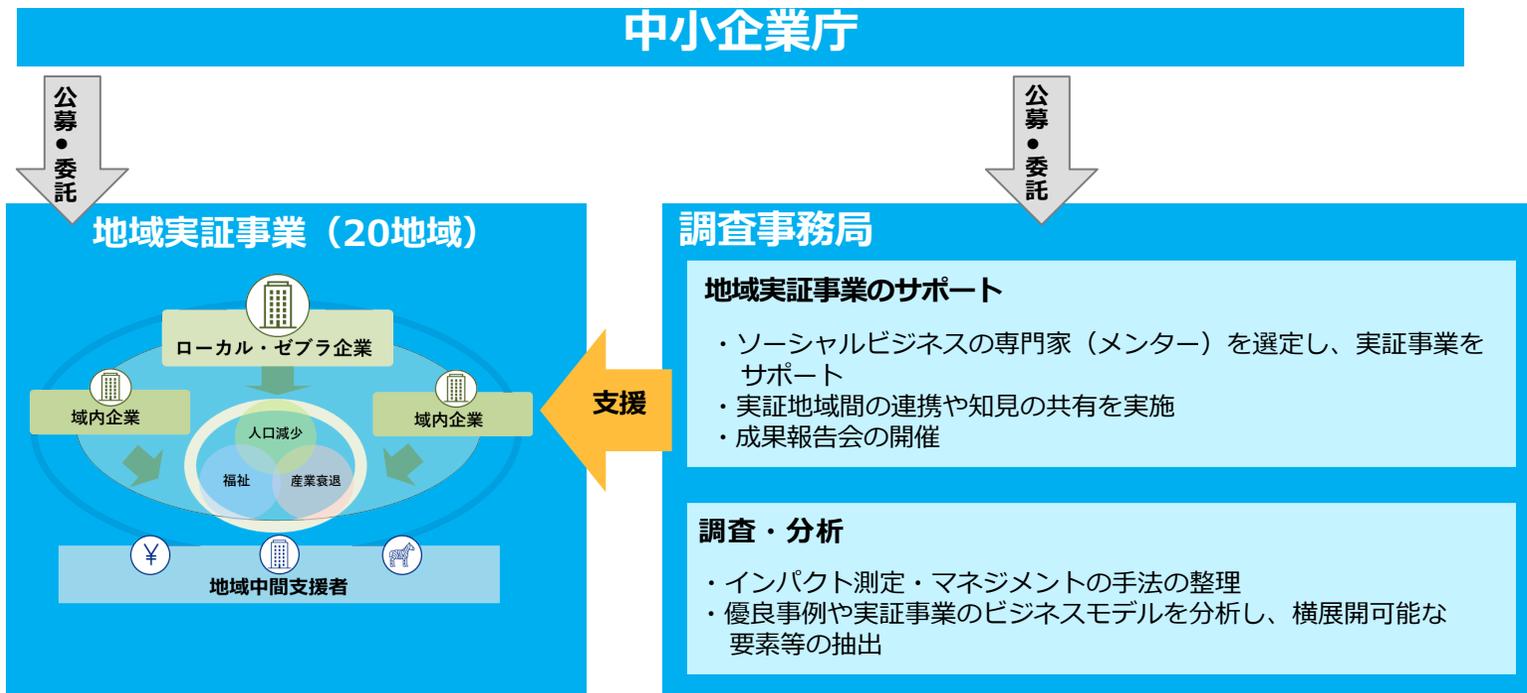
# ローカル・ゼブラ企業の社会的インパクトを起点とする地域の社会課題解決

- ローカル・ゼブラ企業が、解決したい地域課題や事業を通じて社会に創出したい効果（社会的インパクト）を可視化し、測定・評価することを通じて、事業への共感による資金や人材の流れを作り出す。
- 社会的インパクトを軸とする地域課題解決事業は、中長期的に安定的な収益事業となる可能性が高い。
- このようなエコシステムが全国に広がっていくことにより、地域の包摂的な成長を実現。



# 令和6年度 地域の社会課題解決企業支援のためのエコシステム構築実証事業

- 地域実証事業では、エコシステムの構築に向けて、ローカル・ゼブラ企業が地域内外の関係者と協力して地域課題の構造分析や社会的インパクトの可視化等に取り組み、事業計画や社会的インパクトの創出に向けた戦略をブラッシュアップし、新たな関係者との連携や支援体制の構築に取り組む。
- 調査事務局は地域実証事業の支援を行い、ローカル・ゼブラ企業のビジネス類型や横展開可能な要素等の整理、中小企業でも取り組みやすいインパクト測定・マネジメント手法を整理する。



## 令和6年度地域の社会課題解決企業支援のためのエコシステム構築実証事業

No.	実証地域	申請者（幹事法人）	事業概要
1	北海道十勝地域	(一社)十勝うらほろ楽舎	環境再生型農業(リジェネラティブ農業)の推進
2	宮城県仙台市、丸森町	(株)Wasshoi Lab	ITリスキング事業と育児負担軽減サービス提供による女性の社会進出支援
3	宮城県仙台市	(株)zero to one	地域企業のデジタルスキルの向上を目的としたAI活用プログラム提供
4	神奈川県西地域	(株)湘南ベルマーレフットサルクラブ	地域スポーツ団体の持つ「知的財産」を活用した人材育成、人材活用の促進
5	長野県下高井郡野沢温泉村	(株)野沢温泉企画	観光の通年化を目的とした遊休施設の利活用
6	静岡県静岡市（その他、静岡県中部地域）	(株)TeaRoom	茶農家と茶商のネットワーク構築と持続的な産業の発展
7	愛知県名古屋市及びその周辺地域	千年（ちとせ）建設(株)	シングルマザーへの住宅提供 及び 社会的自立支援
8	石川県能登地域	(株)御祓川（みそぎがわ）	能登の里山里海のエコシステム確立を目的とした地域の人材育成
9	京都府京都市右京区（京北エリアを想定）	(一社)ソーシャル企業認証機構	里山への関係人口や移住者の獲得に繋げる里山再生ツアー等の提供
10	京都府京都市	(一社)リリース	和食文化を起点とした関係人口創出へ向けた体験型サービスの開発・提供
11	京都府 丹後地域	(株)ウエダ本社	地域資源を活用したコミュニティ形成に寄与するコミュニティスペースの運営
12	福井県高浜町	(株)まちから	高浜町の地域資源である海の6次産業化
13	島根県大田市、大森地区・温泉津地区	(株)石見銀山生活観光研究所	文化的資源を活用し、高付加価値化された生活観光の実施
14	島根県隠岐郡海士町	(株)離島キッチン	観光業の担い手不足解消に向けた島留学事業の実施
15	香川県三豊市	(合)時代おくれ	新規事業が創出されるハブ機能をもつ場の運営
16	熊本県 球磨川流域、白川・緑川流域	(公財)地方経済総合研究所	地域共創流域治水による安全・安心な地域づくりと連動した産業創生
17	鹿児島県/島嶼地域	東シナ海の小さな島ブランド(株)	鹿児島の離島間連携による商品開発や販路開拓、人材育成の推進
18	鹿児島県	(株)musuhi	地域企業の進化と次世代人材の育成を繋げる仕組みづくり
19	沖縄県宮古島市	(株)青空	アグロフォレストリー（森の中の農業）の推進
20	沖縄県全域	(株)うむさんラボ	起業家や経営者を育成するための支援システムの構築

# 令和6年度地域の社会課題解決企業支援のためのエコシステム構築実証事業

7

ローカル・ゼブラ企業

地域中間支援者

幹事法人 千年建設株式会社

実証地域

愛知県名古屋市およびその周辺地域

Vision

## 住まいの社会課題アプローチから始まるエコシステムの形成



千年建設株式会社  
代表取締役社長  
岡本 拓也

コロナ禍を契機に「良質な住まいと繋がり」をコンセプトに母子家庭への住まい提供を事業として行い、社会から必要とされている事業だと実感しています。この取り組み・エコシステムを広げ、社会課題解決のスピードを高めてまいります。

### 法人概要

会社名	千年建設株式会社
本社所在地	愛知県名古屋市熱田区千年1-11-3
設立	1983年10月
事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>新築施工事業</li><li>営繕施工事業</li><li>アルミニウム構造物施工事業</li></ul>

ウェブサイト ▶ <https://chitosekensetsu.co.jp/>

### ローカル・ゼブラ企業

株式会社LiveQuality大家さん ▶ <https://livequality.co.jp/ooya>

### 主要な連携者

認定 NPO 法人 LiveQuality HUB  
弁護士法人ハレ  
医療法人アライフサポート、他

### 実証地域の特徴・課題

母子家庭などの弱い立場の市民にとって経済的および社会的課題の中心に住宅問題が存在しており、適切な住宅を確保することが一層困難になっている。

### 地域課題解決事業の概要

低価格で質の高い住宅を戦略的な場所に提供し、特に母子家庭の住宅困窮を解決する。これにより、住民の生活の質が向上し、地域全体の安定に寄与する。多様なセクターとの連携を深めることで、地域経済の相互依存を強化し、新たなビジネスチャンスを創出する。孤立しやすい母子に対して定期的な地域イベントを企画し、住民が参加する機会を提供することで、コミュニティの活性化を図る。



### 社会的インパクト

住宅安定確保、雇用機会の創出と経済の活性化、コミュニティの強化

### 目指す地域の姿

住宅政策の見直し、新たな公的資源の配分、民間とのパートナーシップの強化、そして地域コミュニティの活性化を通じて、住民一人ひとりが安心して生活し、活力ある地域社会を実現する。

# 令和7年度 予算PR資料

## 中小企業実態調査委託費

令和7年度予算案額 21億円 (22億円)

- (1) (2) 中小企業庁事業環境部企画課調査室
- (3) 経済産業政策局地域経済産業政策課
- (4) 中小企業庁事業環境部課企画課
- (5) 中小企業庁経営支援部創業・新事業促進室
- (6) 中小企業庁経営支援部経営支援課
- (7) 福島復興推進グループ総合調整室

### 事業目的・概要

#### 事業目的

本事業は、中小企業を取り巻く環境や財務・経営情報に関する調査を実施することにより、多種多様な中小企業の実態や課題を的確に把握し、中小企業政策の適切な企画立案及び実施、評価を行うためのものである。加えて本事業は、国や地方自治体による効果的かつ効率的な地域活性化政策等の立案を可能とすることを目的としており、地域の課題に応じた活性化対策についての調査・研究等や、賃上げや投資、輸出等の外需獲得に積極的で、地域経済を飛躍的に押し上げる「100億企業」や地域の社会課題解決の担い手となる「ゼブラ企業」の創出加速に向けた調査を行う。さらに、経営課題の解決に資する人材の確保・活用等に対する経営者の意識改革やノウハウ向上等に向けた調査を行う。また、原子力被災地域における事業・なりわい再建、新産業の創出、移住・定住や交流人口の拡大等に資する効果的な経済対策を実施するための調査を行う。

#### 事業概要

- (1) 中小企業実態基本調査：中小企業の売上高、財務情報、従業者数、経営情報等を継続的に調査・集計し、中小企業の実態の基礎的なデータを提供する。
- (2) 中小企業実態・対策調査：中小企業白書・小規模企業白書を作成するほか、事業環境の変化が中小企業に与えている影響等に関する調査を行う。
- (3) 地域経済産業活性化対策調査・分析等：地域活性化に資する政策テーマを選定の上で、状況把握や政策企画のための実態調査・分析を実施し、報告書等を取りまとめるほか、地域経済産業活性化に向けて、法令等に基づき実施する調査・分析等事務を行う。
- (4) 「100億企業」創出加速に向けた調査・分析：「中小企業の成長経営の実現に向けた研究会」報告書（令和6年6月28日）を踏まえ、中小機構など、関係機関とも連携し、成長志向の中小企業経営者を増やすための施策や、そうした経営者が成長機会を見いだせる、質の高い経営者ネットワークのあり方等について調査・分析を実施し、報告書等を取りまとめる。
- (5) ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着に向けた調査・分析：「地域課題解決事業推進に向けた基本指針」（令和6年3月1日）を踏まえ、令和6年度「地域の社会課題解決企業支援のためのエコシステム構築実証事業」において開発するインパクト評価ツールの普及を図るとともに、地域中間支援者が主体となり、ゼブラ企業に対する経営資源の循環を作り出すエコシステム定着のあり方について調査・分析を実施する。
- (6) 地域中小企業人材確保支援等調査・分析：自社が抱える経営課題の解決に向け、多様な人材の確保・育成・活用や職場環境改善による人材の定着を図るため、人材戦略の検討・策定・実行のための取組や、中小企業等に対し副業・兼業への理解促進や業務の切り出し等の経営支援機関の支援能力向上のための方策について調査・分析を実施し、報告書等を取りまとめる。
- (7) 被災地域の経済産業活性化等調査・分析：被災地域の経済回復に資する政策テーマを選定し、状況把握や政策企画のための実態調査・分析を実施し、報告書等を取りまとめる。

### 事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



### 成果目標・事業期間

短期的には、中小企業施策等の政策立案の基盤となる調査のうち個別政策に関する内容を8割以上行うことを目指す。

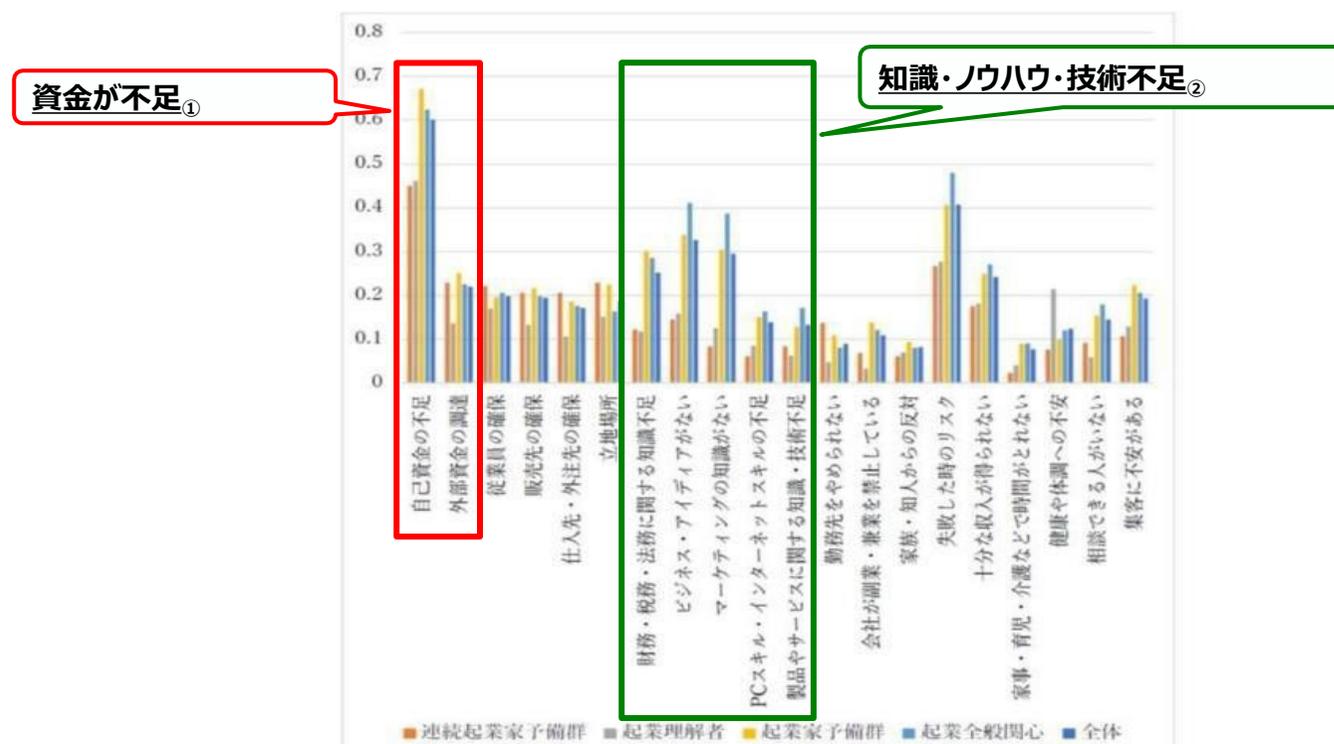
長期的には、令和2年度から令和7年度の5年間で、中小企業の従業員一人あたりの付加価値額の5%向上を目指す。

## 2. 地域の創業促進について

# 創業者が抱える課題

- 起業を阻害する要因として、創業希望者は、①資金不足、②知識・ノウハウ不足等の課題を抱えている。

## 起業予備軍等にとっての起業阻害要因 (N=10,001)



(資料)独立行政法人経済産業研究所「日本の起業家と起業支援投資家およびその潜在性に関する実態調査」(2019年3月)

## 主な創業支援の取組

### 知識・ノウハウ

1. 自治体等が行う創業支援事業への支援
2. 潜在的創業希望者への取組
3. アクセラレーションプログラム
4. インキュベーションプログラム強化発展事業

### 資金調達

5. 日本政策金融公庫による創業者への融資
6. オープンイノベーション促進税制

### 意識改革

7. 起業家教育事業
8. Japan Venture Awards (JVA)

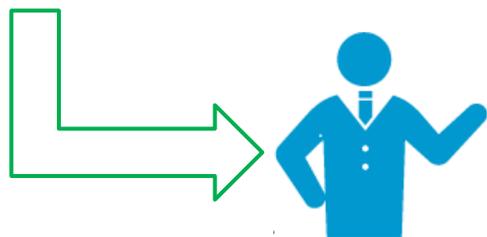
## 産業競争力強化法に基づく創業支援事業への支援

- 地方における創業を促進するため、産業競争力強化法に基づき、創業者にとって身近な存在である市区町村が「**創業支援等事業計画**」を策定。
- 令和6年12月末現在で、**全国1,741のうち1,518市区町村**が計画の認定を受けており（人口カバー率98%）、**平成26年度～令和5年度**において約**17万人**の創業を実現。
- 市区町村が地域の支援機関と連携して実施する「**特定創業支援等事業**」を受けた創業者は、税や日本政策金融公庫の融資の利率引き下げなどの優遇措置が適用される。



### 特定創業支援等事業

創業に役立つ**経営・財務・人材育成・販路開拓の知識が習得できる**、継続して行われる個別相談支援、複数回の授業を行う創業塾や創業セミナー等



#### <特定創業支援等事業を受けた創業者に対する支援>

- 登録免許税の軽減措置
- 創業関連保証活用時の優遇
- 日本政策金融公庫の融資制度での優遇
- 小規模事業者持続化補助金の補助上限増額 等

## (参考) 産業競争力強化法に基づく創業支援について

- 各自治体において、「特定創業支援等事業」として国が認定している創業支援を受け、証明書を受け取ることで、創業時に様々なメリットが受けられる。



### (1) 登録免許税の軽減措置

設立形態	通常の税率	軽減措置適応の税率
株式会社	資本金の額×0.7% ※15万円に満たないときは、 1件につき15万円	資本金の額×0.35% ※7.5万円に満たないときは、 1件につき7.5万円
合同会社	資本金の額×0.7% ※6万円に満たないときは、 1件につき6万円	資本金の額×0.35% ※3万円に満たないときは、 1件につき3万円

### (2) 創業関連保証特例活用時の優遇

本来は創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例について、**事業開始6か月前**から利用の対象になる。

### (3) 日本政策金融公庫の融資制度での優遇

#### 新規開業支援資金

特定創業支援等事業を受けて新たに事業を始める方は、**特別利率（基本金利▲0.40%）**が適用される。

※ 認定特定創業支援等事業を受けた者の内、女性、35歳未満の者については特別利率②（基準利率－0.65%）が適用される。

### (4) 小規模事業者持続化補助金の補助上限増額

小規模事業者が取り組む販路開拓等の取組を支援する持続化補助金の創業型（補助上限：**200万円**）の申請対象となる。

### (5) 自治体ごとのサポート

市区町村によっては、補助金や融資等、さらなる支援施策を設けている。

# 創業機運醸成・自治体計画策定支援

※中小企業基盤整備機構交付金事業

- 中小企業基盤整備機構と自治体との共催で**創業機運醸成の講座・ワークショップ**を開催。
- 自治体職員向けの研修を実施し、創業支援等事業計画の機能強化に繋がる**創業支援事例や支援ノウハウ**を共有。

## 事業実績

- ① **創業機運醸成講座・ワークショップ**：52回 (2023年度)
- ② **自治体向け研修**：12回 (2023年度)
- ③ 認定自治体における創業支援の取組みの参考となる先進事例を提供するため、**47都道府県の支援事例を集めた事例集**を作成



参加者同士の対話を大切にしたワークショップ型のイベント



## 自治体の創業支援事例集

自治体の **令和5年度** 創業支援事例集  
～地域とともに創る～

**中野米 真人氏**  
岩手県八幡平市 商工観光課 課長補佐(スバルタキャンパス長)

「文字通りの“スバルタ方式”でIT起業家を短期で育成 過疎地に世界中から起業を志す者の応募が殺到する

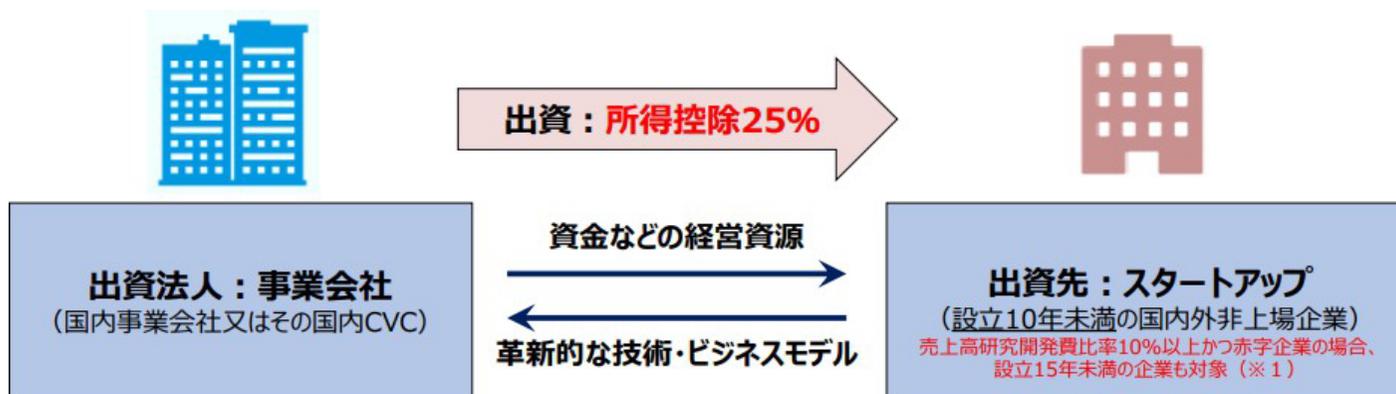
**事例の概要**  
情報システム担当から起業支援へ  
中野米氏は、岩手県八幡平市で約27年勤務し、ITや情報システムに関する幅広い業務を担当してきました。退職後、地元で起業支援の役割を担うことになり、現在は「スバルタキャンパス」を運営しています。この取り組みは、地元で起業を志す者に対して、ITや情報システムに関する知識やスキルを提供し、起業を支援しています。

**事例のポイント**  
独自の視座で人口減少の原因を調査、対策へ  
中野米氏は、岩手県八幡平市の人口減少の原因を調査し、独自の視座で対策を講じています。その結果、地元で起業を志す者が増え、人口減少が食い止まっています。

[https://entrepreneur.smri.go.jp/related/r4\\_jichitaisogyo\\_view.pdf](https://entrepreneur.smri.go.jp/related/r4_jichitaisogyo_view.pdf)

# オープンイノベーション促進税制の概要

- 国内の対象法人等が、オープンイノベーションを目的としてスタートアップ企業の株式を取得する場合、取得価額の25%を課税所得から控除できる制度。



## <所得控除上限額>

- 1件当たり12.5億円以下 (※2)。対象法人1社・1年度当たり125億円以下 (※3)

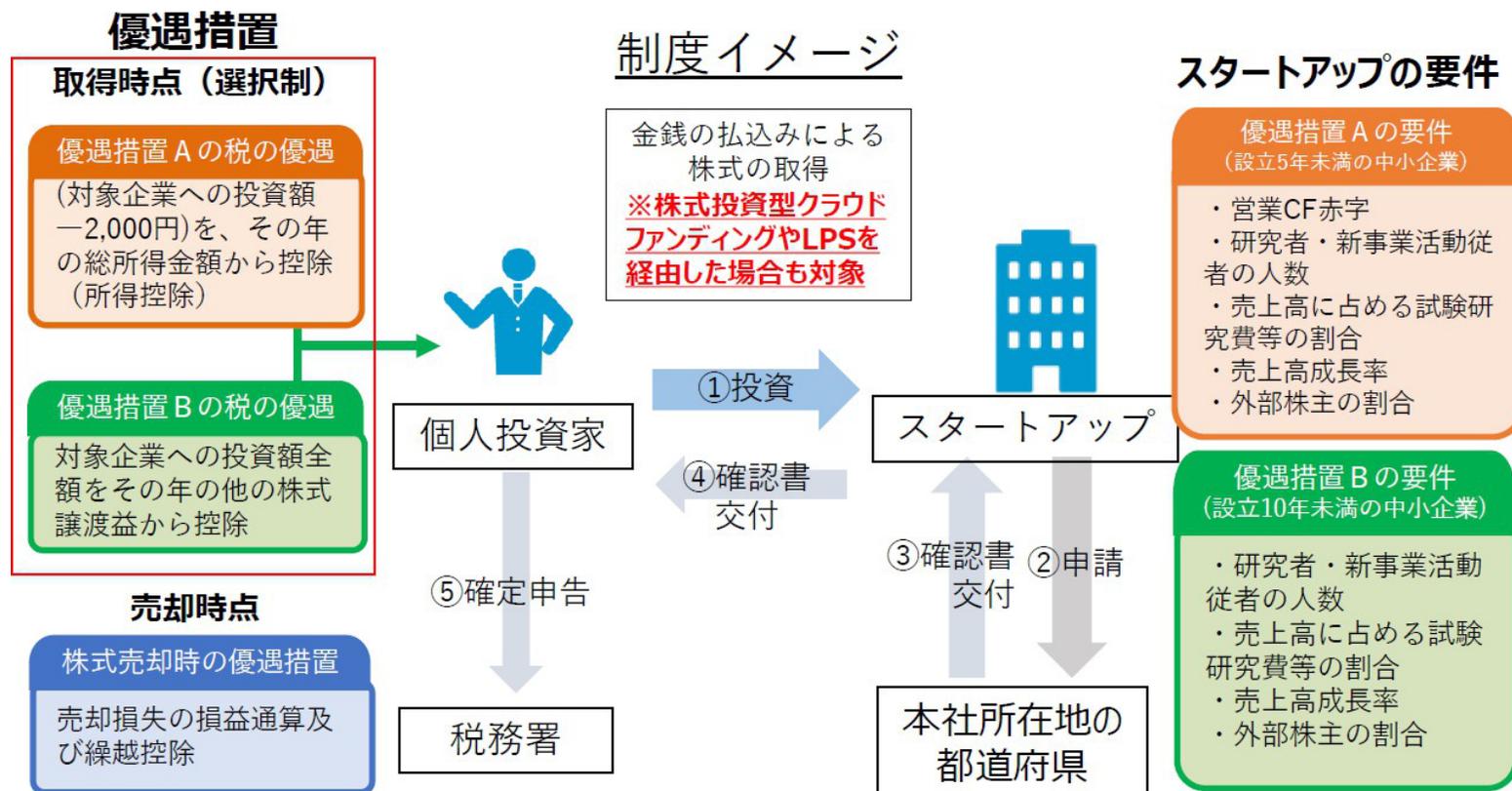
## <出資行為の要件>

- 1件当たりの出資金額下限：大企業は1億円、中小企業は1千万円 (海外企業への出資は一律5億円)
- 資本金増加を伴う現金出資 (発行済株式の取得は対象外)、なお純投資は対象外
- 取得株式の3年以上 (※4) の保有を予定していること

※1：令和4年4月1日以降の出資が対象。 ※2：取得額換算50億円/件。なお、令和5年3月31日までの出資については、25億円 (取得額換算100億円/件)。  
※3：オープンイノベーション促進税制 (M&A型) と合算。 ※4：令和4年3月31日までの出資については、5年以上。

## (参考) エンジェル税制の概要

- スタートアップに投資する個人投資家に対して、株式を取得した時点と、取得した株式を譲渡等をした時点における税優遇を認め、個人投資家からスタートアップへの投資を促す。



# Japan Venture Awards (JVA)

※中小企業基盤整備機構交付金事業

- 創業機運の醸成及び地域への波及によって、将来の日本経済や産業を支える新たな事業の創出を促進していくことを目的に、創業を志す者のロールモデルとして相応しい、**革新的かつ潜在成長力の高い事業**や、社会課題の解決に資する事業を行う志の高いベンチャー企業の経営者を表彰。
- 2000年以來、376名のベンチャー経営者等を表彰**し、過去には、(株)ユーグレナの出雲充氏(JVA2012 経済産業大臣賞)など、昨今注目されているベンチャー経営者を数多く輩出。また、受賞した経営者が経営する企業のうち、**50社がIPOを達成、53社がJ-Startup企業として選定**。
- 第22回(2022年)より、**地域課題の解決や地域経済の活性化**に貢献する事業を行う企業の経営者を表彰する「**地域貢献特別賞**」を新設。

## 第24回(2024年12月)の受賞者

### ○経済産業大臣賞

- ・フォロフライ株式会社  
CEO 小間 裕康 氏



### ○中小企業庁長官賞

- ・株式会社ARROWS  
代表取締役社長 浅谷 浩希 氏
- ・株式会社ヘラルボニー  
代表取締役  
/Co-CEO 松田 崇弥 氏



### ○内閣府科学技術政策担当大臣賞

- ・キュレル株式会社  
代表取締役 伊藤 陽介 氏



### ○地域貢献特別賞

- ・株式会社リイ  
代表取締役CEO 廣瀬 あゆみ 氏
- ・株式会社アスター  
代表取締役 本郷 武延 氏



※この他、中小機構理事長賞、JVA審査委員会特別賞などを例年授与。

ローカル・ゼブラ企業、スタートアップ支援施策については、以下をご覧ください。

■ 地域課題解決事業推進（ゼブラ企業）まとめサイト

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki\\_kigyou\\_kyousei/index.html](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki_kigyou_kyousei/index.html)

「地域課題解決事業推進にむけた基本指針」

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki\\_kigyou\\_kyousei/2024/20240301\\_01.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki_kigyou_kyousei/2024/20240301_01.pdf)

■ 経済産業省スタートアップ支援策まとめサイト

<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/startup/index.html>

（ご参考） その他中小企業施策全般について

■ 2024年度版中小企業施策利用ガイドブック

[https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g\\_book/index.html](https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/index.html)

■ ミラサポプラス

（補助金/税/認定など様々な支援制度や事例等を掲載）

<https://mirasapo-plus.go.jp/>

# 地域金融行政について

金融庁監督局銀行第二課

# 地域金融行政について

---

地域力創造推進会議

金融庁  
令和7年

# 1. スタートアップ育成5か年計画

# スタートアップ育成5か年計画（2022年11月28日）

## 【地域金融関連（抜粋）】

### 5. 第二の柱：スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化

#### （13）経営者の個人保証を不要にする制度の見直し

- 起業関心層が考える失敗時のリスクとして、77%が「借金や個人保証を抱えること」と回答している。事実、現在、創業時に、信用保証付き融資を含め、民間金融機関から借り入れを行う際、47%の経営者は個人保証を付与している。
- 新しく、スタートアップの創業から5年未満について個人保証を徴求しない新しい信用保証制度を創設する。このための信用保証協会への損失補償等として120億円を措置する。
- また、日本政策金融公庫が行う貸付けに、スタートアップの創業から5年以内について経営者保証を求めない貸付け要件を設定する。また、キャッシュフローが不足するスタートアップや、一時的に財務状況が悪化した中小企業に対する資本性ローンの継続を図る。これらのため、公庫への出資追加等を行う。
- あわせて、**関係省庁において、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を本年内に取りまとめる。**

#### （20）事業成長担保権の創設

- 有形資産を多く持たないスタートアップ等が最適な方法で成長資金を調達できる環境を整備するため、金融機関が、不動産担保等によらず、事業価値やその将来性といった事業そのものを評価し、融資することが有効である。
- そのため、**スタートアップ等が、事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度を創設**するため、関連法案を早期に国会に提出することを目指す。

#### （22）銀行等によるスタートアップへの融資促進

- 融資を通じたスタートアップへの資金供給について、金融行政方針等に基づく銀行等へのモニタリングの中で、**ヒアリング等を通じ、スタートアップ向けの支援の状況についても、機動的に確認、フォローする。**
- 通常は銀行法にて銀行から事業会社への5%を超える出資は禁止されているが、**2021年に銀行法を改正し、設立から10年以内のスタートアップに対して出資する場合には5%超の出資を認める例外措置について拡充を行った。**今後、十分な周知活動を行うとともに、**実施状況についてフォローアップを行い、銀行に対して積極的なスタートアップへの出資を促す。**
- 金融機関によるファンドの組成や地域金融機関によるスタートアップへの投資を促進する。

#### （23）社会的起業のエコシステムの整備とインパクト投資の推進

- インパクト投資の拡大に向けて**基本的指針を取りまとめ、インパクト投資の普及を促す。**

#### （26）地方におけるスタートアップ創出の強化

- 地域金融機関による地域のスタートアップへの投資促進、**大企業と地域のスタートアップを含む中堅・中小企業との人材マッチングの推進**等を通じ、地域金融機関によるスタートアップへの積極支援を行う。

## 2. 経営者保証・企業価値担保権

# 「経営者保証に関するガイドライン」の概要

## 1. 概要

「経営者保証に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」は金融関係者、中小企業団体、専門家等の研究会（事務局：全銀協・日商）にて策定された業界の自主ガイドライン（法的拘束力なし）であり、平成26年2月から適用開始となっている。

## 2. 経営者保証徴求時の対応

ガイドラインには、中小企業者が以下のような要件を将来に亘って充足すると見込まれるときは、金融機関が経営者保証を求めない可能性や、代替的な融資手法を活用する可能性を検討する旨が規定されている。

### ①法人個人の一体性の解消

- 社会通念上適切な範囲を超える法人から経営者への貸付等による資金の流出の防止
- 経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を所有している場合、法人所有とすること 等

### ②財務基盤の強化

- 業績が堅調で十分な利益（キャッシュフロー）を確保しており、内部留保も十分な場合
- 業績はやや不安定だが、業況の下振れリスクを勘案しても、内部留保が潤沢で借入金全額の返済が可能と判断できる場合
- 内部留保は潤沢ではないものの、好業績が続いており、今後も借入を順調に返済し得るだけの利益（キャッシュフロー）を確保する可能性が高い場合 等

### ③財務状況の適時適切な情報開示

- 本決算の報告のほか試算表、資金繰り表等の定期的な開示 等

## 3. 保証債務の整理

法的個人破産手続きに依らずに保証債務を整理する手続きや、その際の保証人の残余財産・弁済額の範囲について規定。

※本ガイドラインによる保証債務整理は、信用情報機関に報告・登録されない。

# 「経営者保証改革プログラム」における金融庁の取組

- **監督指針の改正を行い**、保証を徴求する際の手続きを厳格化することで、**安易な個人保証に依存した融資を抑制**するとともに、**事業者・保証人の納得感を向上させる**。

## (1) 金融機関が個人保証を徴求する手続きに対する監督強化

### 主な施策

- ① 金融機関が経営者等と個人保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等に関し、**事業者・保証人に対して個別具体的に以下の説明をすることを求める**とともに、その**結果等を記録することを求める**。【23年4月～】
  - どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか
  - どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか
- ② ①の結果等を記録した**件数を金融庁に報告することを求める**。【23年9月期 実績報告分より】  
(※) 「無保証融資件数」+「有保証融資で、適切な説明を行い、記録した件数」= **100%を目指す**。
- ③ 金融庁に**経営者保証専用相談窓口を設置**し、事業者等から「金融機関から経営者保証に関する適切な説明がない」などの相談を受け付ける。【23年4月～】
- ④ 状況に応じて、**金融機関に対して特別ヒアリングを実施**。

## (2) 経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革（取組方針の公表促進、現場への周知徹底）

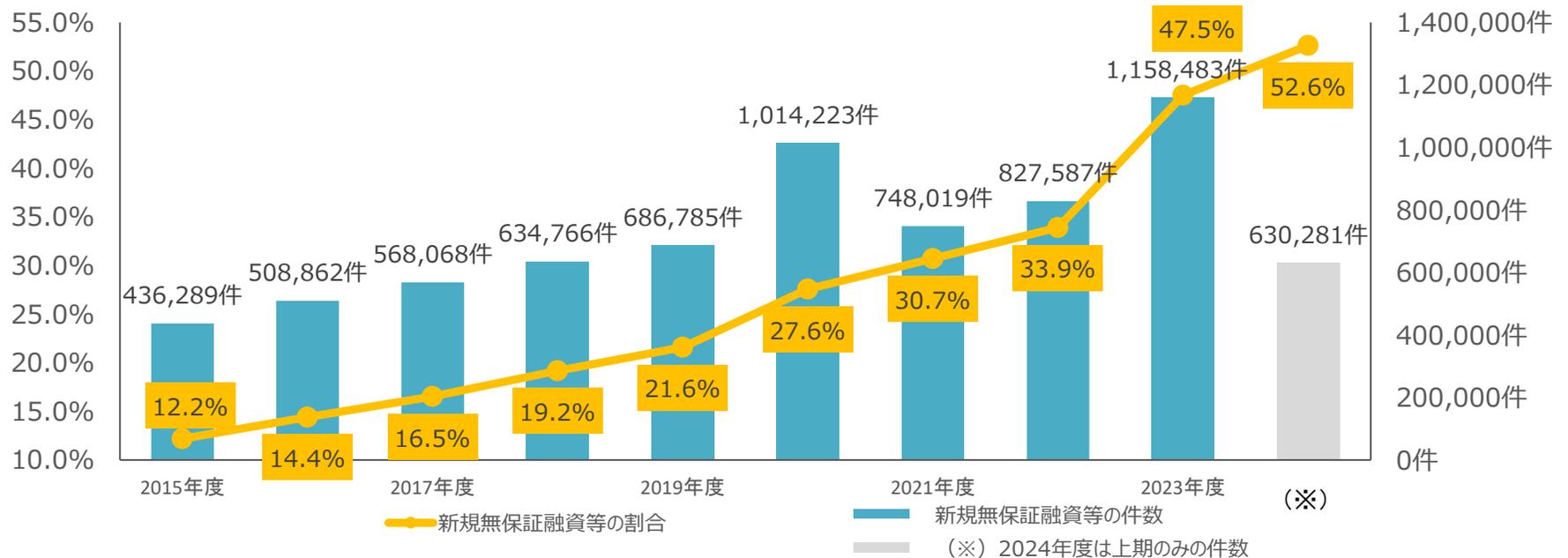
### 主な施策

- ① 金融機関に対し、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための**取組方針**」を**経営トップを交え検討・作成し、公表するよう金融担当大臣より要請**。
- ② 地域金融機関の営業現場の担当者も含め、監督指針改正に伴う新しい運用や経営者保証に依存しない融資慣行の確立の重要性等を十分に理解してもらうべく、金融機関・事業者向けの説明会を全国で実施。【23年1月～】
- ③ 金融機関の有効な取組みを取りまとめた「**組織的事例集**」の更なる拡充及び横展開を実施。

# 「経営者保証改革プログラム」の進捗状況 -経営者保証に関するガイドラインの活用実績-

- 経営者保証改革プログラムに基づき、金融機関が個人保証を徴求する際の手続きを厳格化した改正監督指針は、2023年4月から適用開始。
- 2024年度上期の「経営者保証に関するガイドライン」等の活用実績に係る新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資件数の割合は、**民間金融機関全体で52.6%であり、昨年度通期の実績と比較して+5.1%ptと着実に伸び、過半に達した。**

## 新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資件数の割合の推移



(注1) 2024年度上期の新規融資件数に占める「新規無保証融資等の件数」と「有保証で適切な説明を行い記録した件数」との合計の割合は98.8%。  
 (注2) 2024年度上期の法人に対する新規融資件数に占める「法人に無保証で融資した件数」の割合は46.5%。

# 事業性融資の推進等に関する法律の概要

事業者が、不動産担保や経営者保証等によらず、事業の実態や将来性に着目した融資を受けやすくなるよう、事業性融資の推進に関し、「基本理念」、「国の責務」、「事業性融資推進本部」、「企業価値担保権」、「認定事業性融資推進支援機関」等について定める。

## 基本理念・国の責務

### ■ 事業性融資の推進に関する基本理念

事業者と金融機関等の緊密な連携の下、事業の継続及び発展に必要な資金の調達等の円滑化を図る。

- 国は、その基本理念にのっとり、事業性融資の推進に関する施策を策定・実施する責務を有する。

## 事業性融資推進本部の設置

- 事業性融資の推進に総合的かつ集中的に取り組むため、金融庁に事業性融資推進本部(本部長:金融担当大臣)を設置する。
- 本部の構成員は、金融担当大臣、経済産業大臣、財務大臣、農林水産大臣及び法務大臣等とする。
- 事業性融資の推進に関する基本方針を定める。

## 企業価値担保権の創設

- 有形資産に乏しいスタートアップや、経営者保証により事業承継や思い切った事業展開を躊躇している事業者等の資金調達を円滑化するため、無形資産を含む事業全体を担保とする制度(企業価値担保権)を創設する。
- 企業価値担保権を活用する場合、債務者の粉飾等の例外を除き、経営者保証の利用を制限する。
- 企業価値担保権の設定に伴う権利義務に関する適切な理解や取引先等の一般債権者保護等、担保権の適切な活用を確保するため、新たに創設する信託業の免許を受けた者を担保権者とする。
- 担保権実行時には、企業価値を損うことがないように、事業継続に不可欠な費用(商取引債権・労働債権等)について優先的に弁済し、事業譲渡の対価を融資の返済に充てる。

## 認定事業性融資推進支援機関制度の導入

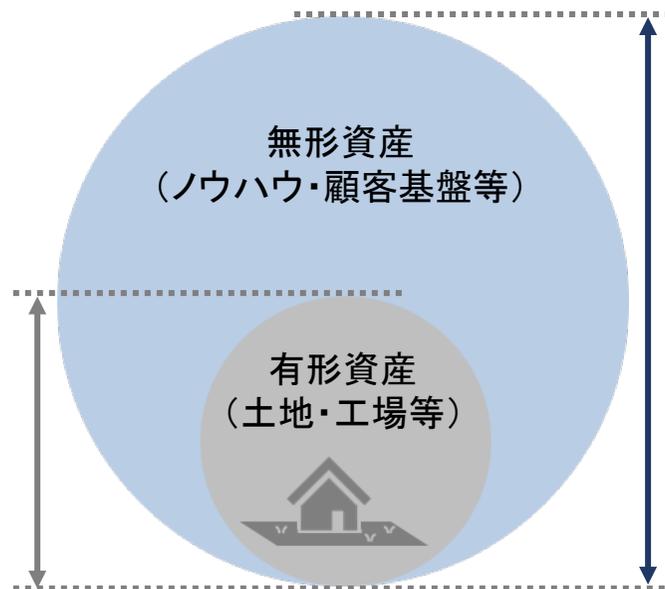
- 企業価値担保権の活用等を支援するため、事業性融資について高度な専門的知見を有し、事業者や金融機関等に対して助言・指導を行う機関の認定制度を導入する。

# 企業価値担保権の活用による事業性融資の推進

## 現状の担保権を活用する場合

有形資産を担保として認識

⇒ 事業を評価して行う融資は無担保となる



## 企業価値担保権を活用する場合

ノウハウ、顧客基盤等の  
無形資産も  
担保として認識可能

⇒ 事業を評価して行う融資は  
事業価値により担保される



【新法第7条第1項】

有形資産に乏しい事業者(スタートアップ等)は  
十分な融資を受けることが難しいおそれ



ノウハウ、顧客基盤等の無形資産も担保価値  
として評価され、融資が判断される  
(事業性融資の推進につながる)

事業に対する貸し手の関心が限定的で、  
経営改善支援が遅れるおそれ



事業に対する貸し手の関心が高まり、  
タイムリーな経営改善支援が期待される  
(融資実務の改善)

⇒ 貸し手、借り手の双方がより将来を見据えて事業に注力することにより、借り手の事業の着実な成長、事業悪化の回避が図られ、融資の堅実な弁済につながることを期待される

# 2024事務年度 金融行政方針（抄）

- ◆ 「事業性融資推進プロジェクトチーム」を中心に、「事業性融資の推進等に関する法律」の施行に向け環境整備を進める。

## II. 金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能を確保する

### 1. 業態横断的な課題への対応

#### (3) 事業者の持続的な成長を促す融資慣行の確立

##### ② 事業性融資の推進

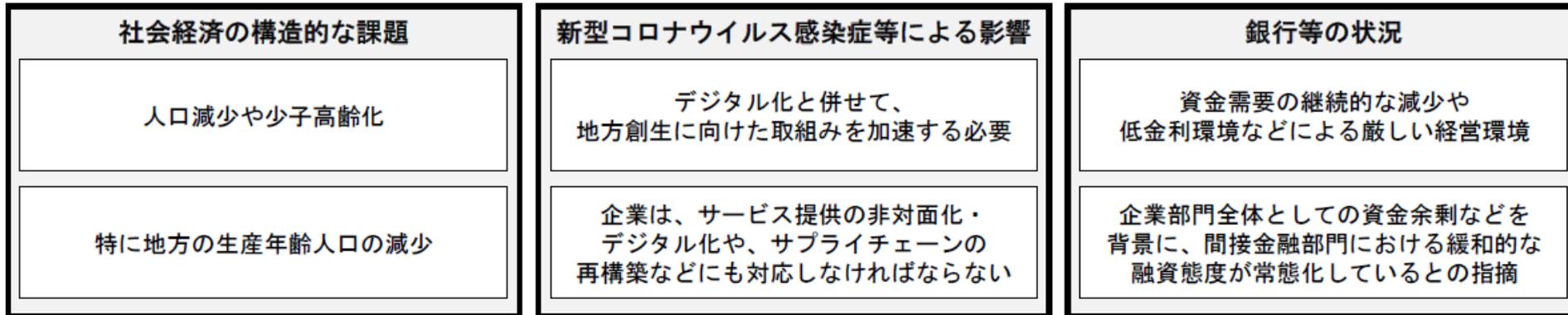
金融機関による事業性融資への取組を促す施策の一つとして、企業価値担保権の創設等を内容とする「事業性融資の推進等に関する法律」（以下「事業性融資推進法」）が2024年6月に成立した。今後は、当該法制を円滑に施行することはもちろんのこと、同法の成立を契機とし、金融機関が企業価値担保権の活用も1つの選択肢として、事業性融資を自らの収益基盤の強化に確実につなげることが重要となる。こうした事業性融資の更なる進展に向け、2024年7月、金融庁の関連する部局を横断する「事業性融資推進プロジェクト・チーム（以下「事業性融資推進PT」）」を発足させた。

今後、当該PTを中心として、事業性融資推進法に関する政府令等の整備や企業価値担保権の制度趣旨等に関する周知・広報等に取り組むとともに、企業価値担保権の活用が想定される融資事例、融資事例に応じた与信審査・期中管理のあり方、担保権を活用した融資における引当の考え方等の実務上の課題について関係する業界団体も交え議論を行い、2026年春頃の制度の施行を目指し、環境整備を進める。

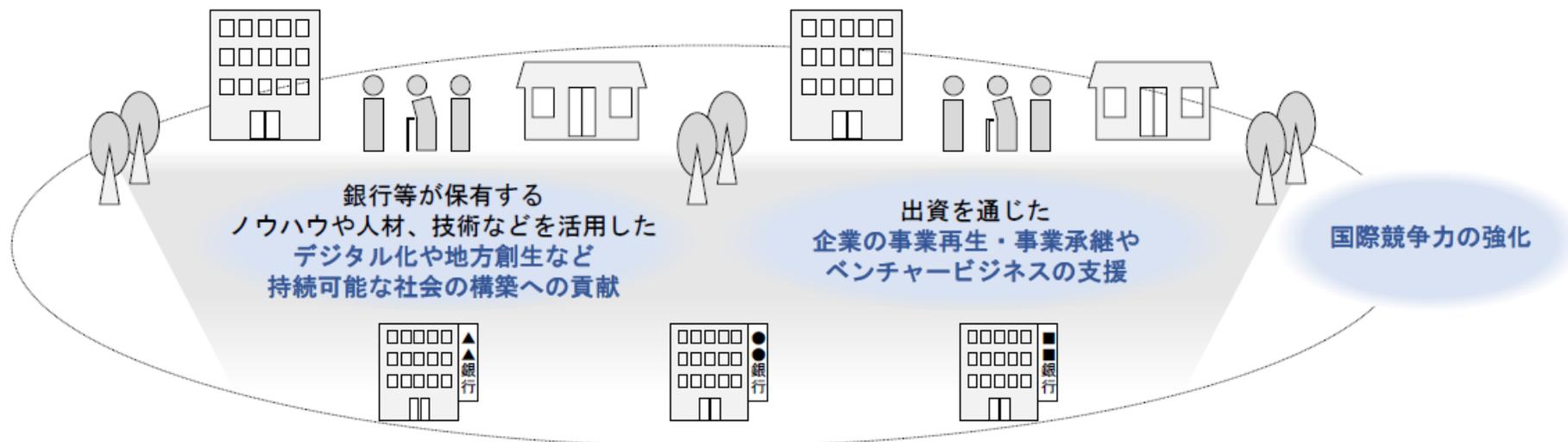
### **3. 銀行等の業務範囲・出資規制の見直し**

# 背景

○ 銀行等は、ポストコロナの日本経済の回復・再生を支える「要」として、重要な役割を果たすことが求められている。このため、社会経済において期待される役割を果たそうとする銀行等の取組みを後押しする観点などから、業務範囲規制や出資規制などを見直す。



銀行等が  
社会経済において期待される役割を十分に果たすことができるようにする必要



# 金融機関の業務範囲にかかる規制緩和

- 金融機関の中には、地道に継続して地域企業の生産性向上や地域活性化に努めている金融機関も多数存在しており、こうした自主的な取組みをサポートするため、これまで、**業務範囲等に関する規制緩和**を実施。

## 金融機関が所有する不動産の有効活用：監督指針改正（平成29年9月）

- 自治体等の**公共的な役割を有する主体からの要請に基づき保有不動産の賃貸を行う場合は、その規模等について柔軟に解釈できる旨を明確化。**

## 銀行本体及び銀行子会社等が行う「人材紹介業務」：監督指針改正（平成30年3月）

- 銀行本体及び銀行子会社等において、**取引先企業に対する人材紹介業務を行うことが可能であることを明確化。**  
(職業安定法に基づく有料職業紹介事業の許可を取得した地域銀行(本体)は68行(令和5年1月1日時点)。)

## 「地域商社」への銀行の出資について：監督指針改正（令和元年10月）

- 地域銀行が**認可を条件に5%超100%まで地域商社に出資できる旨を明確化。**

## 銀行等による議決権保有制限の見直し：銀行法施行規則等改正（令和元年10月）

- 地域活性化事業や事業承継等を行う企業への出資について、銀行等の**議決権保有制限(5%ルール)の緩和を実施。**

## デジタル化や地方創生などに資する業務の追加：銀行法等改正（令和3年5月公布、11月施行）

- デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に向けて、**銀行の①子会社・兄弟会社(銀行業高度化等会社)、②本体、それぞれに業務を追加**するなどの措置を実施。

# 令和3年銀行法等改正の概要 - 業務範囲規制の見直し -

- デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に向けて、銀行の①子会社・兄弟会社（銀行業高度化等会社）、②本体、それぞれに業務を追加するなどの措置を講ずる。

## ① 銀行の子会社・兄弟会社

### 【現 行】

銀行業高度化等会社【収入依存度規制なし】

デジタル など

#### ◆他業認可

フィンテック

地域商社  
(在庫保有、製造・加工原則なし)

(実例)

#### 従属業務会社【収入依存度規制の法令上の厳格な数値基準】

自行アプリや  
ITシステムの販売

データ分析・  
マーケティング・広告

登録型人材派遣

ATM保守点検

印刷・製本

自動車運行・保守点検

など

### 【改正後】

銀行業高度化等会社【収入依存度規制なし】

デジタル など + 地方創生 などの 持続可能な社会の構築

【改正銀行法第16条の2第1項第15号等】

#### ◆他業認可

- ・ 個別列举なし（銀行の創意工夫次第で幅広い業務を営むことが可能）
- ・ 認可を条件にすべての従属業務を収入依存度規制なしに営むことが可能（明確化）

#### ◆通常の子会社・兄弟会社認可

フィンテック

地域商社

(在庫保有、製造・加工原則なし)

自行アプリや  
ITシステムの販売

データ分析・  
マーケティング・広告

登録型人材派遣

ATM保守点検

障害者雇用促進法に係る  
特例子会社

地域と連携した成年後見

※ 内閣府令において個別列举（実施状況などを踏まえ追加）

※ 財務健全性・ガバナンスが一定以上であることについて認定を受けたグループが銀行の兄弟会社において営む場合は個別認可不要（届出制）【改正銀行法第52条の23の2第6項～第8項等】

#### 従属業務会社【法令上の数値基準を削除（必要に応じガイドラインに考え方を示す）】

印刷・製本

自動車運行・保守点検

など

## ② 銀行本体

業務に、銀行業の経営資源を活用して営むデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務を追加する【改正銀行法第10条第2項第21号等】

自行アプリや  
ITシステムの販売

データ分析・  
マーケティング・広告

登録型人材派遣

幅広い  
コンサル・マッチング

※ 内閣府令において個別列举（実施状況などを踏まえ追加）

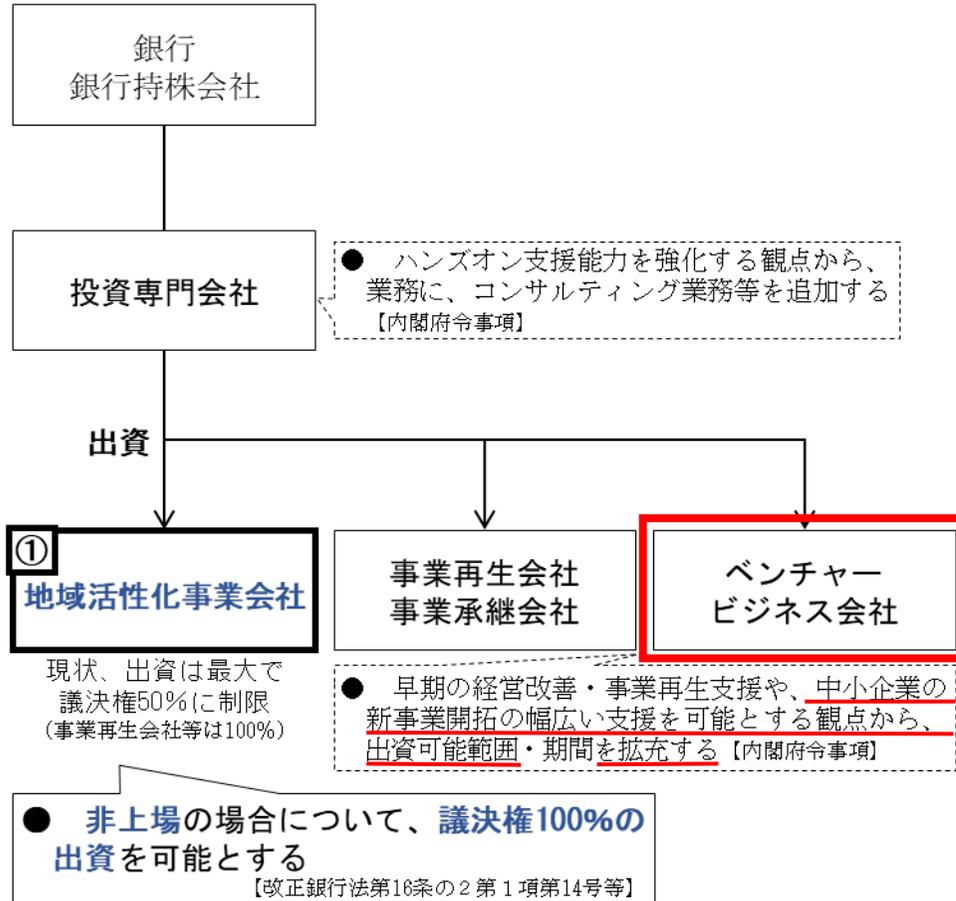
※ このほか、銀行持株会社が営むことができる「グループ会社に共通・重複する業務」に関し、一定の業務については認可不要とする（届出制）等

※ 信用金庫・信用協同組合、保険会社、金融商品取引業者などについても、それぞれの特性や制度に応じて同趣旨の改正を行う

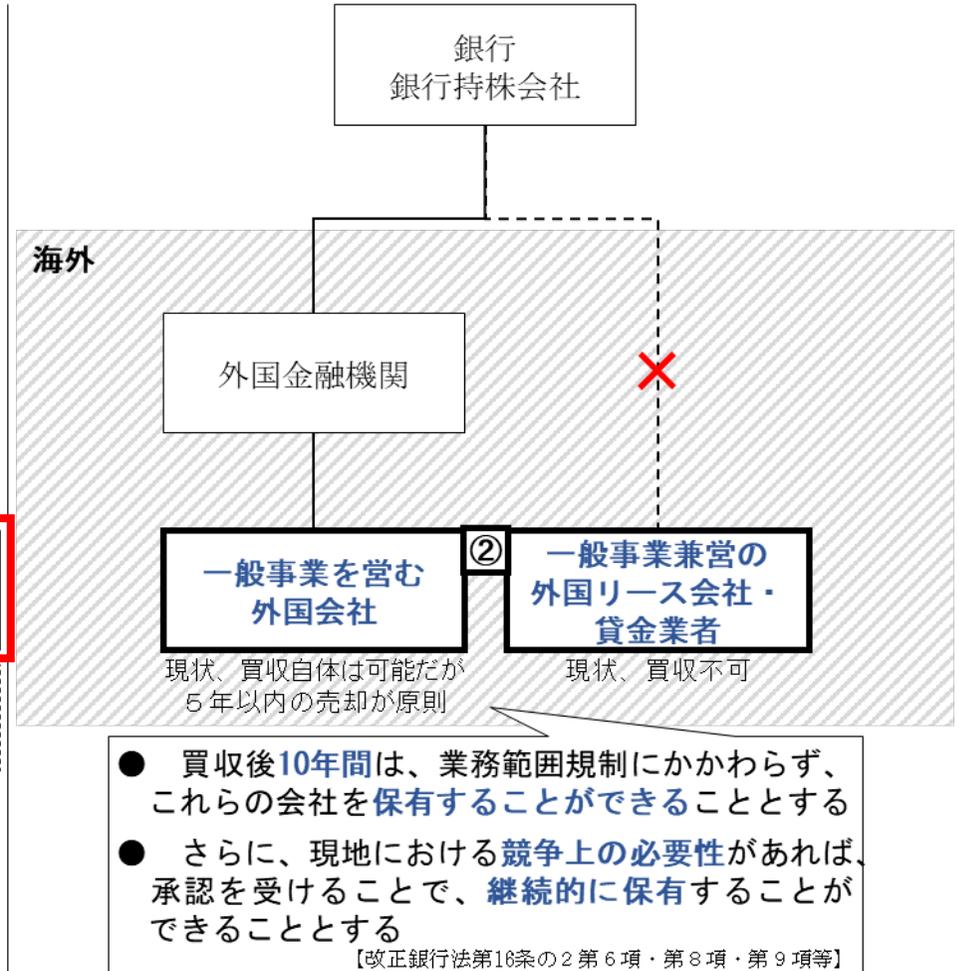
# 令和3年銀行法等改正の概要 - 出資規制／外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲の見直し-

- 銀行が、出資を通じて地域の「面的再生」などを幅広く支援することができるよう、非上場の地域活性化事業会社に対する議決権100%の出資を可能とするなどの措置を講ずる。
- 併せて、国際競争力強化の観点から、銀行が買収した外国子会社・外国兄弟会社について、現地における競争上の必要性があれば、業務範囲規制にかかわらず継続的に保有することができることとする。

## 出資規制



## 外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲



# 地域金融機関におけるスタートアップ支援の取組事例

## ① 情報交流拠点開設

- 情報交流拠点となる**コワーキングスペース（インキュベーション施設）**を開設し、**地元のスタートアップコミュニティを育成**
- 地元の自治体・大学・支援機関等と連携し、**ワンストップで起業支援するプラットフォーム拠点**を開設

## ② 地元企業とのマッチング・スタートアップ発掘&支援

- **首都圏を中心とした優良スタートアップと地元企業とのマッチングイベント**を通じて、**オープンイノベーション**を創出
- **大学等の研究シーズを発掘**し、事業化から成長に至るまでを、**外部事業者と連携して一気通貫で伴走支援**（アクセラレーションプログラム）
- **ビジネスコンテストを開催**し、受賞者には投資専門子会社による出資を含めた銀行グループ全体で支援

## ③ スタートアップへの資金供給（エクイティ・デット等）

- **ベンチャーファンドに対する、投資専門子会社によるGP出資及び銀行本体によるLP出資**
  - 多数の地元大学と広域連携し、大学発ベンチャーを積極的に支援
- **ベンチャーデット**（スタートアップに特化した融資制度）
- 自治体・大学・地元企業等と連携した**公募型助成金制度**による支援

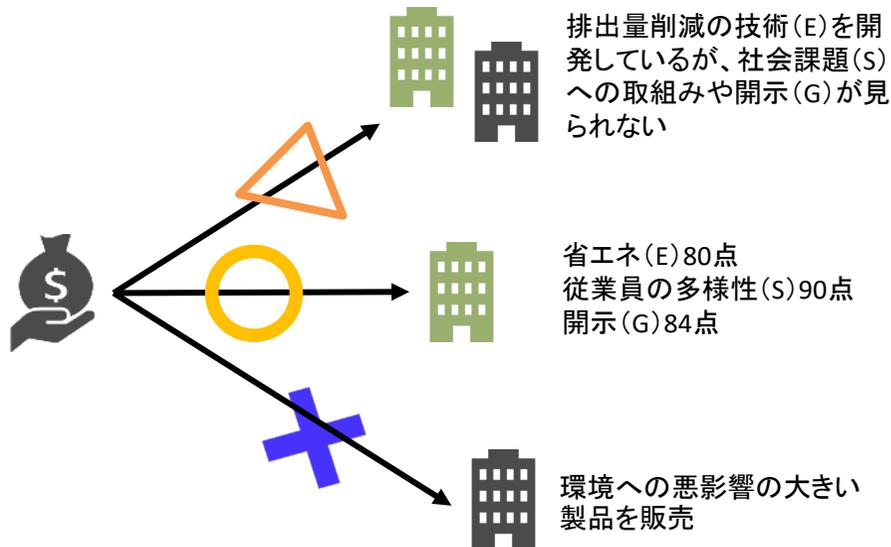
## 4. インパクト投資

# インパクト投資の概要

- 脱炭素や少子高齢化等の社会・環境課題の重要性が高まる中で、課題解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業の支援は喫緊の課題となっている。
- 社会・環境課題への対応は、従来、事業の成長性・収益性と「トレードオフ」の関係にあると理解されることが多かったが、近年、**両者は相互に補完・強化し、両立する好循環を創出し得るとの理解**に立って、**課題解決と事業成長に資する技術・事業の変革等**に取り組む多様な企業が見られる。
- **「一定の「投資収益」確保を図りつつ、「社会・環境的効果（インパクト）」の実現を企図する」インパクト投資**は、**「投資先と投資効果を個別に特定・コミット」**する点が特徴であり、**好循環を実現させる事業上の変革等を促す**観点から、国際的にも推進の重要性が指摘されている。

## 一般的なESG投資

企業のESGの取組みを総合的に評価し投資比率等を決定、又は**特定業種等を投資先から除外**

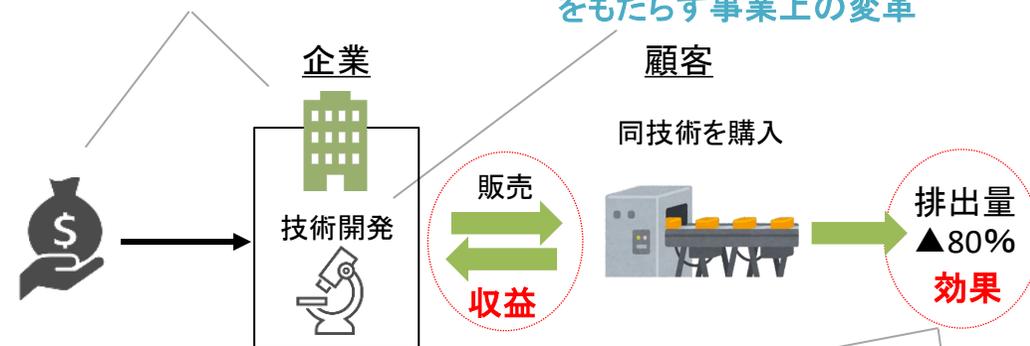


## インパクト投資

投資により**実現を図る具体的効果を特定・コミットし**、これを**実現する技術革新等を進める企業に投資**

### 1. 効果実現の意図

### 4. 市場や顧客に変化・加速をもたらす事業上の変革



### 2. 投資で効果を実現

### 3. 効果の測定・管理

# インパクト投資の概要

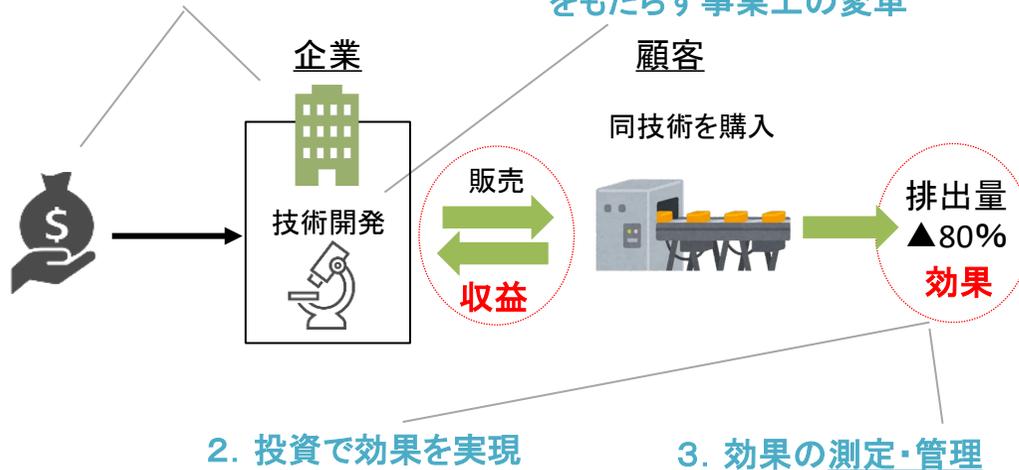
- 脱炭素や少子高齢化等の社会・環境課題の重要性が高まる中で、**課題解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業の支援を通じ、課題対応に止まらず、これを通じた事業成長・地域経済の長期的な発展に取り組む目線も重要ではないか。**
- 例えば、**一定の投資収益確保を図りつつ、社会・環境的効果の実現を企図する「インパクト投資」**など、サステナビリティの課題に着目しつつ事業の成長を図る広範な取り組みも見られつつあるところ。

## インパクト投資

投資により**実現を図る具体的効果を特定・コミットし、これを実現する技術革新等を進める企業に投資**

### 1. 効果実現の意図

### 4. 市場や顧客に変化・加速をもたらす事業上の変革



(課題解決と事業成長を図る技術・事業の革新等に取り組む企業の種類の例)



ユニコーン

企業評価額が 10 億米ドル超である創業 10 年以内の未上場企業等



ゼブラ

持続可能な成長と社会・環境面での持続性の両立を図る地域創業企業等



第二創業

事業承継を契機に、新事業・新分野への進出を図る企業等

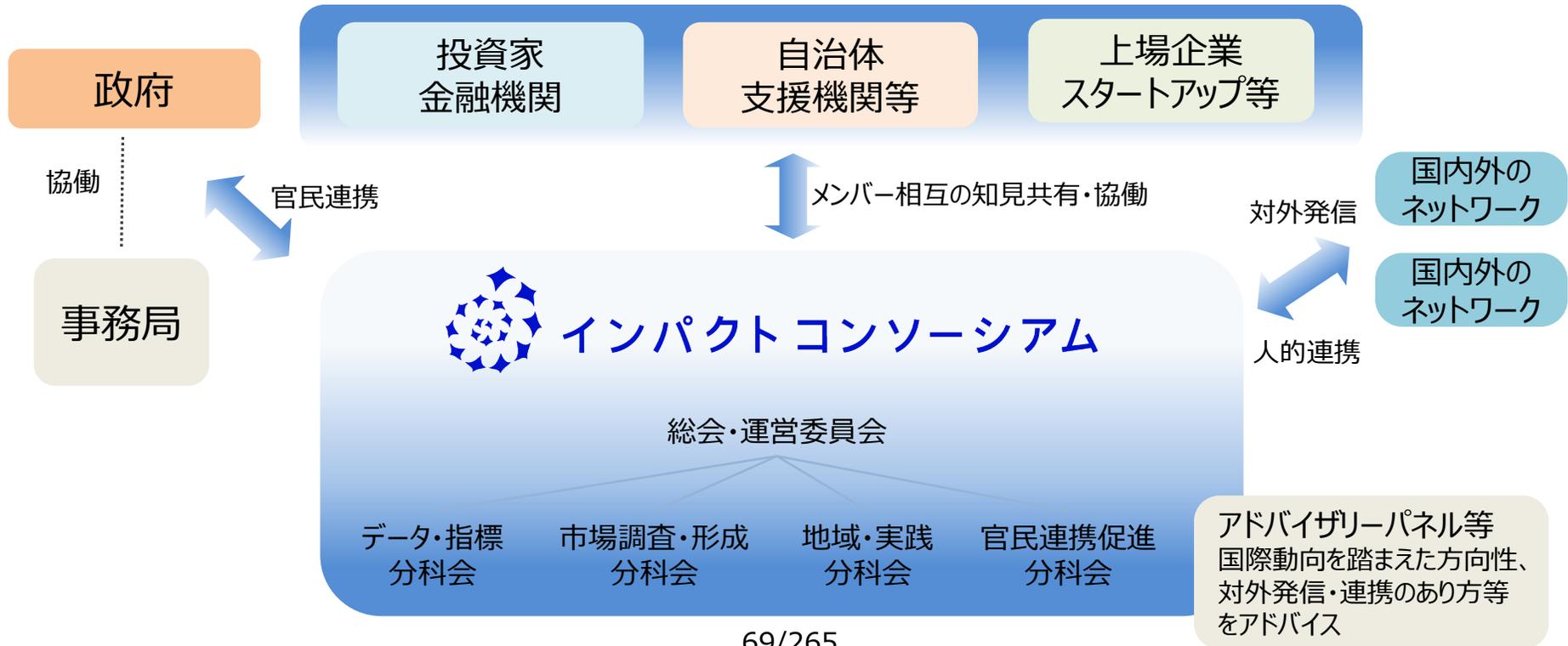


伝統企業

新たなマーケット獲得等につながる様々な事業革新を図る既存・伝統企業等

# インパクトコンソーシアムについて

- **インパクト実現を図る経済・金融の多様な取組みを支援し、インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進**していくため、**投資家・金融機関、企業、NPO、自治体等の幅広い関係者が協働・対話を図る場**として、23年11月、官民連携の「**インパクトコンソーシアム**」を設置（24年11月末で計387法人等が参画）。
- 運営については、官民連携の場として政府から支援を行いつつ、**参加者の自主的な課題設定・議論**を旨とし、**投資指標や事例、対話・支援手法等の産金間の実践上の知見・課題の収集・発信**を中心としつつ、インパクト実現の取組支援につながる幅広い事項に係る議論を行う。また、必要に応じ、政策発信を含む**対外メッセージの発信**等を検討していく。
- 各分科会において、**投資時に活用できる指標・データの整備、インパクト評価を企業価値向上につなげる企業戦略等のあり方、地域における官民連携の促進やインパクトを考慮した事業評価の視点**等について、市場関係者の多様性と自主性に留意しつつ、議論を積み上げる。



## 概要

- 地域には、潜在的に活用し得る様々な環境・社会的又は人的資源が存在。こうした資源を活用しつつ地域発で環境・社会課題に対応し、経済・社会基盤の強化を実現していく取組みへの期待は高い。
- 実際に、足許、規模や業種、求める社会・環境的効果や収益水準、成長速度等も多様な企業によるインパクトの創出例が見られつつある一方、地域からインパクトの実現を通じて事業の成長・持続可能性等を実現するには様々な経営・資本戦略等のノウハウが必要で、取組みの実践は決して容易でないと考えられる。
- このため、まずは多様な取組みの浸透・拡大を図るよう、社会・環境課題の解決の視点を取り入れた地域の価値創造等の取組可能性が多岐にわたる点が理解し易い、関心喚起型の議論・取組みが重要。課題意識を持ち易い多様な発信を行い、機運醸成とネットワーク構築を支援し、地域への人材・資金の流れを強化していくことで、環境・社会課題の解決と成長が、様々な工夫の下で相互に補完・強化する好循環の地域発での実現を目指していく。

## 主な議論内容

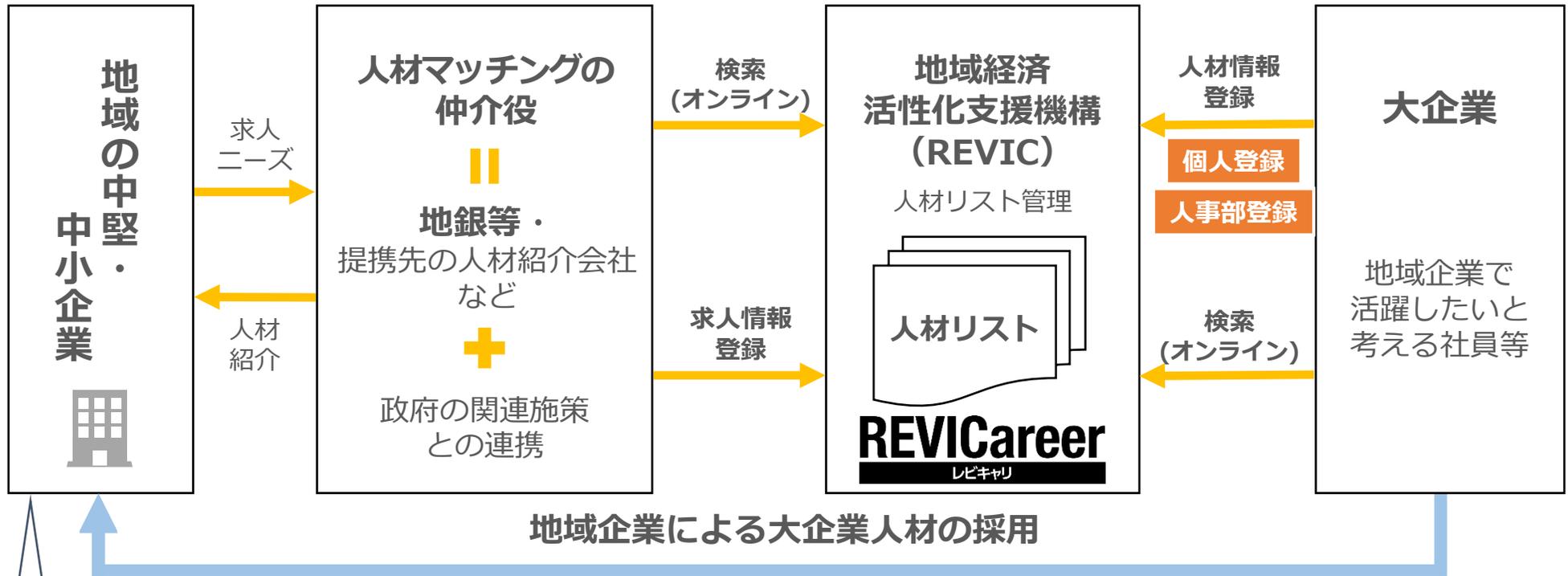
- ✓ **【地域課題とインパクトの概論】**  
インパクトスタートアップやゼブラ企業が捉える地域の社会課題と、インパクト拡大のための資金・人材面等の課題等
- ✓ **【地域企業のインパクトビジネス最前線】**  
インパクトとの関連性が見えにくい老舗企業や中堅企業が捉える地域の社会課題と、事業を通して取り組む意義
- ✓ **【地域内の関係者によるインパクトの創出支援】**  
地域VCや地域金融機関等が、地域発のインパクト創出を支援する際の創出意工夫や課題等
- ✓ **【地域外の関係者との連携によるインパクトの創出】**  
地域外のVCや大手企業等が、地域のステークホルダーと連携し、地域事業を支援する際の意義や留意点等

## 5. 人材マッチング事業

# 地域企業経営人材マッチング促進事業

- ◆ 政府として「地方への新しい人の流れ」の創出に向けた取組みが進む。
- ◆ 金融庁としても、地域金融機関の人材仲介機能を強化し、**転籍や兼業・副業、出向**といった様々な形を通じた、**大企業から中堅・中小企業（ベンチャー企業を含む）**への人の流れを創出し、大企業で経験を積まれた方々の各地域における活躍を後押し
  - ✓ 中堅クラスの**兼業・副業、出向** ⇒ 将来の幹部人材として外部で経営に関わる貴重な経験に
  - ✓ シニア世代の方の**転籍** ⇒ 人生100年時代に必要性の高まるセカンドキャリアの獲得機会に

## □ 事業スキーム



○ 採用形態・年収に応じて給付

転籍：上限450万円 兼業・副業、出向：上限200万円

# REVICarrer登録地域金融機関

147機関

地域銀行 96  
信用金庫 46  
信用組合 5

(令和6年12月31日時点)

(注) 業務提携する有料職業紹介事業者と連携した登録を含む。

## 北海道

北海道 北海道銀行  
北洋銀行 ※  
旭川信用金庫  
帯広信用金庫

## 東北

青森 青森銀行 ※  
みちのく銀行  
岩手 岩手銀行 ※  
東北銀行  
北日本銀行  
宮城 七十七銀行 ※  
仙台銀行 ※  
石巻商工信用組合  
秋田 秋田銀行  
北都銀行  
山形 荘内銀行  
山形銀行 ※  
きらやか銀行  
福島 東邦銀行  
福島銀行  
大東銀行  
相双五城信用組合

※ 金融機関グループ内の子会社等による登録

## 関東・甲信越

群馬 群馬銀行 ※  
東和銀行  
高崎信用金庫  
桐生信用金庫  
しのめ信用金庫  
栃木 足利銀行  
栃木銀行  
茨城 常陽銀行  
筑波銀行

埼玉 武蔵野銀行  
飯能信用金庫  
埼玉縣信用金庫  
埼玉りそな銀行

千葉 千葉銀行 ※  
千葉興業銀行  
京葉銀行

東京 きらぼし銀行 ※  
東日本銀行  
西武信用金庫 ※  
多摩信用金庫  
足立成和信用金庫  
東京信用金庫  
第一勧業信用組合

神奈川 横浜銀行  
神奈川銀行  
かながわ信用金庫 ※  
川崎信用金庫  
横浜信用金庫

新潟 第四北越銀行 ※  
大光銀行  
新潟信用金庫  
三条信用金庫

山梨 山梨中央銀行  
山梨信用金庫

長野 八十二銀行 ※  
長野銀行  
長野県信用組合

## 北陸

富山 北陸銀行  
富山銀行  
富山第一銀行  
高岡信用金庫

石川 北國銀行 ※  
福井 福井銀行 ※  
福邦銀行 ※

## 東海

岐阜 大垣共立銀行 ※  
十六銀行 ※  
岐阜信用金庫  
東濃信用金庫  
大垣西濃信用金庫

静岡 静岡銀行  
スルガ銀行 ※  
清水銀行  
静岡中央銀行  
しずおか焼津信用金庫 ※

静清信用金庫  
浜松磐田信用金庫  
三島信用金庫  
沼津信用金庫  
富士信用金庫  
島田掛川信用金庫 ※

愛知 愛知銀行  
名古屋銀行  
中京銀行  
瀬戸信用金庫  
豊川信用金庫  
碧海信用金庫  
西尾信用金庫  
豊田信用金庫

三重 三十三銀行  
百五銀行 ※  
桑名三重信用金庫

## 近畿

滋賀 滋賀銀行  
京都 京都銀行 ※  
京都信用金庫  
京都中央信用金庫 ※

大阪 関西みらい銀行  
池田泉州銀行  
大阪信用金庫  
大阪シティ信用金庫  
北おおさか信用金庫 ※

兵庫 但馬銀行  
みなと銀行  
播州信用金庫  
兵庫信用金庫

奈良 南都銀行 ※  
和歌山 紀陽銀行

## 四国

徳島 阿波銀行  
徳島大正銀行

香川 百十四銀行  
香川銀行

愛媛 伊予銀行  
愛媛銀行

高知 四国銀行  
高知銀行

## 中国

鳥取 鳥取銀行  
島根 山陰合同銀行 ※  
島根銀行

岡山 中国銀行 ※  
トマト銀行  
玉島信用金庫

広島 広島銀行 ※  
もみじ銀行 ※  
広島信用金庫  
呉信用金庫  
しまなみ信用金庫

山口 山口銀行 ※  
西京銀行

## 九州・沖縄

福岡 福岡銀行 ※  
西日本シティ銀行 ※  
北九州銀行 ※  
福岡中央銀行

佐賀 佐賀銀行  
佐賀共栄銀行

長崎 十八親和銀行 ※  
長崎銀行 ※  
西海みずき信用組合

熊本 肥後銀行 ※  
熊本銀行 ※

大分 大分銀行

宮崎 宮崎銀行 ※  
宮崎太陽銀行

鹿児島 鹿児島銀行 ※  
南日本銀行  
鹿児島信用金庫

沖縄 琉球銀行  
沖縄銀行

# 金融庁と経済産業省が連携した経営人材のマッチング推進の取組

事業イメージ

令和6年度補正予算合計 **約20億円**を想定

経済産業省

金融庁

地域の  
中堅・  
中小企業



人材マッチングの  
仲介役

地銀等・  
提携先の人材紹介会社  
など

政府の関連施策  
との連携

地域経済  
活性化支援機構  
(REVIC)

人材リスト管理

人材リスト

**REVICareer**  
レビキャリア

大企業

地域企業で  
活躍したいと  
考える社員 等

求人  
ニーズ

人材  
紹介

検索  
(オンライン)

求人情報  
登録

人材情報  
登録

検索  
(オンライン)

地域企業による大企業人材の採用

採用形態・年収に応じて給付

転籍：上限450万円 兼業・副業、出向：上限200万円

# 事業承継・M&Aについて

中小企業庁事業環境部財務課

# 地域における事業承継支援について

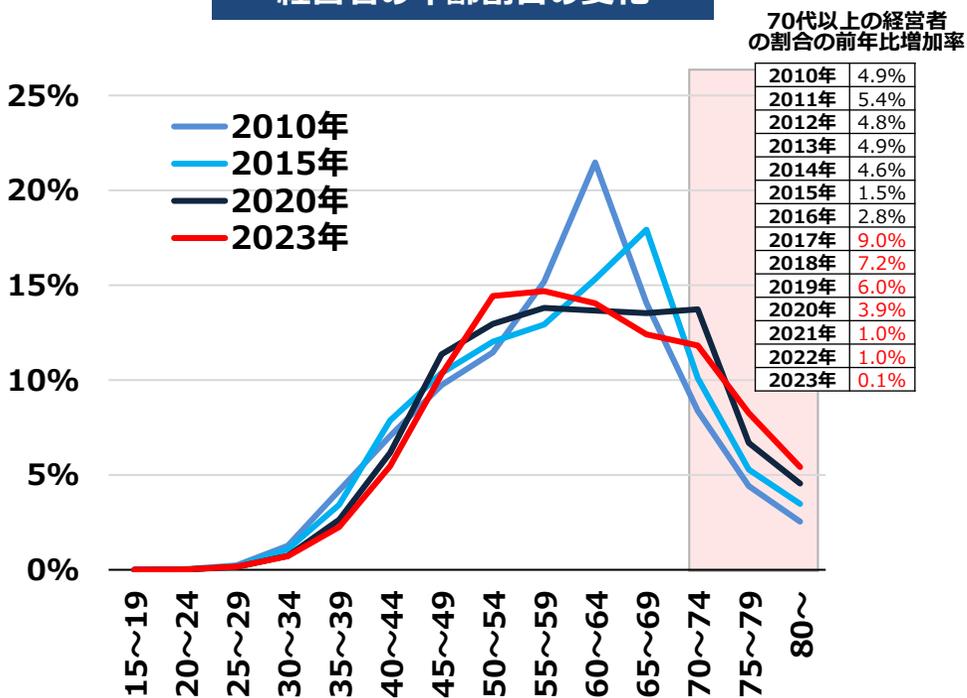
令和7年1月

中小企業庁財務課

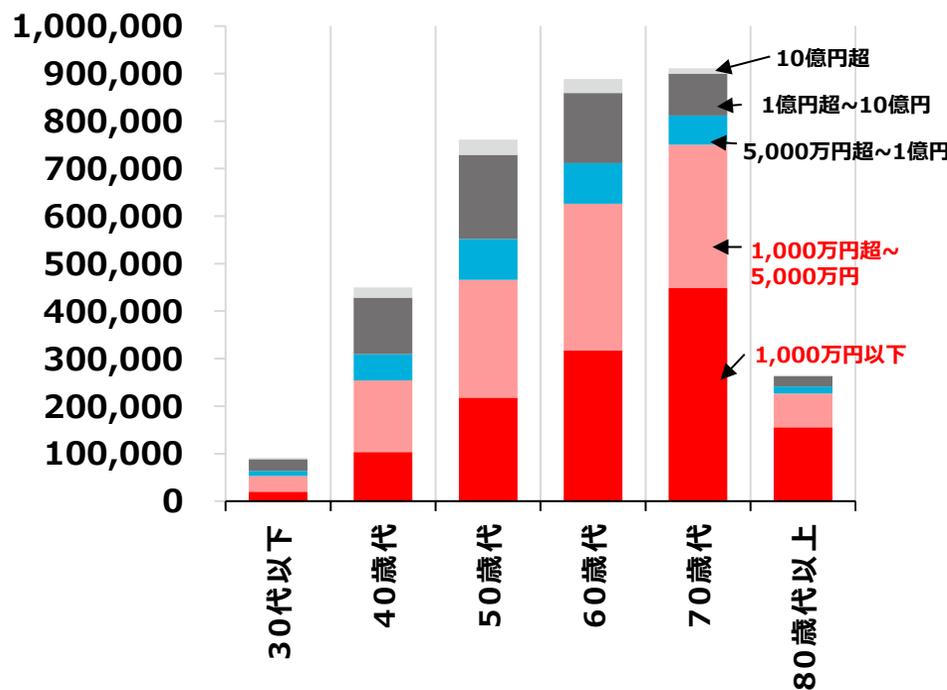
# 経営者の高齢化と事業承継の進展

- 70代以上の経営者の割合の増加率は漸減するなど、事業承継には一定の進展が見られるものの、2023年時点の経営者年齢は平均60.5歳であり、過去最高を更新。
- 特に、売上高5,000万円以下などの小規模な事業者においては、70歳代以上の経営者が多い状況。

経営者の年齢割合の変化



経営者の年齢割合別の中小企業数 (売上高別、2021年度)



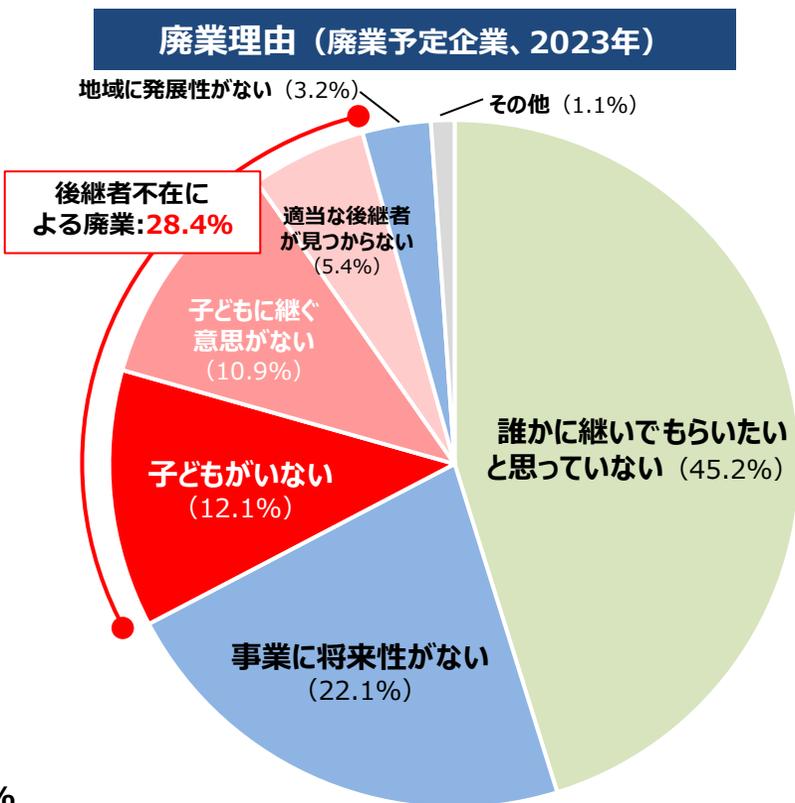
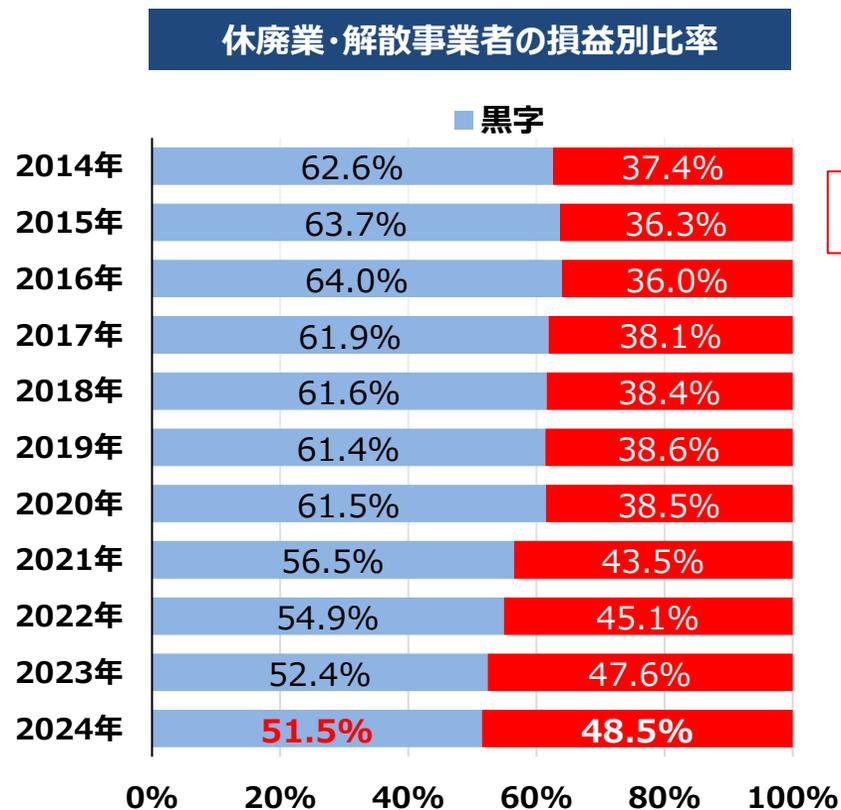
(注) 「M & Aほか」は、買収・出向・分社化の合計を指している。

(出所) 「2023年度版中小企業白書」、帝国データバンク「全国企業『後継者不在率』動向調査」(2024年)を基に作成。

(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査(令和4年確報(令和3年度決算実績))」を基に作成

## 後継者不在による廃業等の発生

- 休廃業・解散件数は直近で年5～6万件程度であり、このうち、黒字廃業の比率が半数を超える状況。また、廃業する予定の企業に廃業理由についてたずねたところ、後継者不在による廃業が約3割を占める。



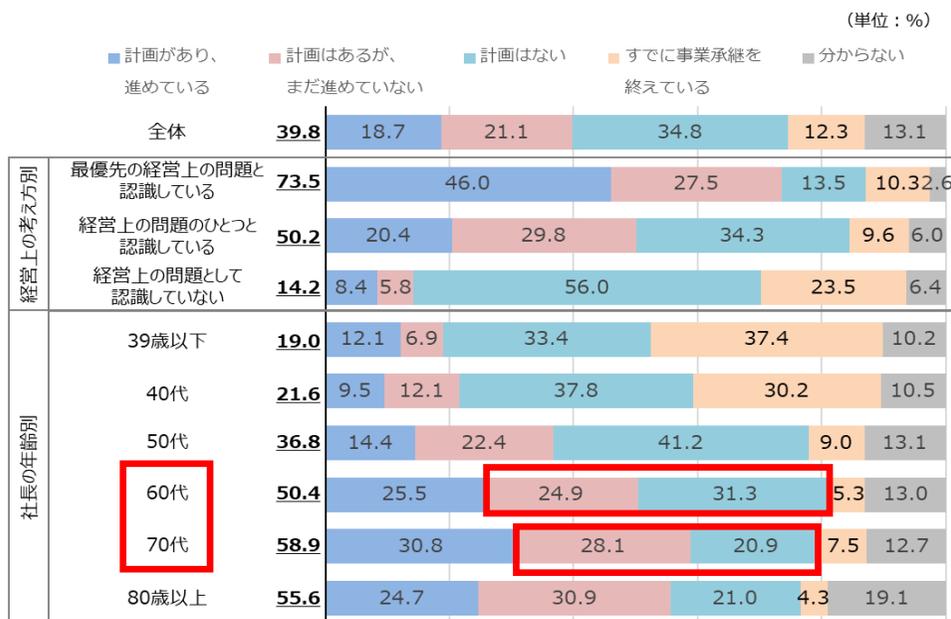
(注) 「休廃業・解散」は、倒産（法的整理、私的整理）以外で事業活動を停止した企業。右図の回答数:2,491者。

(出所) (株) 東京商工リサーチ調べ、日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査（2023年調査）」を基に作成。

# 早期の事業承継の検討の重要性

- 後継者を決めてから事業承継が完了するまでの移行期間（後継者の育成期間含む）は、3年以上を要する割合が半数を上回る。事業承継に向けては、早期の準備が必要不可欠。

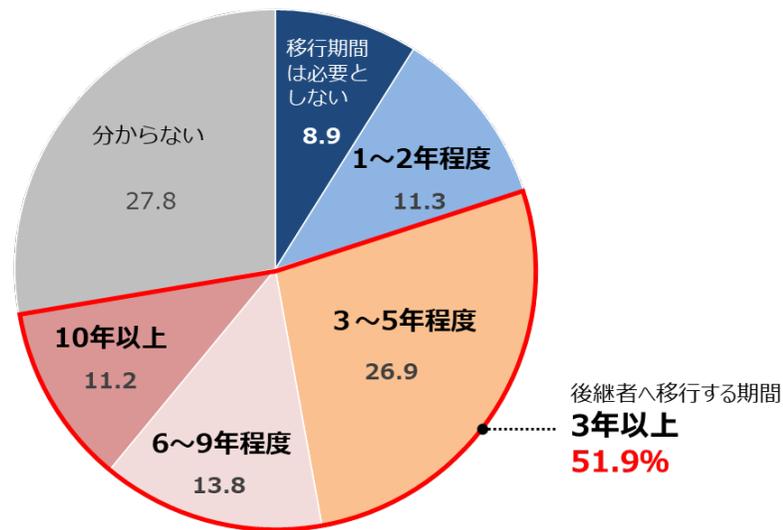
## 事業承継に関する計画の有無 -経営上の考え方別・社長の年齢別-



注1：母数は有効回答企業1万2,000社。「社長の年齢別」の母数は、社長年齢が判明している企業1万731社  
 注2：下線の数字は「事業承継の計画がある（「計画があり、進めている」「計画はあるが、まだ進めていない」の合計）の割合

(出典) (株) 帝国データバンク「事業承継に関する企業の意識調査」(2020年)再編加工

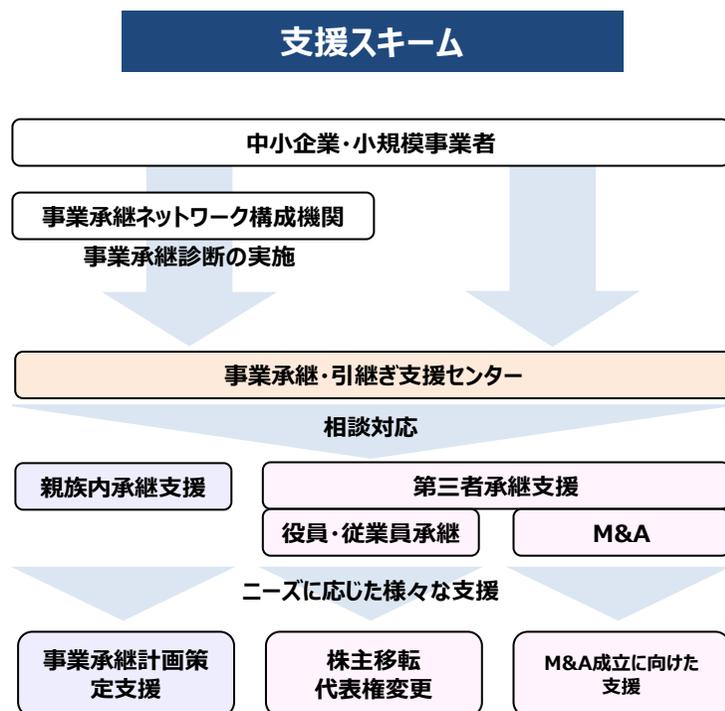
## 後継者への移行にかかる期間



(出典) (株) 帝国データバンク「事業承継に関する企業の意識調査」(2021年8月)  
 (注) 母数は有効回答企業1万1,170社

# 事業承継・引継ぎ支援センターによるワンストップ支援

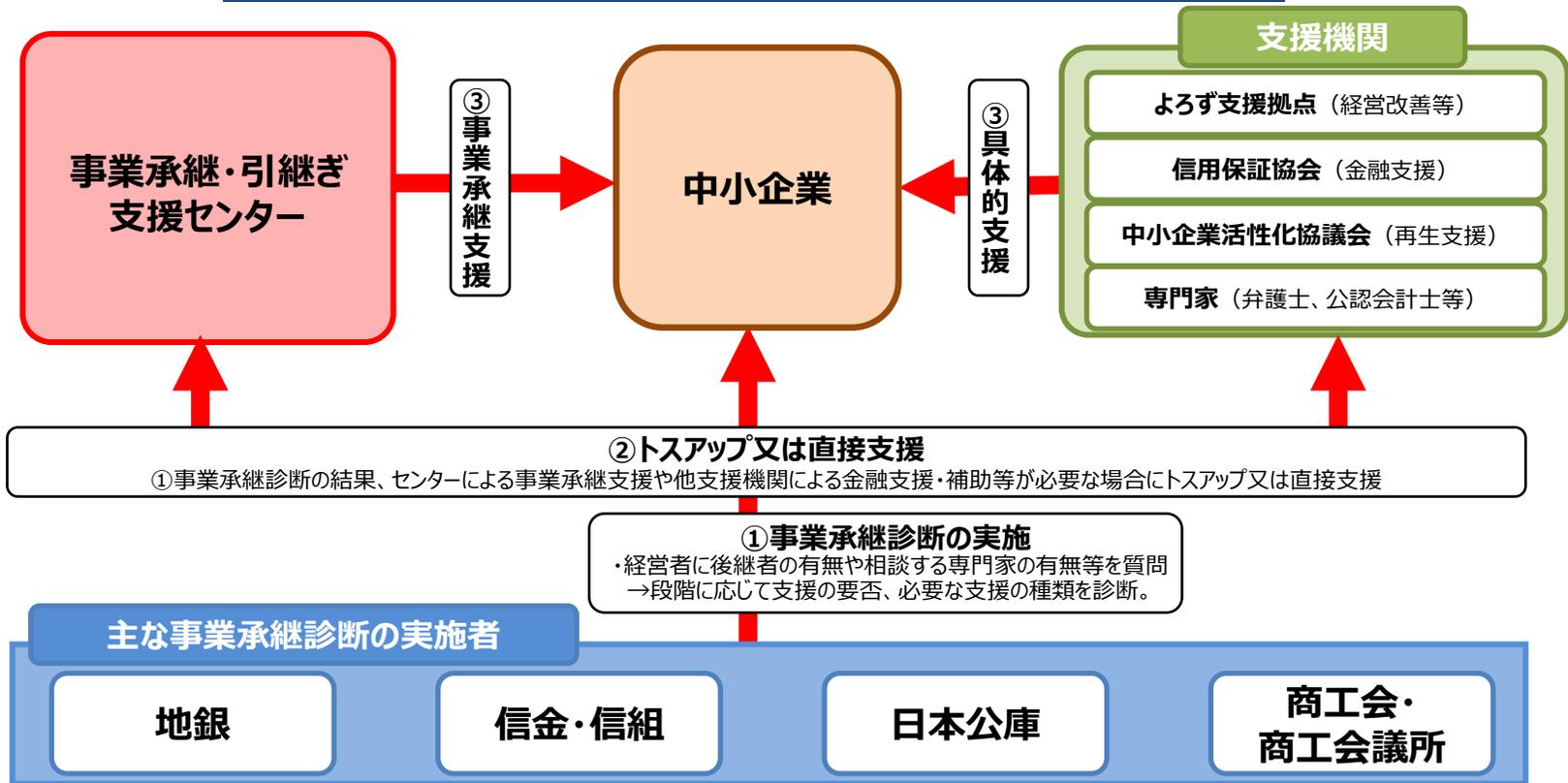
- 全国47都道府県に設置した「事業承継・引継ぎ支援センター」では、親族内承継・第三者承継問わず、支援ニーズの掘り起こしからニーズに応じた支援までワンストップで実施。
- 事業承継・引継ぎ支援センターの相談件数・成約件数ともに増加傾向で、令和5年度には相談件数が23,722件、成約件数が3,581件に達した。



## 事業承継ネットワークによる事業承継診断の取組

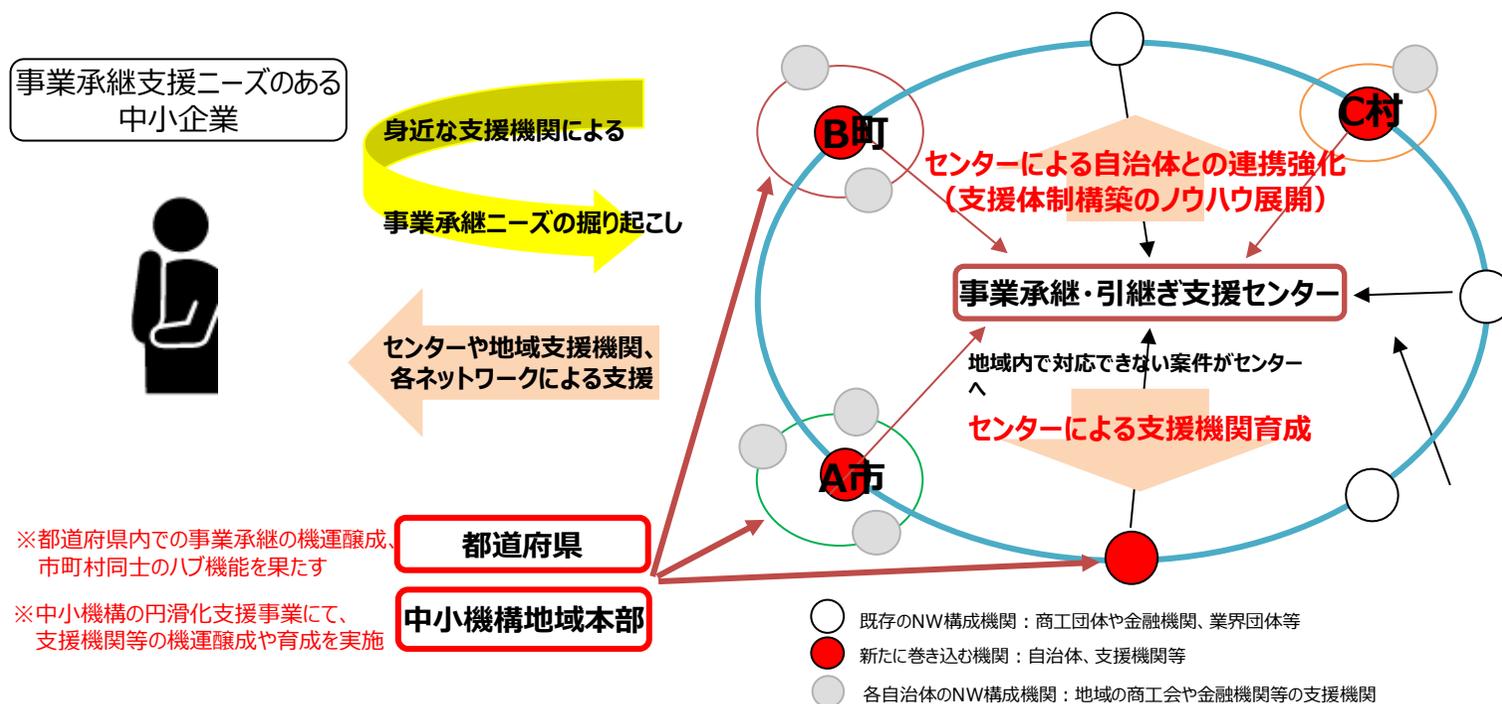
- 平成29年度から早期・計画的な事業承継に対する経営者の「気付き」を促すため、全国に商工会・商工会議所、金融機関等の身近な支援機関から構成される「事業承継ネットワーク」を構築。
- プッシュ型の事業承継診断により、経営者の事業承継に係る課題やニーズを掘り起こし（累計約120万件実施）。

### NW構成メンバーと支援スキーム ※事業承継・引継ぎ支援センター中心に都道府県ごとに設置



## 自治体が関与した事業承継支援のイメージ

- 自治体は、中小企業からの信頼性・安心感を有し、地域内の関係機関の連携のハブとなることができる存在。
- 事業承継・引継ぎ支援センターのネットワークの中に自治体を中心としたメッシュの細かい地域単位のネットワークを複数構築していくことを図りながら、中小企業の事業承継に関する実態把握（支援ニーズの所在の確認）や、個別訪問・セミナー等を通じた中小企業への事業承継の啓発、（必要に応じて）マッチング支援、補助金、事業承継後の経営支援、後継者支援等を行い、喫緊の課題である未だ支援が行き届いていない小規模な事業者等への事業承継の気づきの提供や支援ニーズの掘り起こしにつなげていくことが重要。



# 自治体が事業承継支援を行う必要性/重要性

## 事業承継支援における自治体の価値

- ① 中小企業からの信頼性、安心感が高い
- ② 支援対象として、域内の全ての（民間市場では支援対象にならない社も含め、）中小企業を対象にできる
- ③ 利害関係が少ないため、地域内の関係機関の連携のハブとなることができる

## 事業承継支援に伴う自治体へのメリット

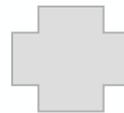
- 経営者の高齢化等による休廃業を減少させることによって、①地域機能・地域活力の維持、②働く場の確保、③（固定資産税等の）税収の維持などが期待される

## 基礎自治体における事業承継で必要な要素

① 中小企業の事業承継に関する実態把握（支援ニーズの所在の確認）

② 中小企業の事業承継支援に関する地域内の体制構築（必要に応じて案件を橋渡しできるようにする）

③ 個別訪問、セミナー等を通じた中小企業への事業承継の啓発（気づきの提供）



④ （必要・余裕に応じて） マatching支援、補助金、事業承継後の経営支援、後継者支援等

## (参考) 自治体向けの支援手引きの作成、オンラインセミナーについて

- 中企庁では自治体における事業承継支援の手引きを作成しており、手引きは年度内に公表するとともに、その概要等について3月3日にオンラインセミナーを実施することを予定。

**中小企業庁主催** 参加無料  
**自治体向け事業承継支援オンラインセミナー**

本セミナーでは、**全国自治体における事業承継支援の取組実態や課題などを概観**するとともに、**先導的に事業承継支援に取り組む自治体や支援機関の担当職員から、最前線の活動を講演**頂きます。このほか、地域の実情に合わせた適切な支援体制の構築に役立つ「**自治体向け「事業承継支援体制構築のための手引書**」や、中小企業庁や総務省による関連施策も紹介します。

ふるってご参加下さいますようお願い申し上げます。

◆開催日時 **2025年3月3日(月)**  
14:00-16:30(予定)

◆開催方法 Webexウェビナー  
定員:1,000名(先着順)

◆プログラム

◆対象

- 自治体職員
- 支援機関職員 等  
(商工団体、金融機関等)

時間	テーマ
第Ⅰ部 14:00-14:15 全国の自治体における 事業承継支援の概観	■ 開会挨拶 ■ 自治体における中小企業の事業承継支援の現状と課題
第Ⅱ部 14:15-15:30 事業承継支援の最前線 ～先導自治体の活動紹介～	■ 小規模自治体の取組事例 <b>秋田県北秋田市</b> 14:15-14:40 ■ 中規模自治体の取組事例 <b>三重県名張市</b> 14:40-15:05 ■ 中核市の取組事例 <b>愛知県豊橋市</b> 15:05-15:30
休憩 15:30 - 15:40	
第Ⅲ部 15:40-16:25 支援体制の構築に向けて	■ 自治体向け「支援体制構築のための手引書」の紹介 中小企業庁の支援策の紹介 15:40-16:00 ■ 静岡県事業承継・引継ぎ支援センターの取組 16:00-16:15 ■ 総務省の支援策の紹介 16:15-16:25 ■ 開会挨拶

申込URL：  
<https://murc-jimukyoku.smartcore.jp/sme-seminar>



## 参考資料

# 中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）に関する支援策一覧

## 引継ぎの準備

## 円滑な引継ぎ

## 引継ぎ後の事業統合/経営革新等

### ○気づきの提供

#### 事業承継診断

事業承継ネットワーク（地域金融機関・商工団体・サプライチェーンを構成する業界団体等）による、プッシュ型の事業承継診断により、事業承継・引継ぎの課題を発掘、連携支援

### ○事業承継の相談/M&Aのマッチング

#### 事業承継・引継ぎ支援センター

各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターで、事業承継の相談、M&Aに係るマッチング支援等を実施

### ○事業承継時の相続税・贈与税の納税猶予

#### 事業承継税制（法人版、個人版）

- ・事業承継時の相続税・贈与税を全額納税猶予。
- ・R6税制改正で特例承継計画の申請期限を2026年3月末に延長。

### ○M&A時の費用負担軽減

#### 事業承継・M&A補助金（専門家活用枠）

- ・M&A時の専門家活用（仲介手数料、DD費用等）を支援（補助上限600万円、補助率1/2~2/3。補助上限は、DD費用が含まれる場合は800万円、100億企業要件を満たす場合は2000万円）

### ○事業承継前の設備投資等支援

#### 事業承継・M&A補助金（事業承継促進枠）

5年以内に事業承継（親族内承継・従業員承継）を予定している場合に、設備投資等を支援（補助上限800万円~1000万円※、補助率1/2~2/3 ※一定の賃上げをした場合、補助上限1000万円）

### ○M&A後のリスクへの備え

#### 中小M&A準備金、中堅・中小グループ化税制

- ・M&A後のリスクに備えるため、M&A投資額の70%までを準備金として損金算入可能（据置期間5年）
- ・R6税制改正において、中堅・中小企業のグループ化を支援するために、複数回のM&Aを行う場合の積立率を2回目90%、3回目以降100%に拡大する枠を創設（据置期間10年）

### ○M&A時、事業承継・M&A後の金融支援、財務基盤強化

#### 公庫による金融支援、経営者保証解除支援

- ・公庫による事業承継・M&Aにかかる支援制度について、融資限度額や据置期間等について拡充
- ・承継円滑化法に基づく信用保証等の特例、投資育成による共同M&A、中小機構グループ化・事業再構築支援ファンドによる支援

### ○M&A後の設備投資等の支援

#### 事業承継・M&A補助金（PMI推進枠）

・M&A後の経営統合（PMI）に係る専門家活用、設備投資費用等を支援（専門家の補助上限150万円、補助率1/2。設備投資の補助上限800~1000万円※、補助率1/2~2/3）

#### 中小企業経営強化税制（D類型等）

M&Aに係る設備投資額の10%を税額控除 又は 即時償却 等

（凡例）

- 事業承継とM&Aの両方に適用
- 事業承継のみに適用
- M&Aのみに適用

# 中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）に関するガイドライン

## 引継ぎの準備

## 円滑な引継ぎ

## 引継ぎ後の経営革新等

### 中小M&Aガイドライン

- 適切なM&Aのための行動指針を提示。
- 契約内容や手数料等の重要事項について契約前に書面により説明を実施すること。
- （仲介の場合）利益相反防止の観点から、一方当事者の意向が反映されやすいバリュエーション・DD等の結論を決定しないこと。

### 中小PMIガイドライン、実践ツール

- M&A後に行われる組織や業務の統合作業であるPMI（Post Merger Integration）の適切な取組を促すガイドラインを策定し、令和4年3月に公表。また、PMIに関する実践ツール・活用ガイドブック・事例集を令和6年3月に公表。

### 中小M&A支援機関登録制度

- 「中小M&Aガイドライン」を遵守宣誓した支援機関を登録する制度。
- 「事業承継・引継ぎ補助金」（専門家活用）による補助対象は、本制度の登録機関による支援に限定。

### 事業承継ガイドライン

- 中小企業・小規模事業者における円滑な事業承継のために必要な取組、活用すべきツール、注意すべきポイント等を紹介。

（凡例）

-  事業承継とM&Aの両方に適用
-  事業承継のみに適用
-  M&Aのみに適用

# 事業承継・M & A 補助金（令和6年度補正予算）の概要

- ①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

## ①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助



先代経営者

後継者

5年以内に予定している  
親族内承継、従業員承継が対象

補助率 : 1/2or2/3  
補助上限 : 800-1,000万円

【対象経費の例】

- 店舗改装工事費用
- 機械装置の調達費用

## ②専門家活用枠

M & Aにかかる専門家費用を補助

■ 売り手支援類型      ■ 買い手支援類型



M&Aが対象

■ 買い手支援類型  
補助率 : 1/3・1/2or2/3  
補助上限 : 600万円-800万円、2,000万円※  
※ : 100億企業要件を満たす場合

■ 売り手支援類型  
補助率 : 1/2or2/3  
補助上限 : 600万円

【対象経費の例】

- M&A仲介業者やFAへの手数料価値算定費用
- DD費用（800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算）

## ③PMI推進枠

M & A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資を補助

■ PMI 専門家活用類型



■ 事業統合投資類型



■ PMI 専門家活用類型  
補助率 : 1/2  
補助上限 : 150万円

■ 事業統合投資類型  
補助率 : 1/2or2/3  
補助上限 : 800-1,000万円

【対象経費の例】

- PMI専門家への委託費用
- 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用

## ④廃業・再チャレンジ枠

承継時に伴う廃業にかかる費用を補助



補助率 : 1/2or2/3  
補助上限 : 150万円

【対象経費の例】

- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、現状回復費

# 事業承継税制の概要

- **法人版事業承継税制**は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る**贈与税・相続税の納税を猶予する制度**。
- **10年間限定(2027年末まで)の時限的な措置**として、**猶予対象株式数の上限を撤廃**するとともに、**猶予割合が贈与税・相続税ともに100%**となっている。
- **個人版事業承継税制**は、**10年間限定(2028年末まで)**で、**多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置**。

## 法人版事業承継税制

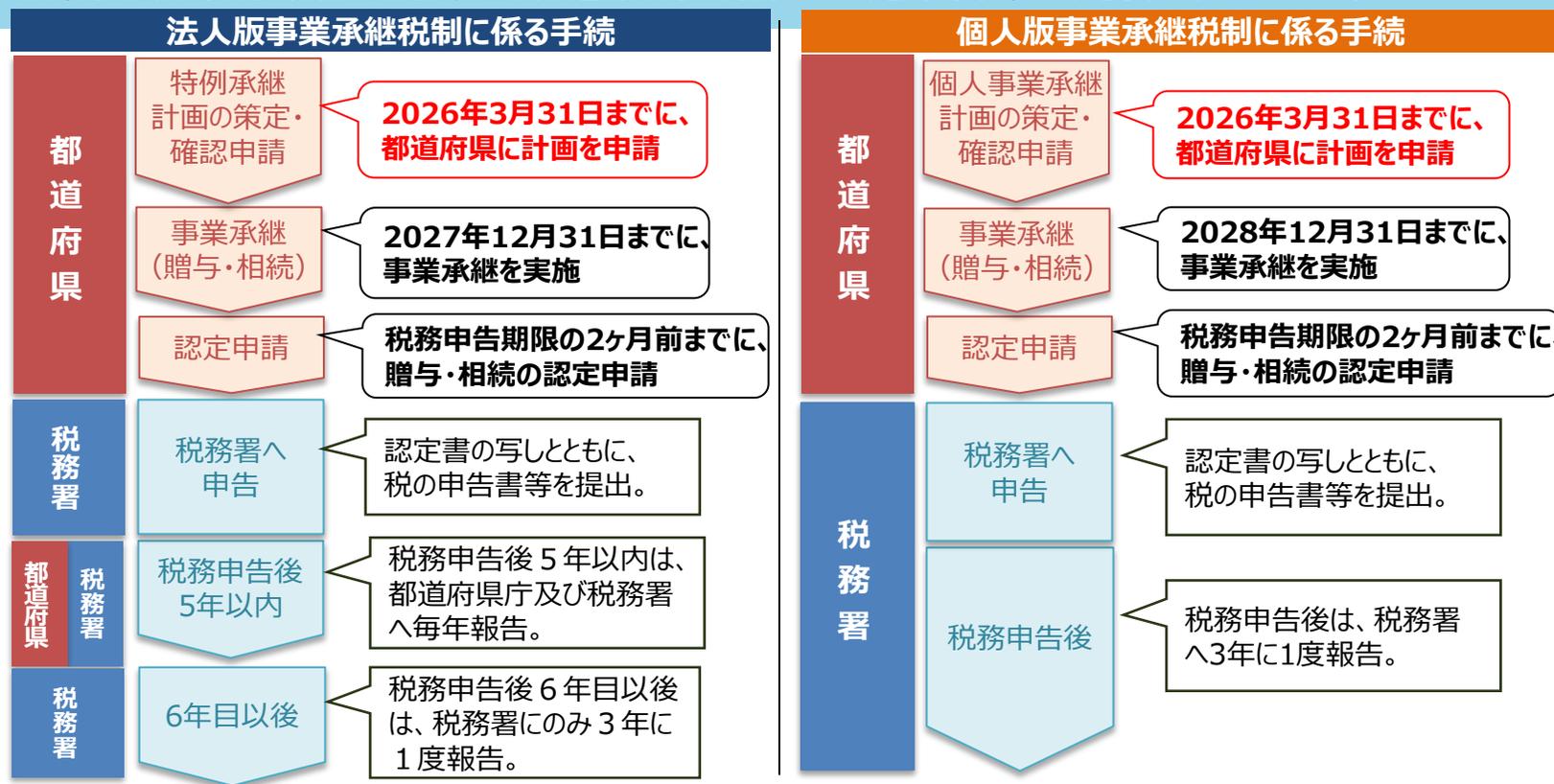
	一般措置	特例措置 (時限措置)
猶予対象株式数	総株式数の最大2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (2027年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに100%
承継方法	複数株主から1名の後継者に承継可能	複数株主から最大3名の後継者に承継可能
雇用確保要件	承継後5年間平均8割の雇用維持が必要	未達成の場合でも猶予継続可能に

## 個人版事業承継税制

	特例措置 (時限措置)
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地・建物 (土地は400㎡、建物は800㎡まで)</li> <li>・機械・器具備品 (例：工業機械、パワーショベル、診療機器等)</li> <li>・車両・運搬具</li> <li>・生物(乳牛等、果樹等)</li> <li>・無形償却資産(特許権等)</li> </ul> 
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2028年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税・相続税ともに100%

## (参考) 事業承継税制活用の手続

- 法人版事業承継税制（特例措置）を活用するためには、**2026年3月末までに特例承継計画を申請**し、2027年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- 個人版事業承継税制を活用するためには、**2026年3月末までに個人事業承継計画を申請**し、2028年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- また、事業承継後（贈与・相続の認定後）は、都道府県庁・税務署への定期的な報告が必要。（宥恕規定あり。）



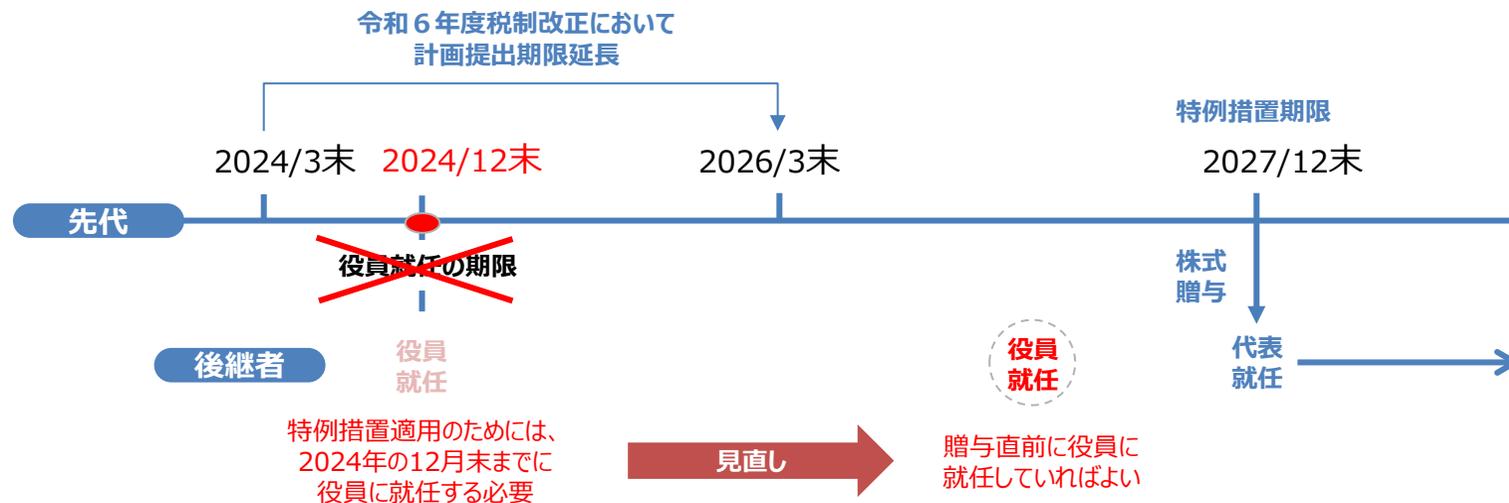
※各種手続きの詳細は、中小企業庁や各都道府県、国税庁のホームページを必ずご確認ください。

## 法人版・個人版事業承継税制における役員就任要件等の見直し (相続税・贈与税)

- 事業承継税制の特例措置期限までの間に、同税制の最大限の活用を図る観点から、「事業承継税制が適用されるためには、株式贈与日に**後継者が役員**（取締役、監査役又は会計参与）**に就任後3年以上経過している必要がある**という**役員就任期間を特例措置に限って事実上撤廃**。
- 事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

### 改正概要

【適用期限：法人版：令和9年(2027年)12月末、個人版：令和10年(2028年)12月末】



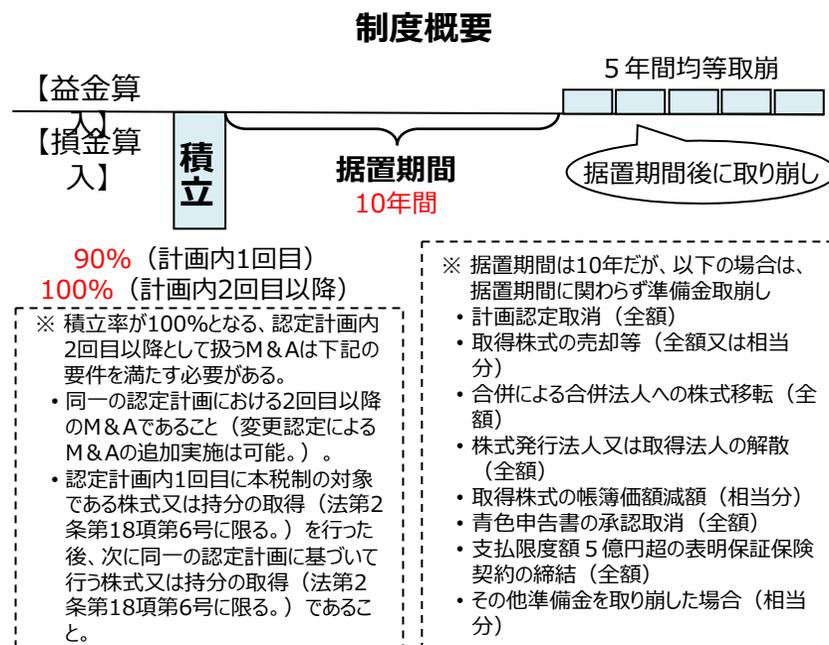
※ 個人版事業承継税制については、2028/12末までの適用期限の3年前となる2025/12末までに後継者が事業に従事する必要があったが、今般の見直しにより、贈与直前に事業に従事していればよい。

# 中堅・中小グループ化税制 (中小企業事業再編投資損失準備金の拡充枠)

- 本税制措置は、M&A実施後の簿外債務リスクや経営統合リスクといった減損リスクに備えるために、準備金を積み立てた場合、**株式取得価額の一定割合の準備金積立額を損金算入できる制度**。
- 過去にM&Aを行ったことがある**成長志向の中堅企業や中小企業が**、特別事業再編計画に基づき実施する株式若しくは持分の取得によるM&Aについては、**株式取得価額の最大100%まで損金算入可能。益金算入開始までの据置期間は10年間**。

【適用期限】令和9年3月31日まで

## 要件の概要



- ※産業競争力強化法に基づく特別事業再編計画の認定要件 (14頁目) に加え、下記の要件を満たすM&Aが対象。
- ・ 認定事業者が中堅企業の場合、特定中堅企業者の要件を満たすこと。
  - ・ 認定事業者がみなし大企業でないこと。
  - ・ 売手となる他の事業者が産競法上の中小企業者であること。
  - ・ 取得価額1億円以上100億円以下の株式又は持分の取得 (法第2条第18項各号に掲げる措置) であること。
  - ・ 支払限度額5億円超の表明保証保険契約が締結されていないこと。
- ※なお、中小企業は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた者を対象とする現行準備金税制も活用可能 (ただし、同一のM&Aについて中堅・中小グループ化税制との重複適用不可) 。

## (参考) 特別事業再編計画の認定要件

要件	要件の具体的内容
申請事業者	<p><b>中堅企業者<sup>*</sup>又は中小企業者（常時使用する従業員2,000人以下の者に限る。）</b>  <sup>*</sup>中堅企業者のうち、特に資金水準や投資意欲が高い「特定中堅企業者」のみが税制措置（中堅・中小グループ化税制、登録免許税の軽減）を活用することが可能。</p>
過去のM&Aの実績	過去5年以内に、取得価額1億円以上のM&A（事業構造の変更）を実施していること
計画期間	5年以内
成長要件 (事業部門単位)	<p>計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。</p> <p>①従業員1人当たり付加価値額 9%向上                  ②売上高 1.2倍</p>
財務の健全性 (企業単位)	<p>計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。</p> <p>①有利子負債/キャッシュフロー≦10倍 ②経常収入&gt;経常支出</p>
雇用への配慮、賃上げ	<p>①計画に係る事業所における労働組合等と協議により十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。                  ②雇用者給与等支給額 2.5%（年率）の上昇</p>
事業構造の変更	<p>取得価額1億円以上のM&amp;Aであって、次のいずれかを行うこと。                  ①吸収合併、②吸収分割、③株式交換、④株式交付（議決権の50%超を保有することとなるものに限る。）、⑤事業又は資産の譲受け、⑥他の会社の株式又は持分の取得（議決権の50%超を保有することとなるものに限る。）</p>
前向きな取組	<p>計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。</p> <p>①新商品、新サービスの開発・生産・提供 ⇒ 新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上                  ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上 ⇒ 商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減                  ③商品の新販売方式の導入、サービスの提供方式の導入 ⇒ 商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減                  ④新材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の購入方式の導入 ⇒ 商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減</p>
グループ内連携	<p>特別事業再編を実施する事業者全体の方針の下、次のいずれかを実施することで成長を達成することが見込まれること。</p> <p>①グループ内の経営資源とM&amp;Aにより取得する他の事業者の経営資源を組み合わせることで利用すること                  ②生産、販売、人事、会計又は労務等に係る経営管理の方法をM&amp;Aにより取得する他の事業者へ導入し、経営の効率化を図ること。</p>

## (参考) 日本政策金融公庫「事業承継・集約・活性化支援資金」の拡充

- 日本政策金融公庫では「事業承継・集約・活性化支援資金」の融資を通じて、事業承継やM&Aに取り組む事業者を支援。昨年2月に、中小グループ化への支援充実化を図るべく、融資限度額や据置期間等について拡充。

目的	地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する中小企業者の資金調達の円滑化を支援する。
ご利用いただける方	<p>1 &lt;事業承継計画関連&gt; 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含む。）と共に事業承継計画を策定している方</p> <p>2 &lt;事業承継関連&gt; 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う者 <b>及び当該事業者から事業を承継・集約される者</b></p> <p>3 &lt;承継第二創業関連&gt; 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組みを図る方（第二創業または新たな取組み後、概ね5年以内の方を含む。）</p> <p>4 &lt;代表者個人関連&gt; 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者、認定を受けた個人である中小企業者または認定を受けた事業を営んでいない個人</p> <p>5 &lt;経営者個人保証免除関連&gt; 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除する方</p>
資金使途	設備資金・長期運転資金
融資限度額	（中小企業事業）：7億2千万円→ <b>14億4千万円</b> 、（国民生活事業）：7千2百万円（うち運転資金4千8百万円）
融資期間 （据置期間）	<p>設備資金 20年以内（うち据置期間2年→<b>5年以内</b>）</p> <p>長期運転資金 7年以内→<b>10年以内</b>（うち据置期間2年→<b>5年以内</b>）</p>
融資利率	<p>貸付対象1 基準利率又は特別利率①（認定経営革新等支援機関などの支援を受けて事業承継計画を策定し、当該計画を実施する場合（現経営者の年齢が55歳以上である場合に限る。）は特別利率②）</p> <p>貸付対象2 基準利率。ただし、一定の要件を満たす場合、特別利率①又は②</p> <p>貸付対象3 基準利率又は特別利率②</p> <p>貸付対象4 特別利率①（付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる方は特別利率②）</p> <p>貸付対象5 基準利率</p> <p>※特別利率の適用 <b>4億円→8億円</b></p>

## これまでの中小M&Aガイドライン・登録制度における対応

- 2020年度に「中小M&Aガイドライン」を公表し、M&Aの基本的な事項や手数料の目安を示すとともに、M & A 業者等に対して 適切なM&Aのための行動指針を提示。さらに、2023年度に M&A専門業者の支援の質向上の観点から第2版として改訂。
- また、2021年度に ガイドラインの遵守宣言等を要件とする「M&A支援機関登録制度」の運用を開始（登録要件を充足しない場合、登録取消しができる）。なお、「事業承継・引継ぎ補助金」の「専門家活用枠」の補助対象を登録機関の支援を受けた場合に限定。

### 中小M&Aガイドライン

#### 第1章 後継者不在の中小企業向けの手引き

- ◆ 合計18個の中小M&A事例を提示し、M & Aを中小企業にとって より身近なものに。
- ◆ 中小M & Aのプロセスごとに 確認すべき事項や、適切な契約書のひな形を提示。
- ◆ 仲介手数料（着手金/月額報酬/中間金/成功報酬）の 考え方や 具体的事例の提示により、客観的に判断する基準を示す。
- ◆ 支援内容に関する セカンド・オピニオンを推奨。

#### 第2章 支援機関向けの基本事項

- ◆ M&A専門業者に対しては、適正な業務遂行のため、
  - ① 契約上の義務の履行・職業倫理の遵守
  - ② 売手と買手双方の仲介は「利益相反」となり得る旨明記し、不利益情報（両者から手数料を徴収している等）の開示の徹底等、リスクを最小化する措置を講じる
  - ③ 仲介契約・FA契約締結前の重要な事項の説明を行う
  - ④ 他のM & A支援機関へのセカンドオピニオンを求めることを許容する契約とする
  - ⑤ 契約期間終了後も手数料を取得する契約（テール条項）を限定的な運用とする 等の行動指針を策定
- ◆ 金融機関、土業等専門家、商工団体、プラットフォームに対し、求められる具体的な支援内容や留意点を提示。

### M&A支援機関登録制度

- ◆ ガイドラインの遵守宣言等を要件として、ファイナンシャルアドバイザー（FA）業務又は仲介業務を行う者を登録する制度
- ◆ 登録要件を充足しない場合、登録取消しができる。
- ◆ 「事業承継・引継ぎ補助金」（専門家活用）による補助対象を、ガイドライン遵守を宣誓した登録支援機関による支援に限定。

## 中小M&Aガイドラインの改訂（第3版）の全体像

- 第3版改訂では、手数料も踏まえつつ、質の高い仲介者・FAが選ばれる環境を促すため、手数料・提供業務に関する事項を追記。
- 加えて、前回第2版改訂時と同様にM&A支援機関の支援の質を確保する観点から、仲介者・FAが実施する営業・広告に係る規律や仲介者において禁止される利益相反事項等の具体化を図っている。
- さらに、譲り渡し側・譲り受け側の当事者間におけるトラブルに関し、最終契約後にトラブルに発展するリスク、その対応策について解説するとともに、仲介者・FAに対して求める対応や最終契約の不履行を意図的に生じさせるような不適切な譲り受け側を市場から排除するための対応についても追記している。

### ① 仲介・FAの手数料・提供業務に関する事項

- 【中小企業向け】手数料と業務内容・質等の確認の重要性⇒（納得できない場合）他の仲介者・FAへの依頼、手数料の交渉の検討  
【仲介者・FA向け】手数料（仲介者の場合、相手方の手数料を含む。）の詳細、プロセスごとの提供業務の具体的説明、  
担当者の保有資格、経験年数・成約実績の説明。手数料の交渉を受けた際の誠実な対応の検討。

### ② 広告・営業の禁止事項の明記

- 【仲介者・FA向け】広告・営業先が希望しない場合の広告・営業の停止、M&Aの成立可能性や条件等について誤解を与える広告・営業等の禁止。

### ③ 利益相反に係る禁止事項の具体化

- 【仲介者向け】追加手数料の支払う者やリピーターへの優遇（当事者のニーズに反したマッチングの優先実施、譲渡額の誘導等）の禁止、  
情報の扱いに係る禁止事項の明確化⇒これらの禁止事項は仲介契約書に仲介者の義務として定める必要。

### ④ ネームクリア・テール条項に関する規律

- 【仲介者・FA向け】譲り渡し側の名称の譲り受け側への開示（ネームクリア）前の、譲り渡し側の同意の取得、譲り受け側との秘密保持契約の締結の徹底。  
テール条項の対象の限定範囲の具体化・専任条項がない場合の扱いについての限定。

### ⑤ 最終契約後の当事者間のリスク事項について

- 【中小企業向け】最終契約・クロージング後に当事者間でのトラブルとなりうるリスク事項の解説⇒専門家の支援を受けつつ、自らでも確認することの重要性。  
【仲介者・FA向け】リスクの認識時、最終契約締結前等に、当事者間でのリスク事項についての依頼者に対する具体的説明。

### ⑥ 譲り渡し側の経営者保証の扱いについて

- 【中小企業向け】土業等専門家、事業承継・引継ぎ支援センターへの相談\*や経営者保証の提供先の金融機関等へのM&A成立前の相談\*の検討。  
【仲介者・FA向け】上記\*の相談が選択肢となる旨の説明・相談する場合の対応、最終契約における経営者保証の扱いの調整。  
【金融機関向け】M&Aの成立前又は成立後に経営者保証の解除又は移行について相談を受けだ場合の「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応。

### ⑦ 不適切な事業者の排除について

- 【仲介者・FA、M&Aプラットフォーム向け】譲り受け側に対する調査の実施、調査の概要・結果の依頼者への報告。不適切な行為に係る情報を取得した際の慎重な対応の検討。業界内での情報共有の仕組みの構築の必要性、当該仕組みへの参加有無の説明。

# 手数料の公表について（2024年8月公表）

- R6年度の「M&A支援機関登録制度」における登録継続の要件として、手数料の算定基準の開示を求める。「M&A支援機関登録制度」ホームページ上のデータベース (<https://ma-shienkikan.go.jp/search>) で開示し、最低手数料の水準や報酬基準額の種類等で検索が可能な形で公表（検索機能は今後追加予定）。

## 支援機関別の手数料体系

### 登録支援機関データベース

法人 サンプル FA 仲介

業種 72 専門サービス業（他に分類されないもの） M&A支援機関の種類 士業等専門家・税理士

M&A支援業務開始時期 2023年1月

M&A支援業務従事者の従業員数 1人

支援業務提供都道府県 全国

法人番号 サンプル

代表者氏名

本店所在地

会社HP

資本金 500～1,000万円未満

従業員数 0～2人

FA手数料体系 譲渡側 譲受側

仲介手数料体系 譲渡側 譲受側

情報更新日 2024年5月1日

閉じるへ

法人 サンプル FA: 譲受側

※下記はM&A支援機関から標準的な手数料体系として報告されたものであり、個別の案件によって実際の手数料は異なる場合があります。ご了承ください。詳細については、M&A支援機関に個別にお問い合わせいただけますようお願い申し上げます。

レマン方式/主に使われている報酬基準額の例

成功報酬算定方法（税抜）

主な算定方法 レマン方式

主な報酬基準額 移動総資産レマン方式

報酬基準額	報酬率/報酬額
～ 100万円以下	5%
100万円超 ～ 1,000万円以下	4%
1,000万円超 ～ 5,000万円以下	3%
5,000万円超 ～	2%

最低手数料（税抜）

設定 有 金額 500万円

標準的な各手数料体系（税抜）

項目	有/無	金額	成功報酬の内数	報酬の発生時点
着手金	有	500万円	成功報酬に含む	-
中間金	有	500万円	成功報酬に含む	企業概要書作成終了時
月額報酬	有	500万円	成功報酬に含む	-
タイムチャージ	有	-	成功報酬に含まない	-

成功報酬 ... 成功報酬は、主にクロージング時等の案件完了時に発生する手数料である。

着手金 ... 着手金は、主に依頼者との仲介契約・FA契約締結時に発生する手数料である。

中間金 ... 中間金は、基本合意締結時等、案件完了前の一定の時点で発生する手数料である。

月額報酬 ... 月額報酬（定額顧問料、リターンフィーと呼ばれることもある。）は、主に月ごとに定期的に定額で発生する手数料である。

タイムチャージ ... タイムチャージは、時間単価と稼働時間で発生する手数料である。

※支援形態（仲介・FA）/支援対象（譲受・譲渡）別に表示

# 中小PMIガイドラインと中小PMIガイドライン講座について

- 2022年3月にした「中小PMIガイドライン」の本編と簡略にまとめた概要版を公表。
- 2023年3月に中小PMIガイドラインをさらに波及すべく、中小PMIガイドラインを解説した「中小PMIガイドライン講座」をYouTubeにて公開。

## 中小PMIガイドライン



## 中小PMIガイドライン講座 (YouTube)



# PMI実践ツール等の策定

- 中小企業において、PMIの認知度が低く、PMIの重要性についての理解が不足しており、PMIに関する自社内のノウハウ等が不足している状況を踏まえ、PMIの普及、支援機関の裾野拡大を図るべく、2024年3月に以下の資料を策定・公表。

([https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/sme\\_pmi\\_guideline\\_course.html](https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/sme_pmi_guideline_course.html))

- 中小PMIガイドラインにおいて示した「型」に即してPMIを実践するための補助ツールを、PMI支援実証事業の譲受企業と支援機関において実際に活用の上、策定するとともに ツール活用のポイントを取りまとめ（PMI実践ツール、ガイドブック）。
- PMI支援実証事業に参加した 譲受企業と支援機関が実際に行ったPMIの取組や支援の具体的な内容や成果を取りまとめ（事例集）。

	公表予定物	対象	目的	概要
1	PMI実践ツール、ガイドブック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業</li> <li>・ 支援機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PMIのノウハウ等がない中小企業であっても、PMI実践ツールを活用することで、一定程度、中小PMIガイドラインを踏まえたPMIを実施していただく</li> <li>・ PMI支援機関において、PMIを支援する際の補助的なツールとして活用していただく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小PMIガイドラインの標準的なステップ・取組内容を踏まえたPMI実践ツール</li> <li>・ PMI実践ツールを活用し、PMIに取り組む場合のポイント・留意点を取りまとめたガイドブック</li> </ul>
2	事例集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業</li> <li>・ 支援機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PMIの認知度向上のために、PMIの取組のイメージや重要性を理解していただく</li> <li>・ 各ケースに応じたPMIの具体的な進め方やポイントを紹介し、手法を理解していただく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実証参加案件におけるPMIの取組や、支援機関による支援の具体的な内容や、その成果を紹介</li> </ul>

# 「アトツギ甲子園」概要について

- 「アトツギ甲子園」は、早期の事業承継と事業承継を契機とした成長を促進する観点から、39歳以下の中小企業の後継予定者を対象に、既存の経営資源等を活かした新規事業のビジネスプランを競うピッチコンテスト。
- 令和2年度より開始し、今年度（令和6年度）で、5回目の開催。
- 書類審査の通過者による地方大会を6ブロック（北海道・東北、関東、近畿、中国・四国、九州・沖縄）で開催し、各地方大会を勝ち抜いた18名による決勝大会を開催。経済産業大臣賞、中小企業庁長官賞等を授与。
- ファイナリスト等はメディアへの露出の増加、取引先増、社内外における規事業への理解向上、事業の推進への好影響にもつながっている。アトツギ甲子園エントリーや出場が、現経営者との承継に向けた踏み込んだ話し合いにつながり事業承継につながるきっかけに。

概要	大会日程		1/17~2/7	2/20	各賞
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ エントリー資格は39歳以下の中小企業・小規模事業者の後継予定者</li> <li>■ 地方大会、決勝大会のピッチは4分間のプレゼンテーション</li> <li>■ 地方予選大会、決勝大会は各会の有識者が審査</li> <li>■ 地方大会予選では各ブロックから決勝大会に進む3名を選出</li> </ul>	<p>~12/6</p> <p>エントリー</p>	<p>12/中旬</p> <p>書類審査</p>	<p>地方大会</p> <p>九州・沖縄ブロック（福岡） 中国・四国ブロック（岡山） 近畿ブロック（兵庫） 中部ブロック（愛知） 関東ブロック（東京） 北海道・東北ブロック（宮城）</p> 	<p>全国大会</p> 	<p>経済産業大臣賞</p> <p>ベストサポーター賞</p> <p><small>※経済産業大臣賞受賞者をサポートした支援者への授与を予定</small></p> <p>中小企業庁長官賞</p> <p>優秀賞</p> <p>民間賞</p>

# 地域の人事部について

経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課

# 地域の人事部について

2025年1月

経済産業政策局 地域経済産業政策課

# 「地域の人事部」による人材確保・育成・定着（令和4～6年度）

- 経済産業省では、**地域企業群及び地域の関係機関（自治体・経営支援機関・教育機関・業界団体・地域金融機関等）と連携して、地域企業の人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」**の取組を推進。
- 令和4・5年度に各20件、令和6年度に46件を採択し、**モデル事例の創出や担い手の醸成、ブランディング化を支援。**

＜事業スキーム＞



	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	0.95億円	1.5億円	4.0億円
補助率	1/2	1/2、2/3、1/3	1/2、2/3
採択実績	20件	20件	46件
補助上限	600万円	700万円、1,000万円	1,000万円、1,300万円



地域の人事部

地域の人事部

民間事業者等

人材確保

- 域内企業等の合同セミナー・イベント・インターン実施 等

人材育成

- 域内企業等の合同社員研修 等

キャリア支援

- 兼業・副業や域内転職、都市部への一時出向 等

連携

関係自治体＋地域関係機関



域内企業群

地域が一体となって  
人材の確保・育成・定着に取り組む

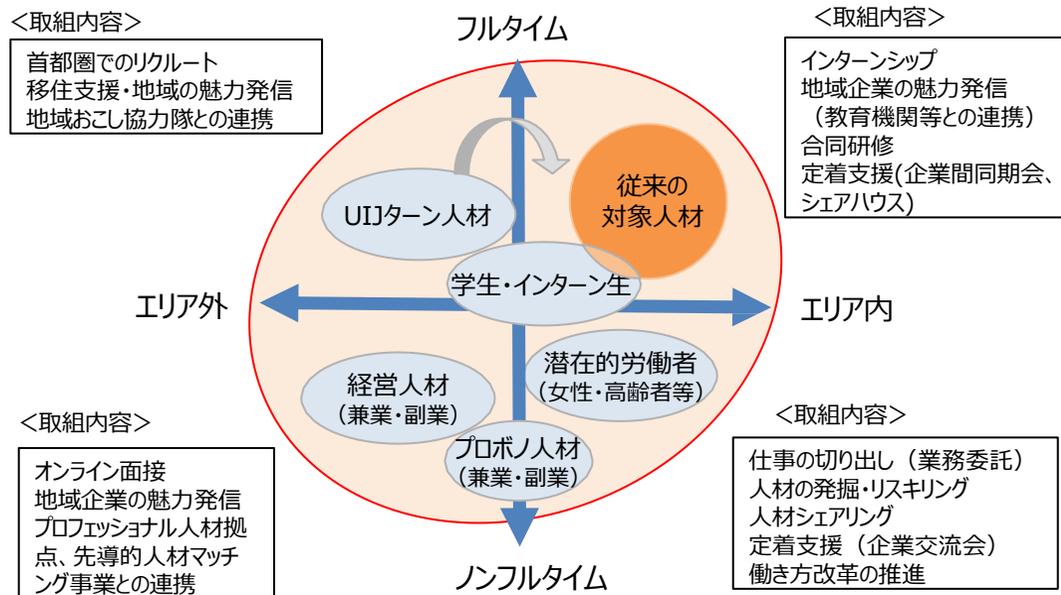
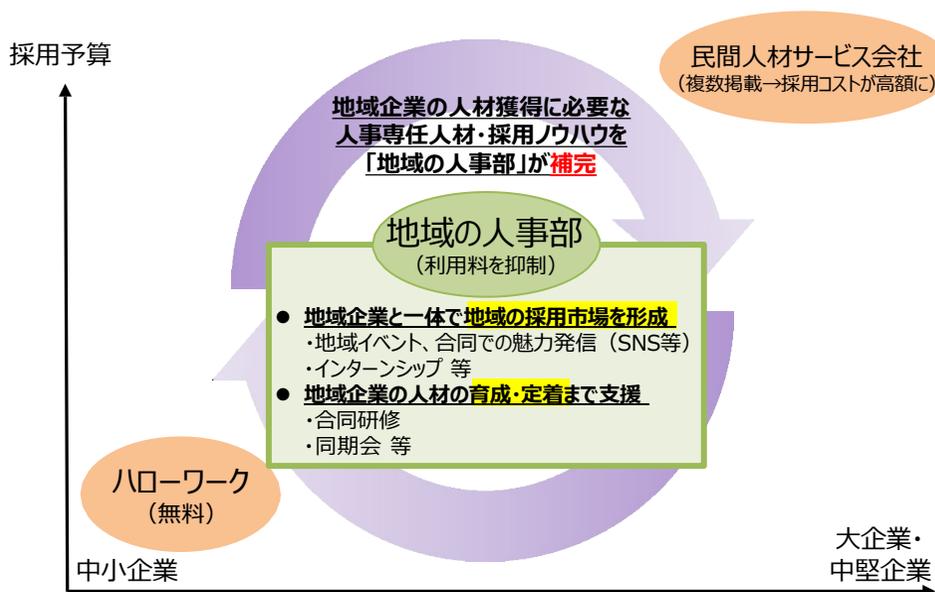
注：令和4年度の事業名は「若者人材確保プロジェクト実証事業」、令和5・6年度は「地域戦略人材確保等実証事業」

# 「地域の人事部」の機能

- 「地域の人事部」が地域企業群の魅力を発信し、面取り組むことで、採用コストを抑制するとともに、地域企業の人材育成・定着まで支援を行うなど、地域企業の人事ノウハウの補完に貢献。
- また、地域企業の人材課題に応じて①学生・インターン生、②UIJターン人材、③兼業・副業人材、④潜在的労働者といった多様な人材を対象としており、働き手に対する柔軟性を高めることで、地域で活躍する人材母集団の拡大に貢献。

## <機能①：採用コストの抑制、人事ノウハウの補完>

## <機能②：地域で活躍する人材母集団の拡大>



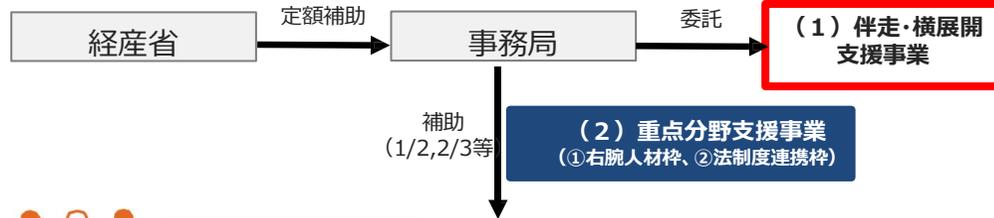
# 令和7年度「地域の人事部支援事業」

令和7年度予算案額：3.0億円

- 民間事業者等が地域の関係機関と連携し、地域一体で地域の中堅・中小企業の人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援するため、令和7年度は以下を実施予定。

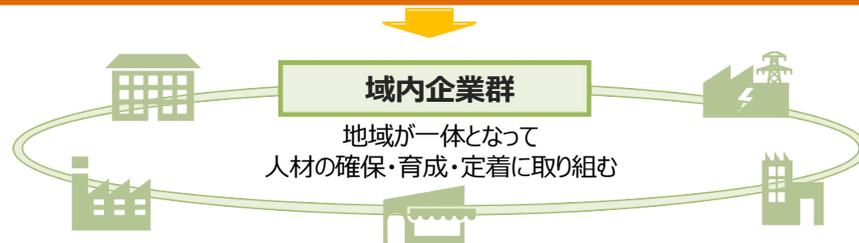
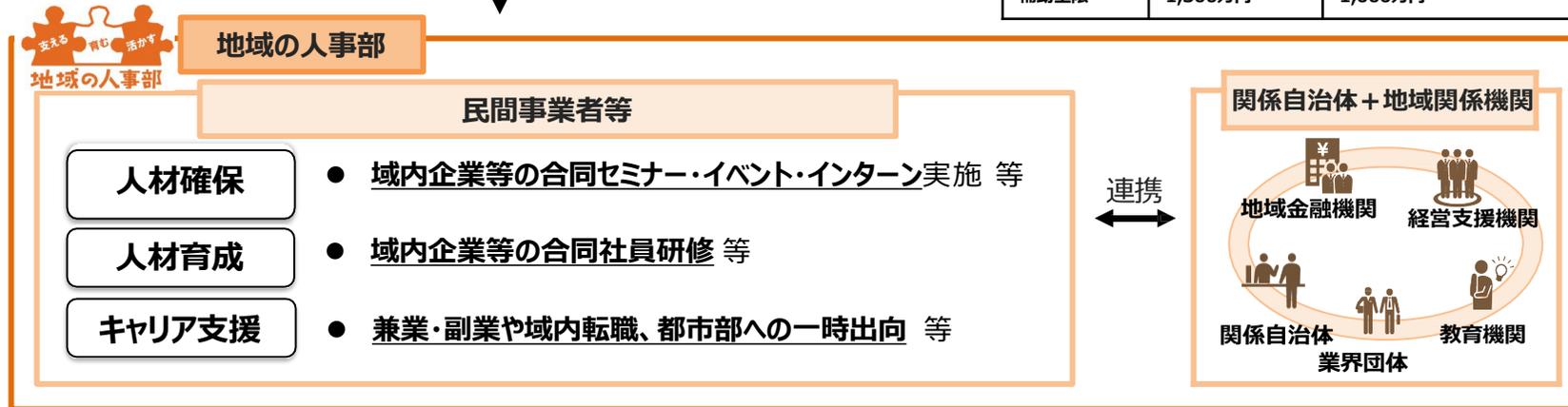
- (1) 伴走・横展開支援事業（既に一定のノウハウを有する地域の人事部事業者による伴走支援や地域間・広域連携を推進）
- (2) 重点分野支援事業（①地域企業の右腕人材・後継者育成、②法制度と連携した地域の人材確保・育成等の取組支援）

<事業スキーム>



▼ (2) 重点分野支援事業

	右腕人材枠	法制度連携枠：①地域未来投資促進法 ②小規模事業者支援法 ③二地域居住促進法
補助率	2/3	1/2 (※1/3) ※過去2年度採択されている事業者は、補助率を1/3とする
採択件数	約30件 (目安)	
補助上限	1,300万円	1,000万円

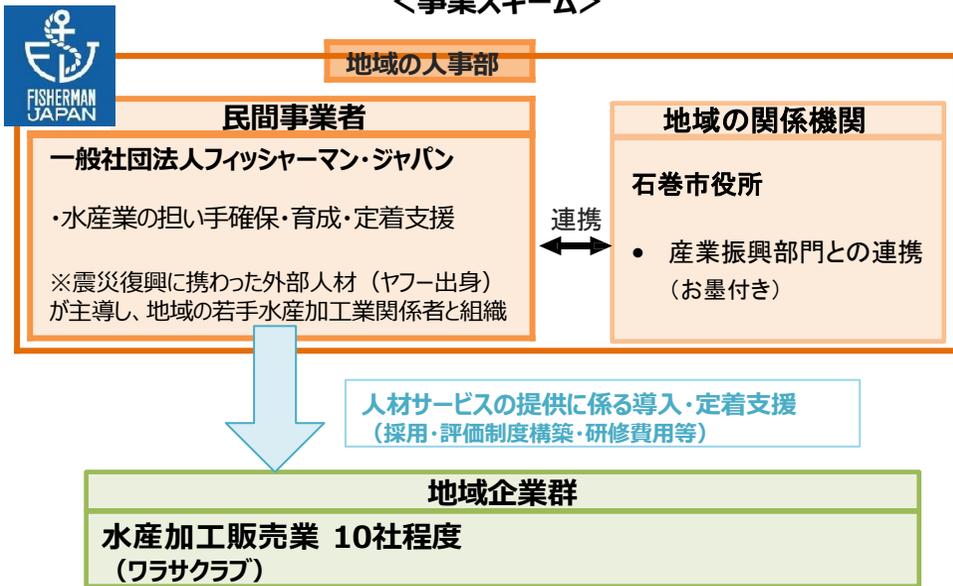


# (1) 地域の人事部事業者伴走・横展開支援事業

- 地域の人事部の定着・自走化や他地域への横展開を後押しするため、令和7年度では、既に一定のノウハウを有する「地域の人事部」事業者による伴走支援や事業者間の視察勉強会、地域間・広域連携等を推進する。

## 【取組例】フィッシャーマン・ジャパン（宮城県石巻市）

### <事業スキーム>



### <事業イメージ>

地域の目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の主要産業である水産関連業の復活を目指し、地域が一体となった水産業の担い手確保・育成</li> </ul>
地域課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子高齢化に加え、震災により水産加工販売業の従事者は1998年から2018年で半減（4,000人→2,000人） →今後の事業展開を担う社長の右腕人材が不足</li> </ul>
事業概要	<p>【人材確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社長の右腕候補人材の確保に向け、地域企業群一体で広報戦略を策定、デジタルマーケティング実施              “SeaEO人材”の募集HPの作成              （例）SeaMO（海のマーケティング責任者）              SeaPO（海の経営企画責任者）</li> <li>合同インターン募集・受入</li> </ul> <p>【人材育成】 合同研修</p> <p>【人材定着】 就業後の定住支援（シェアハウスの提供）</p> <p>【他地域への横展開】 漁師の担い手育成人材を他地域の漁師町（南伊勢、西伊豆）へ派遣し、担い手確保・育成を支援</p>



出典先：一般社団法人フィッシャーマン・ジャパンへのヒアリング及び同社HPを基に作成

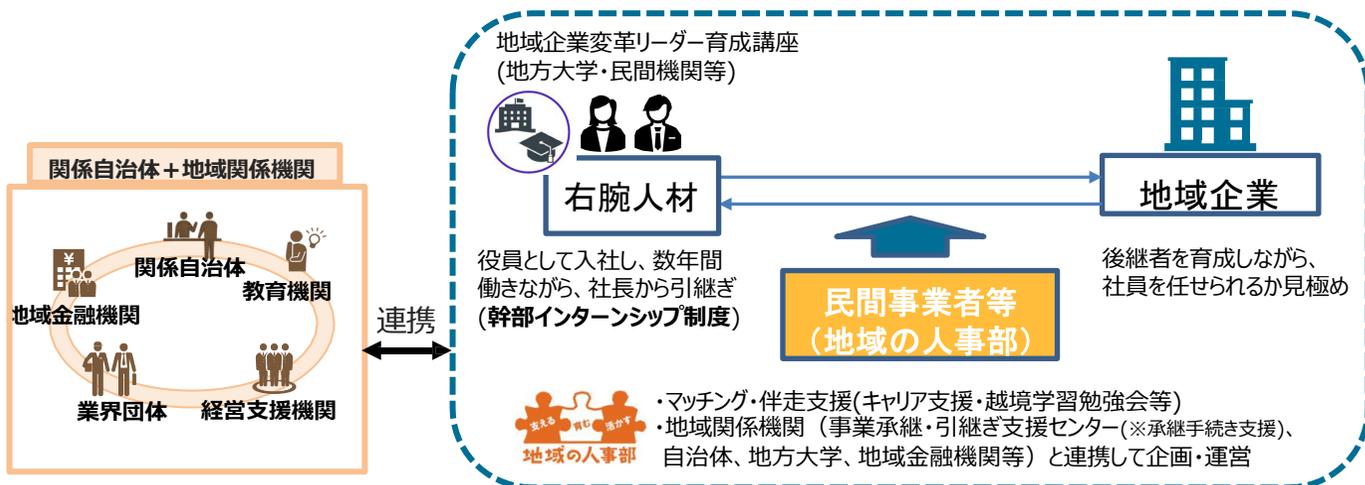
## (2) ① 地域企業の後継者育成キャリアシステム事業

① 右腕人材枠

- 地域の人事部事業者が、地域の教育機関等と連携して、**地域企業群への幹部インターンシップ制度**を導入し、地域の中小企業の事業承継に関心のある**右腕人材（未来の後継者・経営幹部候補）**とのマッチングや社長からの引継ぎ・キャリア支援等を行う**取組を重点的に支援**することで、事業承継問題もセットで解決する日本型後継者育成キャリアシステムの構築を図る。

### 事業スキーム案

- 右腕人材（未来の後継者・経営幹部候補）をオープンネームで募集する地域企業に対し、幹部インターンシップ制度の企画運営・マッチング・キャリア支援等を行う民間事業者等の取組に補助支援



### 取組イメージ例



地域の人事部事業者G-netの「ふるさと兼業」では、地域企業の将来を担う中核人材の獲得、事業承継問題の解決を目的に、週1から地域企業の経営幹部になれる「お試し事業承継」「お試しCxO」プログラムを開始。

出典先: NPO法人G-netウェブページを基に作成

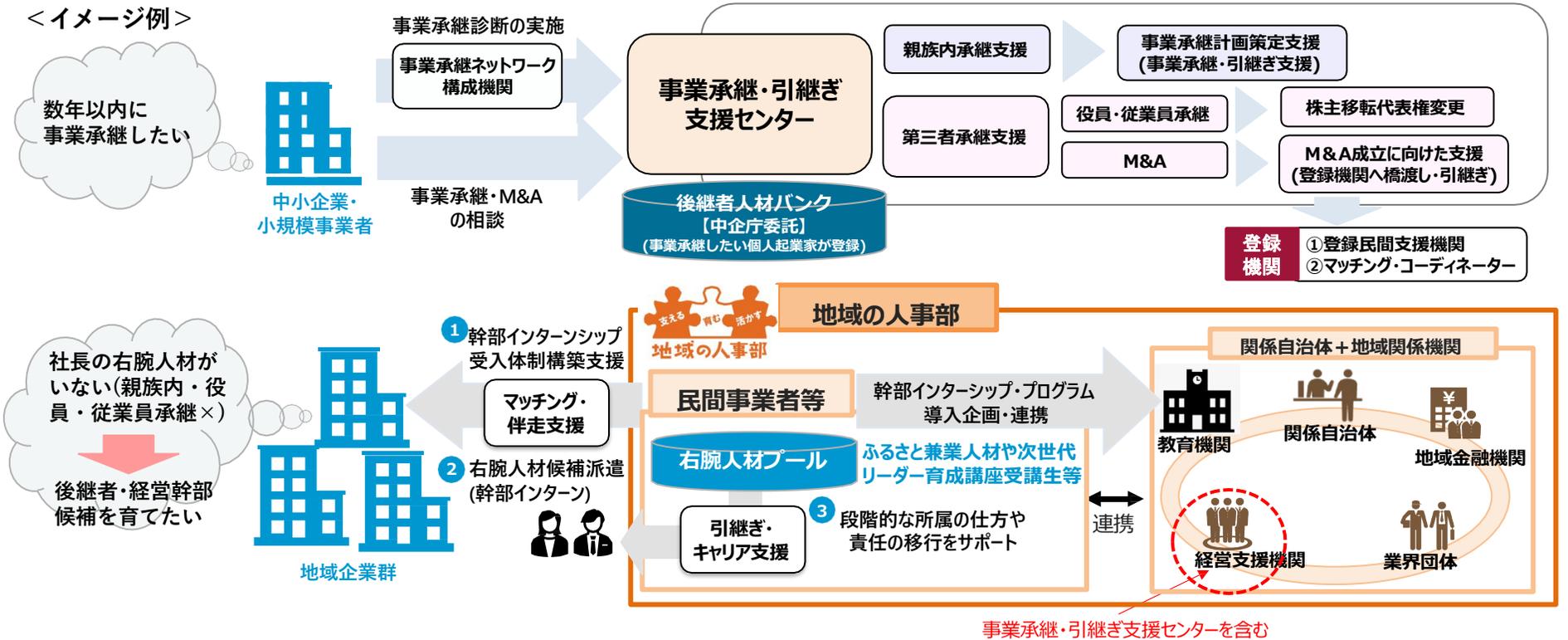
# 【参考】事業承継引継ぎ支援センターの支援スキームとの比較

①右腕人材

- 事業承継・引継ぎ支援センターは事業承継することを決めた企業への後継者マッチング・引継ぎ支援である一方、本事業は右腕人材候補が数年間経営者と事業運営に取り組むことで、後継者の育成及び従業員との関係構築を支援。

## 支援スキームの比較

<イメージ例>

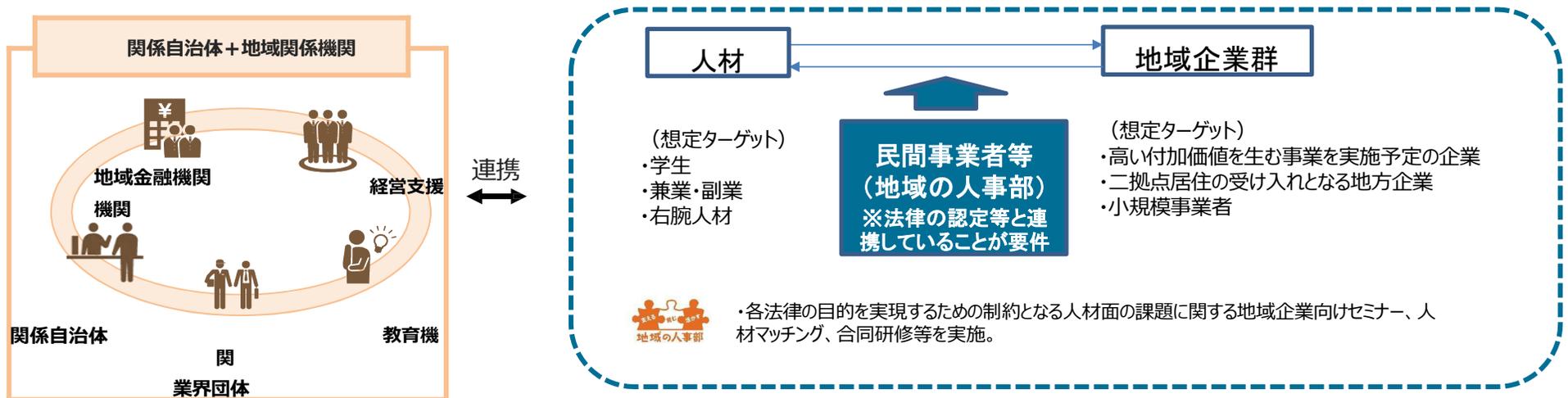


## (2) ②法律制度の事業認定等との連携スキーム

②法制度連携枠

### 事業スキーム案

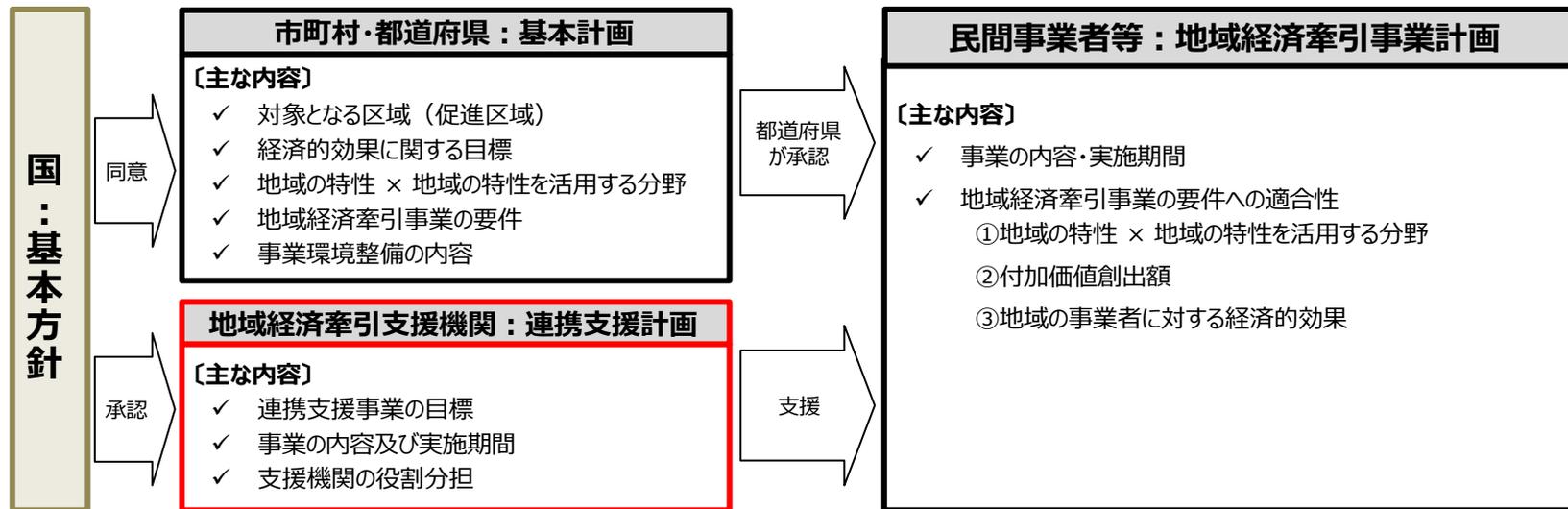
- 地域の人事部として活動を行う民間事業者等を、以下法律の承認等を受けている事業者に限定（要件化）
  - ①**地域未来投資促進法**（地域経済牽引支援機関として、人材確保等の取組を連携支援計画に記載し、国の承認を受けた事業者）
  - ②**小規模事業者支援法**（経営発達支援計画において、人材確保等の取組を記載し、国の認定を受けた商工会、商工会議所）
  - ③**二拠点居住等促進法**（二拠点居住等支援機関として市町村の指定を受けた事業者）



# (パターン1) 地域未来投資促進法との連携

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)

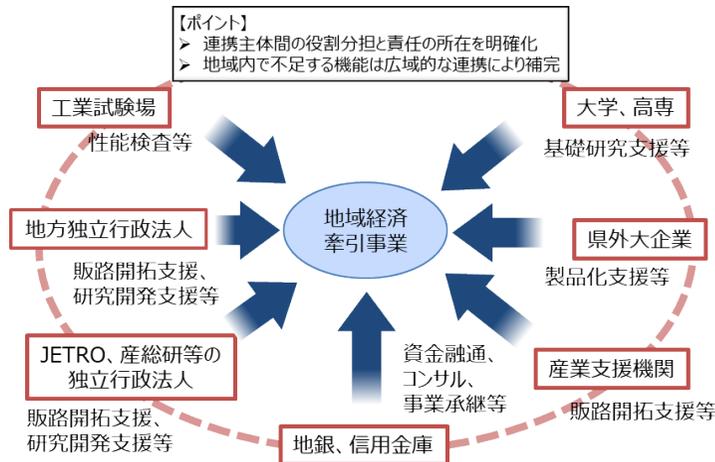
- 地域未来投資促進法では、民間事業者等が地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進。
- 地域経済牽引事業を促進する観点で、地域の人材確保・育成・定着を実施するため、複数年の連携支援計画を作成し、国が承認した事業者を支援。



# 連携支援計画について（地域未来投資促進法第31

- 2024年12月末時点で、地域の金融機関、大学、公設試等の支援機関が連携して地域経済牽引事業を支援する連携支援計画は、全国で**9件承認**。延べ103者が参画している。
- 事業支援に当たっては、研究開発支援、事業化支援、販路開拓支援等、**事業段階に応じて様々な支援を行う体制を構築することが重要**。

## 連携支援計画

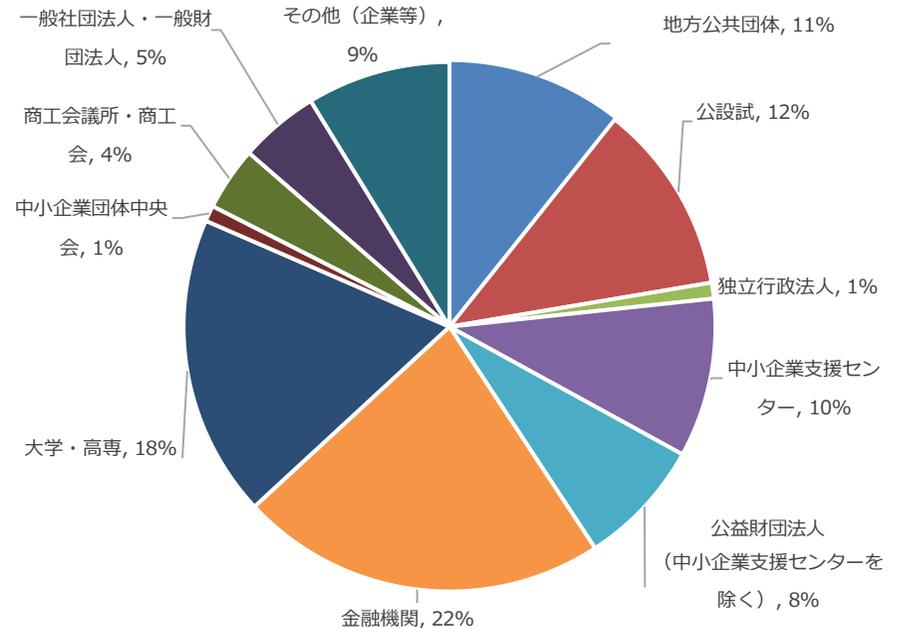


### 想定される地域経済牽引支援機関

地方公共団体、公設試験研究機関、産業支援センター、大学、高専、研究機関、企業、独立行政法人、地方独立行政法人、商工会・商工会議所、中央会、弁護士、会計士、税理士協会、中小企業診断士協会、地銀、信用金庫、信用組合、政府関係金融機関、業界団体、NPO、地域経済牽引事業への支援業務を行う民間企業 等

出典先：承認連携支援計画を基に経済産業省作成（2024年6月末時点）

## 連携支援計画の構成員たる地域経済牽引支援機関（延べ103者）の内訳



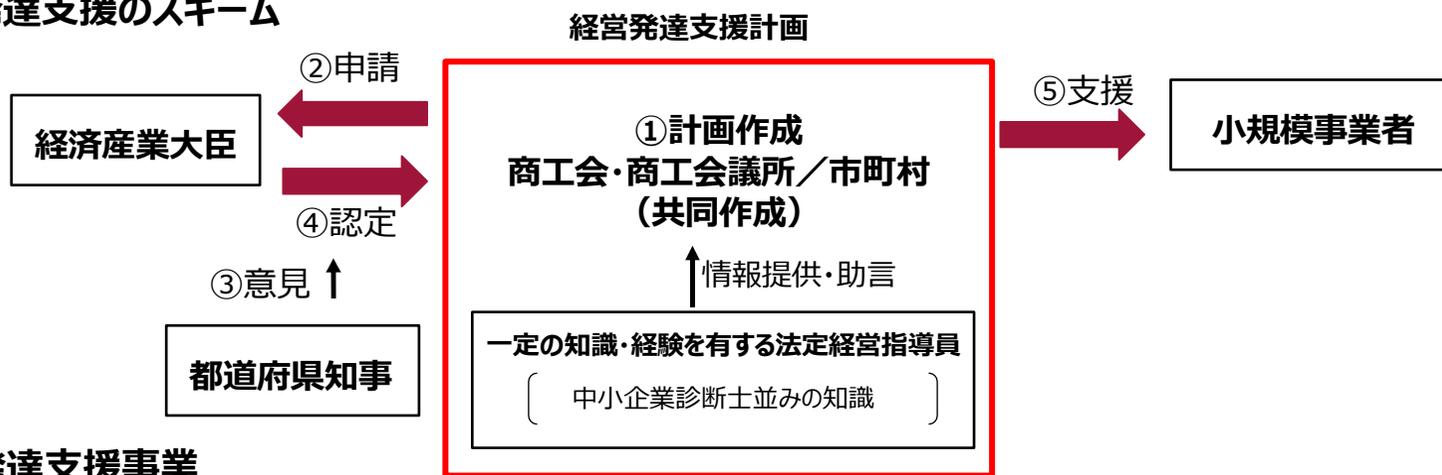
## (パターン2) 小規模事業者支援法との連携

(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律)

②法制度連携枠

- 商工会・商工会議所が市町村と連携しながら、地域課題を分析し、小規模事業者の持続的発展に向けた経営発達支援計画を作成・申請し、国が認定。
- 「地域の人事部」の普及において、地域の商工会・商工会議所の役割は重要であり、経営発達支援計画に基づき、地域の人事部を実施する場合は支援。

### 経営発達支援のスキーム



### 経営発達支援事業

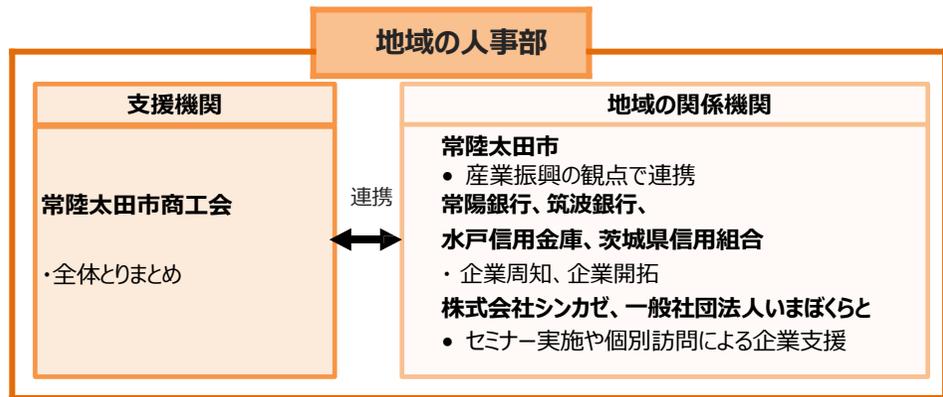
- ① 経営資源の内容、財務内容、その他経営状況の分析
- ② 事業者の事業計画の策定・実行に係る指導及び助言
- ③ 商品、役務の需要動向及び経済動向に関する情報の収集、分析及び提供等
- ④ 応報、商談会、展示会等の販路開拓に寄与する事業

# 商工会及び商工会議所の地域の人事部の事例

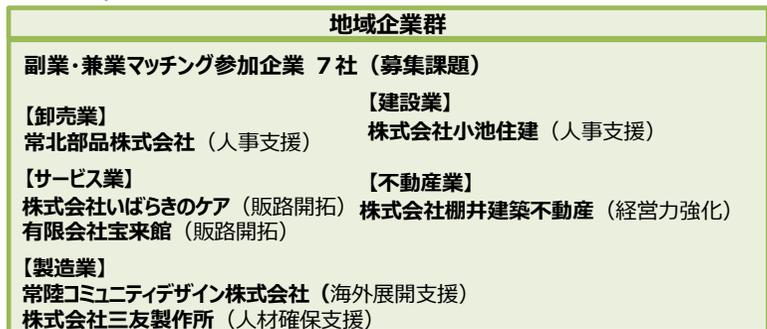
②法制度連携枠

## <常陸太田市商工会における取組>

- 人材支援で最も企業から頼られる組織となるべく、地域企業の人材課題を解決する面的支援を展開。常陸太田市商工会を中心に自治体・金融機関・地域おこし協力隊の出身者らと連携体制を構築。
- 例えば、自動車部品等の卸販売を営む小規模事業者は、人事制度の構築に課題を抱えていたが、地域の人事部を通じて副業・兼業人材とマッチング。外部人材と社長らが連携し、360度評価の試行を実現。

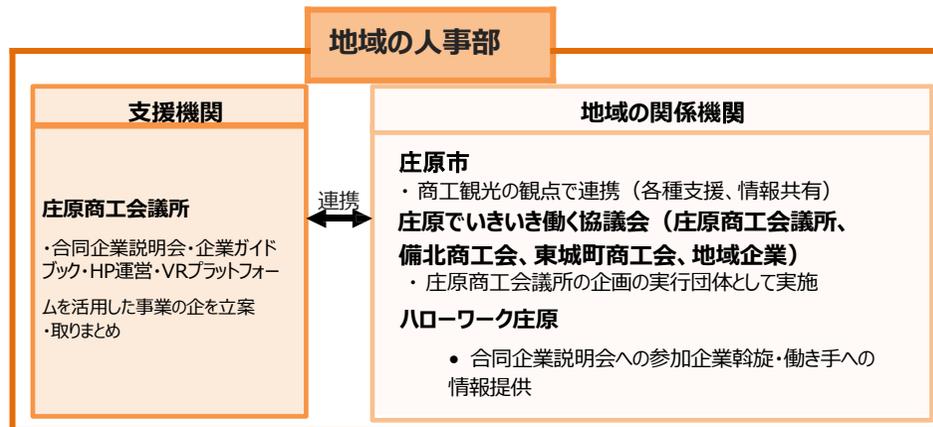


人材確保・育成・定着支援  
(副業・兼業マッチング・人材定着/環境整備支援)



## <庄原商工会議所における取組>

- 庄原商工会議所は、地域内の商工会（備北商工会・東城町商工会）参画のもと、庄原の魅力ある事業者情報等を発信する「庄原でいきいき働く協議会」を平成30年に設立。庄原市とも連携し、市内企業の人材面での確保、育成といった課題解決に向けた事業を担う。
- 具体的には、庄原市やハローワークとも連携した就職ガイダンス、市内の高校生を対象にしたVR企業訪問、就職ガイダンス内で行う企業紹介事業、企業の人材育成を支援するセミナーの実施などのキャリアステップ事業等を行う。



人材確保・育成・キャリア支援  
(VR企業紹介・学生動向把握・合同企業説明会/企業ガイドブック配布)



## (参考) 商工会・商工会議所の経営発達支援計画における人材関連の取組事例について

### ■ 北栄町商工会（鳥取県）

#### 2. 経営発達支援事業の実施期間、目標の達成方針

##### (2) 目標の達成に向けた方針

##### ② 事業承継、創業支援、新事業展開等による域内小規模事業者の持続的発展と雇用の維持

- ・経営発達支援事業の目標に向けた取組みを行う小規模事業者等の事業計画が効果的に進むために国・県・町の施策を事業段階ごとに活用支援する。
- ・創業・事業承継に関しては、中部 4 商工会合同で行うセミナー受講者を対象に、その後の個別相談会への参加勧奨や外部専門家を交えた個別指導によりフォローアップし、確実に創業・事業承継に結び付ける。
- ・特に創業においては、北栄町の創業支援担当者と連携して、支援制度を活用しながら円滑な創業に結び付ける。
- ・**雇用・人材の確保にあたっては、北栄町の産業振興条例に基づく施策を活用しながら、雇用創出の取り組みに対する支援を行政と連絡を密にとりながら行っていく。**
- ・また、北栄町役場の窓口に「町内事業所求人情報コーナー」が設置されていることを広く周知するとともに、**北栄町、ハローワーク、県内高校と連携をとり、雇用相談・職業紹介の場を提供するなど、事業者が求める人材確保に係るマッチング支援を実施する。**

### ■ 可児商工会議所（岐阜県）

##### (3) 経営発達支援事業の目標及び方針

##### 目標② 小規模事業者の人材に資する支援を行う

- \* 今後の人口減少、少子高齢化により、地域内小規模事業者は、今後更に人手不足となり人材の確保が困難になると思われます。**人材の確保には企業の持つ特色や魅力を伝えることが重要**になります。そのため、**働く側が知りたい情報を掲載した、「可児企業ガイド」（冊子・HP）」の発行と「人材マッチングサイト」を構築**します。また、**採用後の離職を防ぐための雇用環境の改善等の支援も併せて実施**します。
- \* **人手不足や後継者不足による廃業を防ぐことや新規創業者の掘り起しを行う事を含めて総合的に支援**していきます。
- \* **働き方改革・人手不足等に対応するため、生産性向上セミナー（「IT、IoT、AI」関連）や個別支援**により支援していきます。

# (パターン3) 二地域居住促進法との連携

(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律)

②法制度連携枠

- コロナ禍を経てUIターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっているが、二地域居住にあたっては、「住まい」、「なりわい（仕事）」、「コミュニティ」といったハードルがある。
- このため、都道府県・市町村が連携して、二地域居住促進計画を立て、それに基づき指定された二地域居住等支援法人が特定居住促進計画と連携し、地域の人事部を実施する場合は支援することとする。

### 法律の概要

※1法律上は「特定居住」

#### 1【都道府県・市町村の連携】二地域居住※1促進のための市町村計画制度の創設

- 都道府県が二地域居住に係る事項を内容を含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(特定居住促進計画)を作成可能
- 特定居住促進計画には、地域における二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について法律上の特例を措置(住居専用地域において二地域居住者向けの coworkingスペースを開設しやすくする等)
  - ⇒ 空き家改修・ coworkingスペース整備について支援<予算>
- 市町村は、都道府県に対し、二地域居住に係る拠点施設と重点地区をその内容を含む広域的な地域活性化基盤整備計画の作成について提案が可能

都道府県 (広域的な地域活性化基盤整備計画)

- ✓ 広域からの来訪者(観光客等)を増加させるインフラ(アクセス道路等)の整備事業等【現行】
- ✓ 二地域居住に係る拠点施設【新設】
- ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】
- ⇒ インフラ整備(都道府県事業)について社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援<予算>

市町村 (特定居住促進計画)【新設】

- ✓ 特定居住促進計画の区域
- ✓ 二地域居住に関する基本的な方針(地域の方針、求める二地域居住者像等)
- \* 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
- ✓ 二地域居住に係る拠点施設の整備
- ✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
- \* 事業の実施等について法律上の特例を措置
- ▼整備イメージ




#### 2【官民の連携】二地域居住者に「住まい」・「なりわい」・「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人(二地域居住等支援法人※2)の指定制度の創設

※2法律上は「特定居住支援法人」

- 市町村長は二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業(例:不動産会社)等を二地域居住等支援法人として指定可能
- 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供(空き家等の不動産情報は本人同意が必要)
- 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能

#### 3【関係者の連携】二地域居住促進のための協議会制度の創設

- 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする二地域居住等促進協議会※3を組織可能

※3法律上は「特定居住促進協議会」

【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る  
(KPI)①特定居住促進計画の作成数:施行後5年間で累計600件  
②二地域居住等支援法人の指定数:施行後5年間で累計600法人

8

出典：国土交通省資料を経産省が一部加工

# 今後、二地域居住等支援法人になる可能性のある事業者の取組

- 静岡県三島市では、三島信用金庫と合同会社うさぎ企画が中心となり、地域の人事部（※）を実施。
- 地域内の支援機関や行政と連携して、①副業人材マッチング、②リスキングスクール、③地元企業向けのビジネスセミナーを開催。
- 都心の副業人材とのマッチングは地元企業7社参加、27名の副業人材から提案書が提出され、4社でマッチングが成立。

※構成機関：三島信用金庫、三島市、三島商工会議所、静岡銀行、静岡新聞社、合同会社うさぎ企画



マッチング商談（上）  
リスキングスクール（下）

（出典）三島信用金資料より抜粋

# 各法に基づく事業認定に係る今後のスケジュール

## 来年度の事業公募に向けた認定スケジュール

法制度	計画申請・認定等期間									認定等期間	事業開始
	2024年		2025年								
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
①地域未来投資促進法に基づく連携支援計画の承認スケジュール			12月末	1/16	協議	3月下旬	3/26承認	4/5	各経産局へのエントリー案内(4/5)	協議	6/20承認
②小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画の変更認定スケジュール			変更申請	認定	変更申請	認定	変更申請は、例年、3ヶ月分(1-3月)をまとめて翌月頃に認定(4月)。 ※新規申請は12月6日締め切り、3月に認定。				
③二地域居住推進法に基づく二地域居住等支援法人の指定スケジュール	法施行	11/1の法施行以降、市町村は二地域居住支援法人の指定が可能。									
令和7年度「地域の人事部支援事業」公募見込時期(※あくまで目安)				2/5~28 事務局公募	2/12 説明会			4/18~5/30 補助/委託事業者公募	4/25 説明会	提出 済切	6/24 審査委員会

## 各法制度に関する参考URLについて

法律名	参考URL
<b>地域未来投資促進法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域未来投資促進法：<a href="https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html">https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html</a></li> <li>● 地域未来投資促進法における連携支援計画のガイドライン（令和3年4月）：<a href="https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/chiiki_keninjigyousei/guideline-2010.pdf">renkeishienkeikaku-guideline-2010.pdf (meti.go.jp)</a></li> <li>● 地域経済牽引事業計画の承認事業者のモデル事例： <a href="https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/chiiki_keninjigyousei/guideline-2010.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/chiiki_keninjigyousei/guideline-2010.pdf</a></li> </ul>
<b>小規模事業者支援法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画： <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/nintei.html">https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/nintei.html</a></li> <li>● 経営発達支援計画手続ガイドライン（令和6年9月）： <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/nintei_sinsei/hattatsu_guideline.pdf">https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/nintei_sinsei/hattatsu_guideline.pdf</a></li> <li>● 認定を受けた経営発達支援計画一覧：<a href="https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/ninteikeikaku2.html">https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/ninteikeikaku2.html</a></li> </ul>
<b>二地域居住推進法 （広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律、ガイドライン等 <a href="https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk4_000015.html">https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk4_000015.html</a></li> <li>● 特定居住支援法人の指定等の手引き：<a href="https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001769194.pdf">https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001769194.pdf</a></li> <li>● 二地域居住等促進のための広活法運用説明会（R6年11月15日） 説明会動画：<a href="https://www.youtube.com/watch?v=NWRPPEOx_So">https://www.youtube.com/watch?v=NWRPPEOx_So</a> 説明会資料：<a href="https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001843506.pdf">https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001843506.pdf</a></li> </ul>

# 參考資料

# 【参考】ロゴマーク、全国事業者一覧、対談動画、実践ポイント集

- 経済産業省作成の地域の人事部ロゴマークは、利用承認を受けた事業者が広報活動等に活用可能。
- 昨年12月には、全国の「地域の人事部」事業者一覧（※）を公表。 ※本補助事業採択事業者及びロゴマーク利用承認事業者
- 「地域の人事部」の取組の実装・定着を支援するため、モデル事業者の対談動画や実践ポイント集を作成。

## 対談動画

- 地域の人事部に中心となって取り組んでいるキーマンが、取組の特徴やビジョン等について対談。



## ロゴマーク



- 【活用例】令和5年度採択事業者の(株)あわわ(徳島県)は、自社発行のフリーペーパー記事に活用。



## 実践ポイント集

- 「地域の人事部」に取り組む際の活動レベルごとのポイントや実践事例を紹介。

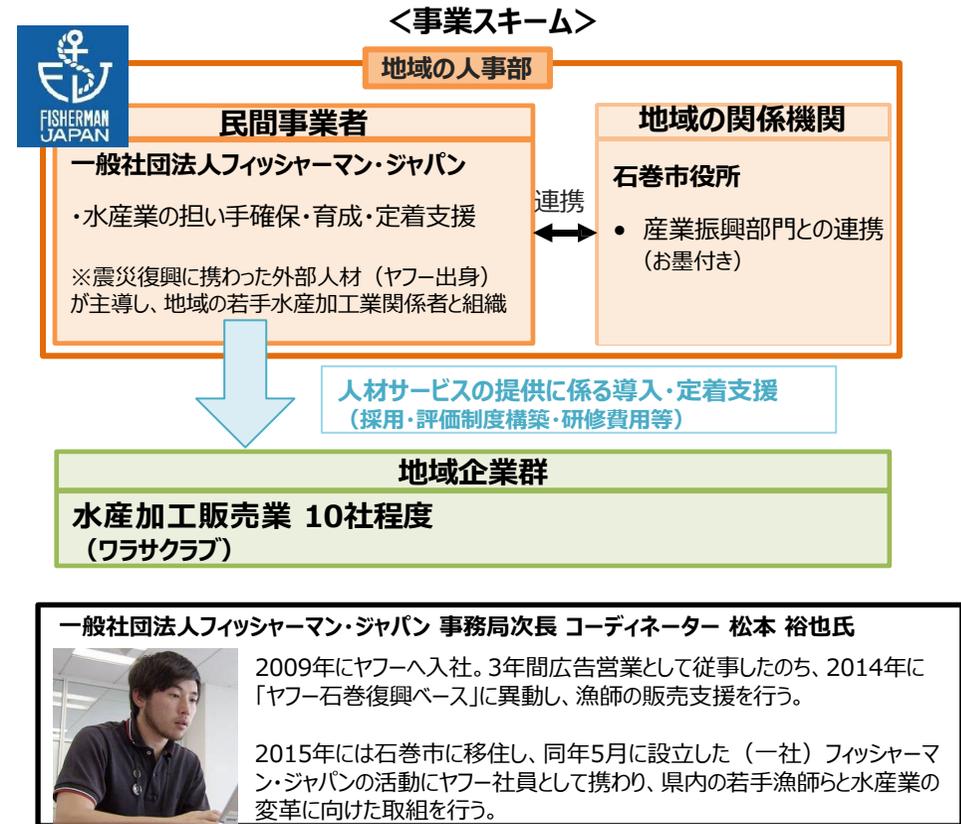


# 【事例】（一社）フィッシャーマン・ジャパン（宮城県石巻市）

- 石巻地域を支える主要産業の1つは水産業。震災後、漁獲高減少、価格の不安定化、採用難に。何もしなければ、主要産業が衰退。
- この打開策として、**業務・働き方をアップデートし、新しい水産業をつくるヒトを集める**ことで、地域の水産業の維持・発展を図る。

## ＜事業イメージ＞

<b>地域の目指す姿</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の主要産業である水産業の復活を目指し、地域が一体となった水産業の担い手確保・育成を図る</li> </ul>
<b>地域課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子高齢化に加え、震災により水産加工販売業の従事者は1998年から2018年で半減（4,000人→2,000人） →<b>今後の事業展開を担う社長の右腕人材が不足</b></li> </ul>
<b>事業概要</b>	<p>【人材確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社長の右腕候補人材の確保に向け、地域企業群一体で広報戦略を策定、デジタルマーケティング実施 “SeaEO人材”の募集HPの作成 (例) SeaMO（海のマーケティング責任者） SeaPO（海の経営企画責任者）</li> <li>合同インターン募集・受入</li> </ul>  <p>【人材育成】 合同研修</p> <p>【人材定着】 就業後の定住支援（シェアハウスの提供）</p> <p>【他地域への横展開】 漁師の担い手育成人材を他地域の漁師町（南伊勢、西伊豆）へ派遣し、担い手確保・育成を支援</p>



出典先：一般社団法人フィッシャーマン・ジャパンへのヒアリング及び同社HPを基に作成

## 【事例】（一社）ドット道東（北海道 道東地域）

- **北海道 道東地域は、札幌圏から約430kmの距離にあり、慢性的な人材不足を抱えていた。**
- **ドット道東は、道東エリアのガイドブック発行をきっかけに、道東ファンの注目を集めたことから、総合求人ポータルサイトの立ち上げ、企業と若手のマッチングトークイベント、地域の同期づくり、道東ファンをコミュニティベースにしたメンバーシップ型サブスクリプションサービス等、道東エリアに点在する市町を面的に捉え、エリア・ブランディング化することで、採用者49名、メルマガ登録者475名を達成。**

### 【地域の人事部事業としての主な取組】

- ① 求人情報発信メディア「#道東ではたらく」を立ち上げ。  
令和5年には、**総合求人ポータルサイト**としてリニューアル。【掲載数：47件、採用者数49名（令和5年夏時点）】
- ② 道東地域の自治体・企業を若手人材と**マッチングするトークイベント**を実施。  
令和4年12月に東京、令和5年1月に札幌で計2回のマッチングトークイベントを実施。【参加者数：100名超】
- ③ 「地域に同期をつくる」～採用人材のスキル・定着率向上のための**勉強会・交流会**を開催。【参加者数：90名超】
- ④ 道東ファンコミュニティ形成のため、**オンラインコミュニケーション**を活用し、地域情報や求人情報を発信。【メルマガ登録者数：475名】

連携先：市役所、町役場、商工会、  
大学、観光協会等



【道東の魅力を発信するガイドブック】



オホーツク・北見市から、「地球の健康を見つめる」環境大善株式会社 マーケティング室 社員募集中！

環境大善株式会社

【マッチングサイト】

オホーツクエリア



【道東ファン・コミュニティ（サブスクリプションサービス）】

### 【東京でのマッチングトークイベント】



# 【事例】 隠岐汽船(株) (島根県隠岐諸島) (令和4年度)

- 島根県隠岐諸島は、人口2万人、フェリーで2時間30分を要する4島からなる地域。主要産業は観光宿泊業・小売業。
- 深刻な人手不足に対応するため、**離島4町村の観光関連企業群（観光業、食品製造業等）が合同で、高校・大学と連携した採用活動、首都圏への研修・出向による育成等を行う取組を実施。**

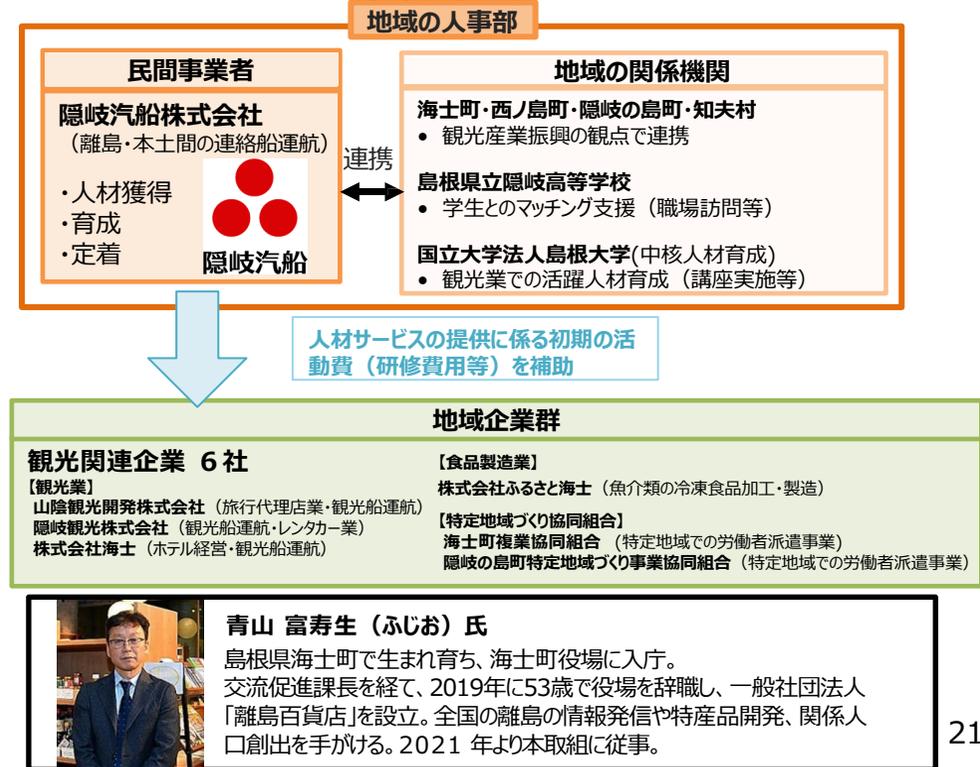


## ＜事業イメージ＞

地域の目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>隠岐諸島における観光関連産業の振興・活性化。</li> </ul>
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>周遊プランを組めないほど観光人材が不足。観光サービスの低下により、観光客も減少。</li> <li>家族経営が多く、採用・育成が手薄。若者人材の採用・定着まで手が回らない。</li> </ul>
事業例	<p>【人材獲得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>隠岐諸島の観光関連企業群を取りまとめ、<u>合同説明会やオンライン面接等を実施。</u></li> </ul> <p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>首都圏（日本橋）の<u>飲食付アンテナショップへの研修出向</u>による、マーケティング力等の向上。</li> </ul>  <p>東京「離島百貨店」への研修出向</p> <p>【人材定着】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合同で、<u>集合研修等を行い、企業の枠を超えたコミュニケーションを促進。</u></li> </ul> <p>→ <b>4名の採用中、全てが移住者（令和4年度）</b></p>

出典先：隠岐汽船株式会社へのヒアリング及び同社HPを基に作成

## ＜事業スキーム＞



# 【事例】(株)SMO南小国 (熊本県南小国町) (令和



- 熊本県阿蘇郡南小国町（人口約4千人）の主要産業である観光業と農林畜産業は、**通年での雇用や採用が難しい**。
- 地域を1つの企業と見立て、採用・育成・評価・配置を行う取組**を実施。**地域内での兼業副業を促進し、個人のキャリア形成を図る**。

## ＜事業イメージ＞

地域の目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内事業者を1つの企業と見立て、地域単位で採用・育成・評価・配置を行う。</li> </ul>
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地域で家族・小規模経営が多い（全体の70%）なか、近隣に高賃金の大規模工場が設立したことで、更なる<b>人材流出に危機感</b>。</li> <li>地域内（単一の企業）では<b>キャリア形成が難しく、給料を上げるためには外に出ざるを得ない</b>。</li> </ul>
事業例	<p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近接地域（宮崎県高千穂町、熊本県美里町・上天草市等）の地域商社合同で、<b>専門人材（コーディネート、マーケ、PR等）の育成及びシェア事業（合同採用プログラム等）</b>を実施。</li> </ul> <p>【人材定着】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>柔軟な働き方のモデルとして、<b>町内事業者間での兼業副業を促進</b>。共通の評価基準を設けることで<b>個人のキャリア形成（スキルアップ・業務経験等）を促進</b>するとともに、<b>複数の収入源の確保</b>を目指す。</li> </ul>

## ＜事業スキーム＞



(株)SMO南小国 未来づくり事業部 部長 安部 千尋氏



大学卒業後、NPOでインターンとして社会起業支援に取り組んだのち、東京都港区に入庁。その後、一般社団法人RCFへ転職し、東北の起業支援・政策提言に取り組む。2018年に南小国町に出会い、2019年より現職。



短時間ワークショップ  
「しごとコンビニ」

出典先: (株)SMO南小国へのヒアリングへのヒアリング及び同社HPを基に作成

## 【参考】令和4年度「若者人材確保プロジェクトの実証」事業採択一覧

- 令和4年9月に採択結果を公表。（37件の応募があり、20件を採択）

No.	事業者名	法人番号	事業実施地域	事業名
1	一般社団法人ドット道東	3460305001925	北海道オホーツク管内、釧路市、弟子屈町、浦幌町、標津町	道東地域の広域連携による若者人材確保・育成プロジェクト
2	特定非営利活動法人プラットフォームあおもり	4420005002466	青森県つがる市、北津軽郡中泊町、東津軽郡今別町、外ヶ浜町	奥津軽経済圏域における、若者人材の獲得・育成・定着・戦力化推進事業
3	特定非営利活動法人イノベブリッジたまざわ	5400005008266	岩手県滝沢市	岩手県立大学周辺のIT産業集積を核とした中小企業雇用拡大支援事業
4	一般社団法人フィッシャーマン・ジャパン	1370305001036	宮城県石巻市	地場産業の協同型採用・育成事業（SeaEOプログラム）
5	特定非営利活動法人とちぎユーススポーツネットワーク	8060005007300	栃木県宇都宮市	課題解決型(実践型)インターンシップを基軸とした創造型若者人材の地元定着重層的支援事業
6	株式会社つばめいと	7110002019384	新潟県燕市	リカレント教育と情報共有の場「つばめいとかレッジ」による燕市ものづくり企業の若手人材の定着
7	NPO法人MEGURU	3100005012639	長野県塩尻市	地域ぐるみで学生・若者人材を育む地域内人材還流促進プロジェクト
8	株式会社就活ラジオ	4230001019194	富山県富山市	就活道場
9	株式会社ガクトラボ	9220001020652	石川県金沢市	金沢の人事部
10	株式会社御破川	1220001015750	石川県七尾市	「能登の人事部」ネットワークによる能登チャレンジコミュニティ化事業
11	株式会社リンクコンサルティンググループ	9011101062300	愛知県小牧市	地域企業・中小企業の若者人材の育成と採用を促進する社長参加型のプラットフォーム
12	特定非営利活動法人G-net	8200005001899	愛知県豊田市、西尾市	『地域密着と地域横断の二つの機能を行き来する「地域の人事部」立ち上げ事業』地域特化型ブランディングwebを基軸とした、地域ぐるみのコミュニティ型人材支援プラットフォーム
13	森興産株式会社	7120001146162	大阪府大阪市、堺市	大阪市、堺市の中小企業における外国人留学生（若年高度グローバル人材）の確保等支援事業
14	株式会社タカヨシジャパン	1122001032001	大阪府八尾市	学生・若者コミュニティプラットフォームを構築し、地域で人材の採用と活躍できる環境を整える
15	エカイブ・エージェント株式会社	6280001008199	島根県安来市	特殊鋼関連企業グループSUSANOOを中心とした若者人材確保・育成実証事業
16	隠岐汽船株式会社	5280001005404	島根県隠岐郡海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	隠岐諸島4町村の観光関連企業における若者人材確保プロジェクト
17	株式会社LERIRO	2290001096924	福岡県うきは市	ラグビーチームLeRiRO福岡若手選手と地元企業のマッチングが生み出す多様性のある地域づくり事業
18	一般社団法人フダス	2330005008375	熊本県人吉市	若者人材育成と、企業の採用力向上による地域内雇用拡大を目的とした人吉若者仕事づくり事業
19	株式会社SMO南小国	1330001012365	熊本県阿蘇郡南小国町	地域商社を中心とした採用・定着支援による「地域の人事部」機能の基盤整備
20	株式会社Link and Visible	7360001023131	沖縄県沖縄市	地域にイノベーションを生み出す人材が集まる街へ！沖縄市コザスタートアップ商店街プロジェクト

## 【参考】令和5年度「地域戦略人材確保等実証事業」採択一覧

- 令和5年6月に採択結果を公表。（37件の応募があり、20件を採択）

### 【通常枠】

No.	事業者名	法人番号	事業実施地域	事業名
1	一般社団法人トット道東	3460305001925	北海道釧路市・弟子屈町・津別町・芽室町	道東ファンコミュニティ道東地域の事業者を結ぶメンバーシップ型サブスクリプションサービスプロジェクト
2	株式会社セキショウキャリアプラス	6050001016992	茨城県つくば市・土浦市・阿見町	戦略的人材確保～地域内人材シェアリングでの人材育成・定着事業
3	株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック	1050001002213	茨城県大子町	TEAM TO TEAM ～サッカーチームが繋ぐ地域おこし人材紹介
4	一般社団法人小布施まちイノベーションHUB	8100005011850	長野県小布施町	地域全体で若手社員を育てる「まちの人事部」事業
5	株式会社クオンタム	7130001066822	京都府京都市	京都の人事部 by 京都企業図鑑
6	森興産株式会社	7120001146162	大阪府大阪市・堺市・東大阪市	地域中小企業のグローバル経営における担い手確保支援事業
7	南海電気鉄道株式会社	6120001077499	大阪府堺市	【まちこうばの人事部】堺市オープンファクトリー型マッチングイベント
8	株式会社クワビス	9260001013124	岡山県倉敷市	倉敷の人事部「右腕人材」確保・育成事業
9	株式会社あわわ	3480001000171	徳島県徳島市	徳島まちの人事部事業
10	株式会社LERIRO	2290001096924	福岡県うきは市	ラグビーチームLeRIRO福岡選手と地元企業のマッチングによるサステナブルな地域づくり事業
11	株式会社Link and Visible	7360001023131	沖縄県沖縄市	沖縄スタートアップ・イノベーションを支える次世代人材育成・集積事業

### 【地域企業共同戦略枠】

No.	事業者名	法人番号	事業実施地域	事業名
1	株式会社地方創生推進協同機構	1001001125305	北海道浜中町	北海道の国定公園を有する浜中町における事業承継・事業開発に関わる就労人材と地域事業のマッチングプラットフォームの構築及び定着支援
2	一般財団法人まちと人と 一般社団法人フィッシャーマン・ジャパン	4370005010458 1370305001036	宮城県石巻市、東松島市、女川町	一若者が働きたいまちへ 若者人材を地域で受け入れ・育て、未来ビジョンを描く協働事業
3	箱根DMO（一般財団法人箱根町観光協会）	1021005005997	神奈川県箱根町	箱根地域における「地域の人事部」事業
4	エスチーム株式会社	9080101019808	静岡県沼津市	自立した電気技術者の育成・採用システムを構築し、都市機能の向上と若者定着を促進する事業
5	株式会社ガクトラボ	9220001020652	石川県金沢市	金沢の人事部
6	株式会社御碓川	1220001015750	石川県七尾市・中能登町・羽咋市	能登の人事部による「人を育てて事業を伸ばす」企業群のコレクティブインパクト創出事業
7	特定非営利活動法人G-net	8200005001899	愛知県豊田市・東栄町	地域密着と地域横断の二つの機能を行き来する地域の人事部事業
8	人材ニュース株式会社	3150001010583	京都府宮津市	天橋立エリアにおける地域観光DX構想の推進と“担い手”創出プロジェクトの展開
9	一般社団法人海士町観光協会	6280005006703	島根県海士町・西ノ島町・知夫村・隠岐の島町	隠岐の観光関連企業共同で取り組む若者人材獲得・育成・定着プロジェクト

## 【参考】令和6年度「地域戦略人材確保等実証事業」採択一覧

- 令和6年6月に採択結果を公表。（62件の応募があり、46件を採択）

### 【A一般枠】

採択No.	事業者名	法人番号	事業実施地域	事業名
1	株式会社北海道共創パートナーズ	8430001075073	北海道根室市	過疎地域のデジタル採用へのシフトに向けた取組及び地域のブランディング強化
2	一般社団法人とちか地域活性化支援機構	1460105002142	北海道十勝地域1市16町2村（帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町）	北海道十勝地域における魅力ある企業の情報提供及び地域人材・U10ターン人材とのコーディネート事業
3	一般社団法人ドット道東	3460305001925	北海道・道東地域(釧路市・弟子屈町・津別町・芽室町・清水町・浦幌町)	「地域の人事部」を北海道・道東エリア全50自治体に拡充させるプロジェクト
4	(1)特定非営利活動法人北海道エンブリッジ (2)特定非営利活動法人やくも元気村 (3)一般社団法人HATCH	(1)9430005011008 (2)3440005001905 (3)5430005014518	北海道の道南・道央圏（札幌市・八雲町・喜茂別町）	道南・道央圏における、コーディネート機能連携による広域・経営人材採用モデル構築事業
5	特定非営利活動法人wiz	1402705000415	岩手県大船渡市	成果を生み出しながら人が集まる組織と地域をつくる、地域人材アップデートプログラム
6	(1)大森建設株式会社 (2)株式会社BNG/パートナーズ (3)株式会社清水企業 (4)株式会社ダイサン	(1)5410001007056 (2)1010401084160 (3)2410001007612 (4)8120001083116	秋田県能代市	外国人材の確保と地域プラットフォーム構築による育成・定着支援事業
7	(1)株式会社シンカゼ (2)株式会社えぼく (3)一般社団法人いまぼろと	(1)9011101100794 (2)2050001043966 (3)3050005012628	茨城県日立市、常陸太田市、大子町	茨城県北の人事部プロジェクト
8	株式会社セキショウキャリアプラス	6050001016992	茨城県古河市、つくば市	処遇改善、生産性向上による地域ドライバー不足解消支援事業
9	株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック	1050001002213	茨城県水戸市	アスリート特化型人材紹介事業
10	箱根DMO(一般財団法人箱根町観光協会)	1021005005997	神奈川県足柄下郡箱根町	箱根地域における「地域の人事部」事業
11	(1)株式会社イードア (2)木山産業株式会社	(1)9011101060923 (2)5110001001709	新潟県、長岡市、燕市	NINNO イノベーターの人事部
12	株式会社戦略デザインラボ	7100001033412	長野県、長野市、須坂市	人材課題の相談窓口から課題解決までワンストップで行う「地域の人事部」サービス事業
13	一般社団法人小布施まちイノベーションHUB	8100005011850	長野県上高井郡小布施町	経営者・若手人材・学生がタテとココでつながり地域ぐるみで人を育てる「まちの人事部」事業
14	NPO法人MEGURU	3100005012639	長野県塩尻市、松本市	産官学金連携による地域の担い手を生み出すローカルオンボーディング（地域定着）事業
15	株式会社静岡オリコミ	5080001002644	静岡県静岡市	静岡市中心街でのデジタル人材育成スクール、交流拠点、キャリア支援活動拠点の構築とイベントの開催
16	ドリームキャリア富山	9230001020156	富山県	アスリートデュアルキャリア人材マッチング事業

## 【参考】令和6年度「地域戦略人材確保等実証事業」採択一覧

- 令和6年6月に採択結果を公表。（62件の応募があり、46件を採択）

### 【A一般枠】

採択No.	事業者名	法人番号	事業実施地域	事業名
17	株式会社ガクトラボ	9220001020652	石川県金沢市	金沢の人事部～金沢の産業を担う人材の獲得・育成・キャリア支援のための戦略策定・実行～
18	株式会社ファミリー	6200001017711	岐阜県可児市	家族のような絆で繋がる街づくりを目指す中濃地域の人事部事業
19	特定非営利活動法人G-net	8200005001899	愛知県西尾市	「地域企業が自律的に参画できる「地域の人事部」への体制アップデートと独自のマッチングの仕組み構築」
20	株式会社タカヨシジャパン	1122001032001	大阪府八尾市	コミュニティプラットフォーム『こぼの人事部』構築
21	プロエンジニア株式会社	7130001075856	京都府	「DX×女性活躍推進」で京都を変える「京都府の人事部」
22	株式会社ウエダ本社	8130001016603	京都府福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	Beyond Career KYOTO
23	株式会社次世代共創企画	5120001184932	兵庫県淡路市	「島の人事部」
24	株式会社クオリティ・オブ・ライフ	5010001105098	兵庫県神戸市、南あわじ市	大人材不足時代へ向けての外部人材の活用とそのための組織づくり支援 ～ 日本型の人材シェアリングエコノミー確立へ ～
25	株式会社クラビス	9260001013124	岡山県倉敷市	くらしき人事部 「右腕人材」確保・育成事業
26	株式会社ixis	4240001057227	広島県東広島市	「東広島働く人のまち、づくりプロジェクト－企業の意識変革による人材力向上事業」
27	広島県東部機械金属工業協同組合	5240005007581	広島県福山市	ものづくりのまち福山の人材確保・育成 に向けた意識変革プロジェクト
28	庄原商工会議所	2240005005241	広島県庄原市	中山間地域企業における情報発信力強化と人材確保・育成プロジェクト
29	Dialogue for Everyone株式会社	7010001208584	広島県呉市	呉市産業構造の変革を推進する市内事業者と都市部50代会社員のロボノ協働事例の創出事業
30	特定非営利活動法人つなぐ	7250005008404	山口県長門市	長門の人事部『ここで働きたくなる長門』人材確保・育成のための総合支援事業
31	一般社団法人薩島百貨店	6010405017475	島根県隠岐郡海士町、隠岐の島町、知夫村、西ノ島町	人材の大交流時代創出に向けて～就活生の2割が“地域留学”をする未来へ～
32	米子信用金庫	7270005003213	鳥取県米子市、境港市、大山町、島根県松江市、安来市	米子信用金庫取引先向け『次世代経営者のためのビジネス育成塾』
33	株式会社あわわ	3480001000171	徳島県徳島市	徳島まちの人事部事業 課題先進県での、新しい人の流れづくりの挑戦
34	株式会社大学サポート	7500001019825	愛媛県大洲市	「大洲の人事部事業」～中核人材獲得のための協働インターンシップ～
35	合同会社アットキャリア	5290003006564	福岡県北九州市	『ものづくり中小企業の更なる成長に向けた高度外国人材活躍支援プログラム』
36	株式会社LERIRO	2290001096924	福岡県うきは市	ラグビーチームLeRIRO福岡の地元企業DX人材育成による強い地域づくりの事業
37	株式会社キャリア・コンサルジュ	6330001031617	熊本県天草市	地域の人事部Amakusa 島を支える人づくり
38	株式会社ワークデザインラボおおすみ	8340001023826	鹿児島県鹿屋市	かのやサークュラー人材プラットフォーム事業

## 【参考】令和6年度「地域戦略人材確保等実証事業」採択一覧

- 令和6年6月に採択結果を公表。（62件の応募があり、46件を採択）

### 【B働き方改革推進枠】

採択No.	事業者名	法人番号	事業実施地域	事業名
1	(1)株式会社地方創生推進協同機構 (2)株式会社コスモ	(1)1011001125305 (2)2460101006534	北海道河西郡芽室町	北海道芽室町の就業体験を通じた「芽室町ワーケーションステイ事業」
2	(1)特定非営利活動法人プラットフォームあおもり (2)株式会社マルジンサンアップル (3)有限会社金子ファーム (4)協同組合マルチワーカージョブステーション鰐ヶ沢	(1)4420005002466 (2)3420001010077 (3)1420002018278 (4)6420005007901	青森県内4つの市町（平川市・鰐ヶ沢町・七戸町・田子町）を含む、青森県全域	人口急減地域に「潜在している多様な人材」を活かす、人材確保・定着・戦力化事業
3	(1)株式会社アースカラー (2)有限会社谷地林業	(1)3010601039763 (2)5400002013137	岩手県北部沿岸エリア（普代村、久慈市、野田村、九戸村）	地域一丸で人材を獲得し学び合う「地球のしごと大学＜北岩手キャンパス＞」事業
4	株式会社アイカムス・ラボ	5400001003543	岩手県盛岡市	デジタルものづくり技術の深耕による開発の効率化と情報発信による人材獲得
5	一般社団法人フィッシャーマン・ジャパン	1370305001036	宮城県石巻市	一変化に対応できる水産業へー 働き方改革で、誰もが活躍・定着できる石巻をつくる地域人事部事業
6	(1)株式会社ボルテックスセイゲン (2)一般社団法人群馬県トラック協会	(1)9070001010074 (2)3070005001034	群馬県	2024年問題に対応した物流人材育成・確保による群馬県物流業界活性化事業
7	(1)エイベックス株式会社 (2)株式会社イクシー	(1)3180001009862 (2)6180001118917	三重県桑名市	五方よし！「KUWANAまちHR」 ～複合的観点で導く「ミライの桑名」人材活用・活性化事業～
8	森興産株式会社	712000114616	大阪府・奈良県	中小企業グローバル人材エンゲージメントプログラムの推進

# プロフェッショナル人材事業について

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

令和6年度 地域力創造に関する施策説明会

# プロフェッショナル人材事業について

令和7年1月31日（金）

内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局／内閣府 地方創生推進室

## 事業の概要

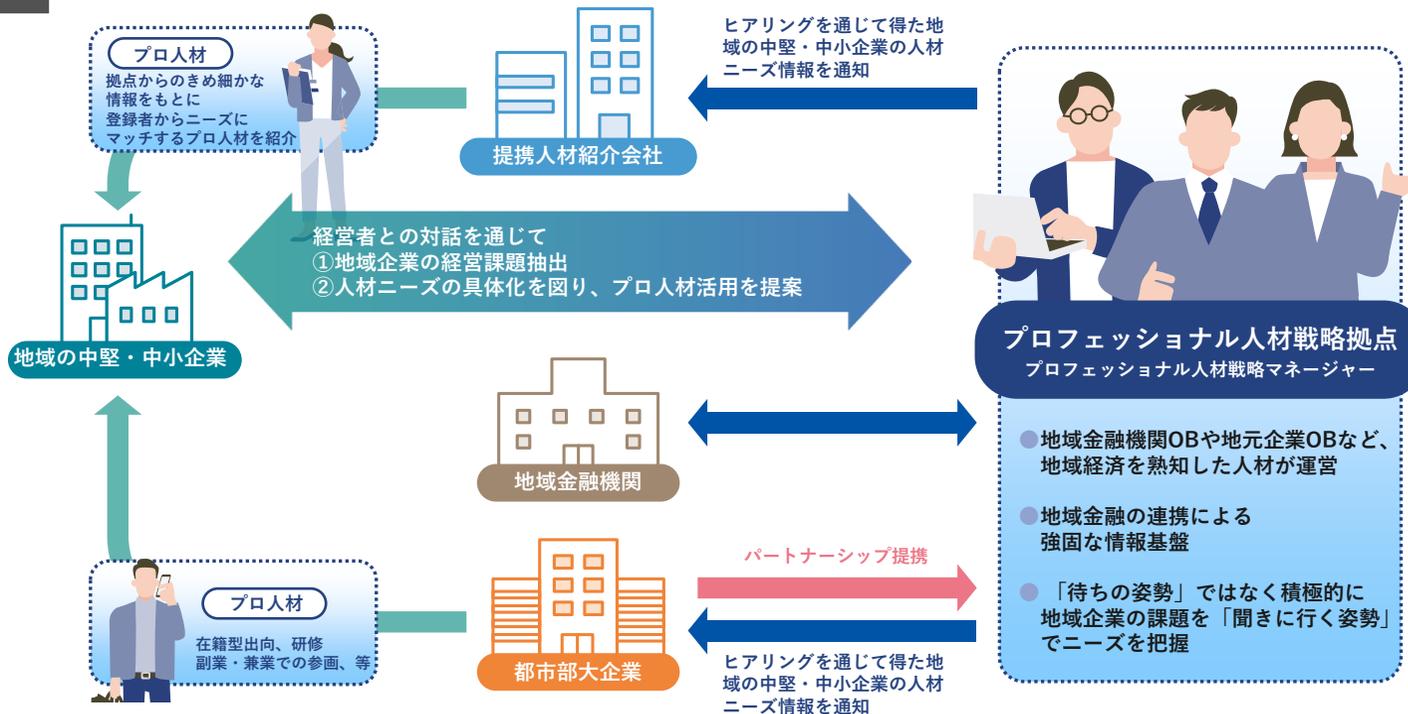
---

# プロフェッショナル人材事業

## 事業概要

- 45道府県が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、地域企業に対し、経営戦略の策定支援やデジタル実装にも資する人材等のプロフェッショナル人材の活用支援活動を行う。
- 各拠点は、地域企業の経営者を対象に、成長戦略や人材戦略への関心を高めるセミナー等の活動を行いつつ、企業を訪問。経営者に事業継続・成長に資する業務効率化や競争力強化を促すとともに、その実行に必要なプロ人材ニーズを明確化し、優良な雇用機会として提携人材紹介会社へに情報発信する。
- デジタル田園都市国家構想総合戦略においては、デジタル人材の確保を効果的に促進する「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」の中心的施策として位置づけられており、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等のマッチング支援を強化していくこととされている。専門人材の常勤雇用だけでなく、副業・兼業を含めた多様な形態での人材マッチングを進める。

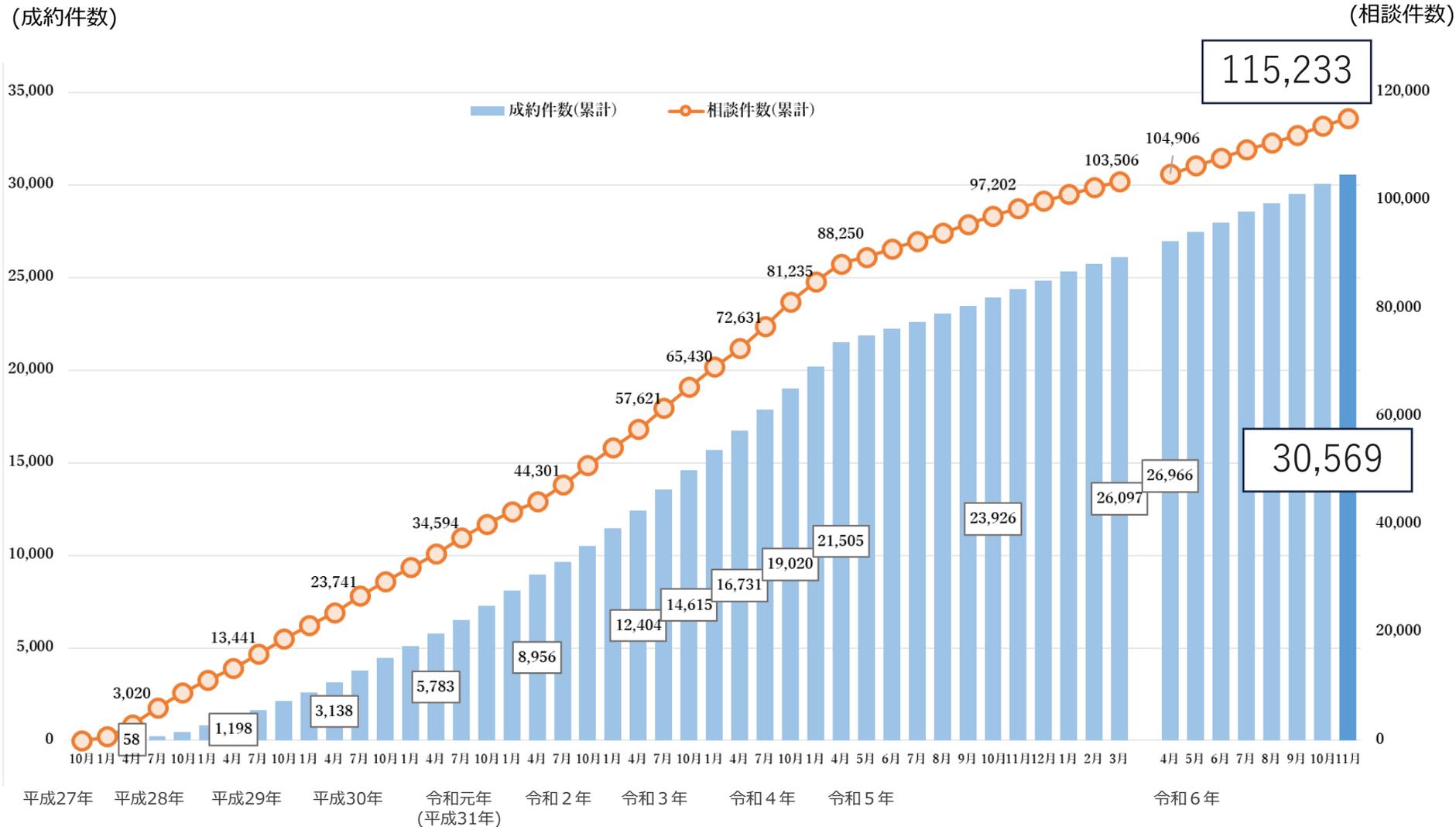
## スキーム図



## これまでの実績

---

# 相談・成約の推移(累計)

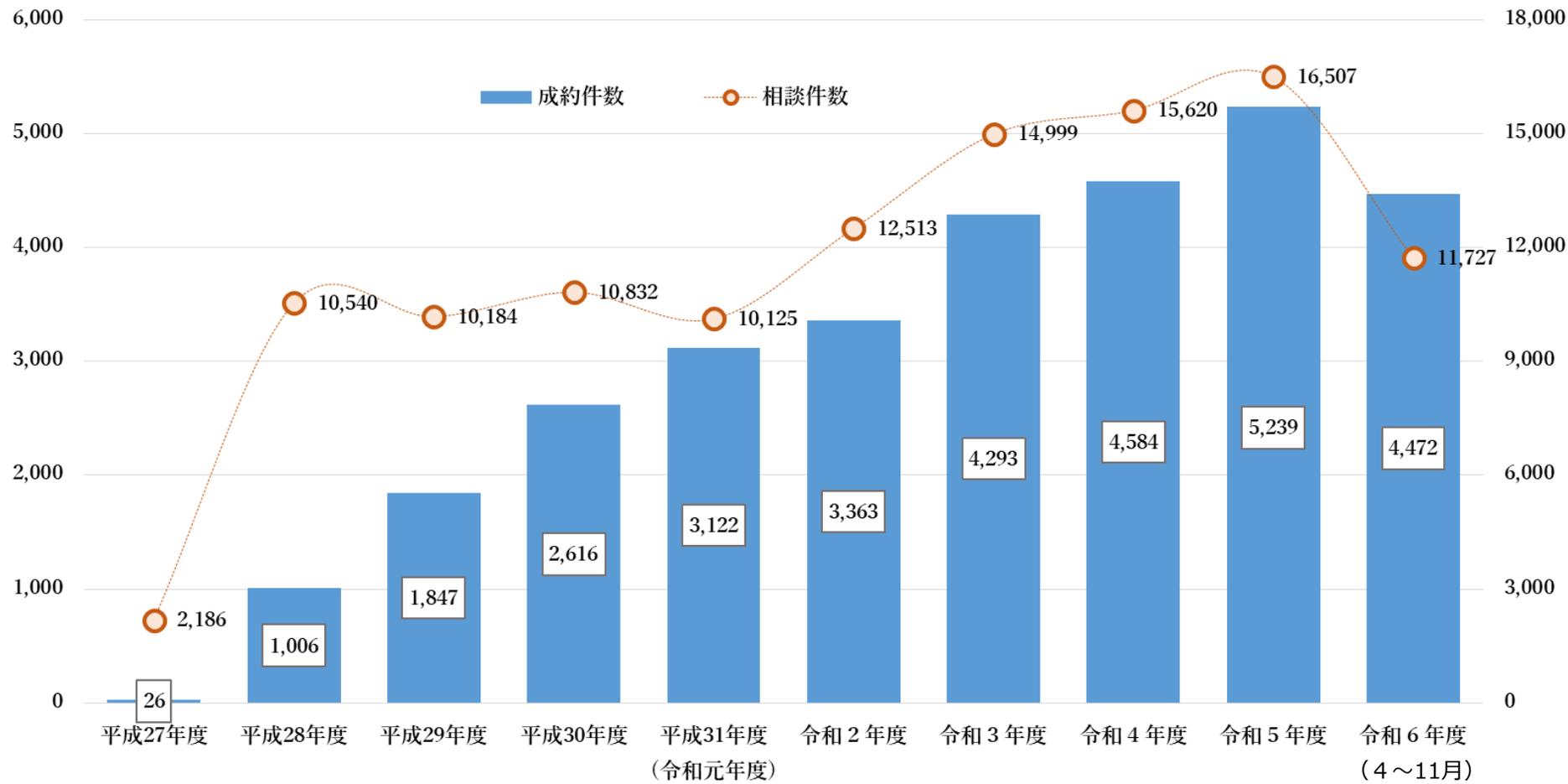


※ 令和5年度以前は四半期ごとに表示

# プロ人事業：成約件数と相談件数の推移(年度別フロー)

(成約件数)

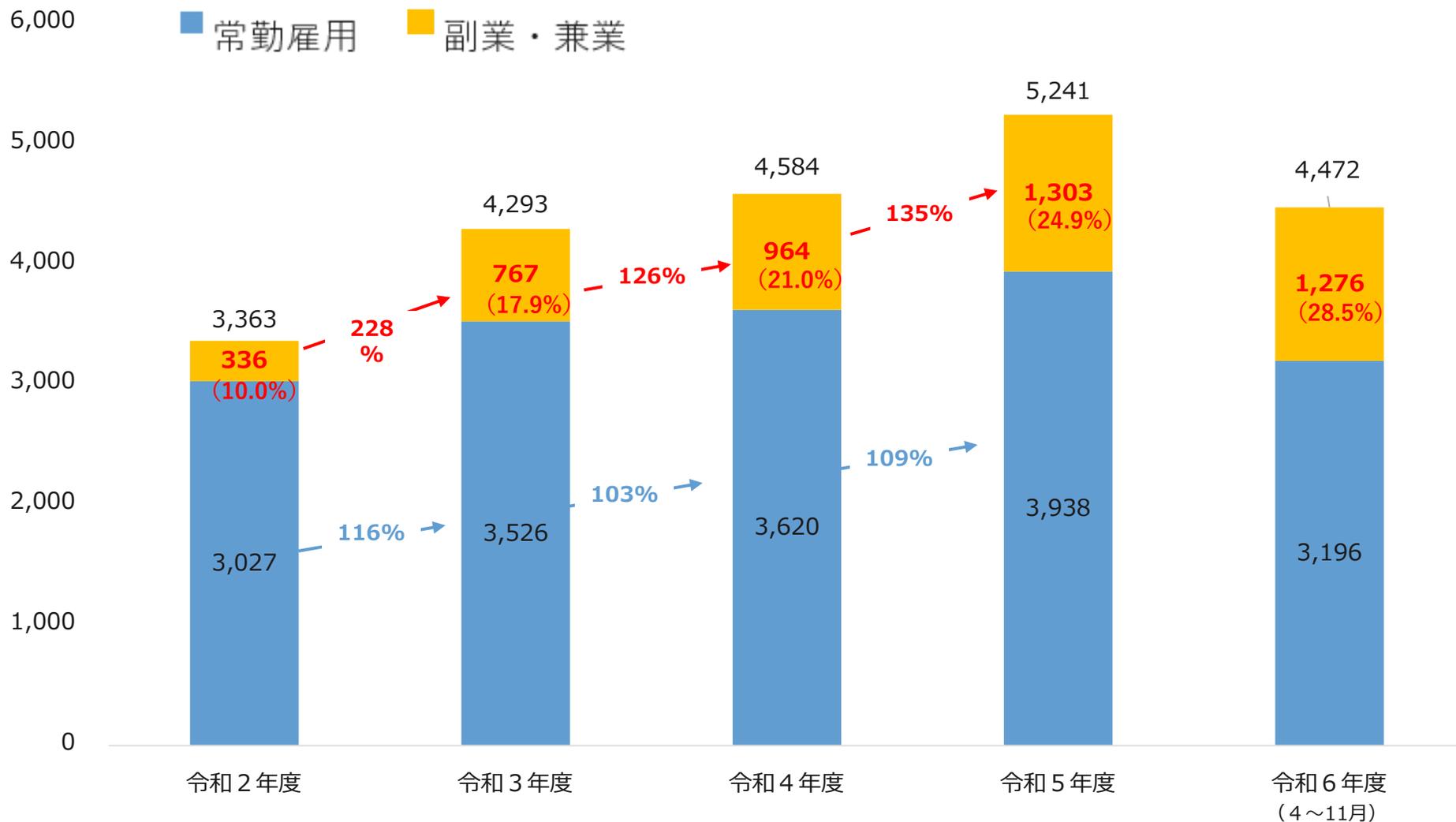
(相談件数)



# 成約件数の推移と内訳(年度別フロー)

(成約件数)

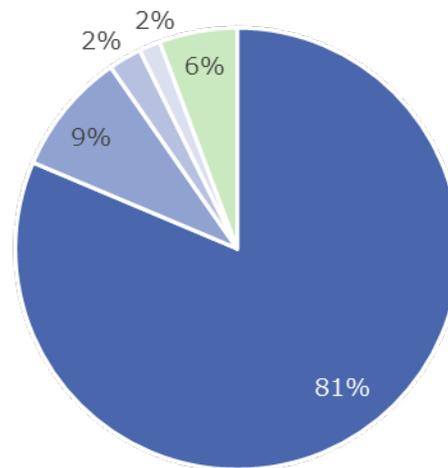
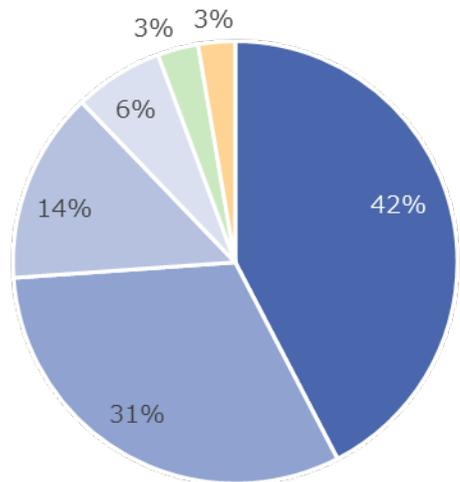
※ (-%) : 全体に占める副業・兼業の割合



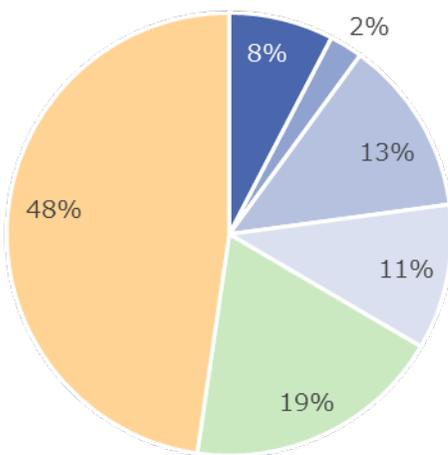
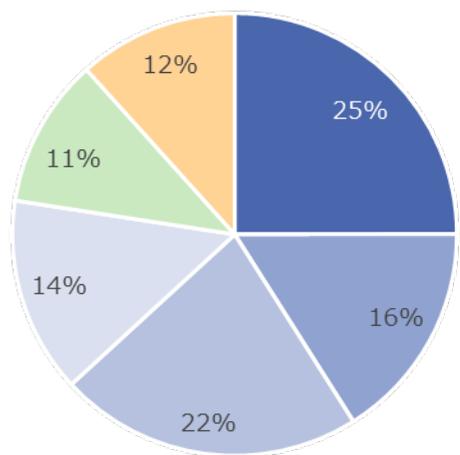
# 実績詳細① (プロフェッショナル人材事業)

左：常勤雇用、右：常勤雇用以外

マッチング人材の年収



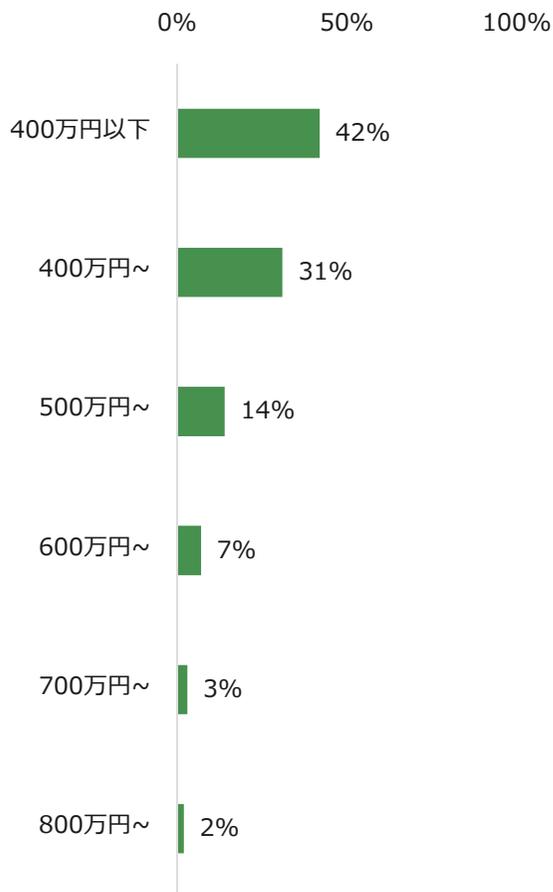
受入企業の売上高



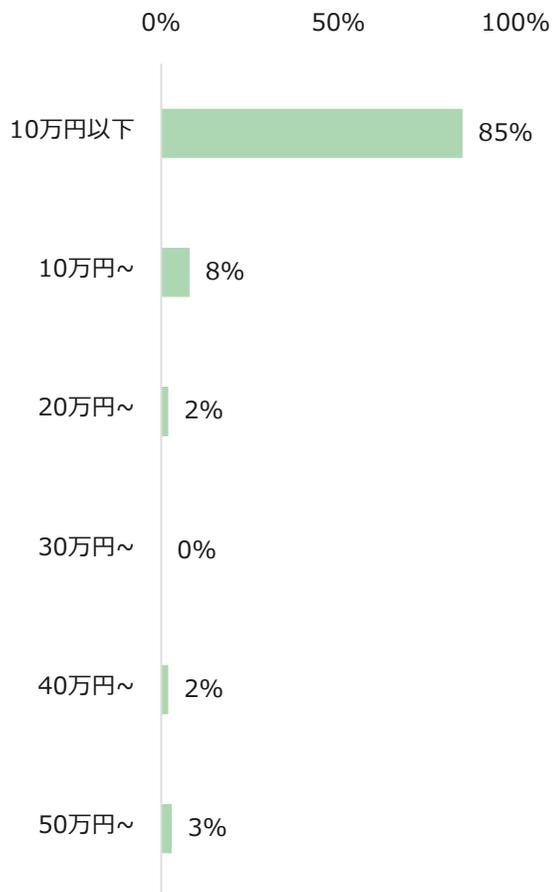
## 実績詳細②（プロフェッショナル人材事業）

- 常勤雇用での年収は500万円未満、副業・兼業での月収は10万円以下が中心。
- プロ人材のミッションでは、常勤雇用は生産性向上が多く、副業・兼業では販路拡大が多い。

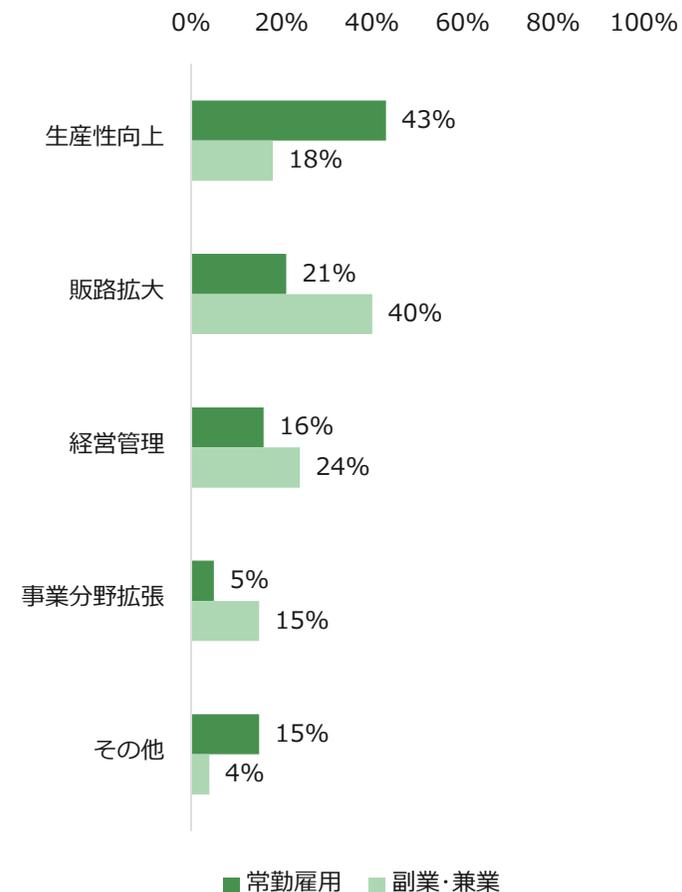
### 常勤雇用（年収）



### 副業・兼業（月収）



### プロ人材のミッション



## 注力する取組

---

# 副業・兼業人材の活用について

## 外部環境の変化

- 人口の減少（生産年齢人口の減少）、若年人口の減少や上記に伴う労働供給の不足。
- これらはおそらく非可逆なものであり、当たり前のように人が採用できる時代は、戻ってこない。
- よって事業の在り方も、人が確保できることを前提とした従来のものから、DX等により、少ない人数でも成果創出できるように生産性の向上を図っていくべき。
- さらにそうした生産性向上等より、得られた成果を配分し、良質な雇用を生み出していくことが地域経済の振興（地方創生）に繋がる。



## 副業・兼業人材の活用

- 生産性向上等のためには、販路の拡大や新事業開発、業務効率化等が必要となってくるが、地域企業の限られたリソースの中、上記に取り組むのは困難。
- さらに、世の中のデジタル技術をはじめとした進化のスピードは速く、自社の人材のみでの対応は難しい。
- よって、足りない経験や知見は**外部の人材の力を借りながら対応を進めるのが有効**。
- 他方で、地域企業では年収の高いプロ人材を高額な手数料/報酬を払って活用することのハードルが高く、また使いこなすことも難しい（任せる仕事がある訳ではない）。
- 大企業等で活躍する人材を業務委託契約により従事してもらい**「副業・兼業」の形態で活用することが、体力に劣る地域企業が生産性向上等を図っていくための有用なソリューションとなり得る**と考える。

# 副業・兼業人材活用のメリット

- ハイレベル人材の活用にあたっては、従来型の常勤雇用（中途採用）のみでなく、昨今では大企業等で活躍する人材を業務委託契約により従事してもらう「副業・兼業」の形態での活用も広まってきている。

## 人材の活用形態

### 常勤雇用

在籍企業を辞め、自身のノウハウを活かし、新たな企業へ参画（入社）



雇用契約



### 副業・兼業

業務委託契約に基づいて、自身のノウハウを活かし、複数の就業先に従事



雇用契約



業務委託契約



## 副業・兼業人材を活用する際のメリット

### メリット 01

必要な業務を、必要な時だけお願いできる

半年で人事制度を構築します

3か月でECサイトを立ち上げます



### メリット 02

常勤で人を雇うより、費用を抑えられる

(例)

常勤

25万円/月  
(期限なし)

副業・兼業

3~5万円/月  
(期間3ヶ月)

### メリット 03

業務委託契約の場合契約の、見直し(契約解除)ができる

予定より早くプロジェクトが終わった

あまり相性が合わなかった

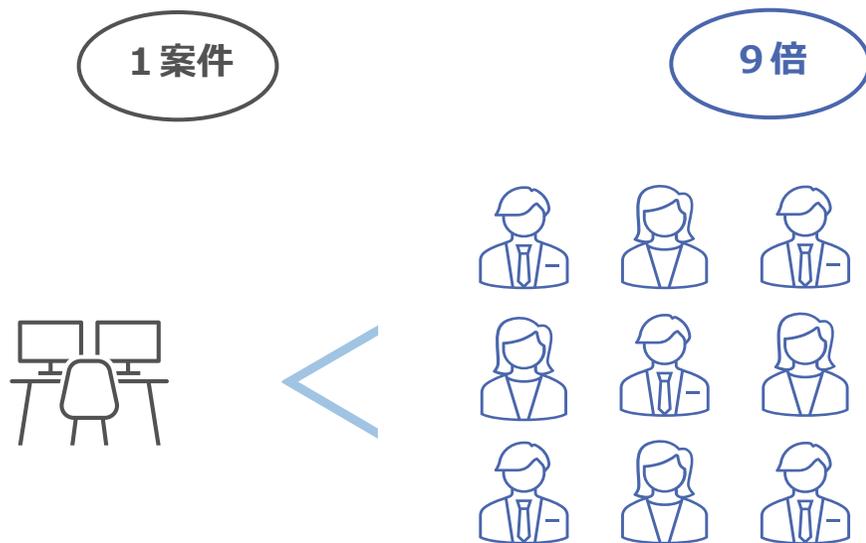


# 副業・兼業人材の足元の動向 等

- 副業・兼業の求人倍率は1倍以下であり、企業にとっては有利な環境で人材の活用が可能。
- 受け入れを実際にした企業のうち、64.3%が業績・生産性向上につながっている。

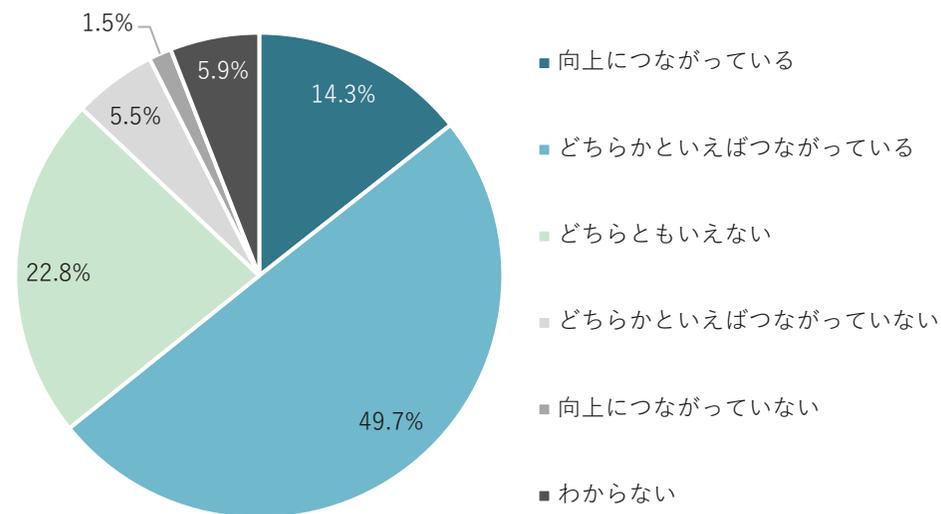
## ①副業・兼業の求人倍率

1案件に9倍の副業人材が登録している状況にあり  
専門的なスキルやノウハウを有する優秀な人材に出会  
える機会が豊富



## ②副業・兼業人材の受入効果

副業・兼業の受け入れが業績・生産性の向上につながっているか



注：①パーソルキャリア株式会社が提供する副業プラットフォーム「HiPro Direct」における2023年4月1日~2024年2月29日までの登録案件、副業人材のデータより

②出典：リクルート「兼業・副業に関する動向調査（2022年）」

本日、ご参加の皆様におかれましては、

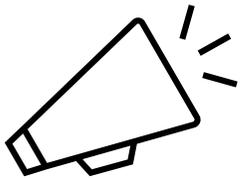
『 **人材** 』にかかる課題をお持ちであったり、

そういった課題を耳にされることが多々あるかと存じます。

それらの課題につきましては、

『 **各道府県のプロフェッショナル人材戦略拠点** 』に

是非とも、ご相談、お取りつなぎをお願いいたします。



# 事業承継等人材マッチング支援事業について

総務省自治行政局地域政策課

# 地域企業の事業承継支援につながる 総務省の施策パッケージについて

令和7年1月  
総務省 地域力創造グループ

# 事業承継の支援に取り組む関係者の皆様へ ～総務省の施策の御案内～

地域企業の事業承継支援に取り組む際は、地方自治体と連携した総務省の施策の活用についても検討いただければと存じます。

## ① 事業承継等人材マッチング支援事業（P2～4）

（地方自治体が地域企業が抱える事業承継、都市部の企業人材のノウハウの活用、若者・女性・シニア等の人材確保といった課題に対応するため、地域企業と地域内外の人材との間の効果的なマッチングを支援する場合の経費を支援）

こんな方  
にオススメ

- 事業承継支援のための地域ネットワークづくりに取り組みたい地方自治体・事業者・団体

## ② 地域活性化起業人（P5～8）

（地方自治体が企業等の人材を受け入れて地域活性化（事業承継等）に取り組む場合の経費を支援）

こんな方  
にオススメ

- 専門人材のアドバイスを受けながら事業承継支援を行いたい地方自治体・事業者・団体
- 地方自治体と連携して事業承継支援に取り組みたい三大都市圏等に本社機能を有する事業者・団体

## ③ 地域おこし協力隊（P9～12）

（地方自治体が都市地域から条件不利地域に住民票を異動した者と協働で地域活性化（事業承継等）に取り組む場合の経費を支援）

こんな方  
にオススメ

- 事業承継の後継者や事業承継支援にとともに取り組む人材が欲しい地方自治体・事業者・団体

## ④ ローカル10,000プロジェクト（P13～15）

（地方自治体が起業・新規事業の初期投資を補助する場合の経費を支援）

こんな方  
にオススメ

- 事業承継後、地域資源を活用した新規事業を実施したいが、事業承継・引継ぎ補助金等の対象にならない又は採択に至らなかった事業者・団体・地方自治体

# 事業承継等人材マッチング支援事業【R7新規】（特別交付税措置）

市町村が、

- 事業承継の後継者となる人材、プロフェッショナル人材（経営課題を解決するために専門的なスキルや経験を持つ人材）、地域企業の事業を支えるスタッフ、介護・交通等の分野の専門的な資格等を有するエッセンシャルワーカー等の人材を求める地域企業と、
- 特に地域企業の担い手としての潜在力が高い女性・若者・シニア・外国人・副業人材等の多様な人材との間の効果的なマッチングを支援する場合の経費を支援

## 事業イメージ

### 多様な人材 （女性・若者・シニア・外国人・ 副業人材等）

<地域外>

- ・移住希望の高まり
- ・副業・兼業による地域貢献やキャリアアップへのニーズの高まり

<地域内>

- ・地元への就職を希望する若者
- ・育児等と両立ができる業務やシニアのノウハウを活かした業務など柔軟な働き方を希望する多様な人材の存在

### 市町村 （民間事業者への委託も可能）

- ・企業のニーズの掘り起こし
- ・求人をするための募集条件づくりへの支援
- ・女性・若者・シニア、都市部の副業人材等の人材の掘り起こし
- ・研修、マッチング
- ・トライアル勤務等への支援

※商工会議所・商工会、地域金融機関、都道府県事業承継・引き継ぎ支援センター、都道府県プロフェッショナル人材戦略拠点等と連携

### 地域の企業

- ・後継者を確保したい
- ・都市部の企業人材のノウハウを活用したい
- ・人手不足のため人材を確保したい
- ・エッセンシャルワーカーを確保したい

## 対象経費

- ・人材・事業所等に対する調査に要する経費
- ・マッチングシステム、ウェブサイト構築に要する経費
- ・マッチングトライアルに対する支援に要する経費
- ・交流会、ワークショップ等の開催に要する経費
- ・コーディネータ等の配置に要する経費（自治体職員の人件費除く）
- ・地域人材の育成に要する経費（研修会、セミナー開催）

※ 地方単独事業、かつ、自治体が策定する事業計画に基づく経費が対象

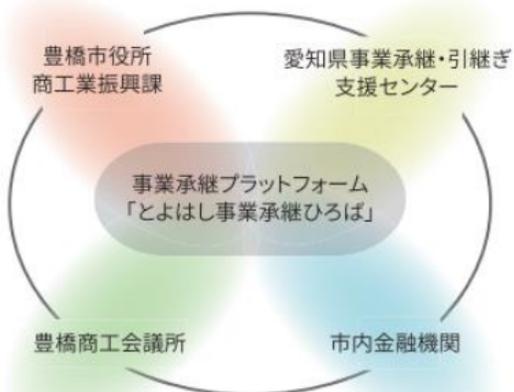
## 特別交付税措置

1団体あたり 15,000千円（上限額）×措置率0.5（市町村の財政力に応じて補正）

## (参考) 市町村における事業承継支援の事例 (愛知県豊橋市)

- 2017年度に商店街の事業者を対象に実施したアンケートで「3割が後継者不在」という結果を踏まえて、2018年に予算化。
- 2021年に愛知県事業承継・引継ぎ支援センターのサテライトオフィスが豊橋商工会議所内に設置されたことで取り組みが加速。  
各支援機関の強みを活かして市内の事業承継を支援するために事業承継プラットフォーム「とよはし事業承継ひろば」を発足。
- プラットフォーム発足後、市内の事業者を啓発するため、市役所を窓口として月2回の個別相談会を開催。年間約40件の相談に対応し、受け付けた相談は適切な各支援機関につなぐ体制を整備。2022年9月には事業承継の啓発を目的としたリーフレット「廃業させないまち とよはし」を刊行。市役所で配布するほか、商工会議所、金融機関にも配置。

「とよはし事業承継ひろば」のイメージ図



リーフレット「廃業させないまち とよはし」



(出典) 東北経済産業局「「惜しまれながら廃業」のないまちへ。自治体職員向け事業承継支援ハンドブック」(2023年4月)



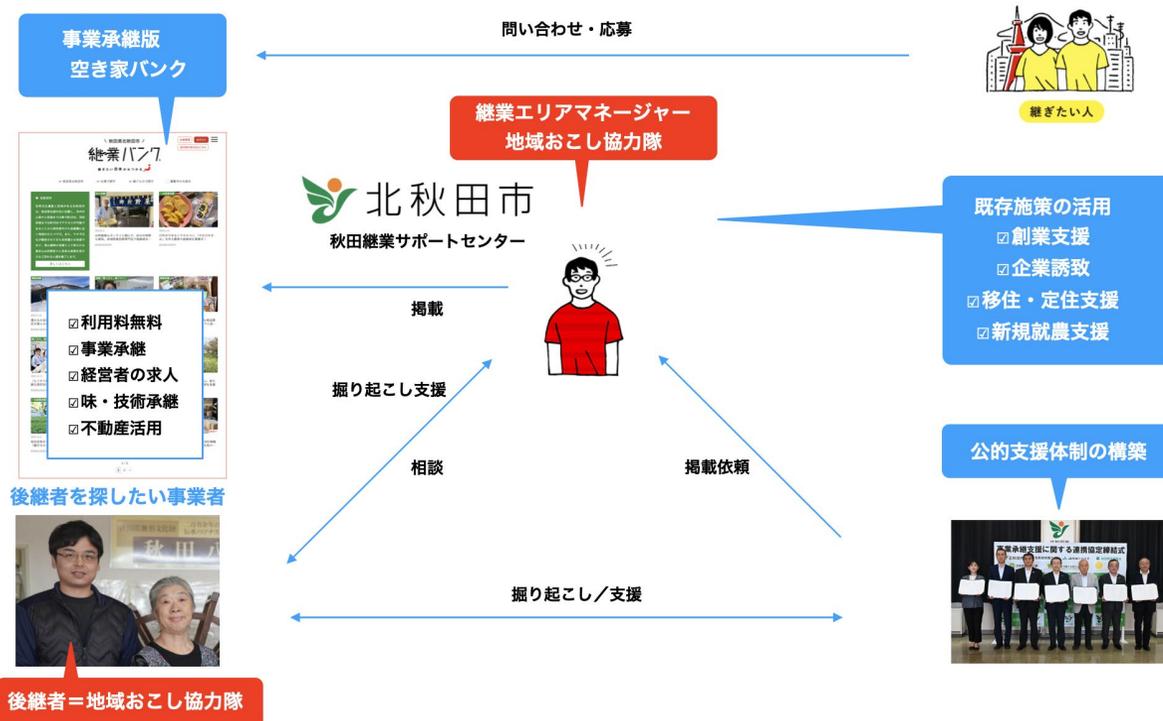
### 自治体からの声

自治体が事業承継に取り組む必要性について、気づいたこと。

- 各県の引継ぎセンターがあるが、市内事業者がいきなり相談に行くには、距離や心理的ハードル高いため、基礎自治体が受け皿を作らないと市内事業者は一步を踏み出せない。
- 金融機関も事業承継の支援を行っているが、事業承継といったセンシティブな課題は金融機関に相談しにくいとの声もある。また、商工会議所も事業承継の支援を行っているが、会員企業を対象としており、会員となっていない事業者も多数ある。このため、自治体が主体となって関係機関と連携し、全事業者を対象に事業承継の支援を行うことが有効。
- 経営者への事業承継相談の働きかけを行い、事業承継に無関心な(又は事業承継まで手が回っていない)事業者に関心を持ってもらうことが重要。(その後の事業承継計画の策定やマッチング等は県の引継ぎセンターへ繋ぐ)

## (参考) 市町村における事業承継支援の事例 (秋田県北秋田市)

- 秋田県指定無形文化財の「秋田八丈」の唯一の職人が後継者不在により廃業予定だった等の事情により、**2022年度より後継者募集等の支援を開始。**
- さらに**2023年度には、専門機関にスムーズに繋げるために、関係機関7者との連携を開始。**
- **事業承継したい案件の掘り起こしから、後継者とのマッチングまで一貫して支援。**



### 自治体からの声

自治体が事業承継に取り組む必要性について、気づいたこと。

- 地域に当たり前にあった店がなくなるという危機感から、地域の「事業」「技術」「味」「文化」「一次産業」を失わないためには事業承継が必要と感じ、事業を開始した。
- 県・民間の取組では限界（小規模・零細事業者まで情報を届けられない、小規模・零細事業者ではM&Aプラットフォーム等の利用料を負担する余力がない等）があり、市町村がマッチングも含めて支援することが有効。

# 地域活性化起業人

① 企業派遣型 (H26~)

② 副業型 (R6~)

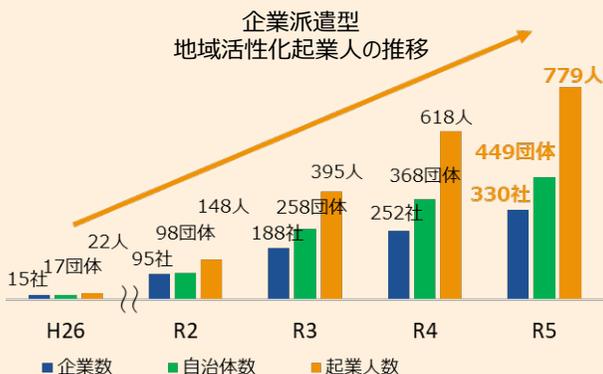
※ H26~R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と社員個人の協定に基づく**副業の方式（副業型）**により活用
- **地方公共団体**としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図ることができ**、  
**民間企業**としては、**多彩な経験による人材の育成、企業（または社員個人）の社会貢献、新しい地域との関係構築**などのメリットがある

## 地方公共団体

(対象：1,432市町村)

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村



## 協定締結

- 任期  
6か月～3年
- 活動例  
・観光振興  
・自治体・地域社会DX  
・地域産品の開発 等

社員個人

## 民間企業

(三大都市圏に所在する企業等)

### 【① 企業派遣型】

- 要件  
・自治体と**企業**が協定を締結  
・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上**
- 特別交付税  
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）  
② 受入れの期間中に要する経費（**上限560万円/人**）  
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

### 【② 副業型】

- 要件  
・自治体と**企業に所属する個人**が協定を締結（フリーランス人材は対象外）  
・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**  
・受入自治体における滞在日数は**月1日以上**
- 特別交付税  
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）  
② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人+旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）  
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

## 地域活性化起業人 令和7年度拡充部分

- 企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人」を創設（上限200万円／人）
- 三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業の社員等も対象に追加
- 市町村・企業のマッチングを支援するプラットフォームを構築 R6補正予算 1.0億円

### 対象者

- ・① 三大都市圏に所在する企業等の社員
  - ・② 三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業等の社員
- （企業派遣型／副業型）
- ・三大都市圏、三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業等を退職した者のうち、引き続き当該市に在住する者（地域活性化シニア起業人）

### 受入団体

- ・① 三大都市圏外の市町村、三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村等
  - ・② ①のうち政令市・中核市・県庁所在市以外の市町村
- （※企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く）

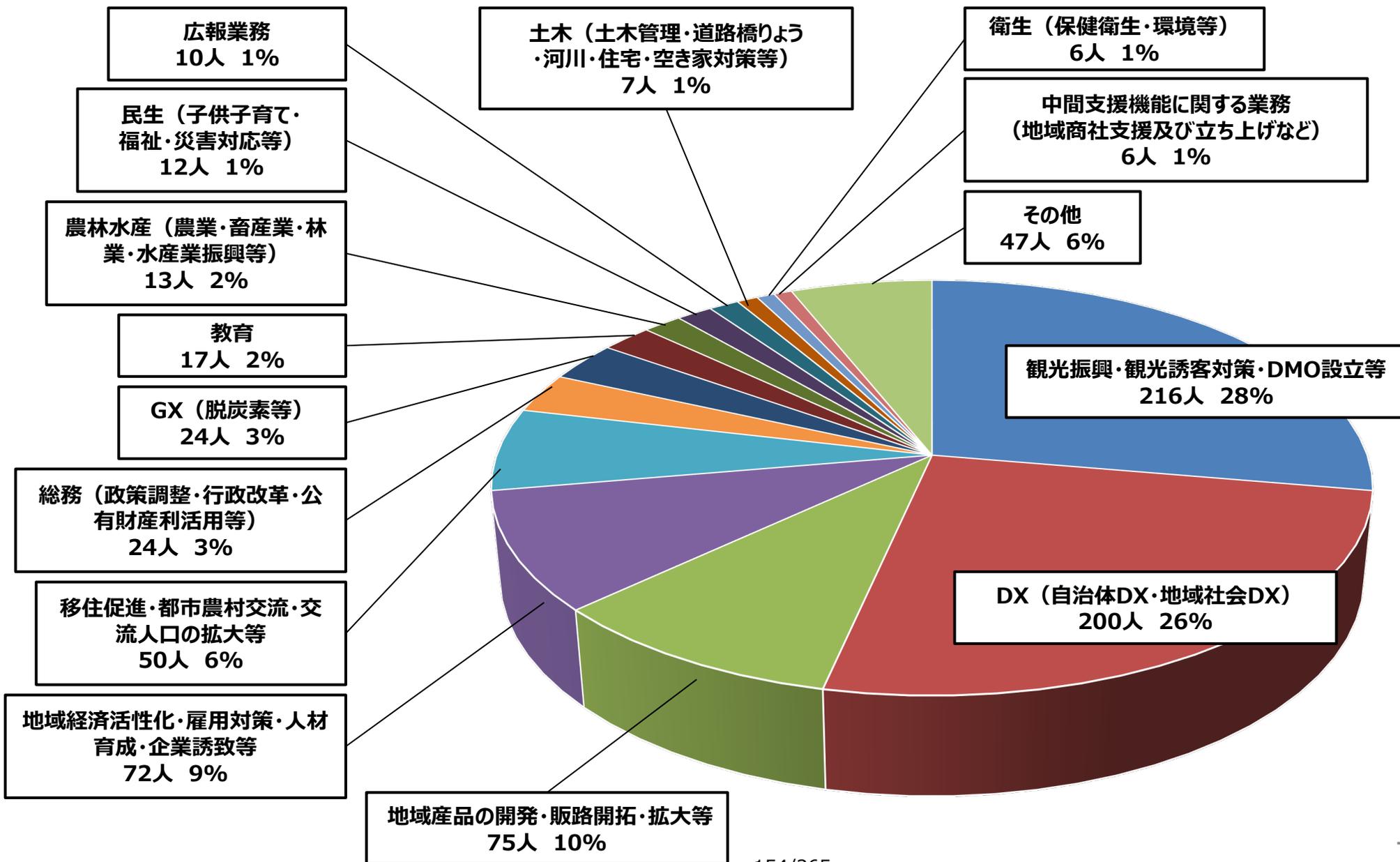
### 特別交付税措置

起業人（企業派遣型）の受入に要する経費 上限額 R6 560万円／人

→ R7 590万円／人 等

地域活性化シニア起業人の受入に要する経費 上限額 200万円／人（副業型と同じ）

# 地域活性化起業人のカテゴリー別（令和5年度）





## 地域活性化起業人 基本情報



【年 齢】 54歳

【活動時期】 R5.4～

【入社年度】 H4年入社  
勤務年数31年（R5.10.1時点）

【派遣元企業での業務や培ったノウハウ等】

- ・大企業から中堅中小企業、幅広い業種、全国各地で数多くの事業者と向き合う中、培った勘どころ
- ・グループ会社で経営実務を経験。労務管理や財務管

理  
つ

自らの経験も踏まえ、事業者側の大変さを理解しつ

「他には無いアンサー」を意識した提案を提供

## 取組内容・成果

## ●首都圏での企業誘致

福島浜通りの現状、復興の広報活動と事業者が立地する利点をアピールしています。派遣元や自治体からの協力で面談し、事業者にとって有益な情報提供と福島への参画を呼び掛けています。



## ●既立地企業の活動支援

浪江町に進出した事業者のお困りごとや事業拡大に向けた支援を行っています。例えば、将来の採用に繋がるべく、地元高校生向け企業見学ツアーを近隣町にも声掛け合同で企画開催しています。

## 高校向け企業見学ツアー



## ●ファイナンスの助言

立地協定までに発生する様々な課題解消時に事業者の資金面については保険会社での経験も活かし各金融機関との対話に関与。よりスムーズな立地に向け、事業者と金融機関をサポートしています。



# 地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R7＞

・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限（R6 300万円→R7 350万円）

・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限

・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等

・地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限（報償費等：350万円、その他活動経費：200万円）

（R6 520万円→R7 550万円）

・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限

・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限

・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）

・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

※このほかJETプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和（R7～）

## 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

### 地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

### 地域

- 斬新な視点（ヨソモノ・ワカモノ）
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

### 地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

## 隊員数、取組自治体数等の推移

⇒ **令和8年度に10,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人	<b>7,200人</b>
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体	1,116団体	<b>1,164団体</b>

※ 隊員数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定ベース）。

※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊（農水省）」の隊員数を含む。

**隊員の約4割は女性**

**隊員の約7割が  
20歳代と30歳代**

- ・ 制度創設以来、R4末までに任期終了した隊員については、**およそ65%**、
  - ・ 直近5年に任期終了した隊員については、**およそ70%が同じ地域に定住**
- ※R5.3末調査時点

# (参考) 地域おこし協力隊における事業承継支援の事例

## 秋田県北秋田市 藤原 健太郎

### 基本情報



【年齢】  
34歳  
【出身地】  
岩手県盛岡市  
【転出元】  
岩手県盛岡市  
【前職】  
なし  
【活動時期】  
R5.9~R8.8

### 協力隊に応募したきっかけ

ネットで秋田八丈の鶯色（茶色）の写真を見て、一目で秋田八丈に携わりたいと思ったところ、北秋田市継業バンクで、秋田八丈の技術を承継する地域おこし協力隊を募集している事を知り応募しました。

### 今後の抱負・任期後の目標

技術を学び、向上させていく事が大切ですが、様々な人に秋田八丈を知ってもらい購入してもらえなければ、秋田八丈を途絶えさせてしまう事になるため、反物だけでなく手に取ってもらいやすい商品の開発、販売に取り組んでいきます。

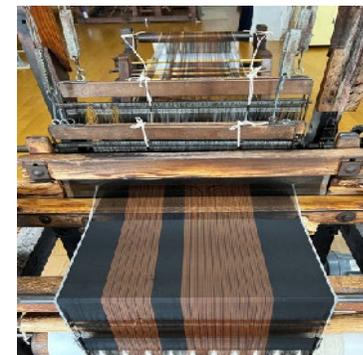
### 活動内容

#### ●秋田八丈の技術承継、PR活動、商品開発など

秋田八丈の技術承継に日々取り組みながら、多くの人に秋田八丈を知ってもらうため、工房のHPやECサイト開設、Instagramの更新などを行うことでPR活動、販売を行っています。また、着物を着ない方にも秋田八丈を愛用してもらえるよう、手に取りやすい商品開発に取り組んでいます。



織り方を教えていただいている所



織機



初めて織った秋田八丈



採取したハマナス



ハマナス染液

# (参考) 地域おこし協力隊における事業承継支援の事例

## 新潟県 津南町 緒方 麻弥

### 基本情報



【年 齢】  
41歳  
【出身地】  
群馬県前橋市  
【転出元】  
長野県富士見町  
【前 職】  
会社員  
【活動時期】  
R6.7月～

### 協力隊に応募したきっかけ

以前住んでいた場所で、農家さんが後継者を探していたがプラットフォームが無くどうしたらいいか悩んでる時に、津南町での「継業バンク」の事を知り、後継者課題を少しでも救うために地域がこのプラットフォームを活用してほしい、知ってほしい。その気持ちからこの仕事がしたいと思い、飛び込みました。

### 今後の抱負・任期後の目標

地域の人々が悩んだ時には私の顔が思い浮かぶような存在になれると思っています。地域に根付いた産業を残していくために支援機関さんとも連携し、地盤をしっかり作り、支援体制を整えていきます。

### 活動内容

- 後継者不在の事業者の調査・掘り起こし  
・事業承継アンケートを実施し、事業者へヒアリングを行い、現状の課題を確認。事業承継への啓発・継業バンクの周知を行っている。
- 継業サポートセンターを設置（常駐）  
・継業相談会（月1開催）  
・継業・事業承継相談受付  
・視察の受け入れ

新潟県津南町 /  
**継業バンク**  
継ぎたい日本がみつかる



- 津南町継業バンク運用・マッチング支援  
・後継者募集希望の事業者へ取材し、事業者の想いをのせた記事を掲載。  
応募者との現地面談・引き継ぎ対応。  
承継後のフォローアップ  
※R6,11月津南町事業承継 初事例



- 地域の伝統文化を残すために  
地域にあった和紙文化を世代に残していくために小学校の卒業証書作りを受け継いだ講師と共に、今後の企画考案（商品作り等）→雪深い地域だからできるコウゾの雪晒し



# (参考) 地域おこし協力隊における「地域の人事部支援」の事例

## 長野県塩尻市 横山 暁一

### 基本情報



【年齢】  
33歳 (R6現在)  
【出身地】  
静岡県沼津市  
【転出元】  
愛知県名古屋市  
【前職】  
人材サービス会社  
※3年間複業で着任  
【活動時期】  
R1.4~R4.3

### 協力隊に応募したきっかけ

家と会社の往復で自分の所属するコミュニティが「家族」と「同僚」しかない生活に窮屈さを感じていた中、「地域」という三つ目のコミュニティで、前向きな仲間とともに自分が住んでいる場所に自分事に関わっていく生活に憧れを抱いていた。その中で、たまたま塩尻市の地域おこし協力隊の募集と出会い、応募。一緒に活動できる仲間や地域の方の熱い思いに自分も加わりたいと思い、着任した。

### 今後の抱負・任期後の目標

任期中に「地域の人事部」をテーマにNPO法人MEGURUを設立し、地域の人材課題解決を目指した活動を展開している。全国共通である地域の「人」の課題に産官学金の多様なプレイヤーと「地域ぐるみで人の価値を高める」をミッションに、教育・産業支援・関係人口等の活動を実施。日本の人材課題を塩尻から解決していくことを目指している。

### 活動内容

● **自分が向き合いたい「地域課題」に直面**  
任期当初は、地域における多様な人材活用を推進するため、地域企業の副業兼業人材活用や、自治体の副業CxO募集、関係人口創出（総務省モデル事業）、大学生実践型インターンなどに取り組み、地域内外にいる新たな人材が地域で活躍する機会を創出。同時に、**地域の人材課題の幅広さと奥深さに直面。**



● **協力隊として様々な事業を実証実験**  
更なる活動を広げようと、地域企業の採用・育成支援や、中高生のキャリア教育、社会人のキャリア支援などの活動に協力隊の立場を活かして着手。**成果は見え始めたものの自分たちだけで取り組める課題や領域に限界を感じ、「地域ぐるみ」で地域の人材課題解決に向き合う必要性を感じるようになる。**



● **持続的な活動に向け団体設立、地域全体へ波及**  
行政予算だけでなく、**民間で持続的に地域の人材課題に向き合える組織**の必要性を感じ、NPO法人MEGURUを設立。「地域の人事部」をテーマに、行政・経営支援機関・大学と連携し、地域企業の人的資本経営と個人の多様なキャリア支援を実施中。「はたらく、いきる、すこやかに」をビジョンに掲げ、現在は18名の仲間の全国から集まった仲間と事業を推進し、**全国初の「地域の人事部連携協定」を締結**して地域一体となった取り組みを行っている。



# ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）

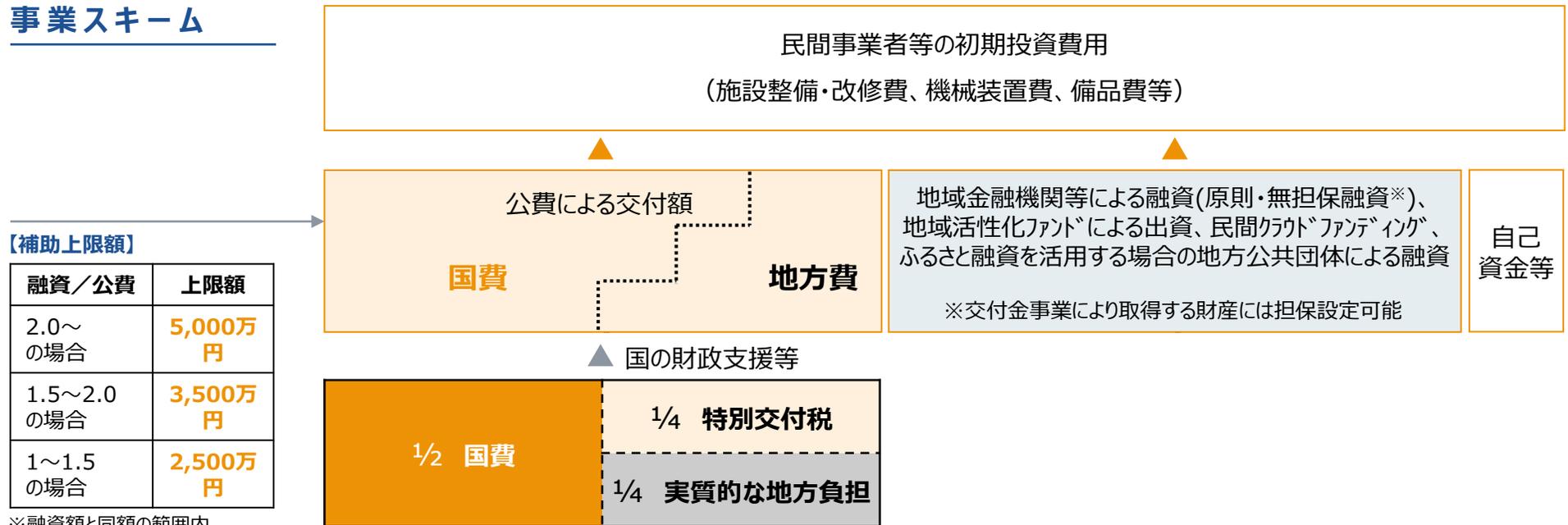
R7年度当初予算額（案）：地域経済循環創造事業交付金 6.2億円  
 R6補正予算額 地域経済循環創造事業交付金 等 21.1億円  
 R6当初予算額 地域経済循環創造事業交付金 6.0億円の内数

産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援

- ①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応（公共的な課題の解決）  
 ③地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング ④新規性（新規事業） ⑤モデル性  
 の要件について、有識者（総務省）の審査を経て該当すると認められた事業が対象

※事業は年度内完了が原則

## 事業スキーム



### 【補助率】

- ・原則、自治体負担の1/2
- ・条件不利地域
  - 財政力0.25以上 2/3
  - 財政力0.25未満 3/4
- ・デジタル技術活用 3/4
- ・脱炭素 3/4
- ・女性・若者活躍 3/4



- 自治体の事業を支援
- 施設整備・改修費、備品費も対象
- 補助上限額は最大5,000万円（大規模事業対応可）
- 補助率は条件不利地域の場合 2/3～3/4
- 特別交付税措置（措置率0.5）により実質的な地方負担を大幅に軽減
- 毎月、交付申請可能

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）

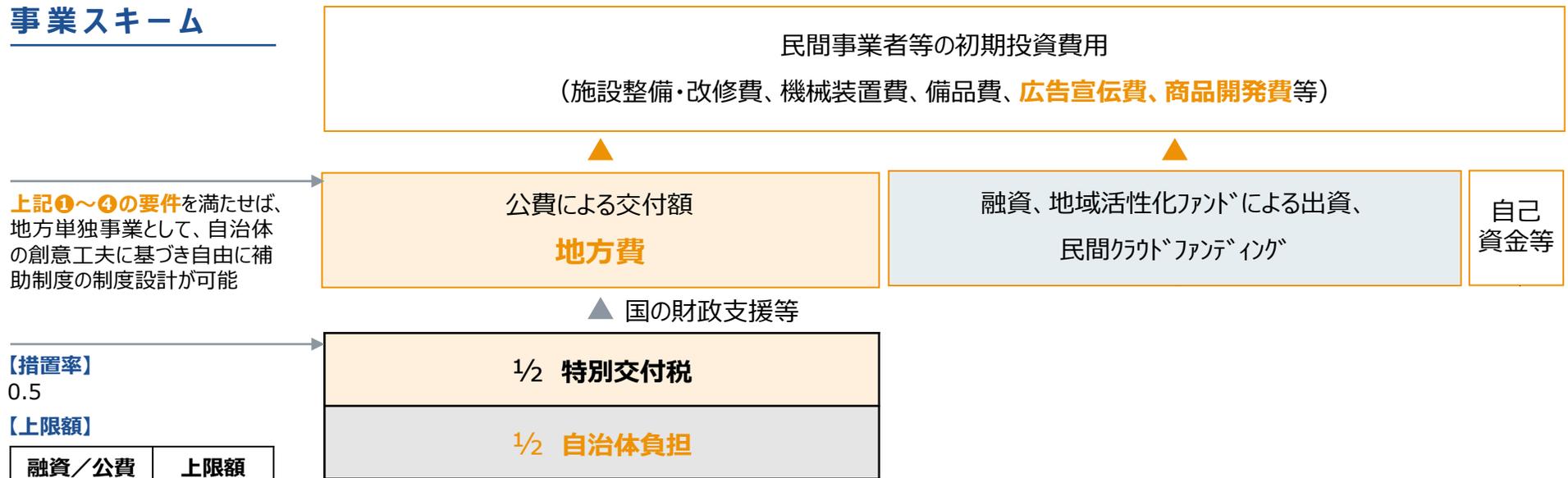
ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）に準ずる市町村の地方単独事業に対する特別交付税措置を創設

- ①地域密着型（地域資源の活用）
- ②地域課題への対応（公共的な課題の解決）
- ③融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング
- ④新規性（新規事業）

の要件について、市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業が対象

※特別交付税の算定に当たって、上記を確認できる補助要綱等を提出

## 事業スキーム



上記①～④の要件を満たせば、地方単独事業として、自治体の創意工夫に基づき自由に補助制度の制度設計が可能

【措置率】  
0.5

【上限額】

融資／公費	上限額
1～の場合	1,500万円
0.5～1.0の場合	800万円
～0.5の場合	200万円

※融資額と同額未満の場合についても対象



- 市町村の地方単独事業を支援
- 国庫補助事業と異なり、先行事例の横展開等を推進するため、モデル性は問わない。
- 国庫補助事業と異なり、融資額が小さい場合、交付額が小さい場合、担保付融資の場合、ソフト経費（広告宣伝費、商品開発費）が中心となる場合も柔軟に活用可能。
- 国の有識者の審査不要。市町村の有識者の審査又は商工会議所の確認を経ることで柔軟に活用可能。

# ローカルスタートアップ支援制度 [企画・立ち上げ等各段階での財政措置]

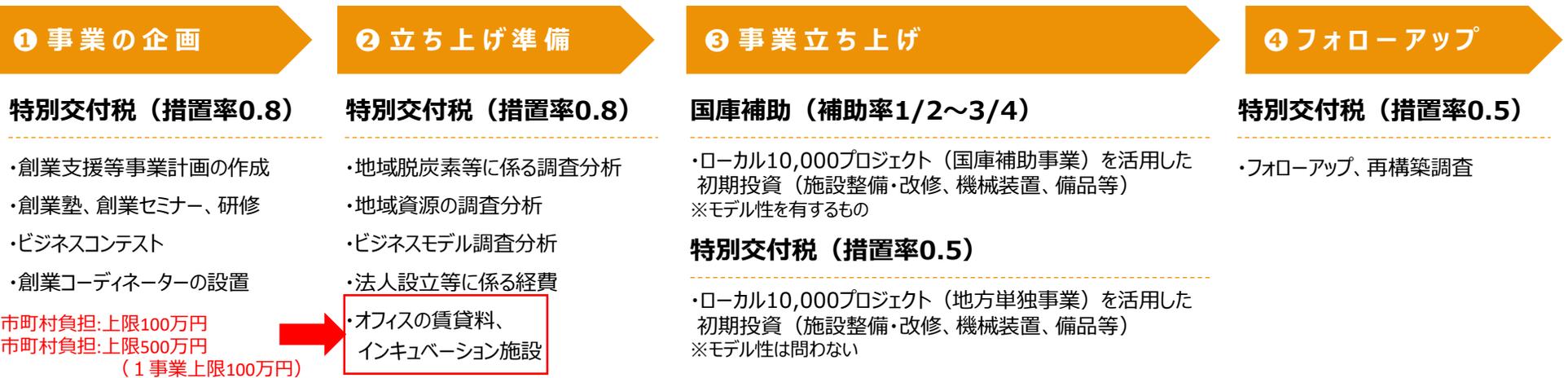
「ローカルスタートアップ」とは、**地域の人材・資源・資金を活用した地域課題の解決に資する創業・新規事業**

政策促進のための対策

地域の人材・資源・資金による経済循環（地域経済循環）を促進するため、大幅に拡大していくことが重要と考え、令和5年度から、ローカルスタートアップに関する施策を充実し、「ローカルスタートアップ支援制度」としてパッケージ化

## 地方自治体が施策を実施するための財政措置を充実

### ローカルスタートアップ支援制度



### ローカルスタートアップ支援制度を活用するには、「創業支援等事業計画」の策定が必要

- 産業競争力強化法に基づき、市区町村・支援機関（商工会議所、金融機関等）が連携して創業支援 ※認定件数1,491市町村（R5.12.25）
- 地域の創意工夫に基づき、相談窓口、創業セミナー、インキュベーション施設、初期投資支援等を実施
- 継続的な個別相談、創業セミナー等（特定創業支援等事業）を受けた創業者には、登録免許税、日本政策金融公庫融資、補助金等の優遇措置

# 特定地域づくり事業協同組合について

総務省自治行政局地域自立応援課

# 特定地域づくり事業協同組合制度の概要

- **地域人口の急減に直面している地域**において、農林水産業、商工業等の**地域産業の担い手を確保する必要があるが**、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る
- **中小企業関係団体との連携による設立支援を強化**

## 事業背景

人口急減地域において

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

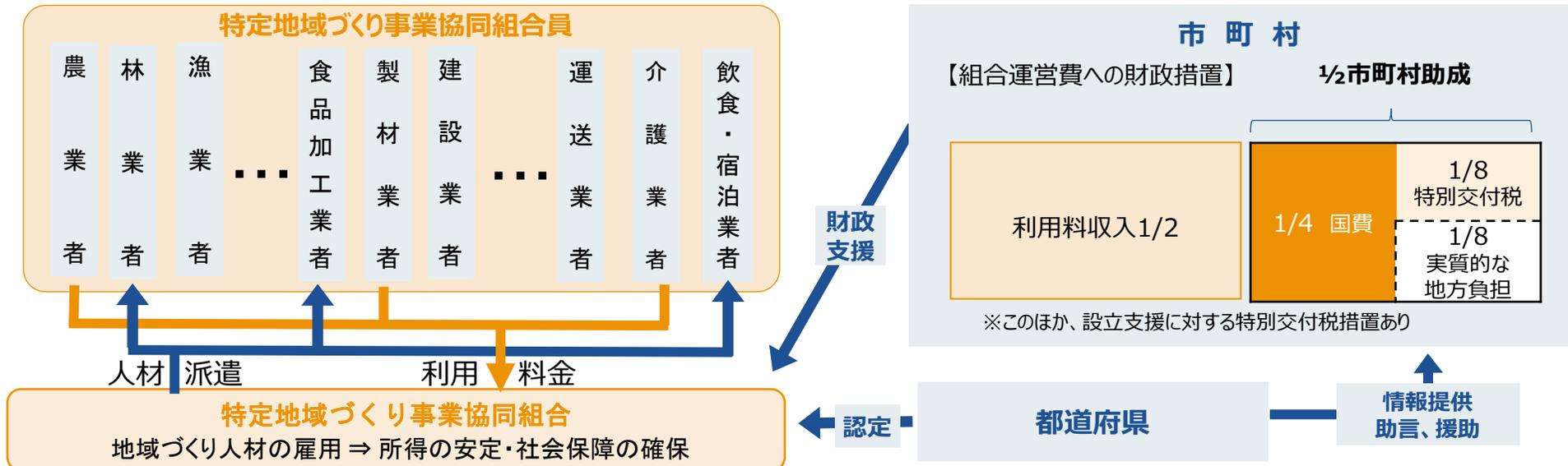
⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

- **対象** 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- **認定手続** 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- **特例措置** 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能  
 ※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- **その他** 法施行後5年（令和7年6月）の見直し規定あり

## 取組内容

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

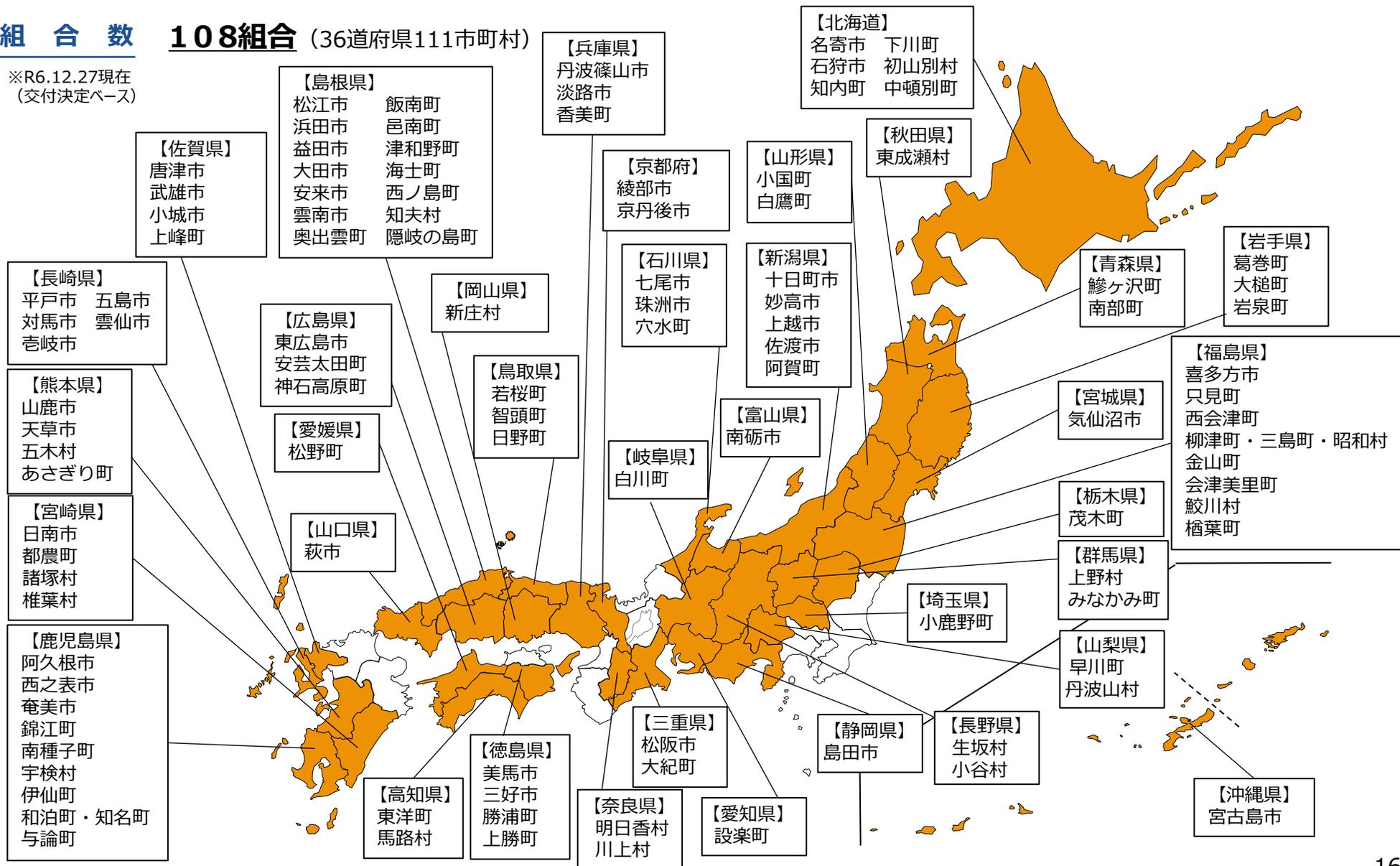
⇒地域の担い手を確保



# 特定地域づくり事業協同組合 認定状況

組合数 **108組合** (36道府県111市町村)

※R6.12.27現在  
(交付決定ベース)

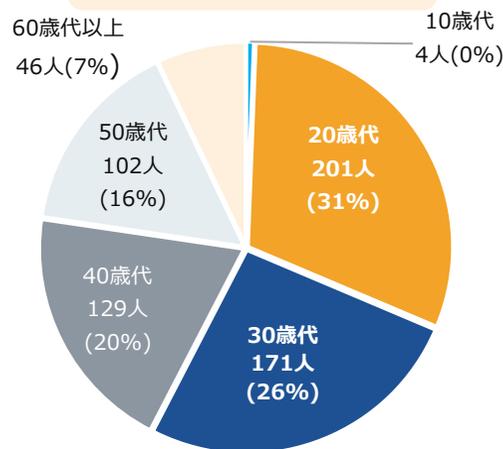


# 特定地域づくり事業協同組合の現状について

令和6年10月1日までに採用された派遣職員の総数は、**653人**

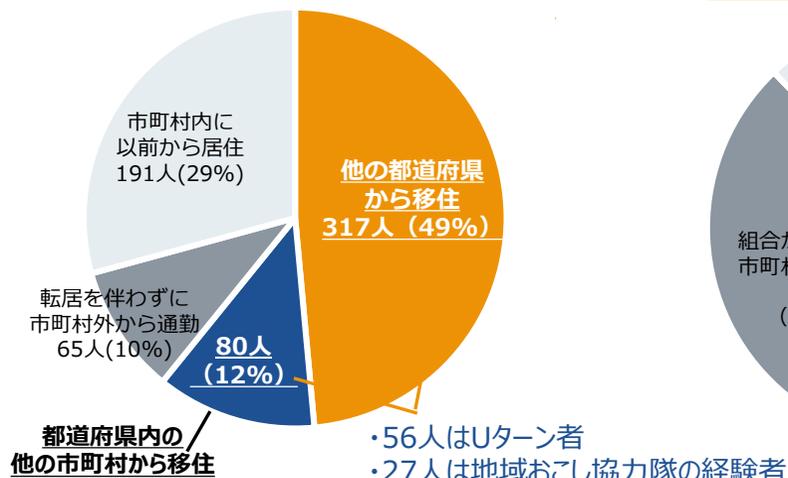
## ● 派遣職員の年代比

約6割の職員が  
10代・20代・30代



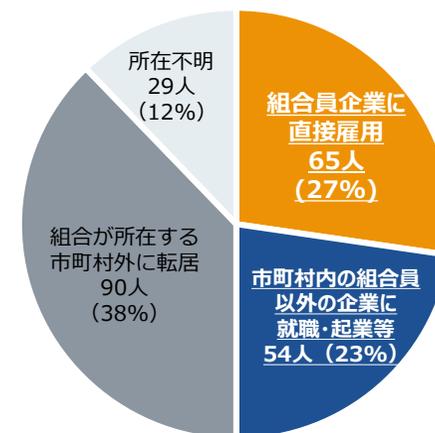
## ● 派遣職員の居住状況

派遣職員の約6割が  
地域外からの移住者



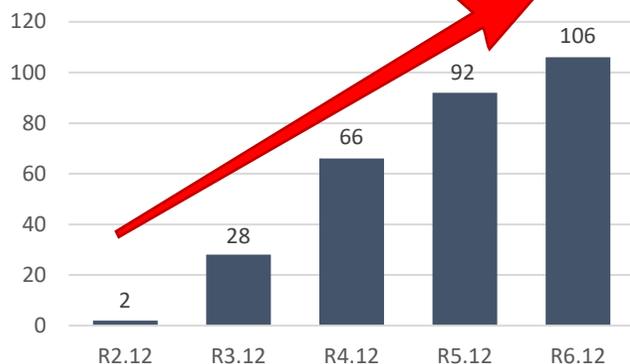
## ● 派遣職員の退職後の動向

これまでの退職者のうち約半数が組合  
の所在する市町村でそのまま定住



## 組合数は、今後も増加が見込まれる

### ● 組合数の推移



### ● 令和6年10月1日時点の制度活用意向調査 (対象: 1,718市町村)

活用意向あり	認定済み	110市町村	164市町村
	令和6年度中認定見込	9市町村	
	令和7年度中認定見込	29市町村	
	令和8年度中認定見込	16市町村	
検討中			246市町村
計			410市町村

# 地域脱炭素の推進について

環境省大臣官房地域政策課



---

# 地域脱炭素の推進について

---

2024年1月31日

環境省大臣官房地域政策課



- 1. 地域脱炭素とは**
- 2. 支援ツール**
- 3. 参考資料**

---

# 1. 地域脱炭素とは

---

# 地域脱炭素（地域GX）×地方創生

- 2050年ネットゼロ・2030年度46%削減の実現には、**地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素**の取組が極めて重要。
- 地域特性に応じた**地域脱炭素の取組**は、エネルギー価格高騰への対応に資するほか、未利用資源を活用した**産業振興**や非常時のエネルギー確保による**防災力強化**、地域エネルギー収支（経済収支）の改善等、**様々な地域課題の解決**にも貢献し、**地方創生に資する**。

## 地域特性に応じた再エネポテンシャル

- ・豊富な日照  
→**太陽光発電**
- ・良好な風況  
→**風力発電**
- ・間伐材や端材  
・畜産廃棄物  
→**バイオマス発電**
- ・荒廃農地  
→**営農型太陽光**
- ・豊富な水資源  
→**小水力発電**
- ・火山、温泉  
→**地熱発電、  
バイナリー発電**

## 地域経済活性化・地域課題の解決

### 企業誘致・地場産業振興

- 大規模な電力需要施設であるデータセンター、半導体企業等の誘致
- 太陽光発電や風力発電などの関連地域産業の育成
- 循環型産業（太陽光パネルリサイクル産業等）の育成

### 農林水産業振興

- 営農型太陽光発電収入やエネルギーコスト削減による経営基盤の安定・改善
- 畜産バイオマス発電収入や畜産廃棄物コスト削減による経営基盤の安定・改善
- 林業の新たなサプライチェーン・雇用の創出

### 観光振興

- 観光地のブランド力向上、インバウンド強化

### 防災力・レジリエンス強化

- 避難所等への太陽光・蓄電池の設置によるブラックアウトへの対応
- 自営線マイクログリッド等による面的レジリエンスの向上・エネルギー効率利用

### 再エネの売電収益による地域課題解決

- 地域エネルギー会社等が再エネ導入等により得た利益の一部を還元し、地域課題解決に活用
  - ・ 地域公共交通の維持確保
  - ・ 少子化対策への活用
  - ・ 地域の伝統文化の維持に対する支援 等

## 産官学金労言

地方公共団体・  
金融機関  
中核企業等が  
主体的に参画



# 地域脱炭素ロードマップ (令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定) の概要



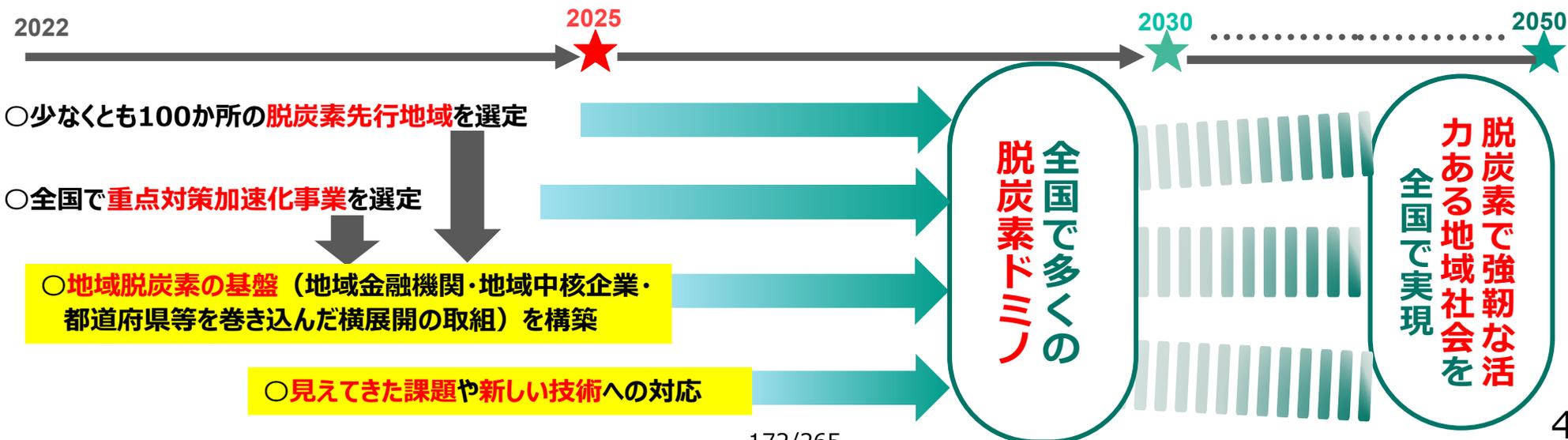
## 地域脱炭素ロードマップの主要施策

地域脱炭素ロードマップ (令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議※決定・同年10月22日閣議決定地球温暖化対策計画) に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する**地域脱炭素推進交付金** (令和4年度創設、令和7年度予算(案):385.2億円、令和6年度予算:425.2億円) により、

- ①**脱炭素先行地域**: 脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる**脱炭素先行地域**を2025年度までに少なくとも**100か所選定**し、2030年度までに実施
- ②**重点対策加速化事業**: 全国で重点的に導入促進を図る**屋根置き太陽光発電**、**ZEB** (ゼロエネルギービルディング)、**ZEH** (ゼロエネルギーハウス)、**EV** (電動車) 等の**重点対策加速化事業**を実施

## ※国・地方脱炭素実現会議構成メンバー

- <政府> 内閣官房長官 (議長)、環境大臣 (副議長)、総務大臣 (同)、  
内閣府特命担当大臣 (地方創生)、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
- <地方自治体> 長野県知事、軽米町長、横浜市長、津南町長、大野市長、壱岐市長

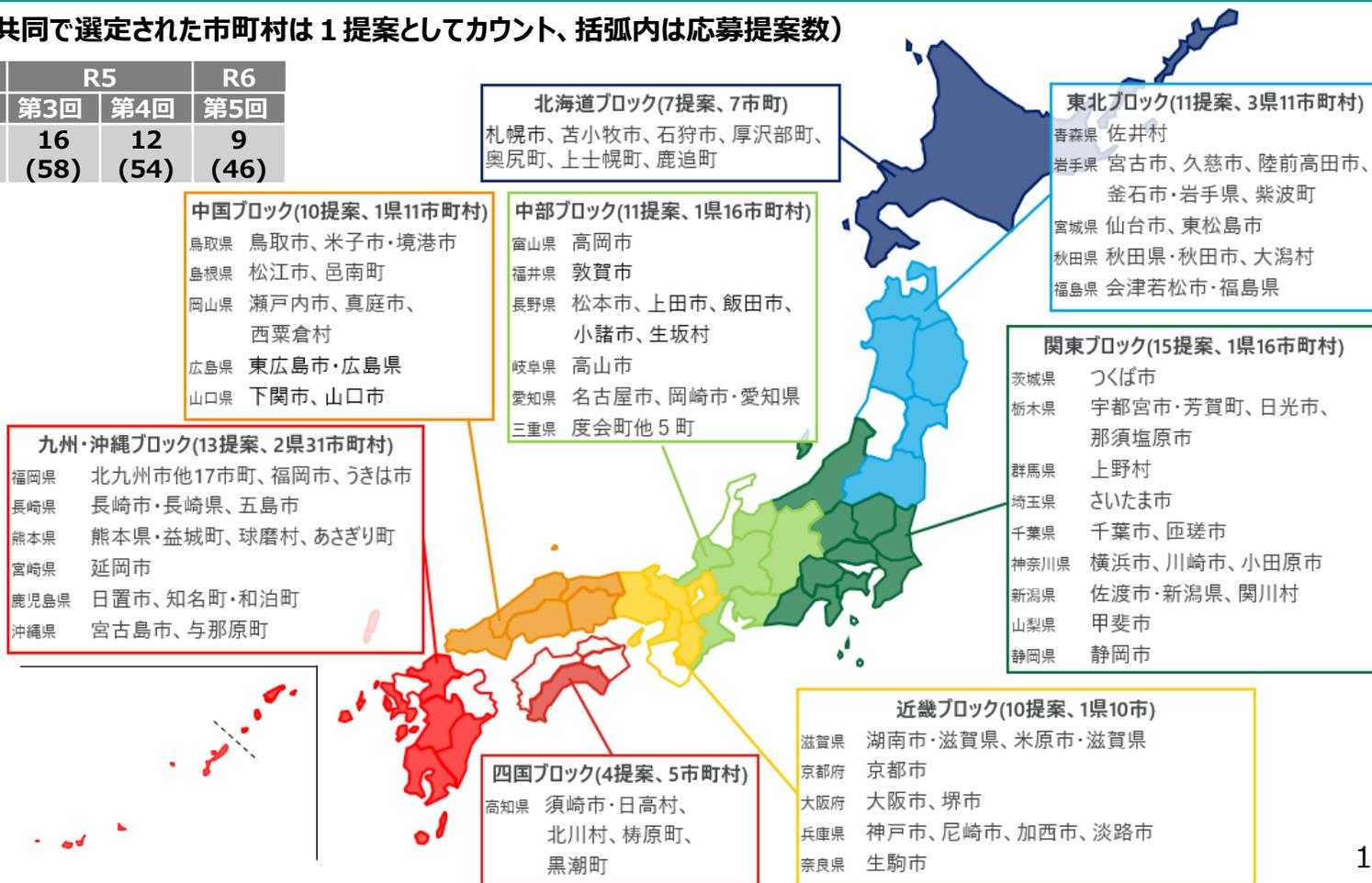


# 脱炭素先行地域の選定自治体（第1回～第5回）

- 脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる脱炭素先行地域を2025年度までに少なくとも100か所選定し、2030年度までに実現する計画。
- 第1回から第5回までで、全国38道府県107市町村の81提案（38道府県66市32町9村）を選定し、取組を実施。

年度別選定数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5		R6
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
25 (79)	19 (50)	16 (58)	12 (54)	9 (46)



# (参考) 脱炭素先行地域の取組事例①

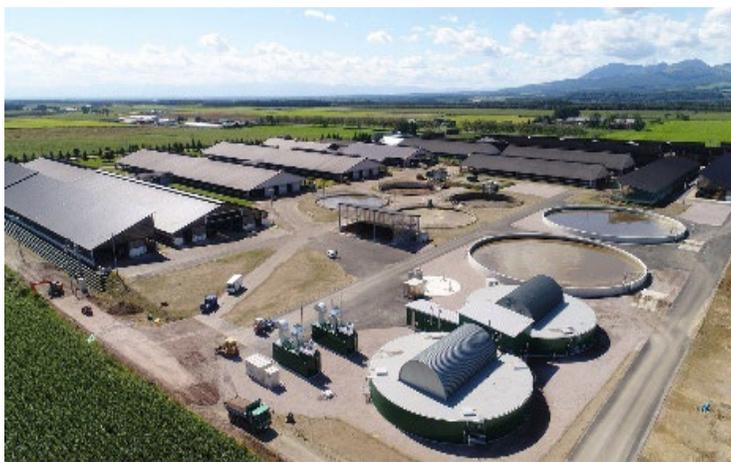
## 畜産ふん尿等を活用した全町脱炭素化 (北海道上士幌町)

<対象エリア>

町内全域

<取組内容>

- 畜産ふん尿を活用したバイオガス発電及び町有地等を活用した大規模太陽光発電等の再エネを、地域において実績のある地域新電力「かみしほろ電力」に供給することにより、かみしほろ電力の体制強化及び供給件数の拡大を図り、町全域の民生部門を脱炭素化
- 災害時に防災拠点となる役場庁舎等の主要な公共施設においてマイクログリッドを構築し、レジリエンスを強化



バイオガスプラント

## RE100産業団地の創出×データセンター等誘致 (北海道石狩市)

<対象エリア>

石狩湾新港地域内REゾーン、公共施設群

<取組内容>

- 石狩湾新港地域内のREゾーンに立地する電力消費の大きいデータセンター及び周辺施設に対して、太陽光発電設備と木質バイオマス発電設備、洋上風力発電から再エネ電力を供給
- 再エネポテンシャルを地域の優位性とし、更なる産業集積を目指す
- 木質バイオマス発電の燃料の地産地消・安定調達に向けて、森林組合や林業事業者等から成る未利用バイオマス供給協議会を設立



石狩湾新港洋上風力発電所



京セラゼロエミッションデータセンター

# (参考) 脱炭素先行地域の取組事例②

## 下水道の脱炭素化×住民負担の軽減 (秋田県・秋田市)

<対象エリア>

秋田市向浜地域の公共施設群

<取組内容>

- 秋田県臨海処理センターの敷地内に**消化ガス発電や風力発電、太陽光発電**を導入し、自営線により電力を供給
- 県内施設の中でもエネルギーコストが大きい施設へ再エネを活用することにより、**下水道使用料に係る住民負担を軽減**



秋田県臨海処理センター

## 脱炭素×農地再生 (千葉県匝瑳市)

<対象エリア>

中央地区（公共・商業施設が集積）、飯倉地区（福祉・医療施設等が集積）、豊和・春海地区（オフサイト供給の拠点）

<取組内容>

- **営農型太陽光発電**による売電収入、バイオ炭販売やそのカーボンクレジット収益等の**新たな収入源を確保する農業経営モデルを構築**することで、高収益化や新規就農者確保、関係人口増加を推進
- 営農型SSの再エネを**地域新電力「しおさい電力」**が需要家へ供給
- 「**市民エネルギーちば**」が中心となって運営する**ソーラーシェアリング・アカデミー**を通じ、**市内外へ営農型太陽光発電のノウハウ共有等**を実施



営農型太陽光発電(豊和・春海地区)



営農型ペロブスカイト太陽電池の実証実験

## (参考) 脱炭素先行地域の取組事例③

### 業務集積地区の脱炭素化（オフサイトPPA・地域間連携） （神奈川県横浜市）

#### <対象エリア>

みなとみらい21地区の民間・公共オフィス、商業施設等

#### <取組内容>

- **MM21**の施設への太陽光発電設備の導入に加え、市内郊外部の**未利用スペース（市営住宅や調整池等）**に新たに導入する**太陽光発電設備**や既設の**廃棄物発電**、**風力発電**等から再エネ等を供給
- さらに連携協定を締結した**東北15市町村等から再エネを調達**
- 「**みなとみらい二十一熱供給株式会社**」の**熱供給事業**において、既存プラントの熱源の更新・増強及びエネルギー使用効率の高い最新鋭機器を導入した新プラントの建設



みなとみらい21含む市内沿岸部

### 脱炭素×地域公共交通維持確保 （長野県上田市）

#### <対象エリア>

上田電鉄別所線沿線、沿線6自治会、沿線公共施設群

#### <取組内容>

- **上田電鉄別所線**において鉄道用送電設備を活用した自営線マイクログリッドを構築し、平時は別所線の**ゼロカーボン運行**を実現するとともに、**災害時のレジリエンス強化**。
- 地域エネルギー会社が太陽光発電等を導入し**沿線住民に対し再エネを供給するとともに、契約時に乗車時に使えるポイントを付与**。全国的な課題である赤字ローカル線に対し、地域の再エネ供給を通じた**電気料金削減と沿線住民による利用促進**を目指す。



上田電鉄別所線

# (参考) 脱炭素先行地域の取組事例④

## 地域協同型小水力発電による地域資金循環 (岐阜県高山市)

### <対象エリア>

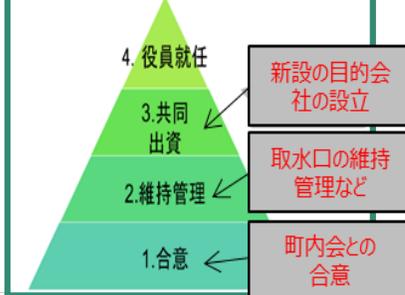
小水力発電立地町内会・旧町村市街地 (20エリア)

### <取組内容>

- 地域住民に予め維持管理や共同出資などの地域参画や地域貢献手法を発電事業者から提示して合意形成を図ることで**地域協働型小水力発電**を整備する「**飛騨高山モデル**」を更に推進
- 事業で得られた**収益の一部**を地域のまちづくりの取組等の原資とすることにより、**地域サービスとして還元**
- **地域新電力「飛騨高山電力」**が、小水力発電の電力供給に加え、製材端材による**木質バイオマス発電**の熱電併給を実施することで、**再エネの地産地消と地域経済循環の実現**を目指す

### 地域協働型の小水力発電所整備

#### 【飛騨高山モデル】



飛騨高山モデル



小水力発電施設

## 脱炭素×観光地活性化・防災力強化 (島根県松江市)

### <対象エリア>

国宝松江城周辺エリア、松江しんじ湖温泉エリア、玉造温泉エリア、美保関観光旅館エリア、防災拠点群、市有遊休地群

### <取組内容>

- 歴史的な景観の保存と脱炭素を両立させ、観光地としてのブランド力と防災力の向上、住民や観光客が安心して生活・滞在できるまちづくりの推進、**観光産業の活性化による賑わいの創出**を図る。
- **温泉・宿泊施設**に**高効率ヒートポンプ給湯システム**や**ソーラーカーポート**等を導入。景観条例により太陽光発電の設置が困難なエリアには**家庭・法人向けの100%再エネ電力メニュー**を供給。
- 松江城の**堀川遊覧船**を**電動化**するとともに、観光地での**グリーンスクーモビリティ**の導入、**Jブルークレジット**を活用した**個人型旅行商品**の販売等に取り組む。



国宝松江城



電動化された堀川遊覧船

# (参考) 脱炭素先行地域の取組事例⑤

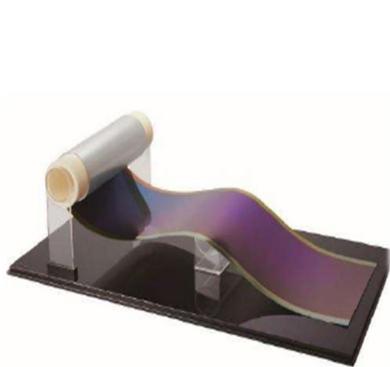
## ペロブスカイトの社会実装と地元施工事業者育成 (福岡県福岡市)

<対象エリア>

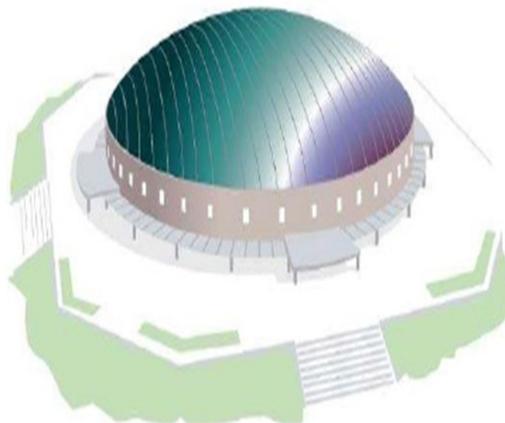
地行浜・唐人町エリア、天神エリア

<取組内容>

- **再エネ導入が困難な都心部**において、**外壁や曲面等**への**国産ペロブスカイト太陽電池の導入**と、導入促進を目的とした**固定資産税軽減措置**及び**国家戦略特区の規制緩和**（防水一体型のペロブスカイト太陽電池活用時の**建築基準法特例**）を組み合わせた再エネ導入機会の拡大により、脱炭素化を図る
- 大手事業者と連携し、ペロブスカイト設置に係る施工体制確立のため、**地元施工事業者を育成**
- 九州最大級の集客力のあるドーム球場において、**野球チームと連携し、ゼロカーボンゲームを開催**



ペロブスカイト太陽電池



ドーム屋根にペロブスカイト太陽電池導入

## 県主導のRE100産業団地の創出×半導体産業誘致 (熊本県)

<対象エリア>

阿蘇くまもと空港周辺地域（阿曾くまもと空港、産業集積拠点等）

<取組内容>

- RE100を標榜する世界的半導体メーカー「**TSMC**」の**進出**に合わせて、阿蘇くまもと空港に隣接する**産業集積拠点等へ再エネを供給**することで、**RE100を目指す企業の誘致**を加速
- 民間施設への太陽光発電設備・蓄電池の導入に加え、ダム湖での**水上太陽光発電設備**や**木質バイオマス発電設備**等の導入によって再エネを確保
- 再エネ電気を供給する**県主導の地域エネルギー会社**を新設し、民生・産業部門の全県的な脱炭素化を目指す。



上：阿蘇くまもと空港周辺エリア  
右：2023年3月に供用開始した阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビル

# 重点対策加速化事業の選定自治体（令和4年度～令和6年度）

■全国で重点的に導入促進を図る屋根置き太陽光発電、ZEB・ZEH、EV等の取組を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する重点対策加速化事業について、149自治体を選定（35府県、88市、26町）

令和4年度開始      令和5年度開始      令和6年度開始

**32自治体**  
(11県、15市、6町)

**77自治体**  
(18県、47市、12町)

**40自治体**  
(6府県、26市、8町)

**中国ブロック(4県、10市町)**

鳥取県 鳥取県、南部町  
島根県 島根県、出雲市、美郷町  
岡山県 岡山県、新見市、瀬戸内市  
広島県 呉市、福山市、東広島市、廿日市市、北広島町  
山口県 山口県

**九州ブロック(6県、15市町)**

福岡県 福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、宗像市、糸島市、大木町  
佐賀県 鹿島市  
長崎県 長崎県、松浦市  
熊本県 熊本県、熊本市、荒尾市  
大分県 大分県、中津市  
宮崎県 宮崎県、串間市、三股町  
鹿児島県 鹿児島県、鹿屋市、南九州市

**近畿ブロック(4府県13市町)**

滋賀県 滋賀県  
京都府 京都府、京都市、向日市、京丹後市、南丹市  
大阪府 枚方市、八尾市、河内長野市、和泉市  
兵庫県 芦屋市、塚塚市  
奈良県 奈良県、奈良市  
和歌山県 和歌山県、和歌山市、那智勝浦町

**北海道ブロック(10市町)**

北海道 札幌市、苫小牧市、登別市、当別町、二セコ町、喜茂別町、滝上町、土幌町、鹿追町、白糠町

**東北ブロック(4県、12市町)**

岩手県 岩手県、宮古市、一関市、矢巾町  
宮城県 宮城県、仙台市、東松島市  
秋田県 鹿角市  
山形県 山形県、山形市、長井市  
福島県 福島県、喜多方市、南相馬市、広野町、浪江町

**関東ブロック(6県24市町)**

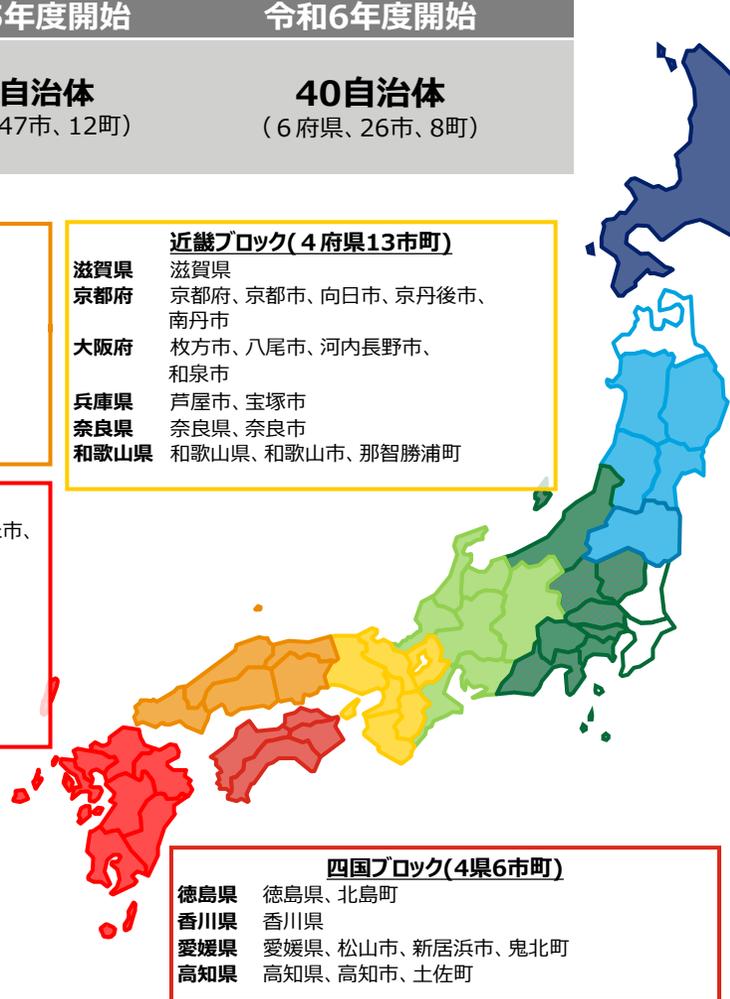
栃木県 栃木県、那須塩原市  
群馬県 群馬県  
埼玉県 埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、春日部市、入間市、新座市、白岡市  
東京都 多摩市  
神奈川県 横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、厚木市、大和市、開成町  
新潟県 新潟県、新潟市、長岡市、燕市、妙高市  
山梨県 山梨県  
静岡県 静岡県、浜松市、沼津市、富士市

**中部ブロック(7県、24市町)**

富山県 富山県、富山市、魚津市、氷見市、小矢部市、立山町  
石川県 石川県、金沢市、加賀市、津幡町  
福井県 福井県、越前市  
長野県 長野県、伊那市、佐久市、東御市、安曇野市、箕輪町、高森町、木曾町、小布施町  
岐阜県 岐阜県、美濃加茂市、山県市  
愛知県 愛知県、岡崎市、半田市、豊田市  
三重県 三重県、いなべ市、志摩市

**四国ブロック(4県6市町)**

徳島県 徳島県、北島町  
香川県 香川県  
愛媛県 愛媛県、松山市、新居浜市、鬼北町  
高知県 高知県、高知市、土佐町



# (参考) 重点対策加速化事業の取組事例①

## 脱炭素×林業活性化 (島根県)

- 事業者向け補助について、温暖化対策に関する独自目標を設定・宣言している「しまねストップ温暖化宣言事業者」を対象とすることで、当該事業者を対象とした省エネ診断等のソフト事業と連動して県内事業者の脱炭素化を進める。
- 個人向け補助として、森林県の強みを活かし、**県産木材「しまねの木」を活用したZEH、ZEH+への補助**により、家庭部門の脱炭素化、循環型林業を推進する。その際、**県産木材の供給から設計・施工までをグループ化して取り組む団体（中小工務店が中心）が建築した住宅を対象**とすることで、中小工務店を育成。

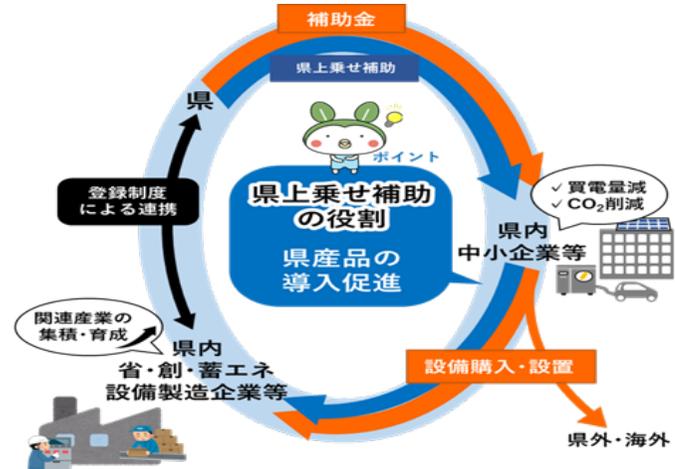
県産木材「しまねの木」を活用した住宅



## 脱炭素×地場産業育成 (山口県)

- 瀬戸内海沿岸地域の**日射量**、日本海沿岸地域の**風況**、内陸山間地域の**林産資源や河川**など、**再エネの恵まれた資源**を有している。
- 県内には、太陽光パネルや太陽熱温水器などの製造メーカーをはじめ、**再エネに関連する先端的な技術を有する企業が集積**している。
- 省・創・畜エネ関連産業が多く立地している特色を踏まえ、「**山口県産省・創・畜エネ関連設備登録制度**」を活用する事業において、**県内地場産業の育成**を図る。
- 太陽光発電設備やEV・充放電設備等の導入に当たっては、多種多様（規模や用途、地域）な県有施設を設定し、**ゼロカーボンドライブの普及啓発拠点として整備**する。

取組イメージ

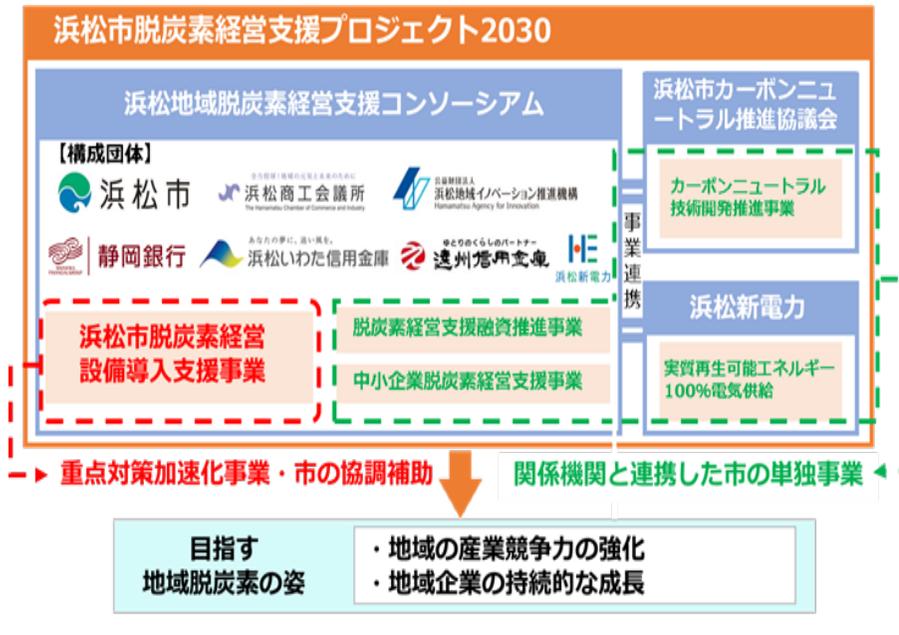


※民間事業者向け間接事業

# (参考) 重点対策加速化事業の取組事例②

## 産官学金による地域企業の脱炭素化支援 (静岡県浜松市)

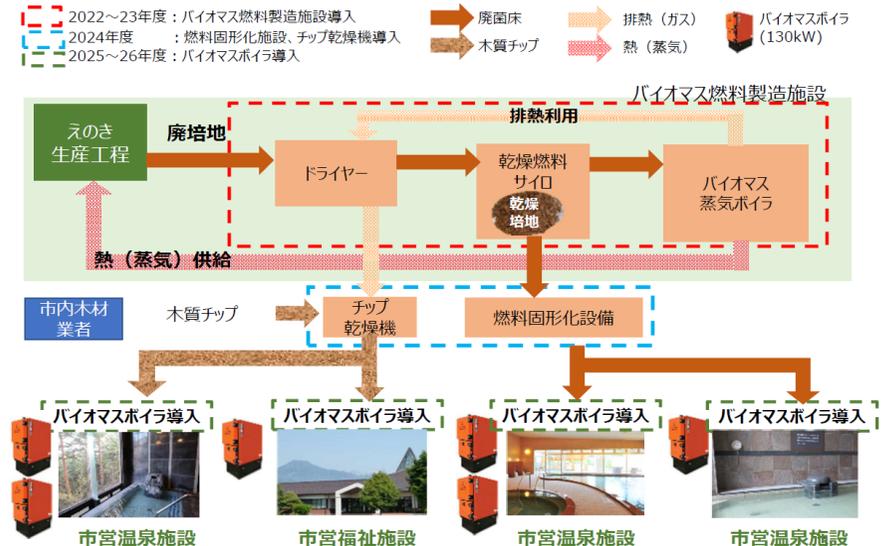
- 2024年から「浜松市脱炭素経営支援プロジェクト2030」を開始し、**市、商工会議所、産業支援機関、金融機関、地域エネルギー会社**からなる「**浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム**」を通じて、地域企業の脱炭素経営の実現に向けた伴走支援を実施する。
- 事業実施にあたって、**融資手数料の補助制度の創設**や、**市職員の脱炭素アドバイザー資格の取得によるスキル向上**など市の**単独事業**を企業支援に活用するとともに、設備導入については本交付金を活用し、**太陽光発電設備の導入に対しては市費による上乗せ協調補助を行う**など、地域企業の脱炭素経営を総合的に支援する。



## 脱炭素×林業（きのこ生産）活性化 (長野県安曇野市)

- 長野県は、きのこ生産量が国内トップであるが、生産に伴って発生する**廃培地の処理**に苦慮している。安曇野市は、**廃培地を乾燥・固形化することでバイオマスボイラ向けの燃料として、地産地消する**計画。
- バイオマス燃料製造施設を導入することで、**廃培地の燃料化**だけでなく隣接するきのこ工場やチップ乾燥機への**熱供給が可能になる**。作成されたチップや固形燃料は、市営の温泉施設や福祉施設のバイオマスボイラーで利用され**化石燃料からの転換に寄与**する。
- 従来は廃培地の処理に費用が発生していたが、燃料化することで、**収益化も可能になり、全国的な課題である廃培地利用の先進事例**となることを目指す。

### バイオマス利用スキーム



# 地方公共団体における独自の予算措置・条例の事例



## 独自の予算措置

### 秋田県

- **再エネ工業団地整備事業** R6当初 369,241千円  
再生可能エネルギーを活用した工業団地（再エネ工業団地（下新城地区、旧能代西高等学校跡地））を整備
- **我が社の脱炭素化促進事業** R6当初 3,549千円  
「脱炭素アドバイザー資格」の取得や「CO2排出量可視化サービス」の利用に要する費用への助成。中小事業者を対象とした省エネセミナーや脱炭素経営に関する業種別セミナーを実施

### 京都府

- **再生可能エネルギー導入加速化事業費** R6当初 929,000千円  
太陽光発電など再生可能エネルギーの更なる導入及び活用の拡大に向け、家庭や事業者のニーズに応じた発電設備等の導入に対する支援を実施

### 川崎市

- **市域への再エネ普及・地産地消に向けた住宅用太陽光発電設備、蓄電池等の導入支援のための新たな補助制度の創設** R6当初 204,251千円
- **カーボンニュートラルコンビナートの形成** R6当初 33,971千円  
CO2フリー水素等の供給・需要拡大や炭素循環による化石資源の低減など、臨海部をカーボンニュートラル化しながら産業競争力を強化する取組の推進
- **カーボンニュートラル化を目指した廃棄物処理施設の中長期的な整備構想の策定に向けた取組** R6当初 15,878千円

### 愛媛県

- **電動車導入加速化事業費** R6当初 103,600千円  
運輸部門のCO2削減に向け、個人に対するEV購入補助に取り組む市町や、急速充電設備の新設等を行う法人等を支援するとともに、県公用車のEV化を推進
- **新エネルギー関連設備等導入促進支援事業費** R6当初 54,600千円  
家庭や地域単位での新エネルギーの導入を着実に進めるため、家庭向け燃料電池や蓄電池、ZEHの導入に補助を行う市町を支援

### 富山県

- **県営水力発電所リプレース事業** R6当初 4,581,530千円  
4発電所（庄東第一、大長谷第二、仁歩、若土）について、固定価格買取制度を活用したリプレース（全面的更新）を実施

### 福岡市

- **自動車部門の脱炭素化推進** R6当初 160,327千円  
次世代自動車（EV・FCV等）の車両購入や急速・普通充電設備設置に対する助成、カーシェアリング普及に向けた啓発、事業用貨物車等におけるバイオ燃料の実証事業等を実施
- **FCモビリティの導入推進** R6当初 59,066千円  
FCごみ収集車の導入、FC救急車の実証
- **まちづくりへの水素実装** R6当初 258,260千円  
九州大学箱崎キャンパス跡地における水素供給パイプラインの整備や水素ステーションの検討等

## 独自の条例

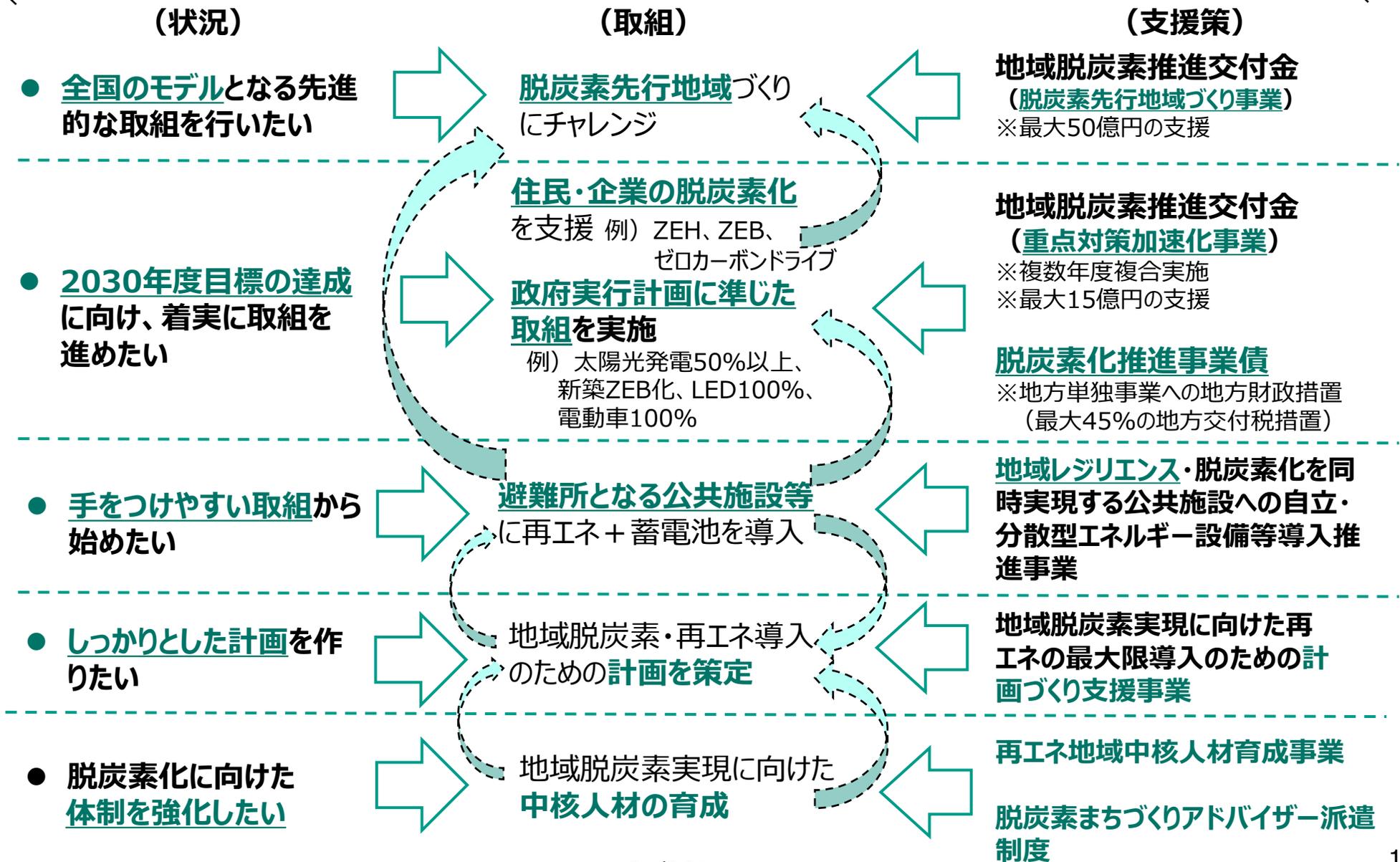
- 東京都や川崎市では、令和7年4月から建築物への太陽光発電設備等の設置が義務化。  
（大規模建築物は建築主を、住宅等の小規模建築物はハウスメーカー等が義務対象者新築・増築等の建築物が対象、既存の建築物は対象外）  
\* 先行地域や重点対策加速化事業に採択されている長野県、仙台市、相模原市等では同様の条例制定の動きがみられている。
- 宮城県は、0.5ヘクタールを超える森林(国有林・地域森林計画対象)を開発した区域に設置された太陽光、風力、バイオマス発電設備を対象に、法定外税を新設。  
（令和5年11月に総務大臣同意、令和6年4月に施行。温対法に基づく再エネ促進区域等は非課税）

---

## 2. 支援ツール

---

# 地方公共団体の状況に応じた環境省の支援策のイメージ



# 地域脱炭素推進交付金

- 地域脱炭素ロードマップ、地球温暖化対策計画等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援。

令和4年度予算	20,000百万円	令和4年度第2次補正予算	5,000百万円		
令和5年度予算	32,000百万円	令和5年度G X 予算	3,000百万円	令和5年度補正予算	13,500百万円
令和6年度予算	36,520百万円	令和6年度G X 予算	6,000百万円	令和6年度補正予算	36,500百万円
令和7年度予算(案)	30,021百万円	令和7年度G X 予算(案)	8,500百万円		

## 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

## 特定地域脱炭素移行加速化交付金

	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	民間裨益型自営線 マイクログリッド等事業	
交付対象	脱炭素先行地域づくりに取り組む地方公共団体 (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	自家消費型の太陽光発電など重点対策を複数年度で複合実施する地方公共団体	脱炭素先行地域に選定されている地方公共団体	
交付率	原則 2 / 3 ※1	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3 ※1	
上限額	50億円 / 計画 ※2	都道府県：15億円 政令市、中核市、施行時特例市：12億円 その他市区町村：10億円	50億円 / 計画 ※2	
支援内容	<p><b>再エネ設備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ等設備の導入</li> <li>再エネ発電設備(太陽光、風力、バイオマス等)、再エネ熱・未利用熱利用設備等</li> </ul> <p><b>効果促進事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記設備導入と一体となって、効果を一層高めるソフト事業等</li> </ul>	<p><b>基盤インフラ設備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域再エネ等の利用の最大化のための基盤インフラ設備の導入</li> <li>蓄エネ設備、自営線、再エネ由来水素関連設備、エネマネシステム等</li> </ul> <p><b>省CO2等設備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域再エネ等の利用の最大化のための省CO2等設備の導入</li> <li>ZEB・ZEH、断熱改修、ゼロカーボンドライブ、その他各種省CO2設備等</li> </ul>	<p>①~⑤の重点対策の組み合わせ等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電</li> <li>② 地域共生・地域裨益型再エネの立地 (未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用した、再エネ設備の設置事業)</li> <li>③ 業務ビル等の徹底省エネ・ZEB化誘導</li> <li>④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (ZEB、ZEH、既存住宅断熱改修事業)</li> <li>⑤ ゼロカーボン・ドライブ</li> </ol>	<p>官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FIT、FIP制度の適用を受ける場合や売電を主たる目的とする場合は対象外</li> <li>・改正地球温暖化対策推進法を受けて改定された地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及び政府実行計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づき、地方公共団体実行計画の策定又は改定が事業計画初年度中までになされていることが必須</li> <li>※1 風力・水力発電設備や基盤インフラ等の一部は、財政力指数等により交付率 3 / 4</li> <li>※2 特定地域脱炭素移行加速化交付金を活用する場合の両交付金合計の上限額：50億円 + (特定地域脱炭素移行加速化交付金の交付額の 1 / 2 (上限10億円))</li> </ul>			

<参考：交付スキーム>

(a) 地方公共団体が事業を実施する場合



地方公共団体

(b) 民間事業者等が事業を実施する場合



地方公共団体



民間事業者等

- **地域防災計画により避難施設等に位置づけられた公共施設**への再エネ設備の導入は、平時の脱炭素化に加え、災害時の業務継続を始め被災者対応の観点からも重要。「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」（令和2年12月11日閣議決定）において「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」に取り組むこととしている。
- このため、環境省では、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」により**避難施設等への再エネ設備等の導入を支援**。
- <補助率>  
①都道府県・指定都市※ 1/3 ②市町村（太陽光発電またはコージェネレーションシステムを導入の場合）1/2 ③市町村（上記以外の再エネ設備導入の場合）及び離島 2/3 ※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

### 避難施設への再エネ導入の事例①

※前身の「地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」、「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」による支援事例

#### 石川県珠洲市

施設名 : 珠洲市役所  
導入設備 : 太陽光発電、蓄電池

#### <令和6年能登半島地震における活用状況>

- ・蓄電池に充電された電力を用いて、震災対応に集まった職員が災害対応業務を進めることができた。

珠洲市役所における太陽光パネル、蓄電池の設置状況



写真提供：珠洲市

#### 石川県輪島市

施設名 : 河井小学校 ほか28施設  
導入設備 : ソーラー街路灯（避難誘導灯）

#### <令和6年能登半島地震における活用状況>

- ・避難所へ通じる避難路にソーラー街路灯（避難誘導灯）を設置したことで、避難所までの円滑かつ安全な避難に寄与。

河井小学校におけるソーラー街路灯設置状況



写真提供：輪島市

# ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業

## (経済産業省連携事業)



【令和7年度予算(案) 5,020百万円(新規)】

ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出に貢献する自治体・民間企業を支援します

### 1. 事業目的

軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所にも設置を可能とするとともに、主な原料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靱なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である。ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、その導入を支援することで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルの創出を目指す。

### 2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コストの低減のため、将来の普及フェーズも見据えて拡張性が高い設置場所(同種の建物への施工の横展開性が高い場所、需要地と近接した場所や自家消費率が高い場所、緊急時の発電機能等が評価される場所等)への導入を支援することで、社会実装モデルの創出に貢献する。

<対象>

・従来型の太陽電池では設置が難しい場所に導入する事業であり、一定の要件を満たすもの

<主な要件>

- ・導入するフィルム型ペロブスカイト太陽電池が性能基準を満たすこと
- ・同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高いこと
- ・導入規模の下限、補助上限価格
- ・施工・導入後の運用に関するデータの提出 等

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(補助率: 2/3、3/4)
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度～

### 4. 補助事業対象の例



フィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入イメージ

お問合せ先:

環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話: 03-5521-8233  
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話: 0570-028-341  
資源エネルギー庁 省エネルギー部 新エネルギー課 電話: 03-3501-4031

# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和7年度予算(案) 711百万円(758百万円)】

【令和6年度補正予算額 918百万円】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

## 1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「GX推進戦略」等に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネの導入調査、再エネ促進区域の設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

## 2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

### (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
- ④公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業
- ⑤地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

### (2) 地域共生型再エネ導入促進事業

- ①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
- ③促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

### (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

## 3. 事業スキーム

### ■事業形態

(1)①②③(2)①② 間接補助(定率;上限設定あり)

(1)④⑤(2)③(3) 委託事業

### ■補助・委託対象

(1)①(2)① 地方公共団体 (1)② 地方公共団体(共同実施に限り民間事業者も対象)

(1)③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 (1)④⑤(2)②③(3) 民間事業者・団体等

### ■実施期間

令和3年度～令和7年度 ※(1)②(3)②は令和4年度～、(1)④(3)③は令和5年度～、(2)②は令和6年度～、(1)⑤は令和7年度

## 4. 事業イメージ

### 2050年脱炭素社会の実現

- (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
- (2) 地域共生型再エネ導入促進事業



- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

# 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- 地域脱炭素を推進するため、**地域において主体的に脱炭素に取り組む人材の育成・確保**が必須。
- 環境省では、自治体向けの中核人材の育成・派遣、企業への脱炭素推進のためのアドバイザーの育成を推進

## 自治体向け中核人材の育成・派遣

### 【オンライン連続講座】

地域脱炭素の考え方・ノウハウを自治体等地域人材にインプット

- 基礎講座：R3～R5でのべ2,500人以上参加**  
**実践講座(地域新電力)：R3～R5でのべ1,400人以上参加**

### 【ネットワーキングイベント】

地域脱炭素に取り組みたい地方公共団体と、脱炭素に関する豊富な経験等を有する民間事業者との間で人的ネットワークを構築

- R4年度：参加した18自治体中4団体（7件）協業決定（1年後時点）**  
**R5年度：参加した30自治体中7団体（10件）協業決定（4か月後時点）**

### 【脱炭素まちづくりアドバイザー派遣】

地域脱炭素に関する専門的な知見を有するアドバイザー（企業、地域新電力、先進自治体職員等）を地方公共団体に派遣

- R5年度の派遣数：28地方公共団体**  
**R6年度の派遣数：71地方公共団体**

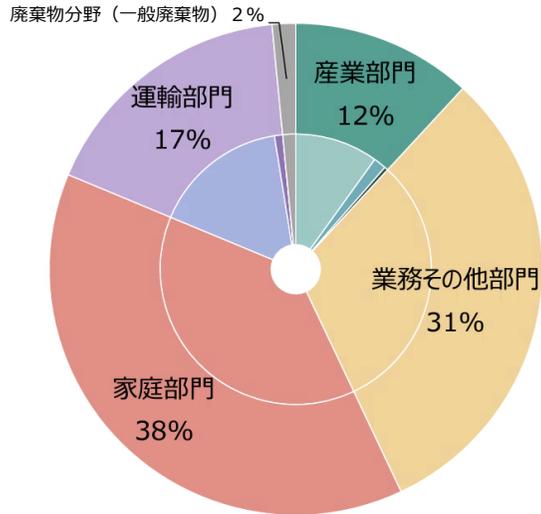
## 企業への脱炭素推進のためのアドバイザーの育成

- 脱炭素に関する人材育成促進を目的として、**環境省による「脱炭素アドバイザー」資格制度の認定事業を創設**（2023年10月より認定）し、ガイドラインに適合した適切な民間資格の取得を促す。
- これまで**7つの民間資格制度を認定**（2024年10月末時点）
- **企業内部でサステナビリティや脱炭素等の対応を行う担当者や、金融機関の営業職、自治体の職員、経営コンサル業の方々**など、幅広い業種における脱炭素人材育成をサポートしていく。

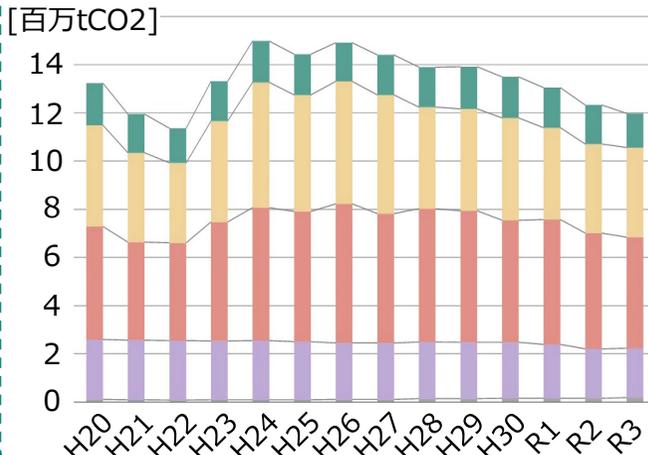
	資格制度の名称（五十音順）	運営事業者
ベーシック (2023年 10月1日 認定)	サステナブル経営サポート	株式会社 経済法令研究会 (銀行業務検定協会)
	サステナビリティ検定 「サステナビリティ・オフィサー」	一般社団法人 金融財政事情研究会
	炭素会計アドバイザー資格3級	一般社団法人 炭素会計アドバイザー協会
	GX検定 ベーシック	株式会社スキルアップNeXt
	SDGs・ESG金融	株式会社 銀行研修社
アドバンスト (2024年 9月1日 認定)	JCNA カーボンニュートラル・アドバイザー・アドバンスト	一般社団法人 日本カーボンニュートラル協会
	GX 検定 アドバンスト	株式会社スキルアップNeXt

## 自治体排出量カルテ

【部門・分野別CO2排出量構成比(R3,札幌市)】

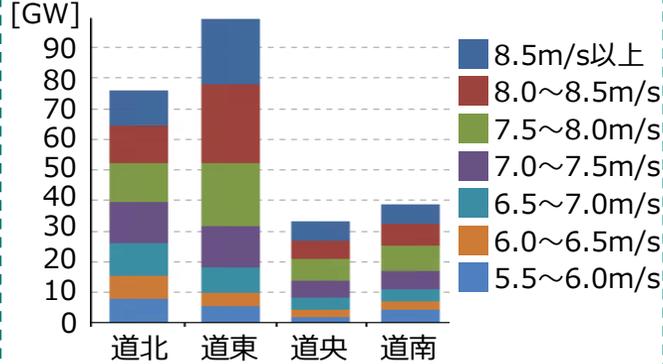


【部門・分野別CO2排出量の推移(札幌市)】



## REPOS

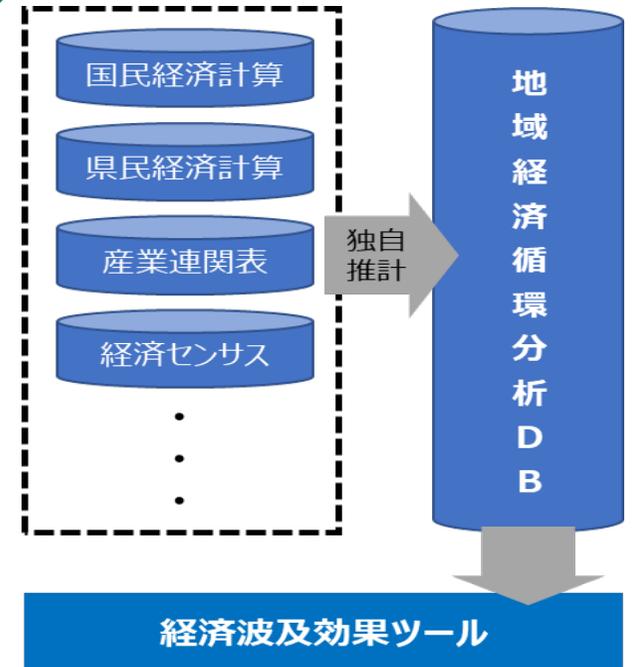
【ポテンシャル推計 (陸上風力,北海道)】



【ポテンシャルマップ (陸上風力,釧路市周辺)】



## 地域経済循環分析



- 地域経済の全体像と域外からの所得の流出入を「見える化」し、資金の流れ、産業間のつながり、経済構造を簡単に把握が可能
  - ・地方公共団体を選ぶだけの簡単操作
- 再エネ等の導入により、地域にどれだけの経済波及効果が生まれるかシミュレーションすることが可能。
  - ・条件を入力するだけの簡単操作。標準設定により詳細施策がなくても試算可能。
  - ・関係者への説明資料として活用することが可能。

# 株式会社脱炭素化支援機構（JICN）による民間投資の促進

○株式会社脱炭素化支援機構は、**国の財政投融资からの出資**と**民間からの出資**からなる資本金（令和6年4月現在289億円）を活用して、脱炭素に資する多種多様な事業に対する投融资（リスクマネーの供給）を行う**官民ファンド**。

## 組織の概要

【設立年月日】2022年10月28日

【代表者】代表取締役社長 田吉 禎彦

【出資金】289億円（民間株主・国の出資額の合計）

○**民間株主**（85社、108.5億円）：

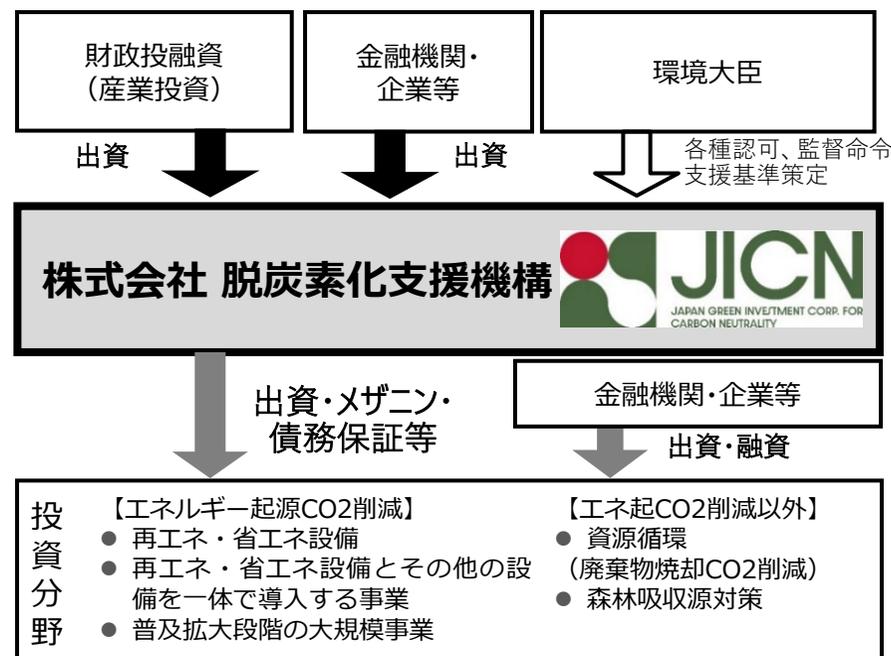
- ・金融機関：日本政策投資銀行、3メガ銀、地方銀行など58機関
- ・事業会社：エネルギー、鉄鋼、化学など27社

○**国**（財政投融资等、180.5億円）

- ・R5：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）
- ・R6：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）
- ・R7要求：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）

## 支援対象・資金供給手法

- 再エネ・蓄エネ・省エネ、資源の有効利用等**、脱炭素社会の実現に資する幅広い事業領域を対象。
- 出資、メザニンファイナンス（劣後ローン等）、債務保証等**を実施。



（想定事業イメージ例）

- ・地域共生・裨益型の再生可能エネルギー開発・プラスチックリサイクル等の資源循環
- ・火力発電のバイオマス・アンモニア等の混焼・森林保全と木材・エネルギー利用 等

**脱炭素に必要な資金の流れを太く・早くし、地方創生や人材育成など価値創造に貢献**

## ■ 株式会社脱炭素化支援機構から、32案件の支援決定を実施（令和6年11月末時点）

### 支援決定の事例

#### 株式会社 コベック

##### <概要>

地元の食品廃棄物を活用したメタン発酵処理及びそのバイオガスを用いた発電事業（1,000kW）。

支援形態：地域プロジェクト(SPC)支援

出資形態：劣後ローン



メタン発酵による廃棄物処理施設/神戸市

#### わいた第2地熱発電株式会社 (熊本県小国町における地熱発電事業)

##### <概要>

熊本県小国町で、新たに地熱発電事業を行うSPCを設立し、発電規模4,995kWの地熱発電所を建設する事業。

※既に隣地にて地熱発電所1号機（1,995kW）が安定的に稼働中、本件は第2号機

支援形態：プロジェクト

出資形態：劣後ローン



隣地にて稼働中の地熱発電所1号機

#### WOTA株式会社

##### <概要>

従来型の大規模上下水道施設に代わる小規模分散型水循環システムの開発、製造、販売。

支援形態：コーポレート（スタートアップ支援）

出資形態：優先株

※令和6年度能登半島地震においても、避難所等に展開



持ち運べて15分で設営できる屋外シャワーキット



事例や支援をいろいろ知りたいけれど、どこを見たらいいの・・・？

→地域脱炭素に関する情報ポータルサイト「**脱炭素地域づくり支援サイト**」がございます！



## 支援メニューの紹介

環境省だけでなく、各省のメニューを載せています！

## 取組事例の紹介

検索機能もあります！

事例集もあります！



本サイトでは、上記をはじめ様々なコンテンツを掲載しています！  
以下のURLから、脱炭素地域づくり支援サイトを是非御覧ください！  
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/>



# 地域脱炭素の取組に対する関係省庁の主な支援ツール・枠組み

- 脱炭素先行地域づくりガイドブックの参考資料として、令和4年2月に、地方自治体やステークホルダの皆様が脱炭素先行地域の実現に向けた検討を行うため、「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」を公表（令和6年6月更新）。脱炭素先行地域は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）において地方が目指すべきモデルである「地域ビジョン」の一つとして位置づけられており、同戦略において本支援ツール・枠組みについて更なる拡充を図り、施策間連携の取組を推進していくこととされている。
- 目次において支援種別・支援対象を整理し、目的に応じて見つけることが可能
- 環境省をはじめ**1府6省**（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の財政支援等の支援ツール・枠組みがのべ**164事業掲載**（令和5年度補正及び令和6年度当初予算（案）。地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置を含む。）
- 脱炭素先行地域に選定された場合に**優遇措置等**を受けることができる事業が**32事業**



## 各府省庁の支援ツール・枠組み

### 環境省（43事業）

- ・ **地域脱炭素推進交付金**
- ・ 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
- ・ 商用車の電動化促進事業

他40事業

### 内閣府（10事業）

- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプTYPE1/2/3等）
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ 地方創生テレワーク型）

他7事業

### 総務省（9事業）

- ・ ローカル10,000プロジェクト
- ・ 分散型エネルギーインフラプロジェクト
- ・ ふるさと融資制度
- ・ 人材面からの地域脱炭素支援

他5事業

### 地方財政措置（7事業）

- ・ 脱炭素化推進事業債
- ・ 公営企業債（脱炭素化推進事業）
- ・ 過疎対策事業債（特別枠）
- ・ 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債

### 文部科学省（5事業）

- ・ エコスクール・プラス
- ・ 国立大学・高専等施設整備
- ・ 公立学校施設の整備
- ・ 大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発
- ・ カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション

### 農林水産省（27事業）

- ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策（バイオマス地産地消）
- ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、SDGs対応型施設園芸確立

他25事業

### 経済産業省（17事業）

- ・ 再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業水力発電の導入加速化事業
- ・ 需要家主導型及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金
- ・ 水力発電の導入加速化事業

他15事業

### 国土交通省（45事業）

- ・ サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）
- ・ 既存建築物省エネ化推進事業
- ・ 都市再生整備計画事業
- ・ 都市・地域交通戦略推進事業
- ・ 先導的グリーンインフラモデル形成支援

他40事業

※ 下線は優遇措置（脱炭素先行地域に選定された場合に適用される措置）がある事業

---

## 3. 參考資料

---

# 地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会について



地域脱炭素政策の推進については、国・地方脱炭素実現会議による地域脱炭素ロードマップ策定及びこれを踏まえた地球温暖化対策計画の改訂以降、2025年度までの5年間を集中期間として、あらゆる分野において、関係省庁が連携して、脱炭素を前提とした施策を総動員していく方針に沿って、取組を進めてきた。政府としては、地球温暖化対策計画の見直しを含めた気候変動対策について、今年度末目途の計画改訂を目指して審議していくこととしており、地域脱炭素政策についても2026年以降の取組について具体化を図る必要があるため、地域脱炭素政策の今後の在り方について、高度な識見を有する学識経験者等に御検討いただくことを目的として、「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」を開催。

委員名		所属	開催概要	
秋元 孝之	皆藤 寛	芝浦工業大学 建築学部長・教授	第1回：6月28日（金）	地域脱炭素政策の進捗状況 (環境省の地域脱炭素政策の取組状況説明)
白戸 康人	末吉 里花	日本・東京商工会議所 産業政策第二部課長	第2回：7月25日（木）	
末吉 里花	諏訪 孝治	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 気候変動緩和策研究領域長	地域脱炭素政策の進捗状況	地域脱炭素政策の進捗状況 (環境省及び関係府省の地域脱炭素政策の取組状況説明)
諏訪 孝治	勢一 智子	一般社団法人エシカル協会 代表理事	第3回：8月1日（木）	
勢一 智子	竹ヶ原啓介	長野県 環境部長	第4回：9月10日（火）	地方公共団体ヒアリング
竹ヶ原啓介	谷口 守	西南学院大学 法学部 教授	第5回：9月25日（水）	民間事業者等ヒアリング
谷口 守	西尾チヅル	政策研究大学院大学 教授	第6回：10月8日（火）	金融機関等ヒアリング
西尾チヅル		筑波大学 副学長	第7回：10月29日（火）	論点整理
<b>オブザーバー</b> 内閣府（地方創生）、消費者庁、金融庁、文部科学省、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会			第8回：11月14日（木）	取りまとめ（案）
			12月13日（金）	取りまとめ

# 地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ 概要



## 2050カーボンニュートラルに向けた地域脱炭素の状況

- 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前の水準よりも1.5℃に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされ、我が国においても2020年10月に**2050年カーボンニュートラルを宣言**。一方で、真夏日の増加や大雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害等、**気候変動による影響は深刻化**。直近2022年度の我が国の温室効果ガスの排出量は過去最低を記録し、順調な減少傾向が継続しているものの、**中期的目標である2030年度46%削減目標は野心的**なものであり、**地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組が必要不可欠**。
- **地域脱炭素ロードマップ**（令和3年6月国・地方脱炭素実現会議策定）**策定以降**、ゼロカーボンシティ宣言地方公共団体数の増加等、**地域脱炭素の動きは加速**。また、各地において、地場産業育成、農林産業振興、公共交通維持、観光地活性化、防災力強化、再エネの売電収益による地域課題解決等、地方公共団体主導で**各地域の特性を活かした、脱炭素の取組を通じた地域経済活性化の事例**が出てきている。

## 顕在化した課題

- **小規模地方公共団体**を始め、**人材・人員不足や財源不足**が課題。地域経済牽引の中核となる中小企業等においても、同様に人材不足や資金不足が課題。
- **再エネ導入に伴う地域トラブル**の増加を踏まえ、地域共生型・地域裨益型の再エネ導入が一層必要。
- **系統負荷軽減**の観点から、**再エネの自家消費及び地域内消費による地産地消**がますます重要。

## 考慮すべき新たな技術等

- 軽量・柔軟で従来設置困難な場所にも導入可能となる**ペロブスカイト太陽電池**や、DXを活用した高度なエネルギーマネジメント等の、**課題を克服するための新たな技術への対応**も必要。
- 順次実用化する**グリーンスチール**等の脱炭素型製品の実装が必要。
- データセンター等の**エネルギー需要の多い施設のニーズ**が増加しており、それらの施設を再エネポテンシャルが高い地域に立地させ、**地域内の経済循環**につなげていくことが重要。

## 地域脱炭素施策の全体像と方向性

- **顕在化してきた課題や考慮すべき新たな技術等に対応しつつ、脱炭素の取組が地域のステイクホルダーにとってメリット**となるよう、産業振興やレジリエンス強化といった**地域課題との同時解決・地方創生に資する形**を進めることを基本とし、**脱炭素ドミノ・全国展開**を図る。
- **地域に根ざす都道府県、市町村、金融機関や中核企業など様々な主体が中心となって取組を補完**し合い、「**産官学金労言**」を挙げた**施策連携体制を構築**することが重要であり、**地方公共団体が中心**となって、脱炭素の大きな**ムーブメント**を起こし、**脱炭素型地域経済**に移行。
- 国として、引き続き、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組んでいくため、**2026年度以降2030年度までの5年間を新たに実行集中期間**として位置付け、更なる施策を積極的に推進し、**地域特性**に応じた再エネを活用した**創意工夫**ある地域脱炭素の取組を展開する（「**地域脱炭素2.0**」）。

※ 2030年度までの地域脱炭素に係る再エネの追加導入目標は、引き続き、公共率先6.0GW、地域共生型太陽光4.1GW、地域共生型再エネ4.1GW、陸上風力0.6GWとして関係府省と連携して実現を目指す。

# 地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ 政策の方向性と具体的な取組①～分野横断的な課題への対応～



## ① 地域脱炭素の横展開

- ・地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を示す脱炭素先行地域を2030年度までに少なくとも100地域実現するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を促進。また、脱炭素先行地域等で得られた事業性・効率性に関わる知見、実践的な具体のノウハウや、地方創生に資する優良事例・課題克服事例を、分野別に取りまとめ、改めて積極的に周知・発信。

## ② 国、都道府県、市町村、民間企業等の役割分担・連携

- ・地方公共団体の事務事業の脱炭素化については、全ての地方公共団体に実施責任があることを前提として、小規模地方公共団体については、人員・人材不足や再エネ等の効率的な導入・利用の観点<sup>を踏まえ</sup>、都道府県や連携中枢都市圏と共同で実施することを推進。
- ・特に小規模な地方公共団体等の区域の脱炭素化については、都道府県による実施や連携中枢都市圏等との連携等による実施を推進。
- ・中小企業等の脱炭素化はこれまでの役割分担を踏まえ都道府県等が主導し、その際必要となる地域金融機関との連携策について検討。

## ③ 情報・技術支援、資金支援、人的支援

### (ア) 情報・技術支援

- ・再エネの自家消費分を把握する観点から、国から直接事業者や住民に支出する補助事業での情報について、地域単位で提供することを検討。

### (イ) 資金支援の在り方

- ・地域脱炭素推進交付金や地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組みによる引き続きの支援に加え、新たな技術等への対応を中心に更なる効果的な財政スキームを検討。その際、GX移行債や地方財政措置、民間投資を呼び込む金融手段の活用を検討。
- ・新たな技術等を面的に導入する「地域GXイノベーションモデル事業（仮称）」について、2026年度以降の支援を検討。
- ・株式会社脱炭素化支援機構（JICN）、地方公共団体と連携し、地方創生に資する案件を一層支援。

### (ウ) 人的支援・体制強化

- ・地方公共団体への専門人材派遣プールの拡充及び地方環境事務所等による人材マッチングを強化。
- ・脱炭素アドバイザー資格認定制度等を促進し、金融機関や中小企業の人材を育成。

## ④ 地域共生型・地域裨益型の再エネ導入の推進

- ・再エネ促進区域制度について、インセンティブ強化とともに立地誘導に関する制度的対応を検討。
- ・営農型太陽光発電や地熱発電、小水力発電や風力発電等を地域共生型で導入推進。都市と地方との連携を促進。
- ・地方公共団体が関与する地域エネルギー会社への支援を検討。

## ⑤ 系統連携・地域におけるエネルギー需給マネジメント

- ・系統増強とともに、蓄電池の導入やマイクログリッドの導入支援等により自家消費・地域消費による再エネの最大限活用を促進。
- ・EV等のモビリティや水素等も活用し、DXも活用した高度な地域エネルギーマネジメントシステム（VPP等）を目指すモデルを構築。

## ⑥ 新たな技術の地域における実装・需要創出

- ・ペロブスカイト太陽電池や水素等の新技術の導入を支援。公設試験研究機関等と連携して行う脱炭素と地域経済活性化に資する取組を推進。
- ・グリーンスクール等の更なる環境負荷低減が見込まれる製品をグリーン購入法に基づく基本指針位置付け、公共調達の分野でも需要を拡大。

# 地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ 政策の方向性と具体的な取組②～個別分野における課題への対応～

## ① 公共施設等の脱炭素化（率先行動・レジリエンス強化）

- ・複数地方公共団体による公共施設への再エネの共同調達・設置等によりスケールメリットを活かした公共施設等の脱炭素化を加速。
- ・レジリエンスの強化に資する避難施設・防災拠点等の公共施設等への再エネ・蓄電池の導入を加速。
- ・廃棄物処理施設及び上下水道施設も含めた公共施設について、地方公共団体による率行的な取組を加速。

## ② 住宅・建築物等の脱炭素化（くらしの質の向上・地元企業育成）

- ・太陽光発電設備設置義務化条例等の先進地方公共団体における知見の横展開を図るとともに、建築物省エネ法において、戸建住宅に係る住宅トップランナー基準として太陽光発電設備の設置に係る目標を設定。
- ・建築物省エネ法に基づく省エネ基準がZEH・ZEB水準まで引き上げられることを念頭に、工務店を始めとする関係者の理解醸成・能力向上等の取組を進めるとともに、断熱窓や高効率給湯器の導入等の省エネ改修の支援を実施。

## ③ 循環経済への移行を通じた脱炭素化

- ・フードドライブを始めとした食品ロス削減に向けた取組、プラスチック資源循環促進法に基づく取組や、再資源化事業等高度化法に基づく取組等により循環経済への移行を進める。
- ・廃棄物処理施設の広域化・集約化を促進するとともに、廃棄物発電を促進し、地域エネルギーセンターとしての役割発揮を推進する。
- ・2030年代後半に大量排出が懸念されている使用済太陽光パネルについて、適正なリユース・リサイクル・廃棄の制度を検討。

## ④ 脱炭素型まちづくり

- ・立地適正化計画の実行性向上によりコンパクト・プラス・ネットワーク化を進めるとともに、改正都市緑地法に基づき緑地確保を促進し、空港・港湾・ダム・道路等のインフラ空間の脱炭素化を促進。
- ・電動車の導入や公共交通への利用転換を通じ、モビリティの脱炭素化を促進。
- ・データセンター等のエネルギー需要の大きい施設を再エネポテンシャルの高いエリアに誘導する施策を推進
- ・コージェネレーションシステム、水素等の熱の脱炭素化による都市GXを促進。

## ⑤ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

- ・みどりの食料システム法に基づく認定の拡大や、クロスコンプライアンスの本格実施等の取組により農林水産業の脱炭素化を図る。
- ・農林水産分野のJ-クレジットの創出拡大を推進。

## ⑥ 脱炭素型ライフスタイルへの転換（見える化・行動変容）

- ・カーボンフットプリント表示の共通化に向けた取組により温室効果ガス排出量の見える化や消費者の行動変容を推進するとともに、「デコ活」を推進。
- ・住民や事業者等の理解及び行動変容を促すため、多様な主体が参加するフォーラムを地方環境事務所単位の地域ブロックで開催。

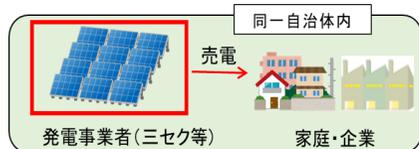
- GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策（再生可能エネルギーや電動車の導入等）を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、令和5年度より「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

1. 脱炭素化推進事業債

【地方財政措置】脱炭素化推進事業債

【対象事業】

- 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業（再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車）
- 「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加



【事業期間】令和7年度まで（地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様）

【事業費】1,000億円

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー （太陽光・バイオマス発電、熱利用等） 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー （省エネ改修、LED照明の導入）		財政力に応じて 30～50%
公用車における電動車の導入 （EV、FCV、PHEV）		30%
第三セクター等における再生可能エネルギー 設備整備（地域内消費を主目的とする事 業）に対する補助 ※事業費の1/2を上限	90%	50%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築とも対象

2. 公営企業の脱炭素化

- 公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業（小水力発電（水道事業等）やバイオガス発電、リン回収（下水道事業）、電動バス（EV、FCV、PHEV）の導入（バス事業）等）についても措置

※ 地方公共団体のGXの取組を支援するための専門アドバイザーの派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）を一般会計にも拡充

3. 過疎対策事業債・辺地対策事業債における対象設備の明確化及び過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象事業について、次のとおり明確化。
  - ・蓄電池・自営線・エネルギーマネジメントシステム等の基盤インフラ設備は、再エネに付帯するものは対象。
  - ・省CO2設備とZEBは、学校・公民館等の過疎債対象施設の場合は対象（庁舎等は対象外）
  - ・電動車は、スクールバス、除雪車、消防車両、ごみ運搬車、患者輸送車等の過疎債対象の車両は対象（通常の公用車は対象外）
  - ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象（第三セクター等に対する補助金を含む）。
- 辺地対策事業債（充当率100%、交付税措置率80%）の対象事業について、次のとおり明確化。
  - ・公民館・診療所等の辺地債対象施設における再エネ施設、省エネ施設、ZEB化、省エネ改修等は対象。
  - ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象（第三セクター等に対する補助金を含む）。
- 過疎対策事業債の対象施設において実施する再生可能エネルギー設備（※）及び公共施設等のZEB化を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。
  - ※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより、独立採算が可能と考えられることから、原則として過疎対策事業債の対象外。地方単独事業については、施設整備に要する経費の1/2を上限とし、これを上回る部分は原則として対象外。

## 1. 中小企業のリスキングに係る地方財政措置

【対象事業】 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキングの推進に資する、

①経営者等の意識改革・理解促進、②リスキングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスキング支援

※ 地域職業訓練実施計画（職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画）に位置付けられる地方単独事業を対象

【事業期間】 令和8年度まで（「人への投資」パッケージの終了年度と同様）

【地方財政措置】 特別交付税措置（措置率0.5）

## 2. 地方公務員のリスキングに係る地方交付税措置の拡充・創設

○ 都道府県・市町村が、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関し実施する研修を対象として、地方交付税措置を創設。

（1）自団体職員を対象とする場合

都道府県：普通交付税措置

市町村：特別交付税措置（措置率0.5）

（2）都道府県等が市町村職員を対象とする場合

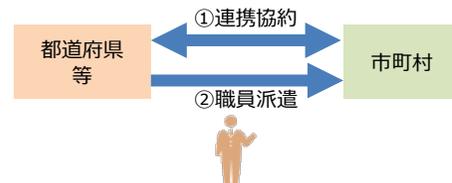
特別交付税措置（措置率0.5）

- ・ 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題（例：GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等）。
- ・ 「人材育成・確保基本方針」等において、特に必要となる人材について定量的な目標を設定する場合は対象。

## 3. 地方公務員の人材確保に係る地方交付税措置の創設

○ 都道府県等が、市町村と連携協約を締結の上、当該市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材（連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員等）を確保し、派遣する取組を対象として、特別交付税措置を創設

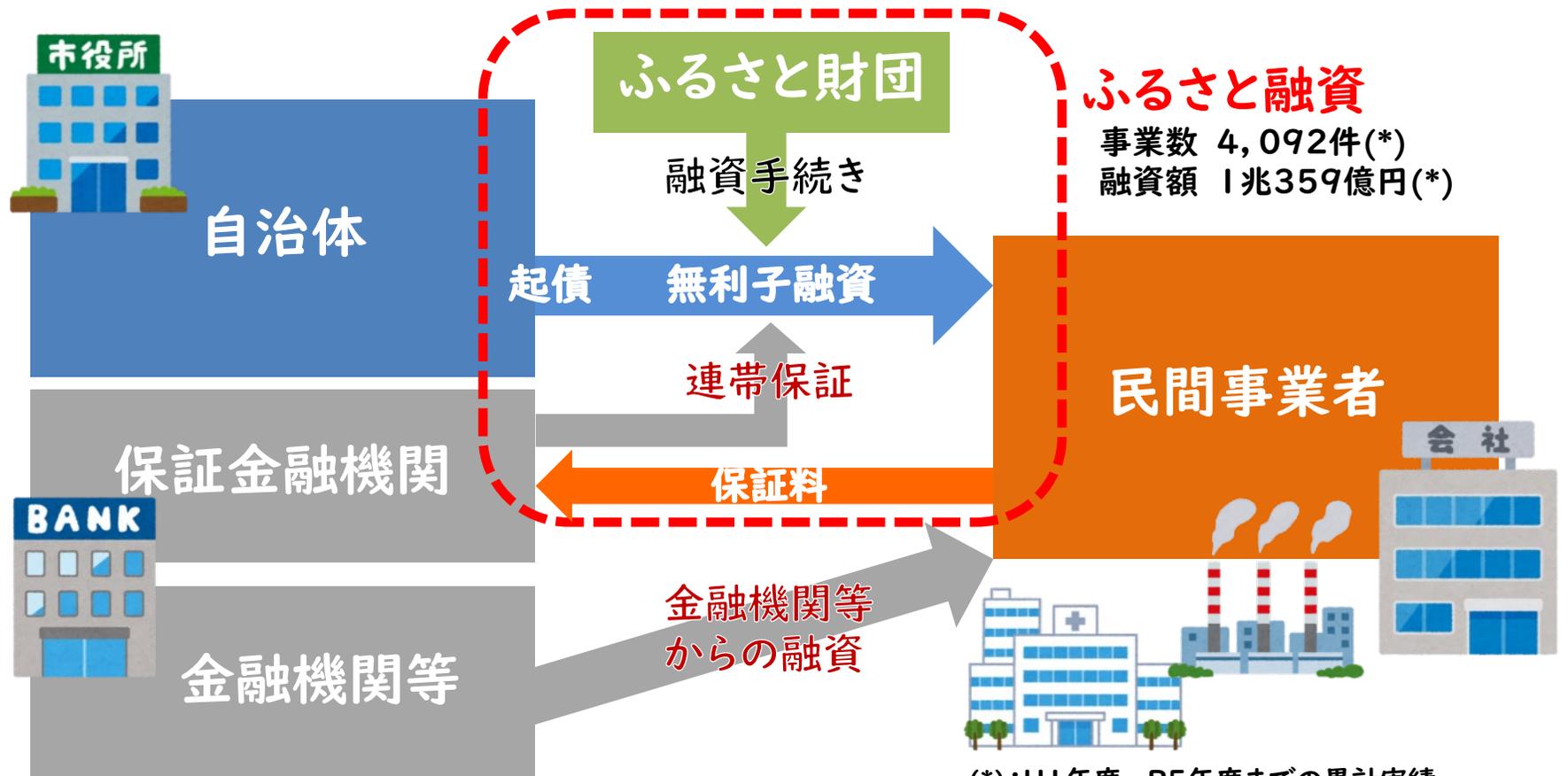
【地方財政措置】特別交付税措置（措置率0.5）



- ・ 派遣を受ける市町村については、政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く市町村が対象。
- ・ 派遣を受ける市町村に負担金が生じる場合は、派遣初年度のみが対象。

# ふるさと融資（無利子融資）制度の仕組み

- ・ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）とは自治体が金融機関と共同して、民間事業者の設備投資に対して行う無利子融資
- ・融資先は法人限定、業種は特に制限なし、①公益性のある事業、②一定の収益性のある事業が融資対象
- ・自治体は地方債（利子の75%は地方交付税措置）を発行し、それを原資として民間事業者に無利子で融資（最長20年）
- ・金融機関の連帯保証が必要、民間事業者は金融機関に保証料を支払（自治体が保証料補助を行う場合あり）
- ・融資比率、融資限度額等は次頁「要件一覧」のとおり、令和4年度より脱炭素関連事業につき優遇要件を設定
- ・地域総合整備財団【ふるさと財団】は、融資案件の審査と融資関連手続きにつき自治体から委託を受けている



出典：R6.9/25(水)第5回地域脱炭素政策の今度の在り方に関する検討会  
地域総合政治財団〈ふるさと財団〉資料より抜粋

# 令和6年度からのふるさと融資制度

地方のニーズを踏まえ、国内投資の拡大、ローカルスタートアップ支援の強化など地域経済の活性化の観点から、融資比率の引上げ等の制度改革を実施済。

## 1. 融資比率の引上げ

通常地域 35%⇒50%  
過疎地域等 45%⇒60%

## 2. 融資限度額の引上げ

融資比率の引上げに合わせて増額

## 3. 融資下限額の引下げ

小規模な起業・創業案件を対象とするため、現行の「300万円」⇒「100万円」に引下げ

## 4. 手続きの改善

- ① 申込受付回数を年3回⇒4回へ
- ② 申請書類の簡素化

## ■要件一覧

(単位:億円)

		通常地域	過疎地域 (みなし過疎地域含む) ・ 離島地域 ・ 特別豪雪地帯	定住自立圏 <sup>(※2)</sup> ・ 連携中枢都市圏 <sup>(※2)</sup> ・ 東日本大震災被災地域 <sup>(※3)</sup> ・ 市町村が認定する 「地域脱炭素化促進事業」 <sup>(※4)</sup> ・ (株)脱炭素化支援機構が 出資等を行う民間事業 <sup>(※4)</sup>
都道府県・ 指定都市	融資比率	50%	60%	60% <sup>(※2)</sup>
	融資限度額	80 <sup>(※1)</sup>	96 <sup>(※1)</sup>	120 <sup>(※2)</sup>
	雇用	5人(再生可能エネルギー電気事業は1人)以上 <sup>(※4)</sup>		
その他市町村	融資比率	50%	60%	60%
	融資限度額	20 <sup>(※1)</sup>	24 <sup>(※1)</sup>	30
	雇用	1人以上		

(※1): 地域再生計画認定地域及び沖縄県の区域に係る融資限度額は、1.25を乗じて得た額

(※2): 定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引上げ措置については都道府県は対象外

(※3): 岩手県、宮城県、福島県に限定

(※4): 市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」・(株)脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業については、「1人以上」

# 営農型太陽光発電について

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課  
再生可能エネルギー室

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金・みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

# 地域循環型エネルギーシステム構築

(循環経済先導地域づくり、営農型太陽光発電関係)

本資料は、地域循環型エネルギーシステムの構築に取り組まれようとする皆様や、行政機関の皆様に概要を御承知おきいただくために作成しています。本資料のほか交付等要綱をよく御確認いただきますよう、お願いいたします。

本資料は、予算成立後、円滑に事業を実施できるようにするため、予算成立前に作成しています。予算執行は、予算成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもございますので、予め御了承ください。

令和7年1月版

**農林水産省**

大臣官房環境バイオマス政策課

再生可能エネルギー室

## 営農型太陽光発電とは

営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、**営農を継続しながら発電を行う事業**。

作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できる取組手法。



露地の畑の上部にパネルを設置



パネル下でのトラクターによる  
耕運作業の様子

## <対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び資源作物や未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組を支援します。

## <政策目標>

カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入 [令和12年]

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

地域ぐるみの話し合いによって、適切な営農と発電を両立する営農型太陽光発電のモデルを策定し、導入実証を行う取組を支援します。

### 1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援



地域で最適な作物、設備設計、電力供給等について検討し、モデルを策定



策定したモデルに基づいて、地域に最適な営農型太陽光発電設備を導入

### 2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池（ペロブスカイト）と蓄電池の導入実証を支援します。

### 2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援



ペロブスカイトのイメージ  
(積水化学提供)

既存のシリコン系太陽光パネルの導入が難しい農林漁業関連施設等に、次世代型太陽電池を導入



導入手法、導入効果、課題（経済性、安全性、耐久性等）等の検証を行い、検証結果をとりまとめ

### 3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

#### ① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討、栽培実証、既存ボイラーにおける燃焼実証等を支援します。

### 3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

#### ① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

検討会開催 荒廃農地等を活用した栽培実証 栽培体系の分析



#### ② 未利用資源の混合利用促進

木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用を促進するため、既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査や炉への影響や混合利用による効果の検証等を支援します。

#### ② 未利用資源の混合利用促進



## エネルギー化



木質バイオマス発電所等

- ① 資源作物の燃焼実証
- ② 未利用資源の混焼実証

## <事業の流れ>



資源作物や未利用資源の利活用による再生可能エネルギーの導入推進 2

【お問い合わせ先】 1,2の事業：大臣官房環境バイオマス政策課 (03-6744-1508)

3の事業：大臣官房環境バイオマス政策課 (03-6738-6479)

# 営農型太陽光発電のモデル的取組支援 R7当初案

<b>事業概要</b>	地域ぐるみの話し合いによって、適切な営農と発電を両立する営農型太陽光発電のモデルを策定し、導入実証を行う取組を支援する事業
<b>支援対象</b>	協議会（構成員：農林漁業者、発電事業者及び地方公共団体等）、地方公共団体又は民間団体等 ※協議会以外が事業実施主体となる場合であっても、設備導入を行う場合は、事業終了時まで協議会を組織。
<b>支援内容</b>	<p><u>1 推進会議の開催（必須）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 農林漁業者、発電事業者及び地方公共団体等の関係者の話し合いに必要な会場借料、専門家招へい費用、旅費などを支援</li> </ul> <p><u>2 課題解決に向けた調査等（必須）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 先進地区の視察等の調査に必要な人件費、謝金、旅費などを支援</li> </ul> <p><u>3 営農型太陽光発電設備の導入（任意）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 上記1・2の検討の結果、策定したモデルに基づいた営農型太陽光発電設備の導入に必要な設備費を支援          ※導入する設備については、規模要件を満たすこと。また発電した電気に関してFITやFIPによる売電は行わず、原則協議会内で利用すること。          ※令和6年度みどりの食料システム戦略推進交付金において、営農型太陽光発電のモデルを策定していた場合は、上記の規模要件を課さない。          ※蓄電池は交付対象外。</li> </ul>
<b>交付率等</b>	<p><u>上記1・2の取組</u></p> <p>交付率は定額（機械の賃借に係る経費は2分の1以内）、上限額は合計で200万円とする。ただし、農林漁業循環経済先導計画を作成済又は作成見込の場合は、上限額は合計で1,000万円とする。</p> <p><u>上記3の取組</u></p> <p>交付率は2分の1以内、上限額は1 営農型太陽光発電設備当たり800万円とする。</p>

# 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり

## <対策のポイント>

- 農山漁村地域に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流失防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進します。
- 地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業で循環利用する包括的な計画を策定した市町村（農林漁業循環経済先導地域）において、農林漁業を核とした循環経済構築の取組を支援します。

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 農林漁業循環経済先導地域づくりの推進

農林漁業循環経済先導地域の構築に向け、以下の取組を支援します。

- ・農林漁業者、地方公共団体等の関係者による計画策定・体制整備
- ・課題解決に向けた調査・検討、地域人材の育成、栽培実証等
- ・再エネ設備を効率的に運用するために必要な施設、附属設備等（自営線、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム（VEMS）等）、営農型太陽光発電設備の導入

※みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築により支援【R6補正】

### 2. 農林漁業循環経済先導地域づくりに向けた施設整備等

農林漁業循環経済先導計画に基づき行う施設の整備等を各種支援事業の優遇措置等により支援します。

#### 地域内の資源やエネルギーの循環利用に資する施設整備への支援

- みどりの食料システム戦略推進交付金
  - ・地域循環型エネルギーシステム構築【R6補正】
  - ・バイオマスの地産地消【R7当初・R6補正】
- みどりの事業活動を支える体制整備【R7当初・R6補正】 等
- 国内肥料資源利用拡大対策事業（一部）【R6補正】
- 農山漁村振興交付金（一部）【R7当初・R6補正】
- 林業・木材産業循環成長対策（木質バイオマス・特用林産関係）【R7当初】
- 水産業競争力強化緊急事業等（一部）【R6補正】
- 浜の活力再生・成長促進交付金（一部）【R7当初】

[支援事業]  
優先枠  
優遇措置

## <事業の流れ>



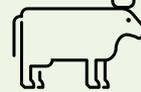
※2の事業の流れは事業ごとに異なります。

※2は、関連予算

## 農林漁業循環経済先導計画

### 農山漁村の地域資源

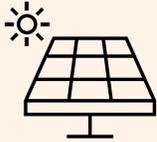
- ・土地、水、気候
- ・木質バイオマス
- ・家畜排せつ物
- ・農業残渣等



未利用資源  
の活用

### 再エネ発電設備/熱設備/資源再生

- ・営農型太陽光発電、蓄電池
- ・バイオマス発電、熱、バイオ液肥
- ・マテリアル、バイオ炭等



### 資源・エネルギーの 地域内循環

導入効果促進のための  
コーディネーター人材の育成

- ・食品残渣、未利用資源を肥料としてほ場に還元
- ・利益を農林漁業へ投資（より質の高い作物を生産）



- ・再エネ電気・熱・CO2の供給
- ・エネルギーマネジメントシステムにより効率的に再エネを活用
- ・エネルギーの見える化を通じてGHG削減の取組を促進

### 農林漁業関連施設等

- ・農林水産物のブランド化
- ・再エネ活用によるコスト減、生産者の所得向上



- ・農業用ハウス、農地
- ・農業用機械
- ・畜舎、水産加工場
- ・防災、地域活性化施設等

環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流出防止による魅力ある農山漁村づくり

# 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等） R6補正

事業概要	太陽光・バイオマス・小水力などの地域の再生可能エネルギー資源・マテリアルを活用した循環経済先導地域づくりに向け、エネルギー・マテリアルを農林漁業関連施設等をはじめ、地域で利用するモデルの策定等を支援する事業
支援対象	協議会（構成員：農林漁業者、発電事業者及び地方公共団体等）、地方公共団体又は民間団体等 ※協議会以外が事業実施主体となる場合であっても、設備導入を行う場合は、事業終了時まで協議会を組織。
支援内容	<p><u>1 推進会議の開催（必須）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 農林漁業者、発電事業者及び地方公共団体等の関係者の話合いに必要な会場借料、専門家招へい費用、旅費などを支援</li> </ul> <p><u>2 課題解決に向けた調査・地域人材育成・栽培実証等（必須）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 先進地区の視察等の調査に必要な人件費、謝金、旅費などを支援</li> <li>➤ 専門家による指導・研修等の地域人材の育成に必要な研修等参加費などを支援</li> <li>➤ 営農型太陽光発電設備下における栽培実証に必要な人件費、謝金、旅費、計測機器等の借上費などを支援 ※栽培実証の対象作目は、地域において推奨・奨励している作目。 ※栽培実証は既存の営農型太陽光発電設備を活用して実施してもよい。 ※借上費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限り、交付対象。</li> </ul> <p><u>3 営農型太陽光発電設備の導入（任意）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 上記1・2の検討の結果、策定したモデルに基づいた営農型太陽光発電設備の導入に必要な設備費を支援 ※導入する設備については、規模要件を満たすこと。また発電した電気に関してFITやFIPによる売電は行わず、原則協議会内で利用すること。 ※上記2の栽培実証に取り組む場合であって、農業試験場、研究機関又は教育機関の構内の農地に設備を導入する場合は、モデル策定前に導入することができるものとし、上記の規模要件を課さない。 ※蓄電池は交付対象外。</li> </ul>
交付率等	<p><u>上記1・2の取組</u> 交付率は定額（機械の賃借、模型の設置に係る経費は2分の1以内）、上限額は合計で200万円とする。ただし、農林漁業循環経済先導計画を作成済又は作成見込の場合は、上限額は合計で1,000万円とする。</p> <p><u>上記3の取組</u> 交付率は2分の1以内、上限額は1 営農型太陽光発電設備当たり800万円とする。</p>

# 総務省の地域脱炭素関連施策について

総務省自治行政局地域政策課

# 地域脱炭素につながる 総務省の施策パッケージについて

令和7年1月  
総務省 地域力創造グループ

# 地域脱炭素に取り組む関係者の皆様へ ～総務省の施策の御案内～

地域脱炭素に取り組む際は、地方自治体と連携した総務省の施策の活用についても検討いただければと存じます。

## ① 脱炭素化推進事業（P2）

（地方自治体が地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化に係る地方単独事業に取り組む場合に起こすことができる地方債）

こんな方  
にオススメ ▶

- 公共施設等の脱炭素化を進める地方自治体

## ② GXアドバイザー（P3～4）

（地域脱炭素に取り組む地方公共団体へアドバイザーを派遣）

こんな方  
にオススメ ▶

- 地域脱炭素を進めたいが、専門的な知見が不足している、アドバイザーからアドバイスを受けたいが、予算の確保が困難である地方自治体

## ③ 地域活性化起業人（P5～10）

（地方自治体が企業等の人材を受け入れて地域活性化（地域脱炭素等）に取り組む場合の経費を支援）

こんな方  
にオススメ ▶

- 専門人材のアドバイスを受けながら地域脱炭素支援を行いたい地方自治体・事業者・団体
- 地方自治体と連携して地域脱炭素支援に取り組みたい三大都市圏等に本社機能を有する事業者・団体

## ④ 地域おこし協力隊（P11～13）

（地方自治体が都市地域から条件不利地域に住民票を異動した者と協働で地域活性化（地域脱炭素等）に取り組む場合の経費を支援）

こんな方  
にオススメ ▶

- 地域脱炭素支援に取り組む人材が欲しい地方自治体・事業者・団体

## ⑤ ローカル10,000プロジェクト（P14～18）

（地方自治体が起業・新規事業の初期投資を補助する場合の経費を支援）

こんな方  
にオススメ ▶

- 起業・新規事業創出のための施設整備をしたいが、国の補助金等の対象にならない、地方負担を軽減したい又は採択に至らなかった事業者・団体・地方自治体

※ 詳細の問い合わせは、P20の担当者宛にお願いいたします。

# 脱炭素化推進事業

- 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化に係る地方単独事業（事業期間は令和7年度まで）

## 対象事業 ※事業費 1,000億円（令和7年度）

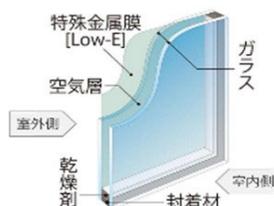
- ① 再生可能エネルギー設備等の整備に関する事業  
（太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備 など。ただし売電を主たる目的とする場合には、地域内での消費を主たる目的とするものに限る。）
  - ② 公共施設等をZEB基準に適合させるための改修事業等（空気調和設備、照明設備、太陽光発電設備（売電を主たる目的とするものを除く） など）
  - ③ 公共施設等を省エネ基準に適合させるための改修事業等（空気調和設備、照明設備、給湯設備 など）
  - ④ 公共施設等のLED照明導入のための改修事業
  - ⑤ 電動車の導入（公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車に限る）及び充電設備の整備（主として公用車に充電を行うもの）
- ※ ①及び②は新築・改築も対象。また、太陽光発電設備の整備には、建材一体型太陽光発電設備及びペロブスカイト太陽電池を含む。  
※ ZEB（Net Zero Energy Building）とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

## 【事業イメージ】

再生可能エネルギー（太陽光）設備



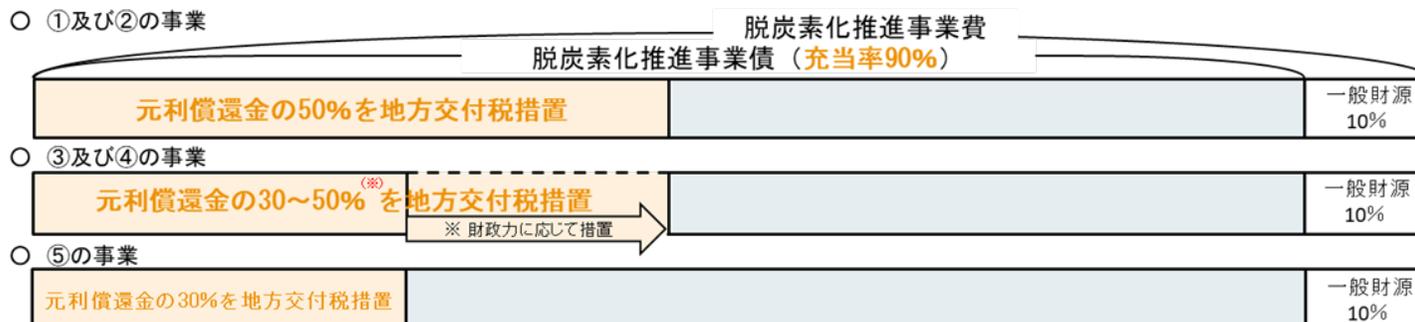
公共施設等のZEB化  
（屋根の高断熱化・複層ガラスの導入）



電気自動車の導入



## 充当率・元利償還金に対する交付税措置



# GXアドバイザーの派遣

- 政府は、2050年カーボンニュートラル実現、2030年度温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）を目標として掲げている。
- 「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日）では、①**少なくとも100か所の脱炭素先行地域づくり**や、②**太陽光発電、住宅・建築物の省エネ等の重点対策の全国実施**等が盛り込まれるなど、地域主導の脱炭素の取組が重要となっている。
  - ▶ このような中、総務省と地方公共団体金融機構との共同事業である「**経営・財務マネジメント強化事業**」において、地域脱炭素に取り組む地方公共団体へアドバイザーを派遣する。

## 支援分野

### ● 課題対応アドバイス事業

地域脱炭素に取り組む地方公共団体に対して、下記の分野において支援を実施。

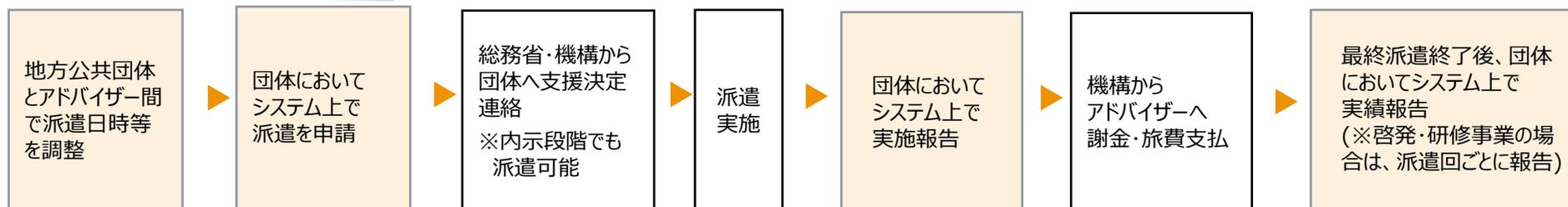
<地域脱炭素ロードマップの重点対策>

- ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、②地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導
- ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上、⑤ゼロカーボン・ドライブ、⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
- ⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり、⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

### ● 啓発・研修事業

都道府県が市区町村の啓発のため支援分野の研修会・相談会を行う場合に、都道府県に対してアドバイザーを派遣

## アドバイザー派遣の流れ



## 謝金・旅費

- **アドバイザーの謝金・旅費は地方公共団体金融機構が負担する。（謝金単価は原則、1時間あたり6,000円）**

※詳細は、地方公共団体金融機構HP掲載の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業実施の手引き」（下記URL・QRコード）を参照  
<https://www.jfm.go.jp/support/development/keieizaimu.html>（機構HPのURL）

（機構HPのQRコード）



# GXアドバイザーの活用をご検討ください！

## 【このような課題を抱えている自治体におすすめです】

- 地域脱炭素を進めたいが、**専門的な知見が不足している**。
- アドバイザーからアドバイスを受けたいが、**予算の確保が困難である**。
- 補助金の申請等に係る**手続きを簡潔に済ませたい**。



左記の悩みは解決できます！  
「GXアドバイザー」をご活用ください！

## 【応募いただいた自治体に応募のきっかけを聞いてみました】

### 自治体の声①

私の自治体では、脱炭素を実現するためにこれまで「地方公共団体実行計画」を策定してきましたが、これからは計画の実現に向けて、具体的な取り組みを検討していきたいと考えています。

ただ、職員の知識や経験が不足していることもあり、思うように事業が検討できない状態でした。



太陽光パネル



「再エネを導入したいが、  
どうすれば良いかわからない・・・」



バイオマスボイラー

「GXアドバイザー」の制度は、  
**様々な分野に精通したアドバイザーがいるため、  
自分の自治体の状況とマッチしたアドバイザー**にお願いすることができました。

今後は、再エネを導入するにあたってのスキームや調整すべきことを協議したり、国の補助金等の申請に向けてアドバイスをもらいたいです。



「アドバイザーから適切な  
アドバイスを受けられます！」

### 自治体の声②

私の自治体では、アドバイザーに対する予算が確保できず、思うようにGXの推進を進められないでいました。

本制度は、地方公共団体金融機構からアドバイザーに直接謝金や旅費が支払われるため、**自治体の予算措置が不要であり、活用しやすかった**です。



「アドバイザーからアドバイスを  
受けたいのに予算がない・・・」



「**予算措置不要で  
制度を活用できます！**」

### 自治体の声③

応募にあたって、いろいろな補助金の活用を検討しましたが、どれも申請の手続きが大変で、申請するだけで多くの時間を要することがわかりました。

本制度は、**申請～実績報告までWebを使って行うことができる**ため、めんどろな書類のやりとりや手続きがなく、効率が良かったです。



「申請するだけで、大変だ・・・」



# 地域活性化起業人

- ① 企業派遣型 (H26～)
- ② 副業型 (R6～)

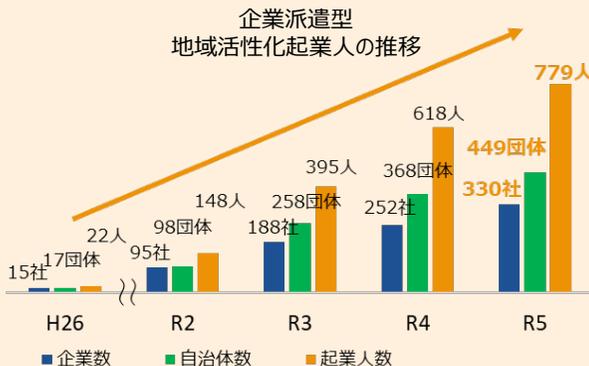
※ H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と社員個人の協定に基づく**副業の方式（副業型）**により活用
- **地方公共団体**としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図ることができ、**  
**民間企業**としては、**多彩な経験による人材の育成、企業（または社員個人）の社会貢献、新しい地域との関係構築**などのメリットがある

## 地方公共団体

(対象：1,432市町村)

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村



## 協定締結

- 任期  
6か月～3年
- 活動例  
・観光振興  
・自治体・地域社会DX  
・地域産品の開発 等

社員個人

## 民間企業

(三大都市圏に所在する企業等)

### 【① 企業派遣型】

- 要件
  - ・自治体と**企業**が協定を締結
  - ・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上**
- 特別交付税
  - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
  - ② 受入れの期間中に要する経費（**上限560万円/人**）
  - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

### 【② 副業型】

- 要件
  - ・自治体と**企業に所属する個人**が協定を締結（フリーランス人材は対象外）
  - ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
  - ・受入自治体における滞在日数は**月1日以上**
- 特別交付税
  - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
  - ② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人+旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
  - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

## 地域活性化起業人 令和7年度拡充部分

- 企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人」を創設（上限200万円／人）
- 三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業の社員等も対象に追加
- 市町村・企業のマッチングを支援するプラットフォームを構築 R6補正予算 1.0億円

### 対象者

- ・① 三大都市圏に所在する企業等の社員
  - ・② 三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業等の社員
- （企業派遣型／副業型）
- ・三大都市圏、三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業等を退職した者のうち、引き続き当該市に在住する者（地域活性化シニア起業人）

### 受入団体

- ・① 三大都市圏外の市町村、三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村等
  - ・② ①のうち政令市・中核市・県庁所在市以外の市町村
- （※企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く）

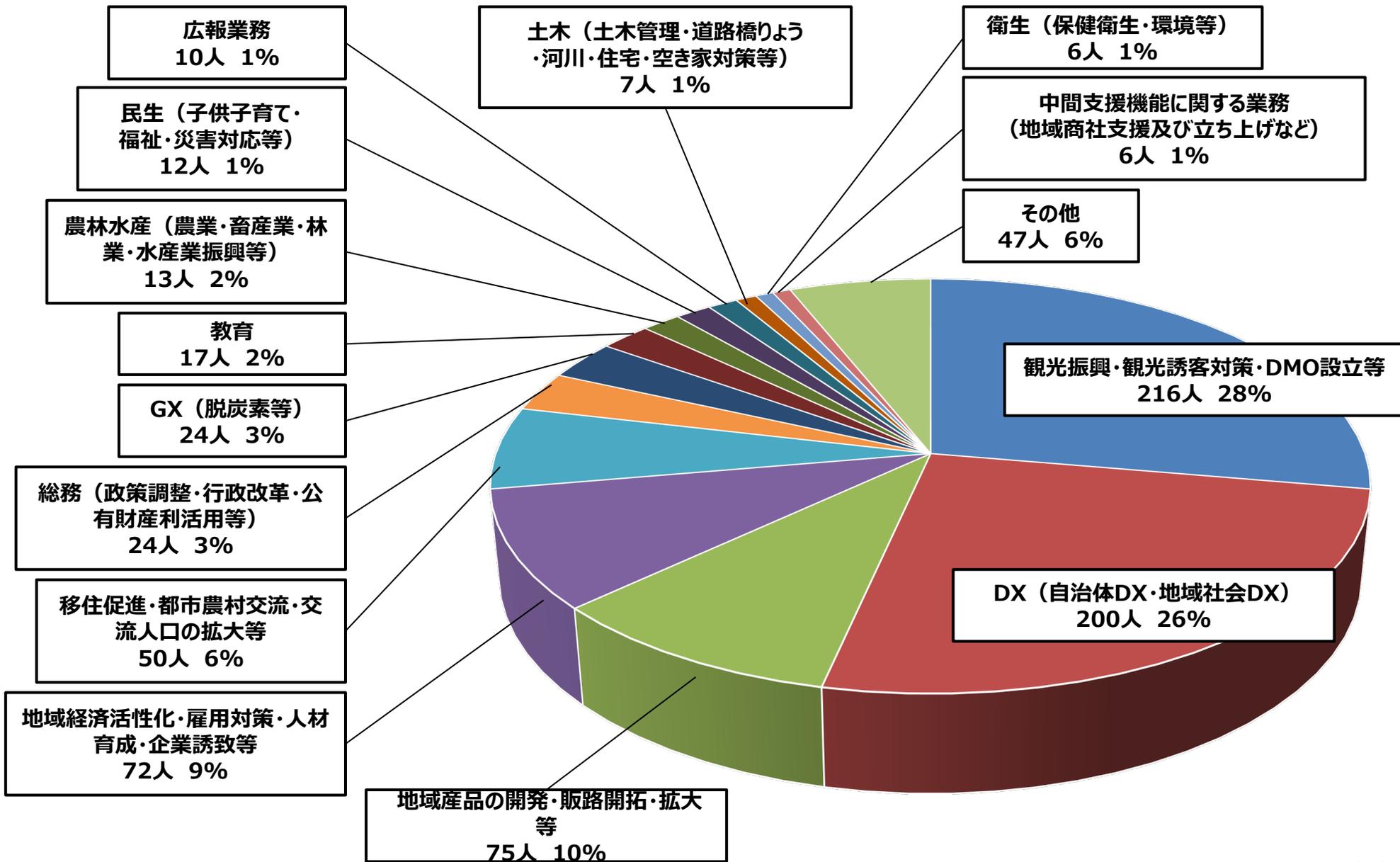
### 特別交付税措置

起業人（企業派遣型）の受入に要する経費 上限額 R6 560万円／人

→ R7 590万円／人 等

地域活性化シニア起業人の受入に要する経費 上限額 200万円／人（副業型と同じ）

# 地域活性化起業人のカテゴリー別（令和5年度）



## 地域活性化起業人 基本情報



【年 齢】 39歳

【活動時期】 R4.4月～ R6.3月（予定）

【入社年度】 平成30年入社（前身の一般社団を含む）  
勤務年数5年（R4.10.1時点）

【派遣元企業での業務や培ったノウハウ等】

- ・環境省再エネ設備検証評価事業において全国の再エネ設備の導入事例・設計評価を通じた設備検討・運用に関する情報収集、分析、事例検討
- ・前職での行政職経験を通じた対話型の実務経験
- ・民間企業経験を通じた事業者伴走型の事業構築、コーディネート活動

## 取組内容・成果

## ● EVバイクを活用した脱炭素実証走行事業

知名町は、和泊町、ヤマハ発動機株式会社、国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学未来社会創造機構と、沖永良部島をモデルとした脱炭素・持続可能なモビリティ社会の構築に向けた連携協定を締結へ支援。



## ● グリーンスローモビリティの実証

・グリーンスローモビリティの特徴である、低速・環境配慮の特徴を活かし、地域住民や観光関係者の体験走行を通じて、低速車両の理解を深める実証事業を実施。



## ● 地域住民に対する脱炭素啓発事業

地域住民・自治体職員を対象に、地球温暖化による気候変動、脱炭素社会づくりに向けた町の取り組みを説明し、取り組みへの理解と意識醸成を図る。  
職員向け研修会・住民向け説明会など開催。



### 地域活性化起業人 基本情報



【年 齢】 33歳

【活動時期】 R4.3～R6.3

【入社年度】 H25年入社  
勤務年数10年（R5.10.20時点）

- 【派遣元企業での業務や培ったノウハウ等】
- ・産業用太陽光発電所の開発、設計、営業
  - ・個人地権者への土地売買＆賃貸の交渉
  - ・資金調達に関わる業務全般（金融機関との交渉等）

### 取組内容・成果

#### ● 脱炭素社会実現に関わる補助事業への応募に係る業務

脱炭素社会実現に関わる補助事業への応募に向け、より有利な補助金の検討をし、申請の準備をしています。

#### 重点加速化事業へ申請する内容に関して

◆ 現在検討していた申請内容を下記の通り変更したいと思います。

現在の申請内容			変更予定の申請内容		
補助事業	事業内容	主体性	補助事業	事業内容	主体性
① 太陽光発電設備導入（公共施設）	施設敷き自家消費型で公共施設に設置し、導入した電力を施設内で消費し、余剰電力を売電する。	可	① 太陽光発電設備導入（公共施設）	従来通り自家消費型で公共施設に設置し、導入した電力を施設内で消費し、余剰電力を売電する。	可
② 高効率EV化 EV充電設備導入	市内の個人により行政が率先して公共化自動車への転換を促すことで、市民や事業者の自動車保有率を向上させる。	可	② 庁舎へ高効率空調設備・高効率照明設備の導入	庁舎の空調設備・照明設備を高効率なものに更新し、導入を行う。	可
③ 庁舎のZEH Ready化	町営の多岐用途住宅をZEH住宅にする（住宅用太陽光パネルに対する敷設環境を確保）。	可	③ ソーラーシェアリング	主に、地権者である民間事業者の協力が得られず、事業の進捗が遅延しているため、町内に公募する予定。	新法人
			④ 太陽光発電設備導入	太陽光発電を誘引し、地産地消のエネルギーを創出する。	新法人

▶ 庁舎のZEH化に向けてメーカーに資料を依頼していましたが、工事内容が異なるため、取りやめました。

#### ● 設立を検討している脱炭素に取り組む新法人に係る業務

地域でかかえる課題解決及び地域経済循環の確立に向けた新法人の設立のため、事業計画、事業試算等の検討をしています。



## 地域活性化起業人 基本情報



【年 齢】 45歳

【活動時期】 R5.7～R8.3（予定）

【入社年度】 H28年入社  
勤務年数8年（R5.7.1時点）

【派遣元企業での業務や培ったノウハウ等】

- ・廃棄物処理法や一般廃、産廃の処理業界への知見
- ・企業ごみに関する削減ノウハウ
- ・静脈物流の効率化
- ・未利用資源の再資源化
- ・地域循環スキーム形成
- ・CO2削減企画対応（再エネ導入、焼却ごみ削減）

## 取組内容・成果

### ●ごみ削減の取り組み

取り組む意義や経済合理性を提案し、持続可能な仕組みの構築を目指しています。

- ・廃棄物組成調査
- ・町民向けごみ分別説明会
- ・分別説明ビデオ作成
- ・企業廃棄物削減提案



### ●地域循環企画推進（予定含む）

地域で廃棄物になっている再資源化可能なものをできるだけ地域で循環するしくみづくりに取り組んでいます。

- ・廃食油循環利用企画推進
- ・バイオマス資源活用企画
- ・廃プラ活用企画



### ●脱炭素企画の推進

行政、町民、企業が連動しての磐梯町町内の脱炭素の土壌づくりに取り組みます。

- ・目標設定、計画策定
- ・再生可能エネルギー導入可能性調査
- ・CO2排出量運用管理検討、対応推進
- ・企業ネットワークを活用しての最適化検討



# 地域おこし協力隊について

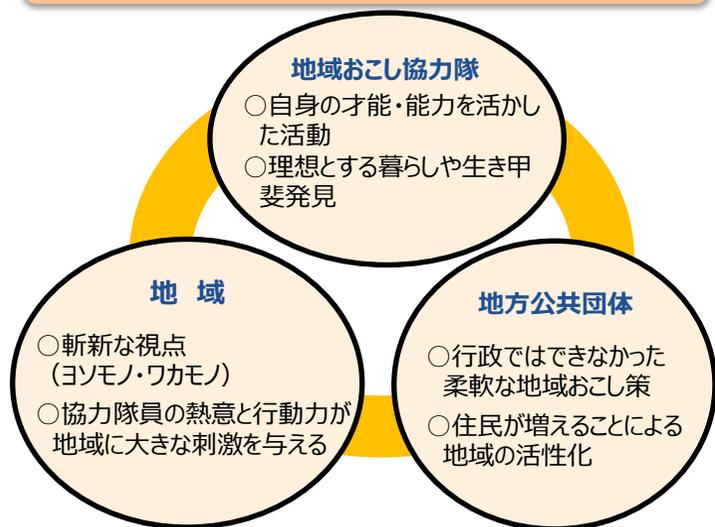
- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：概ね1年以上3年以下
- **地方財政措置**：＜特別交付税措置：R7＞
  - ・ **地域おこし協力隊員の募集等に要する経費**：350万円／団体を上限 (R6 300万円→R7 350万円)
  - ・ 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
  - ・ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等
  - ・ **地域おこし協力隊員の活動に要する経費**：550万円／人を上限(報償費等：350万円、その他活動経費：200万円)  
(R6 520万円→R7 550万円)
  - ・ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限
  - ・ 地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
  - ・ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5
  - ・ JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）
  - ・ 外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

※このほかJETプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和（R7～）

## 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



## 隊員数、取組自治体数等の推移

⇒ 令和8年度に10,000人を目標

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人	7,200人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体	1,116団体	1,164団体

※ 隊員数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定ベース）。  
 ※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農水省)」の隊員数を含む。

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が  
20歳代と30歳代

・ 制度創設以来、R4末までに任期終了した隊員については、**およそ65%**、  
 ・ 直近5年に任期終了した隊員については、**およそ70%が同じ地域に定住**  
 ※R5.3末調査時点

## 基本情報



【年齢】  
31歳  
【出身地】  
山形県飯豊町  
【転出元】  
愛知県豊田市  
【前職】  
自動車エンジニア  
【活動時期】  
R3.10～

## 協力隊に応募したきっかけ

私は、現在の活動地域である飯豊町の出身で、高校生の頃から「飯豊町の資源からエネルギーを作りたい」という想いをずっと持っていました。ただ、何も経験や能力がない中で戻ってきても何も興せないと考え、大学卒業後に民間へ就職し、仕事のやり方などを学んできました。6年目で徐々に仕事が楽しくなり、今が一番働けると感じ、飯豊町でエネルギー事業を立ち上げたいと決意し、応募しました

## 今後の抱負・任期後の目標

任期後の目標としては、飯豊町の資源（特にバイオマス）を生かした発電設備を立ち上げたいと考えています。現在、再生可能エネルギーは大規模集中型で森林伐採や破壊も伴っているケースが多く、本当の意味で環境に良いエネルギーには認知されていない事業だと感じています。そこで、森林整備を中心として、その中で出た恵（間伐材や林地残材となるD材以下）を利用した小規模分散型の発電設備を立ち上げ、飯豊町の美しい森林を守り、発展させていく事業にしたいです。

## 活動内容

## ● 森林整備修行

週末を利用して、2週に1回の頻度で山に入り、森林整備のやり方を学んでいます。その中で持続可能な林業とは何か、どうすれば林業は持続可能な産業になるかを先輩の林業家の方々と話し、事業構築へFBしています。また、カーボンクレジットを使った新たな価値創造や仲間集め事業にも挑戦中。



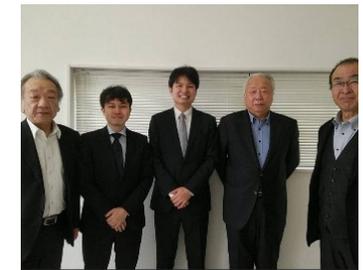
## ● 事業構築・仲間集め@ローカルベンチャーラボ

ビジネススクール（ローカルベンチャーラボ）に参加し、地方で起業を目指す全国の人との意見交換や自分の事業案のブラッシュアップを実施しています。現在、飯豊町で興すプロジェクトで一緒に参画してもらうなど、仲間作りにも繋がっています。今後、全国で地方起業の輪を作っていきたい。



## ● 電力事業修行@おきたま新電力（株）

昨年立ち上がったおきたま新電力（株）にて、電力への理解を深めることを目的に、立ち上げ業務と新規再生可能エネルギー電源のポートフォリオ作成、新規事業の仕組みづくりなどを実施。今後、置賜地区で電力の地産地消100%を目指し、様々な人たちと協力して、推進力をもって、進めていきたい。



基本情報



【年齢】  
40歳  
【出身地】  
和歌山県和歌山市  
【転出元】  
東京都多摩市  
【前職】  
会社員  
【活動時期】  
R3.7～

協力隊に応募したきっかけ

地方への移住を検討している中で、能勢町地域おこし協力隊の業務内容（環境教育）に興味をもったこと。

今後の抱負・任期後の目標

今年度検討を開始した薪ストーブ・薪事業について、関係者との調整を進め、継続して取り組むことのできる仕組みを構築したい。連携団体である、株式会社能勢・豊能まちづくりの地域内での認知度が低いため、様々な媒体での情報発信を行う。地域住民に連携団体の取組について知ってもらい、取組への参加者が増えるようにしたい。

任期後に地域に住み続けるための仕事や住居について、引き続き検討する。

活動内容

●省エネの普及啓発

連携する地域電力会社の地域サービスの一環として、省エネの普及啓発活動を行った。今夏は教育施設にすだれ等を寄付し、昨年度比-3%減に挑戦した。

また、グリーンカーテンの普及を図るべく、地域住民の協力の元、様々な条件でホップをグリーンカーテンに仕立てて栽培した。また、効果測定を行った。



●森林資源の利活用の検討

再生可能エネルギーを軸としたまちづくりの一環として、森林資源を活用する、薪ストーブの普及と薪事業について検討した。地域の飲食店や住民への聞き取り調査を行った。薪事業については、今冬から材の買取を始め、2024年度本格市場参入を行うべく、検討している。



●環境教育の企画・運営

未就学児とその保護者を対象とした、端材を活用した積み木作りの企画・運営を行った。10組の参加者に木の手触りを楽しみながら作業していただき、木製品を使うことが森林環境の保全に繋がることを伝えた。（欠席の2組には積み木と資料を配布）。

小学生を対象に、エコについて楽しみながら学んでもらうエコ縁日と木工体験の企画・準備を行った（コロナにより中止）。



# ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）

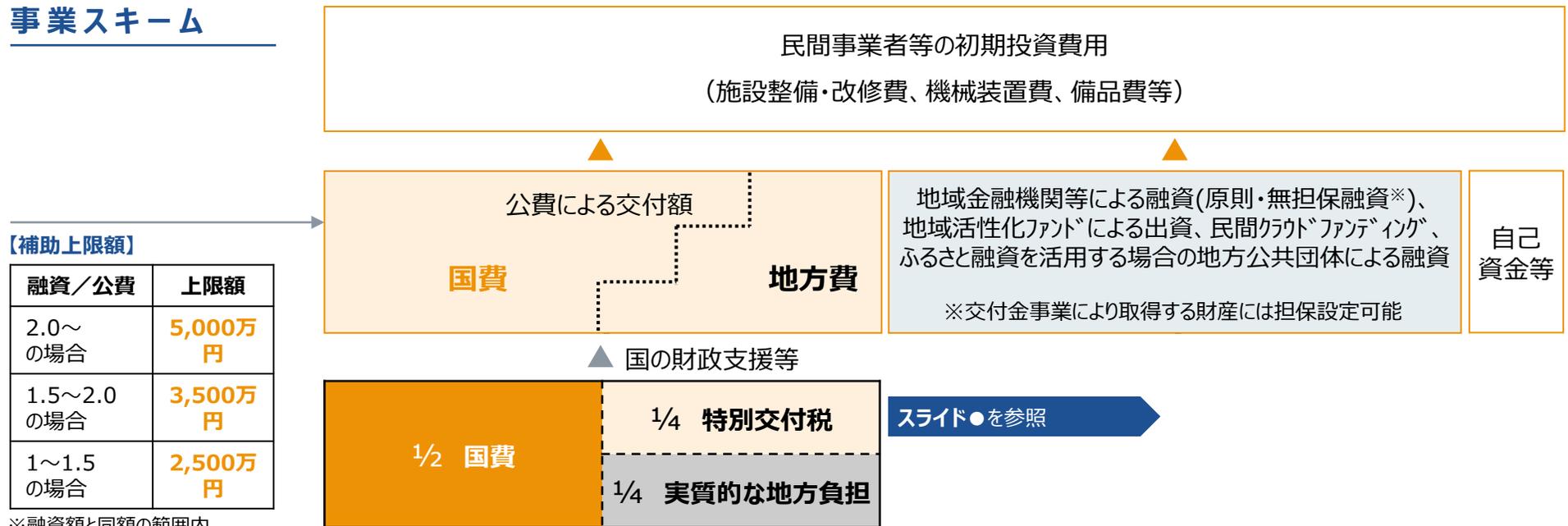
R7年度当初予算額（案）：地域経済循環創造事業交付金 6.2億円  
 R6補正予算額 地域経済循環創造事業交付金 等 21.1億円  
 R6当初予算額 地域経済循環創造事業交付金 6.0億円の内数

産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援

- ①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応（公共的な課題の解決）  
 ③地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング ④新規性（新規事業） ⑤モデル性  
 の要件について、有識者（総務省）の審査を経て該当すると認められた事業が対象

※事業は年度内完了が原則

## 事業スキーム



### 【補助率】

- ・原則、自治体負担の1/2
- ・条件不利地域
  - 財政力0.25以上 2/3
  - 財政力0.25未満 3/4
- ・デジタル技術活用 3/4
- ・脱炭素 3/4
- ・女性・若者活躍 3/4



- 自治体の事業を支援
- 施設整備・改修費、備品費も対象
- 補助上限額は最大5,000万円（大規模事業対応可）
- 補助率は条件不利地域の場合 2/3～3/4
- 特別交付税措置（措置率0.5）により実質的な地方負担を大幅に軽減
- 毎月、交付申請可能

## 事業背景

- 地球温暖化により、猛暑が続くようになり、品質・収穫に与える影響が大きくなったため、断熱対策だけでなく、冷房設備の導入が必要
- ハウス内CO<sub>2</sub>濃度の調整について、生産者の経験と勘により換気調整を行っていたが、生産量が安定せず、作業環境にも影響が出る。
- 東日本大震災の影響で、設備倒壊等による生産不能、福島第一原発の事故による風評被害による価格の下落が見られる。

## 事業実施者

有限会社 越戸きこの園

## 自治体・金融機関の支援内容

- 公費による交付額：40,000千円
- 国費（地域経済循環創造事業交付金）：40,000千円
- みちのく銀行による融資：57,505千円

## 取組内容

- ICTを活用したハウス内温度、湿度、CO<sub>2</sub>濃度等の監視制御システム及び低コスト高断熱ハウスを導入し、全国に例のない菌床しいたけ栽培技術を確立するとともに、地域生産者への普及、しいたけの一大産地化を図る。
- 久慈地域の木材の残材等を活用した木質バイオマスエネルギーによる熱供給を受けることにより、化石燃料価格の変動に左右されない安定した経営と環境負荷の低減、エネルギーの地産地消による地域経済循環システム構築の実現を図る。

## 地域への貢献

- 菌床しいたけの生産量増加と安定供給
- 久慈地域のしいたけブランド力の向上
- 新規雇用の創出
- 木質バイオマスエネルギーの導入による未利用材の活用



導入したハウス



菌床しいたけ生産の様子①



菌床しいたけ生産の様子②

## 事業背景

- 事業実施地は、「どぶろく特区」の認定を受けているが、人口流出、少子高齢化、地域産業の衰退、耕作放棄地の増加、森林の荒廃等集落維持に影響が出始めており、著しく過疎化が進んでいる。
- プラスチックゴミによる生態系への影響が問題視され、環境保全に対する意識が高まっている。
- 酒類はクラフト志向になり、また、海外で日本酒の人気が高まっている。

## 事業実施者

有限会社 Brewing Farmers&Company合同会社

## 自治体・金融機関の支援内容

- 公費による交付額：4,333千円
- 国費（地域経済循環創造事業交付金）：2,166千円
- 地方費：2,167千円
- 長野県信用組合による融資：4,334千円

## 取組内容

- 工場跡地をリフォームし、世界初、エネルギー源の確保から原材料まで全てを自然素材で賄う持続可能な製法の「どぶろく」製造を行う。
- 薪ボイラーを整備し、エネルギー源として、地元産の間伐材を活用。山林保全から水源維持、豊かな土壌に繋げ、良質な米の生産へと環境循環の仕組みを作る。
- 空き店舗を活用して、どぶろくの提供場及びコミュニティスペースとして農家レストランを開業

## 地域への貢献

- 「どぶろく」という新たな農産物のブランド化
- 雇用の創出と経済波及効果を生み出す。
- 環境保全型農業を促進させると共に、農家取得の向上
- 交流人口の創出、移住者の増加により過疎解消へ繋げる。



薪ボイラー



環境保全型農業のイメージ



どぶろく

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）

R6創設

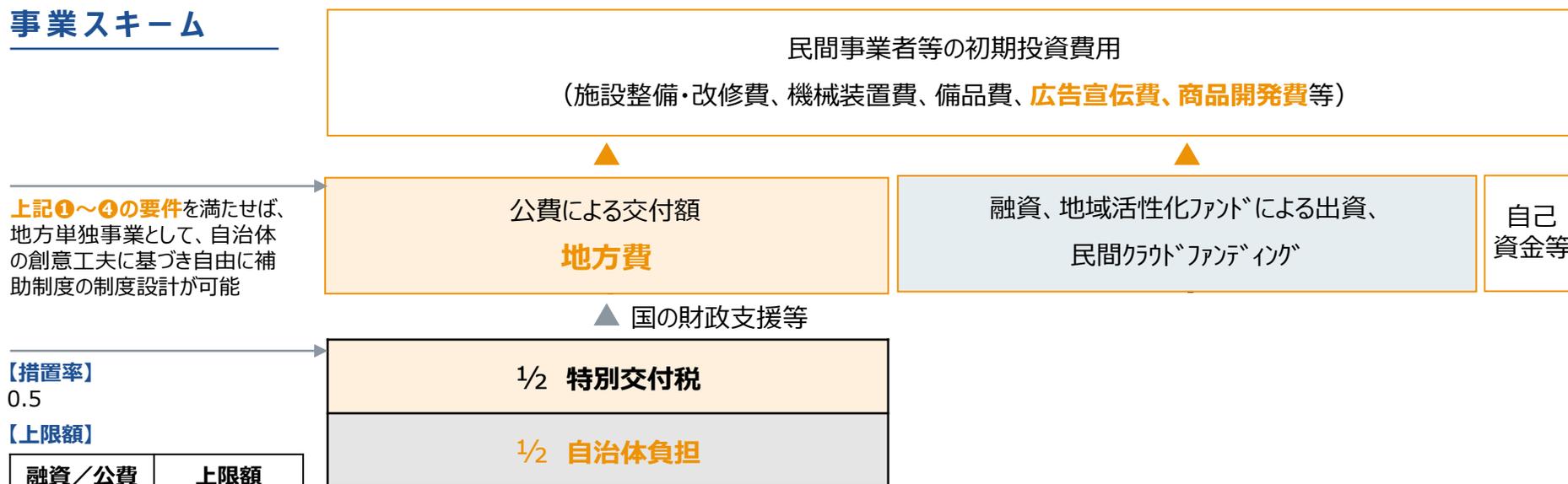
ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）に準ずる市町村の地方単独事業に対する特別交付税措置を創設

- ① 地域密着型（地域資源の活用）
- ② 地域課題への対応（公共的な課題の解決）
- ③ 融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング
- ④ 新規性（新規事業）

の要件について、市町村において外部有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業が対象

※特別交付税の算定に当たって、上記を確認できる補助要綱等を提出

## 事業スキーム



上記①～④の要件を満たせば、地方単独事業として、自治体の創意工夫に基づき自由に補助制度の制度設計が可能

【措置率】  
0.5

【上限額】

融資／公費	上限額
1～の場合	1,500万円
0.5～1.0の場合	800万円
～0.5の場合	200万円

※融資額と同額未満の場合についても対象



- 市町村の地方単独事業を支援
- 国庫補助事業と異なり、先行事例の横展開等を推進するため、モデル性は問わない。
- 国庫補助事業と異なり、融資額が小さい場合、交付額が小さい場合、担保付融資の場合、**ソフト経費（広告宣伝費、商品開発費）**が中心となる場合も柔軟に活用可能。
- 国の有識者の審査不要。市町村の有識者の審査又は商工会議所の確認を経ることで柔軟に活用可能。

# ローカルスタートアップ支援制度 [企画・立ち上げ等各段階での財政措置]

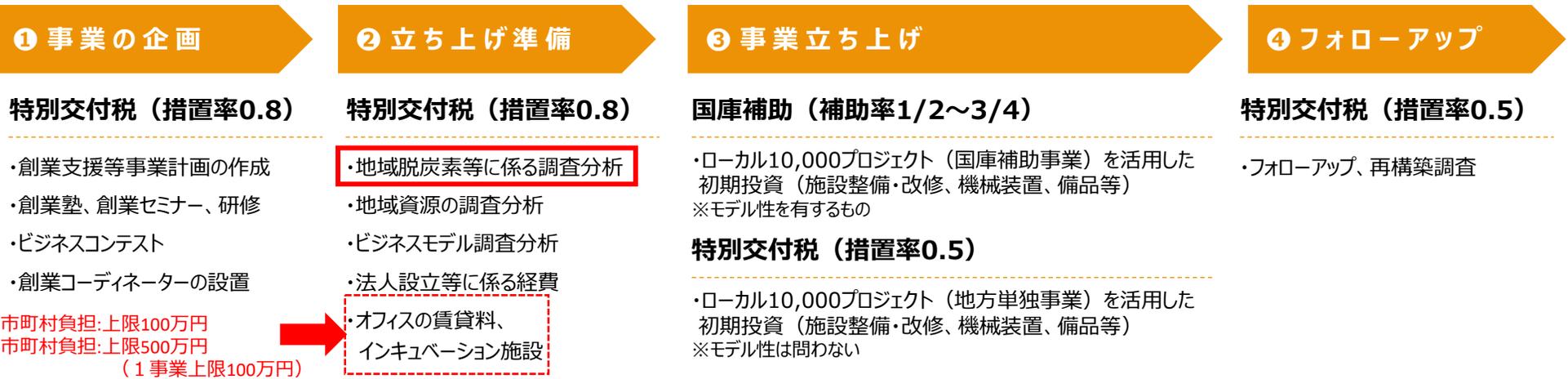
「ローカルスタートアップ」とは、**地域の人材・資源・資金を活用した地域課題の解決に資する創業・新規事業**

政策促進のための対策

地域の人材・資源・資金による経済循環（地域経済循環）を促進するため、大幅に拡大していくことが重要と考え、令和5年度から、ローカルスタートアップに関する施策を充実し、「ローカルスタートアップ支援制度」としてパッケージ化

## 地方自治体が施策を実施するための財政措置を充実

### ローカルスタートアップ支援制度



### ローカルスタートアップ支援制度を活用するには、「創業支援等事業計画」の策定が必要

- 産業競争力強化法に基づき、市区町村・支援機関（商工会議所、金融機関等）が連携して創業支援 ※認定件数1,491市町村（R5.12.25）
- 地域の創意工夫に基づき、相談窓口、創業セミナー、インキュベーション施設、初期投資支援等を実施
- 継続的な個別相談、創業セミナー等（特定創業支援等事業）を受けた創業者には、登録免許税、日本政策金融公庫融資、補助金等の優遇措置

# デジタル人材の確保について

総務省自治行政局地域情報化企画室

# DXに係る市町村の現状

- **小規模団体**（人口5万人以下） **211団体が「1人情シス」状態**  
（DX推進部局の担当者が1人以下）

## 市町村の声

- 小規模団体で自前にデジタル人材を確保することは困難で、都道府県による人材派遣を求める声が多い。その際、アドバイザーではなく、**実際に業務に従事してほしい**という要望が多い

### ① 小規模自治体の現状

- ・ **1人職員がDX担当部局と他業務を兼務。**
- ・ 情報システム担当になったものの、デジタルの素養がなく、**マニュアルを読むのにも苦労。**

### ② 都道府県に求めるもの

- ・ 都道府県のスケールメリットを生かし、**人材を共有できる仕組み**を構築。
- ・ **市町村単体でデジタル人材の採用が困難。** 県との人事交流や県からの派遣など、**県全体で人材不足に取り組んでほしい。**

### ③ 求める人材・派遣形態

- ・ アドバイザーによる助言・業務分析だけではなく、**直接的に目の前の行政実務に関するDX推進サポート**する人材。
- ・ **自治体業務を理解し、現実的な提案**をする人材。
- ・ 回数や時間に縛られない派遣・**常勤的な派遣。**

# 都道府県における市町村支援のデジタル人材確保（人材プール）

- 全国で、都道府県が市町村と連携してDX推進体制を構築し、デジタル人材を市町村に派遣する取組やシステムの共同調達を主導する取組等が進みつつある。
- こうした取組を加速させるため、**令和7年度中に、全ての都道府県で市町村と連携した推進体制を構築し、市町村が求める人材プール機能を確保できるよう、総務省がデジタル庁と連携し支援。**

## 都道府県と市町村が連携したDX推進体制



**想定する主な機能**

- 首長レベルの方向性の共有
- 各市町村の状況把握
- デジタル人材を活用した支援
- 広域的な取組の検討  
(システム共同調達、合同研修等)

**人材プール**

- 全体方針策定を主導する人材
- 個別プロジェクトを進める人材
- システム導入・管理等の  
実務を担う人材

都道府県の人材確保を  
総務省も支援（R6補正）



ニーズに応じて  
人材派遣

R7より常勤職員の人件費について普通交付税措置

### ノウハウ・研修等の提供

- **都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト**（R6補正）
- 確保・育成の「ガイドブック」
- 望ましいスキルや経験を類型化し「**スキル標準**」
- 自治大学校等関係機関での研修

### アドバイザー派遣

- **DXアドバイザー**（主に自治体DX分野。地方公共団体金融機構と共同）
- **地域情報化アドバイザー**（主に地域社会DX分野。）

### 財政措置

- 【普通交付税措置】
  - 都道府県が、一定のスキル・経験を有する**デジタル人材**を、**市町村支援業務を行う常勤職員**として雇用した場合の**人件費**
- 【特別交付税措置】
  - 市町村による**CIO補佐官**任用等に要する経費
  - **DX推進リーダー**育成経費
  - 都道府県等による**市町村支援のデジタル人材確保**に要する経費

## 総務省の伴走支援

## 推進体制の機能と「人材プール」の方向性

- 構築するDX推進体制の規模・水準については、地域の実情に応じ、様々な形態が想定され得るものである一方、先進自治体の事例も踏まえ、次のような**4つの機能が必要**。
- 支援体制の中心となる**人材プール**については、**都道府県において、専門人材を確保して構築・拡充を進める必要**があり、多くの市町村で継続的かつ直接的に実務を行う人材が求められていることを踏まえ、**常勤職員としての雇用を中心としていく必要**。
- 具体的には、一定の実務経験・スキルを持ち合わせた人材（以下「**自治体DXアクセラレータ**」という。）を確保していただくことを想定。

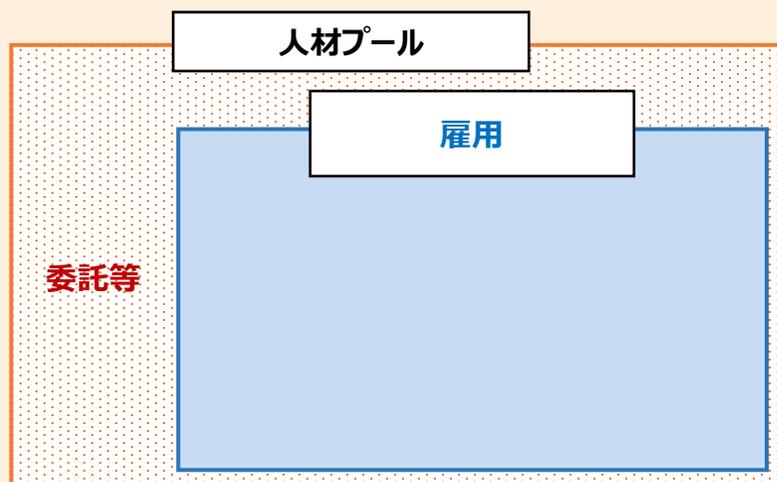
### ① 連携の確保

市町村の首長レベルと推進体制構築に係る方向性の共有（会議体・宣言・協定等の一定の枠組みの構築）

### ② 市町村の状況把握

ヒアリングや日常の情報共有を経て、全市町村の状況を把握。

### ③ 専門人材を活用した支援



#### <自治体DXアクセラレータの要件（予定）>

次の①及び②をともに満たすこと。

- ① デジタル分野の経験・スキルとして以下のいずれかの要件を満たすこと。
  - ア 民間企業、地方公共団体等におけるデジタル分野での実務経験を5年以上有すること。
  - イ IPAが実施する高度試験（ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験及びシステム監査技術者試験）のいずれかに合格していること。
  - ウ ア又はイと同視し得る知見を有すること。
- ② デジタルに関連する市町村支援業務を主たる業務として実施すること。

### ④ 連携して推進するべき取組の設定

都道府県と市町村が連携して推進するべき取組のテーマの設定。  
(庁内DX・システムの共同調達・地域社会のDXの推進・デジタルデバйд対策等)

# 都道府県における市町村支援のデジタル人材確保（人材プール）

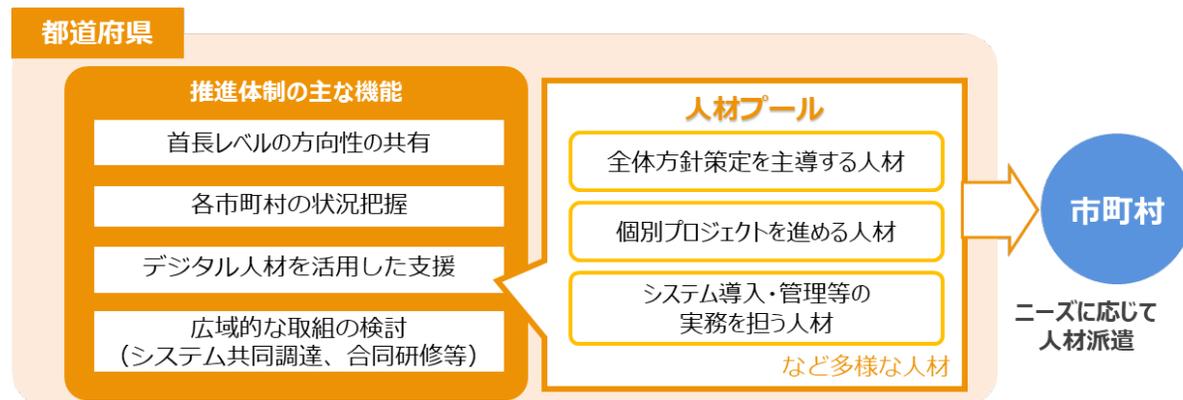
○ 小規模市町村を中心にデジタル人材の確保が難しい中で、令和7年度中に都道府県が市町村と連携して地域DX推進体制を構築し、市町村の求める人材プール機能を確保できるよう、地方交付税措置を拡充

○ デジタル人材としてのスキル・経験を有し、市町村支援業務を行う常勤職員※について、普通交付税措置

	現 行	令和7年度～
常勤職員 (アクセラレータ※)	特別交付税 (措置率0.7)	<b>普通交付税</b> 単価780万円程度×人数
非常勤職員 業務委託		特別交付税 (措置率0.7) (～R11)

※ 一定の経験・資格を有する者について、総務省が任命し、デジタル庁と連携してスキルアップ等を継続的に支援

○ 今後3年間で都道府県がデジタル人材の確保に集中的に取り組めるよう、募集経費にかかる特別交付税措置(措置率0.7)の上限額を引き上げ(1団体あたり100万円→300万円)(令和7年度～令和9年度)



# 都道府県等における市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する職員の人件費等に係る 特別交付税措置【延長・拡充】

- デジタル人材が逼迫する中で、特に小規模市町村において人材確保が進んでいないこと等を踏まえ、都道府県等が市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する経費に係る特別交付税措置を令和11年度まで延長。

## 特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	措置額	対象経費の上限額	対象期間
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>都道府県（連携中枢都市等含む）による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する非常勤職員等の人件費、民間事業者への委託費、募集経費等</b></li> <li>○ 上記の経費の一部につき<b>市町村の負担金</b>が生じる場合の当該<b>負担金</b></li> </ul>	

### 市町村支援業務の想定事例

- ・ DX・情報化計画等の策定・見直し案の作成
- ・ 標準化・クラウド化に向けた助言・仕様調整
- ・ デジタル技術等も活用した業務見直し（BPR）、システム発注支援
- ・ データ利活用に関する助言
- ・ 人材育成（研修企画・講師等）
- ・ セキュリティ研修・監査支援 等

### <都道府県による市町村支援（イメージ）> (職員として採用する場合)



※県が事業者に人材の派遣を委託することも可能

## 留意点

- 主な所掌事務が市町村支援業務でないデジタル人材に係る経費は、対象外。
- 民間事業者への委託の場合、デジタル人材の人件費以外（交通費、通信運搬費等）に要した経費は、対象外。ただし、事業運営経費等のうち募集経費に相当する経費は、措置の対象。

# 地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成に係る特別交付税措置【継続】

- 計画的なデジタル人材の育成が喫緊の課題であることを踏まえ、DX推進リーダーの育成に係る経費に係る特別交付税措置を引き続き措置。

## 特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	措置額	対象経費の上限額	対象期間
都道府県市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>DX推進リーダーの育成に係る研修に要する経費、民間講座の受講料、資格取得のための受験料</b> (初歩的なものではなく、一定の専門的な資格試験を対象) 等 (想定される経費) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育成プログラム実施に係る<b>委託費又は負担金</b></li> <li>・ 民間事業者、大学等の<b>講座受講料</b></li> <li>・ 人材育成事業に必要なその他の経費 (育成プログラム策定経費、ソフトウェアライセンス料など環境整備に要する経費 等)</li> </ul> </li> </ul>	対象経費の合計額に <b>0.7</b> を乗じて得た額	なし	R7年度まで

### <自治体DX全体手順書>

「内部職員をDX推進リーダーとして集中的に育成・確保していくにあたっては、**DX推進リーダーとして育成する職員を指定**※し、**集中的に育成プログラムを実施することが求められる。**」

※ 指定にあたり、「職員本人の希望」のほかに参考とすべき情報

- ・ 対象職員のこれまでの職務経歴 (特にシステム、Webサービス・アプリケーション等) ・ 民間IT企業での実務経験
- ・ 独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験等の資格取得状況

## 留意点

- **自治体DXアクセラレータとして確保した者に対して行う研修に要する経費についても、当該者をDX推進リーダーに指定する等本特別交付税措置の要件を満たす限り、措置の対象。**
- 育成プログラム上に記載の無い研修や幅広な職員を対象とした研修に係る経費は対象外。
- 自治体DX推進に係る幅広な経費ではなく、DX推進リーダーの育成に係る経費のみが対象。

# 市町村におけるCIO補佐官等としての外部人材の任用等に係る 特別交付税措置【継続】

- 市町村のDXを推進する上で、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等（※1）の役割が鍵となるため、市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費に係る特別交付税措置を引き続き措置。

## 特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	対象経費（詳細）	措置額	対象経費の上限額	対象期間
市町村	①任用等経費	市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費として次に掲げるもの（※2） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>特別職非常勤職員</b>として任用する場合 → <b>報酬等</b>（期末手当等を含む。）</li> <li>・ <b>外部に業務委託</b>する場合 → <b>委託料等</b></li> </ul>	対象経費の合計額に <b>0.7</b> を乗じて得た額	なし	R7年度まで
	②募集経費	市町村がCIO補佐官等として、外部人材の <b>募集を行うための経費</b>	対象経費の合計額に <b>0.7</b> を乗じて得た額	<b>100万円</b>	R7年度まで

（※1）CIO補佐官等とは、DX推進のマネジメントを担うCIO等を専門的知見から補佐する者であり、役職の名称がCIO補佐官に限られるものではない。

（※2）1団体においてCIO補佐官等として複数の外部人材の任用等を行った場合、**財政措置の対象上限は3名分**（令和6～7年度）

## 留意点

- 措置対象となるCIO補佐官等の業務は、全庁的・横断的にDX推進を図る「特別職非常勤職員の助言業務」に相当するもの。
- 業務委託も対象となるものの、単なる各種計画策定の業務委託は対象外。また、内部検討の助言等の対象部分は、必要に応じて按分計算して報告していただく必要。

# 都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト【新規】

## 概要

- 都道府県と市町村が連携したDX推進体制を令和7年度中に構築することができるよう、各自治体において取組が進められているが、一方で、取組推進に当たっての課題として、「① デジタル人材の採用に必要なノウハウが十分ではない」、「② 確保できるデジタル人材の質・量ともに十分ではない」、「③ 確保した人材の行政実務に関する基礎知識（議会対応・予算等）が不足しており、十分に活躍できない」との声も寄せられている。

➔ デジタル庁を始めとした関係省庁、さらには民間企業とも連携し、これらの一連の課題を一気通貫で解決し、DX推進体制の構築を強力に推進。

## 事業イメージ

### 自治体DXアクセラレータ500 プロジェクト（仮称）

#### 目的

#### 1.採用ノウハウの伝授

#### 2.人材の質・量の確保とコーディネート支援

#### 3.行政知識の獲得

#### 事業

- 総務省とデジタル庁が連携し、各都道府県の人材確保を支援。

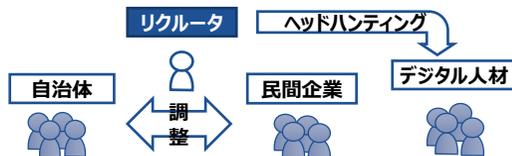
##### 支援項目の例

- ①管内市町村の課題を洗い出し・深堀
- ②業務と人材像の明確化（ジョブディスクリプションの作成）
- ③採用工程・任用形態・管理体制の整理

- 数団体を対象に、**実際の人材確保を伴走支援し、課題等を抽出。**

- 同時にブロック単位の説明会などで、**ノウハウ等を47都道府県に展開。**

（人材確保イメージ）



- 総務省・デジタル庁・関係省庁で連携し、市町村が求める人材のニーズを踏まえつつ、企業等をターゲットにした**広報媒体も積極的に活用。**

- **関係企業等に広く協力を呼びかけ、人材プールの候補となる企業・人材をリスト化。**



- 都道府県は、上記リストも活用しながら**人材プールを構築。**必要に応じ、**総務省は**関係省庁と連携して、都道府県と人材との**マッチング等をコーディネート。**

また、プールされた人材を、「**総務省 自治体DXアクセラレータ**」に**任命**し、ネットワーキング等についても継続的にフォロー。**全都道府県・業界団体等に対し、好事例を積極的に周知・広報。**

⇒ **全国で500名の任命を目指す。**



- **基礎的な行政実務**（議会対応・予算等）に関する**研修メニュー・テキスト**を作成し、公開。

- **自治大学校等**で、採用が決定したデジタル人材に対し、上記メニューに基づく**行政実務研修を実施。**



# 「専門人材リスト・協力企業リスト」、「人材プール」、「自治体DXアクセラレータ」の関係性

## 人材供給源

- 個人事業主
- 民間企業
- 自治体OB/OG
- 市町村職員
- 副業人材
- 新卒・経験者採用
- ⋮
- ⋮

## 専門人材リスト・協力企業リスト (イメージ) (総務省が作成)

### 専門人材リスト

氏名	人材類型	対応可能地域
総務 花子	プロデューサー	●●地方
総務 太郎	プロジェクトマネージャー	●●県
デジタル 次郎	エンジニア・サービスデザイナー	●●県

### 協力企業リスト

社名	派遣可能な人材の類型	対応可能地域
A社	プロデューサー、プロジェクトマネージャー	●●地方
B社	プロジェクトマネージャー	●●県
C社	プロデューサー、プロジェクトマネージャー、エンジニア・サービスデザイナー	●●県

供給

## 都道府県

### 人材プール

都道府県がリストも活用しながら構築

- 常勤職員
- 任期付職員
- 非常勤職員
- 会計年度任用職員
- 委託事業者

人材プールから推薦

被推薦者を「自治体DXアクセラレータ」として登録

総務省

派遣・支援

都道府県職員として管内町村を頻回派遣するのみではなく、都道府県から市町村へ自治法派遣され、市町村職員として勤務する場合もあり。

(名刺への記載イメージ)

●●県 総務省 自治体DXアクセラレータ

総務局 DX推進部 DX推進課

主任 総務 一郎

〒000-000  
出路橋市阿久世様1丁目1-1  
電話 (000)111-2222 Email soumu-i@pref. .lg.jp

- ✓ 総務省・デジタル庁で連携してネットワークや研修を実施
- ✓ 全都道府県・業界団体等に対し、好事例を積極的に周知・広報

A市

B町

C村

# デジタル人材確保・育成ガイドブック(自治体DX全体手順書・別冊)

## 外部デジタル人材の確保ガイドブック (R6.5月策定)

### 背景・課題

- 自治体においては、「自治体情報システムの標準化・共通化」をはじめ、様々なDXの取組を短期集中的な実施が求められており、即戦力となる**外部人材の活用が重要であるが、活用している団体は200団体程度**に留まる（令和5年度総務省調）
- 活用していない団体は「**外部デジタル人材に求める役割やスキルを整理、明確化できない**」、「**効果的な募集方法がわからない**」といった課題を挙げている

### 事業概要

人材確保に向けた具体策をとりまとめ、自治体DX推進計画期間中（～令和7年度）における外部デジタル人材確保を支援するため、「**確保ガイドブック**」を策定

#### <主な内容>

##### ・外部人材確保の手順

- ステップ1 重点課題の特定
- ステップ2 人材要件の定義
- ステップ3 人材の選定
- ステップ4 人材の受入れ

##### ・外部人材確保事例

##### ・外部人材確保に係る各種支援制度

デジタル初心者の  
自治体職員でも  
分かりやすい形で  
整理

## デジタル人材の育成ガイドブック (R6.12月策定)

### 背景・課題

◆**デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）**  
「地方公共団体がデジタル人材の確保・育成に係る方針を円滑に策定できるよう、方針策定や人材育成手法に係る先進事例等に関する調査を行い、**デジタル人材育成の参考となるガイドラインを策定**」

- 令和5年12月に「人材育成・確保基本方針策定指針」（H9年）を改正し、新たに「デジタル人材に関する留意点」等を追加
- 現状、**デジタル人材の育成方針は過半数の団体が未策定**であり、**主要因として「人的余裕のなさ」、「役割やスキルの整理・明確化**」といった課題を挙げている（令和5年度総務省調）

### 事業概要

自治体のデジタル人材育成を促進するため、自治体の「デジタル人材確保育成方針」策定やデジタル人材育成に取り組む際に参考となる「**育成ガイドブック**」を策定

#### <主な内容（予定）>

##### ・デジタル人材育成方針の策定手順

- ステップ1 企画
- ステップ2 役割分担
- ステップ3 策定の実行
- ステップ4 組織承認と公開

##### ・育成事業の企画手順

##### ・デジタル人材育成取組事例

# DXアドバイザー（経営・財務マネジメント強化事業）

## 事業概要

- DX各分野の**専門家によるアドバイス**を年間原則**5回以内**（2時間以上/回）受けられる
  - ※ 実地、オンライン
- **自治体による派遣経費**（謝金、旅費）の負担はなし
  - ※ 地方公共団体金融機構が負担
  - ※ アドバイザーは自治体からの推薦による登録が可能

## 類型と実績

類型	内容	具体例	令和5年度実績※
課題対応 アドバイス事業 【手上げ式】	自治体行政におけるDX等に取り組む市区町村に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報システムの標準化・共通化</li> <li>● マイナンバーカードの利活用</li> <li>● データ利活用・EBPM</li> <li>● デジタル人材の育成</li> <li>● 行政手続のオンライン化</li> <li>● BPR・業務改革</li> <li>● セキュリティ対策 等</li> </ul>	96団体
課題達成 支援事業 【プッシュ型】	令和7年度までに標準化対応に向け、事業進捗が遅れている団体に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小規模団体等を中心に移行計画の作成</li> <li>● Fit&amp;GAPの実施</li> </ul> 等の標準システム導入に当たっての技術的・専門的な支援	55団体
啓発・研修 事業	都道府県が市区町村の啓発のための研修会・相談会を実施	***	14団体 ※うち1団体は 首長・管理者向けトップセミナー

- **活用事例集を策定**（総務省HP:[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000921634.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000921634.pdf))
  - 「システム調達と業務改革」、「人材育成」、「経営層の意識醸成」に係る**具体の助言内容**や**効果等**を掲載

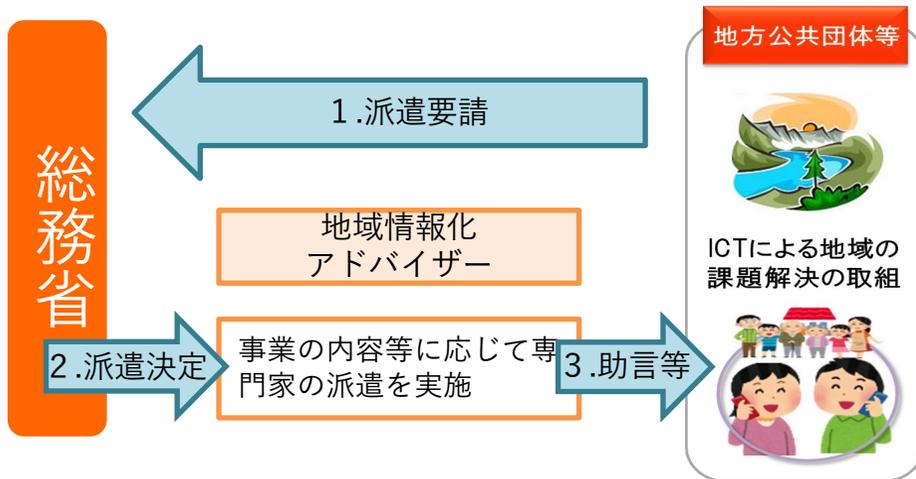
## 更なる活用に向けた改善（令和6年度～）

- 自治体DXの現状や外部デジタル人材に関する要望等を踏まえ、実施要綱に例示されているDXアドバイザーの取組分野を追加
  - <取組分野> ※下線部が追加  
情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカード、行政手続のオンライン化、データ利活用、EBPM、BPR・業務改革、デジタル人材の育成、**DXの機運醸成、外部デジタル人材の確保、セキュリティ対策**
- その他、**派遣時間・回数や事務手続の改善等を実施**

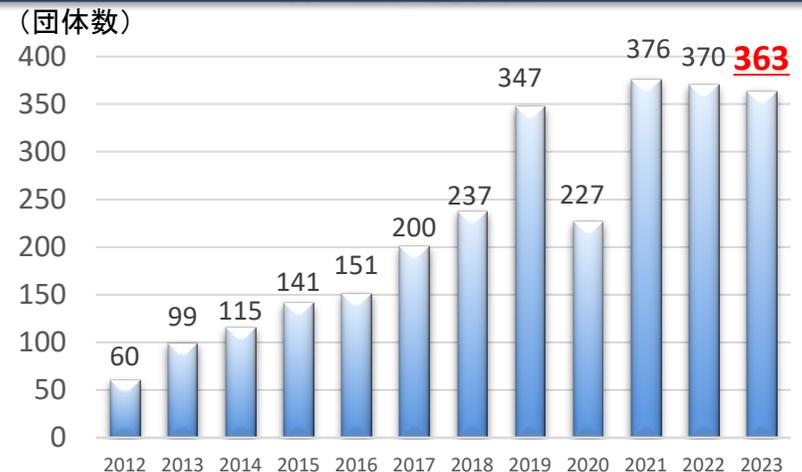
# 地域情報化アドバイザー派遣制度について

項目	説明
概要	地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTを利活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「 <u>地域情報化アドバイザー</u> 」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を行う制度
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体。<u>NPO、大学、商工会議所等</u>が申請する場合は、総合通信局又は地方公共団体の推薦が要件。</li> <li><u>地場企業等</u>が申請する場合は、<u>地方公共団体からの推薦に加え、地方公共団体等と共同で事業を実施していること等が要件</u>。(令和7年度より拡充)</li> </ul>
アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進自治体職員、大学教員、CivicTech等の有識者にアドバイザーを委嘱。</li> <li>事業の内容に応じて、複数人のアドバイザーによるチーム型の支援を実施。</li> </ul>
回数・費用	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>現地派遣であれば年間3回まで、オンライン会議のみであれば合計10時間の範囲内</u>。</li> <li><u>派遣にかかる旅費・謝金は全額総務省が負担</u>。</li> </ul>

## 派遣の仕組み



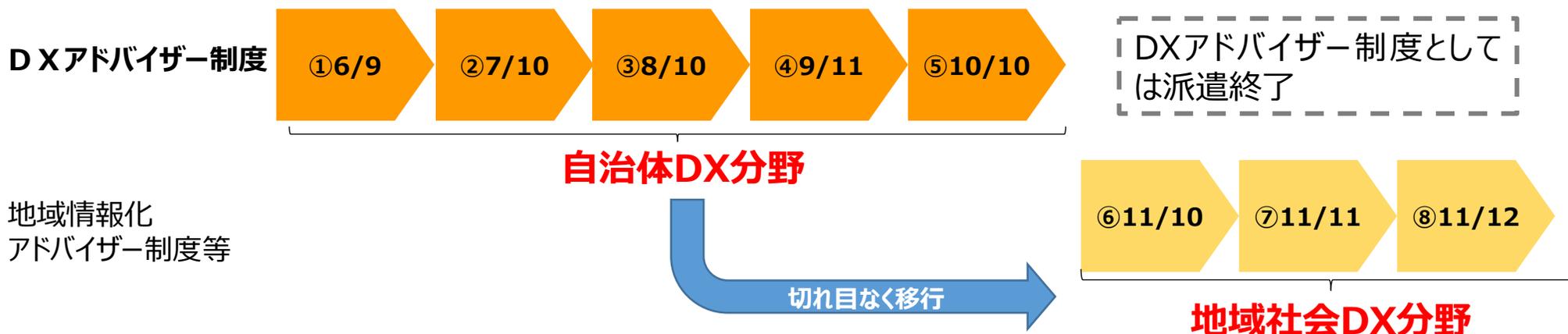
## 派遣団体数



# 【参考】DXアドバイザー制度と地域情報化アドバイザー派遣制度の併用

- 「経営・財務マネジメント強化事業」（課題対応アドバイス事業・課題達成支援事業）では、**主に自治体DX分野を念頭においた制度**であり、**年間原則5回以内**でのアドバイザーの派遣が受けることが可能です。
- 地域情報化アドバイザー派遣制度とDXアドバイザー派遣制度は併用が可能です。  
例えば、**最初の5回まではDXアドバイザーの派遣を受けながら標準化等の自治体DXの取組を進め、6回目～8回目は地域情報化アドバイザー派遣を受けながら地域社会DXの取組を進める等**、両制度を併用することにより、**自治体DXから地域社会DXへ切れ目なく移行を図る**ことが可能です。

## DXアドバイザー制度と地域情報化アドバイザー派遣制度の併用イメージ



地域情報化アドバイザー制度等においてアドバイザーとして活動されている方は、**地方公共団体からの推薦等により、本事業のアドバイザーとしても登録することが可能**です。

自治体情報システムの標準化・共通化などの自治体DXの分野からスマートシティなどの地域社会DXの分野まで、**地方公共団体における喫緊の課題への対応を継続的に支援**します。

# 都道府県を中心とした 共同調達の推進について

総務省自治行政局地域DX推進室

# 都道府県と市町村の連携による自治体システムの共同調達の推進

- 人口減少社会を前提とすれば、約1,800の地方公共団体がそれぞれ個別にシステム等を整備することは必ずしも持続可能とさえず、地方公共団体の間で業務の共通性の高いアプリケーションについては、できる限り広域又は全国的な規模で共同して利用していく必要がある。
- このため、令和7年度中にすべての都道府県で構築することとされている市町村と連携したDX推進体制における検討項目の一つとして、システム等の共同調達も想定されており、DX推進体制を活用して共同調達を進めることが有効。

## <都道府県と市町村の連携による共同調達の主な効果>

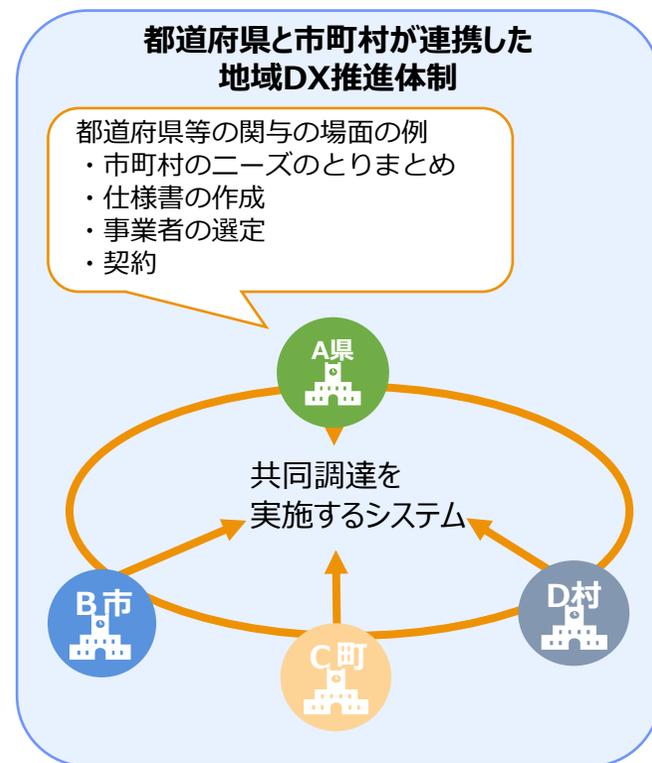
- ① **自治体職員の負担軽減**
  - ・ 事務作業を集約化することにより、調達業務の負担軽減
- ② **小規模自治体におけるDXの推進**
  - ・ 個別調達が難しい小規模市町村におけるシステム調達の容易化によるDXの推進
- ③ **調達コストの低減**
  - ・ スケールメリットを活かし、個別調達よりも必要経費を軽減
- ④ **システム導入後の情報共有の容易化**
  - ・ 参加団体間でマニュアルや効率的な運用方法、トラブル対処法等のノウハウを共有することにより、業務効率化

※ **都道府県と市町村の連携によるシステムの共同調達に係るシステム導入経費は、「デジタル活用推進事業債（仮称）」の対象とすることとしている。**

## 【参考】共同調達の実績がある主なシステムの種類

- 電子申請・納付システム
- ビジネスチャットツール
- 施設予約システム
- 入札関連・電子調達システム

## 共同調達のイメージ図



# 都道府県と市町村の連携による自治体システムの共同調達に係るポイント（これまでの取組事例より）

## システムの選定

### 【ポイント】

都道府県・管内市町村で構成する会議体や協議会等を構成することで意向確認や意思統一のための仕組み作りを

## 仕様書の作成

### 【ポイント】

参加団体アンケートによる意向調査の後、会議体や協議会内に専門部会等を設置し、具体的な仕様の検討を深化させる

## 事業者の選定

### 【ポイント】

契約は参加団体ごとに行う場合でも、都道府県や協議会等が入札やプロポーザル方式等により共同調達の事業者を選定することも可能

※地方自治法施行令第167条の2第1項各号に掲げる随意契約を締結することができる事由に該当するかどうかについては、各地方公共団体において、個々具体の契約ごとに判断することとなるが、一般論として、

- ・システムを広域的に統一して調達することが適当であると認められ、当該調達を行うために複数の地方公共団体が同一の事業者と契約を締結する必要がある
- ・当該事業者の選定について、地方自治法令が適用される場合（都道府県が入札を行う場合等）には、地方自治法令の規定に基づき選定されており、又はその他の場合（事実上の協議会が選定する場合等）には、地方自治法令に規定する契約手続と同等の公正性や機会均等性等が確保された適正な方法により選定されている場合に、各地方公共団体が、当該事業者と締結する契約については、同項第2号に該当し得るものと考えられる。共同調達を行うに当たって随意契約を締結する場合には、地方公共団体において、上記を参考に、同項に該当することについて、説明責任を十分に果たす必要がある。

## 契約

### 【ポイント】

地域の実情に応じて、都道府県や協議会等による一括の契約と、参加団体ごとの契約を選択可能

※地方自治法に基づかない協議会がその代表者の名においてする契約については、権利義務関係が不明確となるため、契約に係る責任分担を明記した規約を作成する、契約は参加団体ごとに実施すること等により、権利義務関係を明らかにしている事例が見られる。

## 構築・導入

※各団体の共同調達の取組状況を、ホームページに公開することを検討中

# デジタル活用推進事業債（仮称）の創設

- 担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組をしていくため、「デジタル活用推進事業費（仮称）」を創設。地方財政法の特例を設け、情報システムや情報通信機器等の整備財源に活用できるデジタル活用推進事業債（仮称）の発行を可能とする

## 1. 対象事業

デジタル活用推進計画（デジタル活用による効率化の効果等を記載）に位置づけて実施する以下の事業

※地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化のために必要な経費を除く

### (1) 行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体DXの推進

#### ① システムの導入（初期経費）

- ア 住民サービスの提供に必要なシステムの導入
- イ 共同調達によるシステムの導入

#### ② 情報通信機器等の整備

- ア 住民利用の情報通信機器、住民サービスの提供に必要な職員利用の情報通信機器の購入
- イ 公共施設のネットワーク環境の整備

（書かない窓口）



（オンライン申請）



（インフラ点検用ドローン）



（水道スマートメーター）



### (2) 地域の課題解決を図る地域社会DXの推進

地方団体及び公共的団体等による地域の課題解決に資するシステムの導入及び情報通信機器等の整備

（地域の課題解決）

- ・ 医療、交通等日常生活に不可欠なサービスの確保
- ・ 農林水産業、観光など地域産業の生産性向上 等

（オンライン診療）



（スマート農業）



※公営企業が実施する事業については、一般会計からの補助を対象とするほか、公営企業債（資金手当）も発行可能とする

## 2. 地方財政措置

地方債充当率：90% 償還年限：5年

交付税措置率（地方単独事業）：50%

※国庫補助事業の地方負担や一部の地方単独事業を除く

## 3. 事業期間

令和11年度までの5年間

## 4. 事業費

1,000億円

# デジタル庁の取組の御紹介

# 【デジタル庁の取組の御紹介】

## 地方公共団体によるアナログ規制の見直しに対する総合的な支援メニューの提供（イメージ）

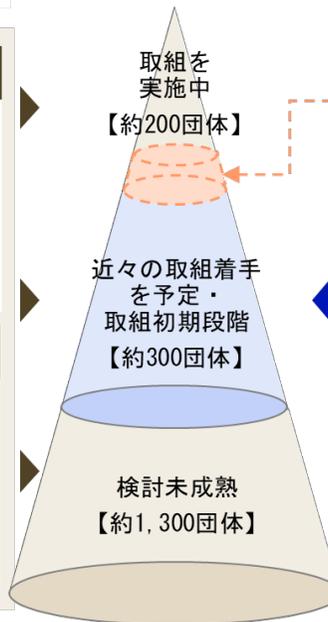
- 「アナログ規制」とは、法律・条例をはじめとする我が国の社会制度やルールで規定される、人の目による確認、現地での調査、書面での掲示など、アナログ的な手法を前提とする古い規制のこと。
- デジタル庁は、従前よりアナログ規制の見直しに取り組んでおり、地方公共団体における取組に対しては様々な支援メニューを提供している。

### 一般型支援

従前から提供していた全団体が活用可能な支援を、これまで以上に積極的に実施・拡充していく

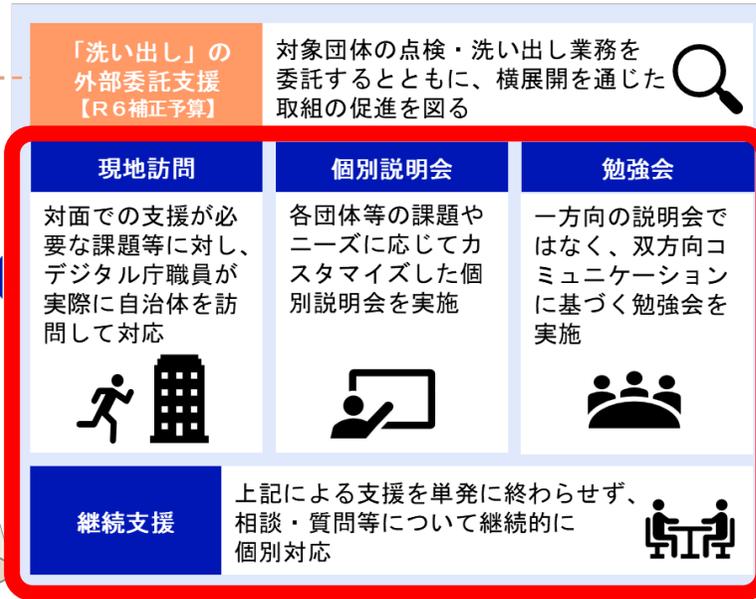


### 地方公共団体



### 個別型支援（R6年度追加）

対象団体ごとに担当デジタル庁職員を設定の上、課題や事情に応じた支援を提供し、ノウハウや成果物を横展開していく



### 【デジタル庁職員による「個別型支援」（上記赤枠部分）について】

- 1月から対象団体との個別協議、具体的支援を順次開始（最長令和7年度末まで実施）。
- 支援対象団体から寄せられた主な支援要望としては、「全体計画策定への助言」「庁内機運醸成のための個別説明会・勉強会の実施」「継続的な相談体制の構築」などが挙げられる。
- 支援対象団体には、今後、デジタル庁による支援を活用しながら取組を着実に進めるだけでなく、取組を通じて得られたノウハウや事例を、他団体に向けて情報発信・横展開をして頂くことで、全国的な取組の促進につなげていく。

**お問い合わせは、デジタル庁 デジタル改革企画②：法制・制度（地方アナログ規制見直し促進班）  
rincho-local@digital.go.jpまでお願いします。**

# 光ファイバの整備促進等について

総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課

- 通信契約の有無に関わらずCATV加入者に無線局を配布し、平時は加入者しか使用できないが非常時には加入の有無に限らず開放する仕組みを構築
- 自治体との協力により観光用や公共用Wi-Fiを整備
- ビニールハウスでのデータ収集用無線局の開設（スマート農業）
- 地域活性化を担う事業者と行政が連携して観光ツアーなどの取組を実施
- 無線LANを活用した観光体験や移住定住の促進イベントの開催
- その他、想定される事例

## ①通信分野（5G／ローカル5G）

5Gでは、4Gを発展させた「超高速」だけでなく、遠隔地でもロボットなどの操作をスムーズに行うことができる「超低遅延」、多数の機器が同時にネットワークにつながる「多数同時接続」などの特長を持つ通信が可能となる。トラクターの自動運転、AIを利用した画像解析による製品の検査、建設機械の遠隔制御など、様々な地域・分野において、5Gを活用した具体的な取組が進められている。

また、ローカル5Gでは、地域や産業の個別ニーズに応じて、地域の企業や地方自治体などの様々な主体が自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステムであり、多様な分野、利用形態、利用環境で活用されている。

## ②農業分野

各種センサー情報を活用した生育管理やAIを活用した収穫ロボット、ドローンによる農薬散布など、ICTを活用したスマート農業が進展している。

## ③教育分野

GIGAスクール構想に基づき、全国ほぼ全ての小・中学校において1人1台端末及び校内通信ネットワーク環境が整っており、授業でのパソコン又はタブレット端末の利用が浸透している。

## ④医療分野

救急車の中などからクラウドサーバに心電図のデータを送信することで病院到着前に病院で心電図を閲覧することや、テレビ電話やコミュニケーションアプリなどを活用して医師などの診断や服薬指導を受けることなどが可能となっている。

## ⑤防災・減災分野

センサーやドローンを活用した遠隔地からの現地の被害状況の確認や、スマートフォンで取得したGPSの位置情報などを活用した被災時における住民行動の把握などの取組が行われている。

# 無線システム普及支援事業(高度無線環境整備推進事業)

(電波法第103条の2第4項第10号に規定する事務)

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合や、地方公共団体が所有する光ファイバ設備について民間移行とともに高度化を伴う更新を実施する場合などに、その費用の一部を補助する。
- また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

- ア 事業主体:** 直接補助事業者:自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者:民間事業者
- イ 対象地域:** 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)
- ウ 補助対象:** 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等
- エ 計画年度:** 令和元年度～
- オ 負担割合:** (自治体の場合)

令和6年度補正予算額: 19.3億円  
 令和7年度予算額(案): 情報通信インフラ整備加速化パッケージの内数 39.9億円

**【離島】\***

国(※1)(※3) 4/5	自治体 1/5
------------------	------------

\*光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2(令和7年度まで)

**【その他の条件不利地域】**

国(※1)(※2)(※3) 1/2	自治体 1/2
----------------------	------------

- (※1) 地中化を伴う新規整備の場合、分子に0.5上乘せ【現行上乘せなし(拡充)】
- (※2) 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3
- (※3) 民設移行を前提とした高度化を伴う更新を行う場合3/4(離島)、1/2(その他条件不利地域)【補助メニューの追加】

(第3セクター・民間事業者の場合)

**【離島】**

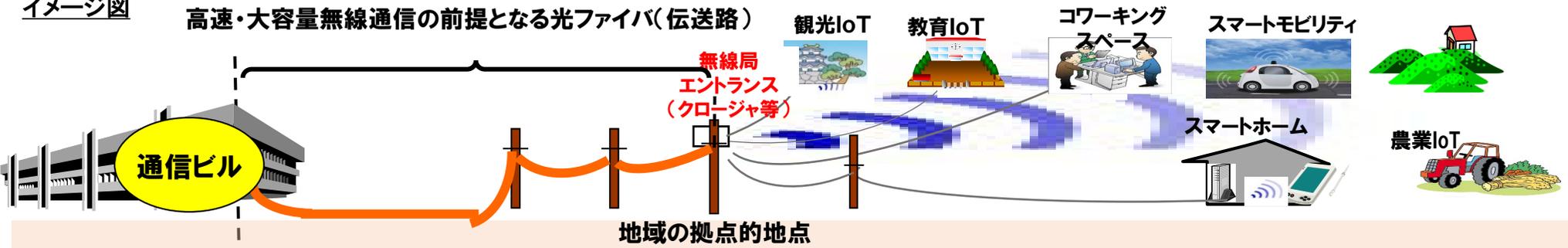
国(※1)(※4)(※5) 4/5	3セク・民間 1/5
----------------------	---------------

**【その他の条件不利地域】**

国(※1)(※6) 3/4【1/3から拡充】	3セク・民間 1/4
---------------------------	---------------

- (※4) 海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、3/4【現行2/3(拡充)】
- (※5) 高度化を伴う更新を行う場合、3/4、2/3(海底ケーブルの敷設を伴わない場合)【現行1/2(離島)、1/3(その他の条件不利地域)(拡充)】
- (※6) 高度化を伴う更新の場合、2/3【現行1/3(拡充)】

**イメージ図**



- 新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。
- 本事業における災害復旧事業の事業主体に、電気通信事業者を追加。【拡充】

○ 新設・高度化ともに、補助率を以下の通り拡充。

対象地域	態 様	事業主体	補助率 【現行】	補助率 【かさ上げ後】
離島	新設	自治体	4 / 5	同左
		第3セクター・民間 ※海底ケーブルを伴う場合	4 / 5	同左
		第3セクター・民間 ※海底ケーブルを伴わない場合	2 / 3	3 / 4
	高度化	自治体	—	3 / 4
		第3セクター・民間 ※海底ケーブルを伴う場合	1 / 2	3 / 4
		第3セクター・民間 ※海底ケーブルを伴わない場合	1 / 2	2 / 3
その他 条件不利地域	新設	自治体	1 / 2	同左
		第3セクター・民間	1 / 3	3 / 4
	高度化	自治体	—	1 / 2
		第3セクター・民間	1 / 3	2 / 3

○ 地中化を伴う新設を実施する場合、補助率の分子に0.5を上乗せする。

※ 単独地中化の場合は一定の条件あり。

○ 地方自治体が民間移行を見据えて公設の光ファイバ等の高度化を行う場合を補助対象に追加。

○ 災害復旧事業の補助対象に、通信事業者を追加。

- 既に自治体が光ファイバを整備した地域においては、人口減少等が進展する中で、自治体の費用負担や人員不足等の問題から、老朽化に対応した設備更改やサービス提供の継続が困難となる事態が懸念されるため、公設設備の民設移行を図る必要。
- そのため総務省では、成功事例の横展開を図り公設光ファイバの民間移行を一層促進するため、これまで民間移行を実施した自治体の事例集を作成し、総務省HPに公開した。(掲載自治体数:19自治体 掲載日:2024年10月31日)

## 参考事例

## 12 岐阜県飛騨市

通信

飛騨市  
→中部テレコミュニケーション

放送

飛騨市  
→中部テレコミュニケーション

地域イントラ

飛騨市  
→中部テレコミュニケーション

### 1. 基本情報

人口: 22,106 (2024年1月)

条件不利地域: 過疎地、特定農山村、豪雪

提供可能世帯数: 約2,200 (移行時点)

移行時期: 2022年4月

民設移行の理由: 設備の更新費用、維持費用、管理に係る人的な業務負担等

事業者との協議期間: 2年3ヶ月

岐阜県飛騨市役所総務部総務課

0577-73-7462

jyoho@city.hida.lg.jp

### 2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

#### 【ポイント】

- ・市が求めるサービスの条件に合致する譲渡先事業者をプロポーザルで選定
- ・関係各所に事前相談を実施することで、可能な限り手続きに係る時間を短縮

- ・テレビのみのプランの維持、ラジオ放送の有無を考慮し譲渡先事業者を検討する必要があった。



- ・ケーブルテレビ事業の方向性について、将来的に民間移行を見据え方向を模索するという長期計画を策定し、これに基づいて時間をかけて地元内外の事業者と協議を実施した。
- ・その上で、市が要望する基本事項で合意可能な譲渡先事業者をプロポーザルで選定。追加事項等は連携協定締結後の月2~3回程度の協議の中で調整した。
- ・テレビのみのプランは新設したが、住民説明も実施の上でラジオ放送は廃止した。

- ・平成16年の市町村合併前の書類が残っていない場合も多く、財産の譲渡の書類作成が難航した。
- ・国土交通省や県の道路占用や、電力会社や通信会社に対する伝送路の共架や添架関係の処理などの手続きに時間を要した。



- ・補助金により整備した資産の譲渡については事前に総務省や農林水産省に相談し、スムーズに進められるようにした。
- ・手続きが漏れていたものについても、発覚次第定例会議で共有し、早期に対策を行うことにより対応した。

# 民間移行に要する期間を短縮するための取組について

- 公設光ファイバの民間移行には多くの手続きを伴い、中でも④と⑦に長期間を要し民間移行の支障となっている場合がある。
- 公設光ファイバを所有する地方公共団体は、例えば以下の取組の実施により円滑に民間移行を実施できるよう準備することが重要と考えられる。
  - ・将来的に民間移行を実施する場合に備えて資産の現況の把握を適切に実施する
  - ・市町村が道路管理者となる場合に、譲渡した電柱に係る譲渡先事業者からの道路占用許可申請に対し迅速に対応できるよう、予め庁内で情報共有を行う

## 【必要となる手続きと要した月数の一例】

必要となる手続き	要した月数の例 ※全体で18ヶ月の場合
①地方公共団体と事業者間で基本条件の協議・確認	0.5ヶ月
②守秘義務協定の締結	0.5ヶ月
③事業者への情報提供、事業者における採算性判断	1ヶ月
④譲渡条件の提示・協議等（移行対象設備の数量把握・現況調査等）	4ヶ月
⑤議会審議（移行に係る費用の予算措置）	1ヶ月
⑥地方公共団体と事業者の間で覚書締結	0.5ヶ月
⑦第三者交渉（電柱等の占用許可に係る国、県、地権者等との協議）	5ヶ月
⑧譲渡条件協議（最終条件や費用等について調整）	2ヶ月
⑨議会審議（最終条件の合意）	1.5ヶ月
⑩譲渡設備の仮契約締結	0.5ヶ月
⑪財産処分手続	1ヶ月
⑫設備譲渡契約の締結	0.5ヶ月

# 「昭和100年」関連施策について

内閣官房「昭和100年」関連施策推進室

# 「昭和100年」 関連施策について

---

令和7年1月31日

内閣官房「昭和100年」関連施策推進室

# これまでの経緯と今後の予定

---

- 令和8年（2026年）に、昭和元年（1926年）から起算して満100年を迎える。
- 令和6年5月31日 超党派議連から総理への要望（抜粋）  
「令和8年（2026年）に国を挙げて「昭和100年記念式典」を盛大に開催することは、**激動と復興の昭和の時代を顧み、国の将来に思いを致す機会となり、わが国の新たな平和と繁栄の出発点になる**ものと期待」する。  
⇒ 令和6年7月 内閣官房に「昭和100年」関連施策推進室を設置  
「昭和100年」室で有識者ヒアリングを順次実施
- 令和6年12月 関係府省連絡会議を設置  
⇒ 令和7年1月 「基本的な考え方」・「施策の方向性」をとりまとめ
- 令和7年夏頃 各府省・地方公共団体等において事業内容を検討し、予算要求
- 令和8年 政府主催の記念式典、関連施策を実施
- 数えて「昭和100年」となる令和7年（2025年）に行われるイベント等も含め、**全体として機運を醸成**

## 基本的な考え方

昭和の時代は、未曾有の激動と変革、苦難と復興の時代であった。

明治以降、近代国民国家への第一歩を踏み出した我が国は、世界恐慌の発生等により日本経済が大きな打撃を受ける中、外交的、経済的な行き詰まりを力の行使によって解決しようと試み、進むべき針路を誤って戦争への道を進み、先の大戦で多くの人々が犠牲になった。この経験から、「二度と戦争の惨禍を繰り返してはならない。」という誓いの下、外交、通商貿易、文化交流など、多くの分野で平和を希求する道を歩み、揺れ動く世界情勢の中にあって、国際社会の安定と繁栄に貢献してきた。今後とも、この平和を希求する歩みを続けるとともに、歴史の教訓を次世代に継承していくことが必要である。

また、戦後の我が国は目覚ましい復興と経済成長を遂げ、世界有数の経済大国へと発展し、「豊かさ」を実現した。科学技術の進歩、新しい商品等の創出、インフラの整備や各種施策の推進等を通じて国民の生活水準は著しく向上し、文化・芸術やスポーツなど幅広い分野で多くの人々が活躍し、世界的な舞台での活躍も数多く見られた。

これらは昭和を逞(たくま)しく生きた先人たちの叡智(えいち)と努力の結晶であり、令和を生きる我々は、昭和の先人たちが築いた「豊かさ」の土台に立ち、その叡智(えいち)と努力に学びながら、歴史の流れの先にある、我が国の新たな姿・価値観を模索していくことが必要である。

現在、国民の約7割が昭和以前の生まれ、約3割が平成以降の生まれとなっている。今日の我が国は、少子高齢化の進展、感染症の脅威、地球規模の気候変動やそれに伴う自然災害の激甚化など昭和期とは異なる多くの課題や、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している。こうした中、「昭和100年」を契機に昭和を顧み、先人の躍動に学び、昭和の記憶を共有することは、**平成以降の生まれの世代にとっても新たな発見のきっかけ**となり、また、世代を超えた理解・共感を生むとともに、**リスクや課題に適切に対処しながら、幸せや生きがいを実感でき、希望あふれる未来を切り拓(ひら)く機会**になる。さらに、いつの時代にあっても忘れてはならない**平和の誓いを継承し、将来にわたる国際社会の安定と繁栄への貢献につなげていく機会**になる。

このような観点から、幅広い分野にわたり、「昭和100年」関連施策を推進する。

# 施策の方向性

- ◆ 「基本的な考え方」を踏まえ、各府省において、具体的な関連施策の実現に向けて積極的に取り組んでいく。
- ◆ 地方公共団体や民間主体も含めて多様な取組が全国各地で推進されるよう、幅広く周知広報を行う。
- ◆ 昭和を直接体験していない若い世代も興味関心を持てるものとなるよう、留意する。

## ① 昭和の躍動や体験を発掘し、次世代に伝承していくための施策

- 様々な分野の歴史的遺産を収集・整理するとともに、次の世代が活用しやすい形で保存・公開するための施策を推進

(考えられる施策の例)

- ・ 個人や企業が保有する資料の発掘を含め、昭和期の史実に関する文書、写真、映像等の資料の収集・整理
- ・ ICTなどの最新技術を活用したアーカイブ化の推進やアクセスしやすい形での公開
- ・ 高齢化している戦争体験等の語り部の次世代への継承
- ・ 昭和にゆかりのある建築物、産業遺産等の保存・公開 など

## ② 昭和を顧み、昭和に学び、未来を切り拓(ひら)いていくための施策

- 昭和を生きた人々の記憶を、昭和を体験していない人々も含めて共有し、未来を切り拓(ひら)く力につなげるための施策を推進

(考えられる施策の例)

以下のような趣旨の企画展示やシンポジウムの開催など

- ・ 経済、科学技術、インフラ、文化・芸術、スポーツ、各種制度など多様な分野で昭和の躍動を振り返ってそれに学ぶ
- ・ それぞれの地域における歴史、戦争の悲惨さや労苦、人々の暮らし等を振り返ってそれに学ぶ
- ・ 平和を希求する人々の思いが具体化した国際協力・国際交流などの取組を広く紹介する

## ③ 「昭和100年」の機運を盛り上げるための施策

- 昭和元年（1926年）から起算して満100年を迎える令和8年（2026年）に政府主催の記念式典を挙行
- 「昭和100年」の機運を盛り上げるための施策を推進

(考えられる施策の例)

- ・ 多様な主体の取組を紹介するポータルサイト・SNSによる発信
- ・ 歌謡、マンガ・アニメ、映画、出版など昭和の文化に関連したイベントの開催
- ・ 昭和にゆかりのある地名や昭和の色彩を残す風景などを有する地域が連携した取組の推進 など

## 明治以降の歩みを次世代に遺す施策

### 【明治期の資料等の収集・整理・保存及び展示】

- ◆ **国**
  - ・国立公文書館における特別展・企画展【内閣府】
- ◆ **県・政令市**
  - ・県立公文書館における企画展【秋田県】
  - ・県立図書館における特別展示【島根県】
- ◆ **市区町村**
  - ・アイヌ民族等に関する資料の収集及び整理【北海道登別市】
  - ・「深沢家文書」修復事業【東京都あきる野市】

### 【デジタルアーカイブ化等の推進】

- ◆ **国**
  - ・明治150年アーカイブス【内閣官房】
  - ・明治期教科書教育資料のデジタルアーカイブ化【文部科学省】
- ◆ **県・政令市**
  - ・県立図書館における歴史・文化資料のデジタル化事業【神奈川県】
  - ・市立漫画会館デジタルアーカイブ化事業【さいたま市】
- ◆ **市区町村**
  - ・町史編纂等歴史資料デジタル化事業【岩手県紫波町】
  - ・古文書調査保存事業【香川県小豆島町】

### 【建築物の復元・修復等】

- ◆ **国**
  - ・重要文化財 旧奈良監獄の公開・活用【法務省】
  - ・明治記念大磯邸園(旧・伊藤博文邸等)の整備【国土交通省】
  - ・明治期に建設された灯台等の原型保存等【国土交通省】
- ◆ **県・政令市**
  - ・北海道庁旧本庁舎(赤レンガ庁舎)の保存・活用事業【北海道】
  - ・旧新潟税関庁舎等整備活用事業【新潟県】
- ◆ **市区町村**
  - ・国名勝・盛美園の保存整備事業【青森県平川市】

### 【地方公共団体及び民間の活動支援】

- ◆ **国**
  - ・地方創生推進交付金による地方公共団体の取組支援【内閣府】
  - ・地方公共団体が実施する「明治150年」関連施策の取組支援【総務省】
  - ・各種補助事業による地方公共団体等の文化財修復事業等の取組支援【文化庁】
- ◆ **県・政令市**
  - ・幕末明治福井150年博に關した市町に対する支援【福井県】
  - ・歴史資源等強化事業費補助金【高知県】
- ◆ **市区町村**
  - ・大磯町邸園文化交流事業【神奈川県大磯町】

## 「ゆかりの人物」を取り上げた施策（地方公共団体のみ）

### 資料等の収集・整理・保存及び展示

- ・弁天島遺跡等に関する資料整理事業【北海道根室市】\*ジョン・ミルン

### 建築物の保存等

- ・檜野埼灯台旧官舎保存及び展示【和歌山県串本町】\*リチャード・ヘンリー・ブランドン

### 建築物の復元・修復等

- ・四賢婦人記念館新築工事【熊本県益城町】\*矢嶋家姉妹

### 記念碑等の整備

- ・ジョン万次郎上陸の碑建立等事業【沖縄県糸満市】

### 特別展の開催

- ・ジョージ・ルイスと武田久吉に関する県立博物館企画展【栃木県】
- ・与謝野晶子生誕140年記念イベント【堺市】
- ・飯野喜四郎に関する企画展【埼玉県蓮田市】

## 明治の精神に学び、更に飛躍する国へ向けた施策

### 【明治期の若者、女性及び外国人の活躍を取り上げた施策】

#### 特別展の開催

- ◆ **国**
  - ・国立女性教育会館での企画展【文部科学省】
- ◆ **県・政令市**
  - ・女子教育のあゆみを紹介する企画展【山形県】

#### 事業の実施

- ・明治150年記念「世界青年の船」事業【内閣府】

### 【明治期の技術及び文化芸術に触れる機会の充実】

#### 特別展の開催

- ◆ **国**
  - ・法務省赤れんが棟における特集展示【法務省】
  - ・地質図に関する展示【経済産業省】
- ◆ **県・政令市**
  - ・日光田母沢御用邸「皇后御学問所特別公開」【栃木県】
  - ・日本初の近代水道である横浜水道の歴史に関する展示【横浜市】
- ◆ **市区町村**
  - ・九谷焼に関する企画展【石川県小松市】

#### シンポジウム・講演の開催

- ◆ **国**
  - ・明治期の金融制度に関するシンポジウムの開催【金融庁】
  - ・税務大学校、造幣局、印刷局の連携による公開講座の実施【財務省】
- ◆ **県・政令市**
  - ・世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」シンポジウムの開催【鹿児島県】
- ◆ **市区町村**
  - ・「明治近代化につながる技術革新」講演会【鳥取県北栄町】

#### イベントの実施

- ◆ **国**
  - ・迎賓館赤坂離宮 特別参観等の実施【内閣府】
  - ・在外公館、国際交流基金、ジャパン・ハウスにおける関連イベントの実施【外務省】
- ◆ **県・政令市**
  - ・琵琶湖疏水通船の本格運行及びそれに関する情報発信【京都市】
- ◆ **市区町村**
  - ・ふるさと再発見！近代化ヘリテージツアー【秋田県大仙市】

#### その他

- ◆ **国**
  - ・明治期の公共土木施設等に関するインフラツーリズムの推進、明治期の歴史を探索する旅の開発【国土交通省】
- ◆ **県・政令市**
  - ・明治期の公共土木施設の紹介、インフラツーリズムの実施【滋賀県】

#### シンポジウム・講演の開催

- ・勝海舟記念館PRトークショー【東京都大田区】

#### イベントの実施

- ・幕末明治福井150年博の開催【福井県】\*松平春嶽他
- ・中区地域資源発掘事業「鷹野つぎと明治の浜松・中区」【浜松市】
- ・大河ドラマ「西郷どん」プロジェクト推進事業【鹿児島県鹿児島市】

#### 支援事業

- ・明治期の絵画修復事業助成【千葉県】\*山下りん
- ・谷千城ミュージカル公演支援【高知県四万十町】

## 明治150年に向けた機運を高めていく施策

### 【広報関係・情報発信】

- ◆ **国**
  - ・ロゴマークの作成・「明治150年」ポータルサイトの開設【内閣官房】
  - ・老人の日・老人週間における行事を活用した「明治150年」関連キャンペーンの実施【厚生労働省】
  - ・放送コンテンツの制作・展開への支援【総務省】
  - ・「明治150年」温泉地PR【環境省】
- ◆ **県・政令市**
  - ・明治150年情報発信・観光PR事業【京都府】
  - ・みんなでつくる「明治150年・京都のキセキ」ポータルサイト【京都市】
  - ・熊本遺産魅力発信事業【熊本県】

### 【記念事業・大会】

- ◆ **国**
  - ・キックオフ地域イベントの開催【内閣官房・関係県市】
  - ・記念切手・国民体育大会特殊切手の発行推薦、記念貨幣・メダル・商標の記念登録証の発行【関係省庁】
  - ・関係省庁と連携した産業遺産に関する理解増進【内閣府】
  - ・明治150年を冠した国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催【文部科学省】
  - ・明治150年を冠した文化イベント(国民文化祭、芸術祭、メディア芸術祭等)の開催【文化庁】
  - ・検疫資料館等を活用した公開イベント等の実施【厚生労働省】
- ◆ **県・政令市**
  - ・全国運河サミットinみやぎの開催【宮城県】
  - ・「東京150年祭」の開催【東京都】
  - ・県政150周年記念式典の開催【兵庫県】
  - ・肥前さが幕末維新博覧会の開催【佐賀県】
  - ・大阪港開港150年記念式典の開催【大阪府】
- ◆ **市区町村**
  - ・近代製鉄発祥160周年記念フォーラムの開催【岩手県釜石市】
  - ・戊辰150周年オープニング記念歴史講演会の開催【福島県会津若松市】
  - ・旧美敷水源地道水道施設の公開記念式典の開催【鳥取県鳥取市】

## 地方公共団体等の連携による施策（地方公共団体のみ）

### 特別展の開催

- ・県立・市立博物館における戊辰戦争に関する企画展【新潟県、福島県、仙台市】
- ・旧軍港四市日本遺産WEEK【神奈川県横須賀市、広島県呉市、長崎県佐世保市、京都府舞鶴市】

### シンポジウム・講演の開催

- ・戊辰戦争後150周年記念講演会【秋田県仙北市、長崎県大村市】

### 事業の実施

- ・「平成の薩長土肥連合」広域観光プロジェクト【鹿児島県、山口県、高知県、佐賀県】
- ・戊辰記念交流事業「白河交流」【福島県白河市、山口県萩市】
- ・明治150年特別な旅モニターツアー【石川県小松市他5市町】
- ・長浜市・敦賀市・南越前町近代化遺産ガイドブック制作事業【滋賀県長浜市、福井県敦賀市、南越前町】

明治以降の歩みを次世代に遺す施策

【明治期の資料等の収集・整理、保存及び展示】

- 明治期の警察制度に関する研究成果の発信【警察政策学会】
- 「明治150年」記念を冠したイベント等の実施  
【(株)日本取引所グループ、(株)東京証券取引所、日本証券業協会、平和不動産(株)】
- 明治期以降の米流通の歴史等に関する資料の収集・整理、デジタルアーカイブ化やパネル展示の実施  
【(公社)米穀安定供給確保支援機構】
- 幕末・明治に活躍した人物や明治期の東京に存在していた建築物の古写真展の開催【(一財)日本カメラ財団】
- デジタルアーカイブガイドライン作成・公表、技術的な相談・助言の実施【(公社)日本文書情報マネジメント協会】
- 明治改元150年展「幕臣たちの文明開化」【郵政博物館】
- 戊辰戦争と原敬に関する企画展の開催【(公財)盛岡市文化振興事業団】

【デジタルアーカイブ化等の推進】

- 明治時代における年表や書類等のデジタルアーカイブ化の実施【(公財)日本証券経済研究所、(株)東京証券取引所】
- 明治以降の酪農・乳業の歴史に関する関連資料の収集・整理、デジタルアーカイブ化やシンポジウムの開催  
【(一社)Jミルク】※農林水産省施策と同一

【建築物の復元・修復等】

- 舞鶴市内にある海軍にゆかりのある旅館「松栄館」を海軍西洋料理を提供できるレストランとして再生し、日本近代化の歴史に基づく観光拠点として整備【(株)ニューオーサカホテルエンタープライズ】
- 明治期以降、主要産業の一つとして栄えた大竹市の手すき和紙を保存・継承するために、現在市内で唯一残る和紙作業所の施設を改修・整備するとともに、体験教室などの開催【おおたけ手すき和紙保存会】

明治150年に向けた機運を高めていく施策

【広報関係・情報発信】

- 経団連会報における明治150年記念の寄稿掲載【(一社)日本経団連】
- 明治維新の原動力となり、我が国を近代化に導いた鳥取藩の活躍を後世に伝えるため、鳥取藩に関わる幕末維新映画の上映祭【鳥取歴史振興会・維新の魁制作委員会】

【記念事業・大会】

- 対日理解の促進を目的とした海外日系人大会の開催【(公財)海外日系人協会】
- 武道大会等の実施【(公財)日本武道館】
- 第38回全国豊かな海づくり大会～高知家大会【豊かな海づくり大会推進委員会等】
- 通信販売ブランド「旅物語」において明治150年を記念するツアーを企画【(株)TBメディアアリーニング】
- 明治150年記念カクテル【(株)京都ホテル】
- 北海道の名付け親とされる松浦武四郎が歩いた十勝越えの径を歩く会を実施  
【「松浦武四郎の十勝越えを歩く会2018」実行委員会】
- 母成峠会津藩陣跡に関するパンフレット作成及び案内板の設置【戊辰戦争150年会津藩母成峠陣跡保存協議会】
- 西郷隆盛のひ孫など明治150年記念関係者を招聘し、幕末維新史に関するシンポジウムを開催  
【鳥取歴史振興会】
- 明治日本の産業革命遺産である旧グラバー住宅や端島炭坑等の保存と活用について講演・パネルディスカッションを開催【長崎近代化遺産研究会・長崎国際観光コンベンション協会・ながさき地域政策研究所】

明治の精神に学び、更に飛躍する国へ向けた施策

【明治期の若者、女性及び外国人の活躍を取り上げた施策】

特別展の開催

- 戊辰の敗北から立ち上がり、庄内の先進的な取組に挑戦した人々の紹介「庄内近代化物語」【(公財)致道博物館】
- 徳川慶喜と水戸徳川家11代から13代の功績と歴史を紹介する記念展の開催【(公財)徳川ミュージアム】
- 霊山歴史館において西郷隆盛に関する通年の特別展の開催、また、多くの資料でその生涯を辿りつつ、西郷をとりまく坂本龍馬や新選組の資料の展示【幕末維新ミュージアム霊山歴史館】

シンポジウム・講演の開催

- 戊辰戦争を地域の視点から捉え直し、現代地域社会のありかたを展望するシンポジウムの開催【東海大学】
- 天誅組有識者によるパネルディスカッションや天誅組に関する講演会等の開催【NPO維新の魁天誅組】

【明治期の技術及び文化芸術に触れる機会の充実】

特別展の開催

- 医薬品企業が有する資料館等における明治150年関連展示【大日本住友製薬(株)、田辺三菱製薬(株)】
- 「育樹祭」関連行事の森林・林業・環境機械展示実演会における明治150年関連展示【(一社)林業機械化協会】
- IGAS2018(国際総合印刷テクノロジー&ソリューション展)において、江戸時代から明治期における印刷技術を辿る展示等【(一社)日本印刷産業機械工業会】
- クリーンコールドデーにおける我が国の石炭産業の歴史等についてパネル展示及び産炭地の石炭資料館における特別展示等の実施【(一財)石炭エネルギーセンター等】
- 明治期に活躍した建築家等の紹介展示【森美術館、日本建築家協会】
- 明治期に存在した劇場二葉座の開業150周年に係る町内の演芸の歴史に関する企画展の開催【NPOぱとりあ岩内】
- 鶴ヶ城天守閣において、当時の歴史資料を展示し、会津における戊辰戦争の詳細を紹介する企画展「1868年の会津藩」の開催【(一財)会津若松観光ビューロー】
- 企画展「鉄道遺産をたずねて～遙かなる時を越えてきた生き証人～」の開催【京都鉄道博物館】
- 慶雲館・長浜鉄道スクエア連携企画展【(公社)長浜観光協会】

シンポジウム・講演の開催

- 「絹のみち広域連携プロジェクト」の一環として、明治期の伝習工女による「富岡日記」を題材にしたシンポジウムを開催【シルクのまちづくり市区町村協議会等】

イベントの実施

- Tourism Expo Japanにおいて、大政奉還と明治維新にスポットを当てた企画展示の実施【日本旅行業協会等】
- 明治に運転開始した日本初の事業用水力発電所「蹴上発電所」の見学会の実施【関西電力(株)】
- 明治の産業発展に貢献し、財閥を築いた偉人の別荘跡地の散策【大磯ガイド協会】
- 博物館明治村の施設を活用したイベントの開催【博物館明治村】
- 薩摩×バリ美食の饗宴【SHIROYAMA HOTEL kagoshima】

その他

- 明治期の公共土木施設等に関連するインフラツーリズムの推進、明治期の歴史を探访する旅の開発【旅行業協会等】※国土交通省施策と同一

## 担当者一覧・URL

事項	担当課室	担当者	電話番号
(4) ローカルスタートアップ関連施策について			
① ローカル10,000 プロジェクト等について <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html</a>	総務省地域力創造グループ地域政策課	中津留、金澤、北海	03-5253-5523
② 地域の社会課題解決事業について <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki_kigyou_kyousei/index.html">https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki_kigyou_kyousei/index.html</a> <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html">https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html</a>	中小企業庁経営支援部創業・新事業促進室	森田、藤田、平出	03-3501-1511
③ 地域金融行政について	金融庁監督局銀行第二課	安仁屋	03-3506-6000
(5) 事業承継、地域企業の人材確保・育成関連施策について			
① 事業承継・M&Aについて	中小企業庁事業環境部財務課	正木、浅木	03-3501-5803
② 地域の人事部について <a href="https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/jinjibu/index.html">https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/jinjibu/index.html</a>	経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課	林、大塚、池田	03-3501-1697
③ プロフェッショナル人材事業について	内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局	平岡、板垣	03-6257-1411
④ 事業承継等人材マッチング支援事業について	総務省地域力創造グループ地域政策課	中津留、北海	03-5253-5523
⑤ 特定地域づくり事業協同組合について <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyuu.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyuu.html</a>	総務省地域力創造グループ地域自立応援課	日比野、撫養	03-5253-5533

## 担当者一覧・URL

事項	担当課室	担当者	電話番号
(6) 地域脱炭素関連施策について			
① 地域脱炭素の推進について	環境省大臣官房地域政策課	安藤	03-5521-8232
② 営農型太陽光発電について <a href="https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/yosan.html#yosan">https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/yosan.html#yosan</a>	農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課再生可能エネルギー室	香野、工藤	03-6744-1508
③ 総務省の地域脱炭素関連施策について	総務省地域力創造グループ地域政策課	中津留	03-5253-5523
(7) 地域DX推進について			
① デジタル人材の確保について	総務省地域力創造グループ地域情報化企画室	作井、加藤	03-5253-5525
② 都道府県を中心とした共同調達の推進について	総務省地域力創造グループ地域DX推進室	武田、橋尾	03-5253-5586
③ 光ファイバの整備促進等について	総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課	岡、須田、秦	03-5253-5866
(8) 「昭和100年」関連施策について			
「昭和100年」関連施策について <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syouwa100nen/index.html">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syouwa100nen/index.html</a>	内閣官房「昭和100年」関連施策推進室	齊藤	03-3581-4582